

令和2年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月28日（金）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	8
・会期の決定	8
・町長施政方針	8
・諸般の報告	14
・行政報告	14
・議案等の上程（第7号～第35号）（諮問第1号～諮問第2号）	14
・議案等に対する質疑	22
・議案等の委員会付託	25

第2号 3月2日（月）

・一般質問	30
本田芳枝議員	30
1. 令和2年度の予算の方針ならびに重要施策について	31
2. 粕屋町の職場環境の在り方について	40
3. 男女共同参画推進条例における推進体制と相談窓口について	46
田川正治議員	51
1. 消費税10%増税により町民生活への影響が増大するもとで、更なる社会保障費の切り捨てと負担増が進められようとしているが、町民への負担軽減のための町の予算編成と施策について	52
2. 国税滞納者への差し押さえ件数が増加しており、各種税金・料金は滞納者の生活実態などを考慮して、憲法25条の趣旨にもとづき、最低限度の生活を町民に保障することについて	58
3. 公立学校の先生に「1年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする法案が強行・成立され、今後は都道府県や市町村の学校で導入の是非が問われるが、教育委員会などでの協議の進捗状況について	63
山脇秀隆議員	69
1. 将来を見据えた粕屋町の取組みについて	69
2. 教職員の働き方改革について	78
太田健策議員	87
1. 新型コロナウイルスの対策について	87

2. 生活困窮者自立支援制度等の推進について……………	95
3. 朝日区の集会所について……………	99
中野敏郎議員……………	102
1. 令和2年度施政方針について……………	102
2. 人的災害について……………	110

第3号 3月3日（火）

・一般質問……………	124
川口 晃議員……………	124
1. 須恵川土手の草木の伐採問題について……………	124
2. 洪水時対策の具体例について……………	129
3. 各種扶助事業の復活及び削減された町職員の派遣研修等について……………	132
4. 「生活困窮者自立支援法」に基づく支援制度について……………	139
福永善之議員……………	143
1. 幹部職員に対する処分について……………	143
2. 役場内でのハラスメントについて……………	150
久我純治議員……………	163
1. 酒殿地区の区画整理にともない駕与丁公園側の道路の拡張、又南側（区 画整理横）のJRのガードの改善は……………	163
2. 企業誘致するには九州大学との提携を……………	169
井上正宏議員……………	176
1. 防災と交通安全対策について……………	176
2. 児童・生徒に関することについて……………	181
3. 学童保育指導員の民間委託について……………	186
4. 中学校の英検取得状況について……………	188
案浦兼敏議員……………	192
1. 当初予算・組織等について……………	192
2. 交通対策について……………	205

第4号 3月4日（水）

・一般質問……………	214
末若憲治議員……………	214
1. 粕屋町における子どもたちを始めとする歩行者の安全確保の取組みにつ いて……………	215

2. ホームページなどの情報発信について……………	230
---------------------------	-----

第5号 3月18日（水）

・（追加）会議録署名議員の指名……………	241
・（追加）議案等の上程（議案第36号）……………	241
・（追加）議案等に対する質疑……………	242
・（追加）議案等の委員会付託……………	242
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	243
議案第7号 粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について……………	243
議案第8号 粕屋町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例に ついて……………	243
議案第9号 粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について……………	243
議案第10号 粕屋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を 改正する条例について……………	243
議案第11号 粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について……………	243
議案第12号 粕屋町附属機関設置に関する条例の制定について……………	248
議案第13号 粕屋町文化財保護条例の一部を改正する条例について……………	249
議案第14号 粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例の一部を改正する条例について……………	250
議案第15号 粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について……………	251
議案第16号 粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について……………	252
議案第17号 粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例について……………	253
議案第18号 粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について……………	254
議案第19号 粕屋町鶴寿祝金条例を廃止する条例について……………	256
議案第20号 令和元年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	259
議案第21号 令和元年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……	264
議案第22号 令和元年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について…	264
議案第23号 令和元年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	264
議案第24号 令和元年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ いて……………	267
議案第25号 令和2年度 粕屋町一般会計予算について……………	268

議案第26号	令和2年度	粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	274
議案第27号	令和2年度	粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	274
議案第28号	令和2年度	粕屋町介護保険特別会計予算について……………	274
議案第29号	令和2年度	粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ いて……………	274
議案第30号	令和2年度	粕屋町水道事業会計予算について……………	278
議案第31号	令和2年度	粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について…	278
議案第32号		町道路線の廃止、変更及び認定について……………	280
議案第33号		和解及び損害賠償の額を定めることについて（追認） ……	281
議案第34号		和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	282
議案第35号		粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定 に関する協議について……………	284
諮問第1号		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	285
諮問第2号		人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	285
		（追加）議案第36号 令和元年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	286
・委員会		の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	288
・閉会		……………	290

令和2年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和2年2月28日（金）

令和2年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月28日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 行政報告
- 第6. 議案等の上程
- 第7. 議案等に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（22名）

町 長 箱 田 彰 副 町 長 吉 武 信 一
教 育 長 西 村 久 朝 総 務 部 長 山 野 勝 寛

都市政策部長	山 本 浩	住民福祉部長	中小原 浩 臣
総 務 課 長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税 務 課 長	中 原 一 雄	収 納 課 長	臼 井 賢太郎
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	社会教育課長	新 宅 信 久
給食センター所長	吉 村 健 二	都市計画課長	田 代 久 嗣
地域振興課長	八 尋 哲 男	道路環境整備課主幹	青 木 裕 次
上下水道課長	松 本 義 隆	総合窓口課長	渋 田 香奈子
子ども未来課長	神 近 秀 敏	介護福祉課長	石 川 弘 一
健康づくり課長	古 賀 みづほ	会 計 課 長	藤 川 真 美

(開会 午前9時30分)

◎議長(鞭馬直澄君)

改めまして、おはようございます。

新型コロナウイルス感染症抑止対策が急務となっております。一人一人がしっかりと感染防止に取組み、一刻も早く収束することを願うばかりでございます。

それでは、本日、欠席届が提出をされております。執行部の安松道路環境整備課長より、今定例会中における病気休暇届の提出があっております。代わって青木主幹が出席されますこと、また、早川学校教育課長は、昨日の安倍首相の休校要請による臨時休校の緊急対応のため、本日の本会議は欠席となっておりますことを申し添えておきます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長(鞭馬直澄君)

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、田川正治議員及び10番、久我純治議員を指名いたします。

◎議長(鞭馬直澄君)

続きまして、日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの20日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(鞭馬直澄君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの20日間と決定いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

日程第3、「町長施政方針」の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長(箱田 彰君)

改めまして、おはようございます。

マスクを通してですので、お聞き苦しい点があろうかと思いますが、ご容赦願

いします。

本日、令和2年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、全員のご出席を賜り、本当に心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、今の議長のご挨拶にもありましたが、新型コロナウイルス感染症についてでございます。これは、昨日の安倍総理大臣の対策本部での発言のとおり、非常に緊急性が高いものとなっております。まさに国難と言えるのではないのでしょうか。今の時点では、小・中学校、高校の休校に関する具体的な指示がまだあっておりません。しかしながら、これは今の段階では、教育委員会レベルではなくて国全体のレベル。まさに内閣府の問題として、国民全体の問題として考えるべきことになっております。先ほど言いますように国難と言えますが、とにかく今回の感染拡大、これをこの2週間の間で防止する。拡大をしないように全力を挙げて、国全体を挙げて取組むべき事柄と思います。

粕屋町におきましても、1月30日に対策本部をいち早く立上げ、本日も第5回の対策本部会議をしましたが、その対策について、全身全霊で努めてまいります。後ほどの、この本会議が終了後の全員協議会で、詳細につきましてはご報告申し上げますが、これから先、この対策につきましては、議員各位のご協力、そしてまた、ご支援を賜りますようによろしくお願いします。

さて、令和2年度の施政方針をこれから申し上げます。

本日ここに、令和2年度の予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますと共に、予算案、及び重点施策の概要をご説明いたします。

去年は天皇陛下がご即位され、新たな令和の時代が幕を開けました。人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つという意味が込められた令和が始まり、新しい時代への期待と高揚、それに平穏で豊かな時代の到来を願い、日本列島が祝賀ムードに包まれました。

内閣府の「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、我が国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需は弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかな回復基調にあるとされております。しかしながら、国内総生産（GDP）の速報値が5四半期ぶりにマイナスになるなど、消費税率引き上げ後の経済動向を引き続き注視すると共に、米中貿易摩擦など通商問題をめぐる動向、不安定な中東情勢、更に新型コロナウイルスによる国内外の経済等への影響など、海外発の下方リスクによる悪影響も懸念されております。

そのような中にありまして、7月には「スポーツには世界と未来を変える力があ

る。」という大会ビジョンのもと、「全員が自己ベスト」、「多様性と調和」、「未来への継承」という3つの基本コンセプトを掲げた、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、1964年（昭和39年）以来56年ぶりに開催されます。前回開催の東京オリンピック当時、私自身のことですがまだ小学生でした。しかしながら、日本中が熱狂し、興奮し、感動する姿は、高度成長期の高揚した世相にも反映され、我々日本人の記憶に深く刻まれております。これからの時代を担う子どもたちに、オリンピック・パラリンピックが大きな夢や希望を与えてくれることを期待しております。

国際NGO「ペシャワール会」現地代表として、戦乱や干ばつで荒廃したアフガニスタンとパキスタンで、多くの市民と共に人道・復興支援に尽くされた中村哲医師が、昨年12月にアフガニスタンで凶弾に倒れ、ご逝去されました。

謹んで深く哀悼の意を表します。

中村哲医師は、「一隅を照らす」という言葉を好んで使われておりました。現代社会は様々な情報にあふれ、つい浅く広く表面的なものになりがちであるが、一人一人が今いる場所で精一杯生きること、それが積み重なり、周りの人々や地域と結びつき、結果として未来を良くすることに繋がる、そのような意味があるのではないかと考えています。

令和2年度は、第5次粕屋町総合計画前期基本計画の最終年度であります。新しい時代やオリンピック・パラリンピックがもたらす、期待感や高揚感を将来のまちづくりに繋げられるよう、施策を一つ一つ着実に実施してまいります。それでは、令和2年度予算案についてご説明申し上げます。

まず、歳入ですけれども、根幹となる町税収入は、人口の伸びに伴う納税義務者の増加などにより、前年度から増収になると見込んでいますが、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、税収の増加などにより減額を見込んでいます。そのほか、令和元年10月に実施された消費税率の引上げによる地方消費税交付金の大幅な増収を見込み、また、法人住民税法人税割の税率引下げによる減収補填として、法人事業税交付金が創設されたため、新規に計上しています。

一方、歳出については、障がい者サービス事業費の伸びに伴う社会福祉費の増加や私立保育園の新設、幼児教育・保育の無償化実施に伴う児童福祉費の増加などにより、民生費が前年度に引き続き大幅に増加しています。また、複雑化する業務内容や業務量の増加などへ対応するため、行政サービスの一部を包括的に委託することとしており、総務費が増加しています。なお、財源不足を補うため、財政調整基金から4億4,200万円の繰入れを計上すると共に、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から2,530万円を繰り入れています。

予算規模につきましては、一般会計151億3,100万円、特別会計67億5,077万4千円、企業会計41億6,454万8千円、予算総額260億4,632万2千円となっています。これは、一般会計が、前年度比プラス3.7%、5億3,400万円の増で、過去最大の予算規模となりました。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比プラス2.5%、6億4,034万6千円の増となります。厳しい財政状況の中、前年度に引き続き、公約実現のための予算を可能な限り計上すると共に、自然災害対策や待機児童の解消、施設の老朽化への対応など、取り巻く課題の解決に必要な予算を確保する一方で、新たに企業立地対策事業に着手し、産業の振興・雇用の創出により、将来の財源確保に繋げるなど、持続可能な財政基盤の確立を図った予算を編成いたしております。

それでは、町政運営の方針、公約に沿った重点施策の概要についてご説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」についてですが、待機児童解消に向けた保育の受け皿を拡大するため、今秋に定員120名の新たな私立認可保育所を酒殿区内に開所いたします。また、3歳未満児の保育需要に対しても積極的に支援を行っていきます。

次に、「住みやすいまちづくり」についてですが、昨年4月より開始したふれあいバスの土日祝日運行は、多くの町民の方々にご利用いただいております。ふれあいバスの利便性をより一層高めるため、長者原駅への乗り入れと福祉センターからイオンモール福岡へのピストン運行を開始いたします。運転免許証を返納された高齢者の皆さまの生活の足として、また町民の皆さまが公共交通機関をご利用いただくことで、脱炭素化社会の実現を目指して取り組みます。

本町には6つのJRの駅があり、交通の利便性の高さは町の魅力であり、強みであると考えております。令和2年度より長者原、酒殿の駅前広場の整備を行い、駅やふれあいバスの利便性向上を図ります。

そして、「誇れるまちづくり」についてでございます。町のランドマークである駕与丁公園の再生に取り組みます。民間事業者へ行った「駕与丁公園魅力向上のアンケート」結果を基に、公園の有効な活用方法について、民間事業者から広く意見や提案を求め、駕与丁公園の更なる魅力向上を図ります。

最後に、「安心して生活できるまちづくり」についてでございます。全国のため池の多くは老朽化が進行し、近年、局地的な大雨や大規模な地震の発生などにより、被害が各地で発生しています。ため池の適正な管理や緊急時の情報伝達を的確に実施するため、町が管理するため池の耐震診断を実施し、ため池ハザードマップの作成を行います。

地域の皆さまと一緒に、子どもたちを見守る新しい形の見守りサービスを導入します。IoTを活用した先端システムと地域の協力を組み合わせることで、「ながら防犯」活動を促進し、多様な担い手による地域の防犯力向上に取り組めます。令和2年度は通学路を中心に見守り拠点を整備いたします。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる4つのまちづくり基本目標に沿って、主要な事務事業の内容を申し上げます。令和2年度は合計159の事務事業の実施を予定しております。

基本目標1、「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」についてでございます。令和2年度は、予算額27億2万2千円を計上し、44事務事業の実施を予定しています。

6月は梅雨前線や低気圧などの影響で、大雨や短時間に激しい雨が降るなど、土砂災害や河川の洪水など多くの災害が起きやすい時期です。6月を防災月間として、町民の皆さまの防災意識の向上に努め、防災・減災に向けた取り組みを促進します。

次に、子どもたちが、安全・安心かつ快適に学習できる環境を作るため、老朽化した校舎の改修や増築を計画的に実施していく必要があります。昨年度に引き続き、仲原小学校において大規模改造工事を行います。また、安全で安心な学校施設を維持するため、粕屋東中学校において、コンクリートブロック塀の改修工事を行います。

阿恵官衙（あえかんが）遺跡が、町内で初めて国史跡に指定されます。これ予定でございます。文化財は郷土の歴史を知る貴重な財産であり、理解を深めていただくため、来年の1月でございますが、記念シンポジウムを開催いたします。また、若い世代にも郷土への関心と誇りを持っていただくために、歴史教育用の副読本を刊行いたします。

次に基本目標2、「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」についてでございます。令和2年度は、予算額33億2,887万4千円を計上し、35事務事業の実施を予定しています。

道路は、町民に最も密接した地域の生活基盤であり、景観形成、環境、防災対策など、様々な機能も求められています。安全で快適な道路環境を確保するため、老朽化した内橋・大隈線の道路舗装修繕工事を行います。

次に、水道事業者として、町民の皆さまに安全・安心で良質な水を安定供給する必要があります。配水池は、浄水場から送られた浄水を貯留し、家庭や事業所に配水する施設です。給水人口の増加、及び地震等の災害に備え、新たに耐震性の高い粕屋南配水池2号池を築造します。

次に、水害の防止のため、準用河川に指定予定の南里水路の整備計画を策定し、

計画に沿った改修工事や浚渫を実施して参ります。

次に基本目標 3、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」についてです。令和 2 年度は、予算額 132 億 4,963 万 3 千円を計上し、48 事務事業の実施を予定しています。

健康寿命を伸ばすためには、まずは健康診断を受診していただき、ご自身の健康状態を確認し、健康づくりに繋げていくことが重要です。いつでもどこでもインターネットで予約ができる、健診予約システムを導入することで、受診率の向上に取り組めます。

次に、人手不足が深刻になる中、将来の住民サービスを維持していくため、人間である職員でなくてもできる事務作業は、AI、これは人工知能でございます。RPA、これはロボティクスのことでございます。これを活用して、自動化する「スマート自治体」への転換を図る必要があります。最初に、保育所の利用申込書の入力作業について自動化を進めてまいります。

社会的に増加の兆しが見られる小児・AYA 世代のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで安心して生活を送ることができるよう、在宅療養サービスに関わる利用料を助成します。

次に基本目標 4、「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」についてです。令和 2 年度は、予算額 12 億 2,901 万 5 千円を計上し、32 事務事業の実施を予定しています。

まず、令和 3 年度から始まる総合計画後期基本計画の策定に向けて、SDGs をテーマにした「かすや未来カフェ」を実施し、10 月には「総合計画策定シンポジウム」を開催いたします。幅広い世代の多くの町民の皆さまに、これからのまちづくりについて大いに語り合っていただき、SDGs について、知ってもらう機会にしたいと考えております。

次に、福岡県がマッチング事業、又は起業支援事業と連携し、東京圏から移住し就業、又は起業しようとする方が定着に至った場合に、福岡県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する事業を始めます。

そして、2020 年は日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした、5 年に 1 度の国勢調査の年でございます。インターネット回答を促進し、回答者の負担軽減・利便性の向上を図ると共に、調査の正確性の確保と統計調査業務の効率化を図ります。

以上、令和 2 年度の町政運営の方針を申し述べました。

終わりになりますが、私は今、国の内外を問わず、社会が新たな時代に変化していくことを強く感じております。町民の皆さまが、将来に向けて夢や希望を抱き、10 年先、20 年先も幸福感を実感できるまちづくりを目指していきたいと考えており

ます。

町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

お知らせをいたします。マスクをしているせいでもあるかと思いますが、むせる方とか咳が続く方がおられましたら、いったん退席をされ、落ち着いてから、再度入場をされるようお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、日程第4、「諸般の報告」を行います。

閉会中の委員会派遣の報告を行います。

総務常任委員会では、2月3日・4日、兵庫県加古川市、及び神戸市への視察研修を行っております。加古川市では、防災対策として防災ネットかこがわ、及び防災アプリ等防災情報発信の取組みを、また、神戸市では「阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター」にて、防災・減災社会の実現を過去の大震災から学ぶとして、震災や風水害の脅威、防災・減災の取組みを学びました。

議会運営委員会では、2月6日と7日、福島県会津若松市への視察研修を行っております。会津若松市では、議会改革先進議会として全国に名を馳せてある市議会にて、会津若松市議会の議会改革、議会基本条例で実現する市民参加型政策サイクルの取組みを学ばせていただき、帰路につく前の時間を利用して、国の実証事業であります、昨年春に開所したばかりのICT企業集積施設「スマートシティ・アイクト」の施設見学、及び事業説明を受けました。

今閉会中、以上2つの委員会が先進地に出向き学んできております。視察研修の成果として、今後の議会活動、及びまちづくりに寄与していただくよう期待をいたします。内容につきましては、各委員会から視察報告書が本日までに提出される予定でございますので、ご一読をください。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、日程第5、「行政報告」及び日程第6、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は31件であります。「行政報告」及び「提案理由の説明」を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の平成30年度決算が1件、一部事務組合等の令和2年度予算が8件でございます。別途紙面に一覧表を載せておりますので、どうかご一読をお願いいたします。以上で「行政報告」を終わります。

続けて、「議案等の上程」を行います。

令和2年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、条例の改正・制定・廃止が13件、令和元年度補正予算が5件、令和2年度当初予算が7件、道路認定等が1件、和解及び損害賠償額の決定が2件、協議会の規約制定に関する協議が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が2件、以上31件でございます。

それでは、議案第7号から順にご説明申し上げますが、議案第20号から議案第31号までの予算案に関する議案につきましては、副町長よりご説明申し上げます。

まず、議案第7号でございます。「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、所要の規定を整備するものでございます。また、地方公務員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、労働基準法の適用となるため、同法準拠に改めるものでございます。

次に、議案第8号は、「粕屋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第9号は、「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。

人口増加や多様化する住民ニーズに対応し、サービスの維持・向上を図るため、令和2年度から令和6年度までの職員定員管理計画に基づき、職員の定数を改正するものでございます。

続きまして、議案第10号は、「粕屋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第7号で先ほどご説明いたしましたように、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第11号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

こちらでも議案第7号でご説明いたしましたように、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、所要の規定を整備するものでございます。また、勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、一般職の職員と同様の取り扱いとするため、改めるものでございます。

議案第12号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の制定について」でございます。

本町では、地方自治法の規定に基づき、法律または条例により設置する「附属機関」につきまして、適切な運営に努めておりますが、御承知のとおり「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の制定により、地方公共団体の特別職非常勤職員の任用及び報酬支給方法の制度体系が厳格化されたことから、各種委員会等の設置目的、位置づけを明確化し、執行機関の附属機関として整理し直す必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第13号は、「粕屋町文化財保護条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、文化財保護法第190条の規定に従い設置しております、粕屋町文化財保護委員会の設置根拠、及び町指定文化財の現状変更の取り扱いを明確化するため、所要の規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第14号は、「粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正の概要といたしましては、第1に、住居手当について、人事院勧告に基づく給与の改定に際して、先に改正された、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例に準じて、支給対象となる家賃額の下限を引き上げるものでございます。第2に、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に準じて、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第15号は、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正の概要といたしましては、水道法の一部を改正する法律の制定により、指定給水装置工事事業者の登録が従前、永年であったものから、5年ごとへの更新制へと変わりましたので、この更新制の導入に伴い、指定に関する審査手数料、及び指定給水装置工事事業者証の交付手数料についての規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第16号は、「粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正の概要といたしましては、受益者負担の原則により、排水設備指定工事店の審査及び工事店証の交付、並びに排水設備工事責任技術者証の交付に係る手数料について、条例の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第17号は、「粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

昨年の11月30日に、酒殿の住居表示を実施いたしましたことに伴い、酒殿駅北自転車駐車場、及び酒殿駅南自転車駐車場の所在地につきまして、位置の表示が変更されましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。

「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行され、町営住宅への入居に際して、今までどおり連帯保証人を必要とする場合は、保証の上限額の設定が必要となるなど、民法における債権関係の規定が改正されます。近隣市町村の状況を調べましたところ、福岡県や福岡市は保証人を附さないことで既に決定しており、糟屋郡内におきましても、保証人を附さない方針であるとのことでございます。粕屋町におきましても、低所得者や身寄りのない高齢者等の「住宅確保」という町営住宅の目的を鑑み、連帯保証人に関する規定を削除するものでございます。

続いて、議案第19号は、「粕屋町鶴寿祝金条例を廃止する条例について」でございます。

本条例は、多年にわたり社会の進展に寄与した100歳を迎えた方に対し、祝金を贈呈し敬意を表することを目的として、平成4年度に制定され、対象の方に鶴寿祝金を贈呈してまいりました。今回、粕屋町鶴寿祝品贈呈要綱を策定し、鶴寿祝金から鶴寿祝品に内容を一新するため、本条例を廃止するものでございます。

次の議案第20号から議案第31号までの予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、副町長よりご説明いたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武 信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

では、議案第20号より31号までご説明を申し上げます。

議案第20号は、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ4億5,032万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億8,732万4千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税を2億440万円、国庫支出金を5,678万9千円、町債を4億240万円増額し、寄附金を5,500万円、諸収入を1億1,819万8千円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、流域関連公共下水道事業補助金を7,200万円、小学校施設整備事業費を4億5,765万6千円、中学校施設整備事業費を1億1,594万6千円、町立幼稚園運営管理事業費を5,508万8千円、財政調整基金積立金を4億5,255万5千円増額し、私立・町外保育施設等運営事業費を1億1,269万円、児童手当給付事業費を5千万円、広域環境衛生事務費を6,452万5千円、プレミアム付商品券発行事業費を1億2,900万円、道路改良新設事業費を7,600万円、ふるさとづくり基金積立金を5,495万7千円減額するものでございます。

次に、議案第21号は、「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ2億812万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億8,851万8千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰入金を390万円増額し、県支出金を2億2,217万円、国庫支出金を580万4千円を減額、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を1,594万9千円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を2億円、総務費を562万5千円、保健事業費を250万円減額するものでございます。

続きまして、議案第22号は、「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ348万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億3,563万6千円とするものでございます。

歳入は、繰入金を、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を、それぞれ348万2千円減額するものでございます。

次に、議案第23号は、「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。保険事業勘定の補正は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ1億2,501万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億4,446万4千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を4,441万4千円、国庫支出金を1,234万6千円、支払基金交付金を3,287万5千円、繰入金を1,799万5千円減額し、諸収入を42万6千円増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を231万7千円、保険給付費を1億1,300万円、地域支援事業費を981万円減額し、諸支出金を11万3千円増額する

ものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ142万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,497万8千円とするものでございます。

歳入は、サービス収入を142万円減額し、歳出は、総務費を42万円、サービス事業費を100万円減額するものでございます。

議案第24号は、「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

主な補正の内容は、一般会計繰入金の各項目での増減、及び設計委託料の減額、また、設計委託料に係る債務負担行為の廃止であります。収益的収支につきましては、収入を7,179万5千円増額し、13億3,924万5千円に、支出を1,050万5千円減額し、13億2,460万7千円に、資本的収支につきましては、収入を20万5千円増額し、7億9,124万9千円とし、支出は増減なく、10億4,328万1千円とするものでございます。

続きまして、議案第25号は、「令和2年度粕屋町一般会計予算について」でございます。令和2年度の一般会計歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ151億3,100万円とするものでございます。

その主なものとしたしましては、隣保館等管理運営事業費を5,060万5千円、障害者自立支援給付事業費を1億9,880万9千円、私立・町外保育施設等運営事業費を2億2,566万4千円、地域生活空間整備促進事業費を4,200万円、中学校施設整備事業費を3,585万円、私立幼稚園奨励事業費を7,323万5千円、前年度より増額する一方、町有財産管理事務費を3,019万4千円、道路改良新設事業費を3,814万6千円、橋梁維持事業費を8,720万円、街路建設事業に伴う町事業費を3,150万円、学童保育所運営事業費を9,567万8千円、前年度より減額し計上しております。

また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億4,200万円繰入を計上すると共に、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から2,530万円繰り入れております。

次に、議案第26号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。令和2年度の本特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ37億5,360万5千円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税を7億7,660万5千円、県支出金を24億6,858万9千円、繰入金を2億6,416万2千円計上し、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費を24億3,784万4千円、国民健康保険事業費納付金を11億5,189万2千円、保健事業費を3,533万円、前年度繰上充用金を8千万円計上す

るものでございます。

議案第27号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でござい
ます。令和2年度の本特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ5億
2,033万2千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を4億550万円、繰入
金を1億1,382万7千円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、後期高
齢者医療広域連合納付金を5億182万7千円計上するものでございます。

議案第28号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございま
す。本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっております
が、保険事業勘定は、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ24億5,865万
5千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料5億4,693万2千円、国庫支出金5億
145万7千円、支払基金交付金6億3,412万円、県支出金3億3,910万2千円、繰入
金4億3,696万円を計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、
総務費7,930万9千円、保険給付費22億4,851万円、地域支援事業費1億2,847万9
千円を計上するものでございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ
1,700万6千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、サービス収入1,654万3千円を計上し、一方、
歳出の主なものといたしましては、総務費1,426万9千円、サービス事業費273万6
千円を計上するものでございます。

次に、議案第29号は、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について」でござい
ます。令和2年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞ
れ117万6千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、諸収入を116万6千円計上し、一方、歳出の
主なものといたしましては、諸支出金を94万5千円計上するものでございます。

議案第30号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計予算について」でござい
ます。収益的収支につきましては、収入が10億5,426万3千円、支出が9億690万2千円で、
資本的収支につきましては、収入が5億2,670万円、支出が9億611万9千円でご
ざいます。

収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金、及び建設
改良積立金等で補填するものであります。

議案第31号は、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」
でござい
ます。収益的収支につきましては、収入が12億5,497万円、支出が13億

6,221万5千円で、資本的収支につきましては、収入が7億4,673万9千円、支出が9億8,931万2千円でございます。

収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金、及び減債積立金で補填するものであります。

以上でございます。

(副町長 吉武 信一君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

それでは議案第32号、「町道路線の廃止、変更及び認定について」でございます。

整理番号1番から5番は、酒殿駅南土地地区画整理に伴い、路線の廃止、及び起点・終点の変更等を行うものです。次に、整理番号6番は、路線の一部が一般交通の用に供さない箇所があるため、終点の変更を行うものです。次に、整理番号7番・8番は、路線の一部が、通行不可能な線路内を横断している箇所があるため、分割を行うものです。

道路法第10条第3項、及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第33号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて（追認）」でございます。

提案理由の説明に先立ちまして、地方自治法第96条第1項第12号、及び第13号の規定で定められております、議会の議決が必要な和解に関すること、及び損害賠償の額を定めることについて、遺漏がありましたことに対して、深くお詫び申し上げます。

私どもの認識不足により、これまでの町道の破損等に起因する車両の損傷、公用車の衝突事故などにつきまして、全国町村会総合賠償保障保険などの保険にて支払いがなされるため、慣例的に議決を得ず事務処理を行っており、法的に瑕疵のある状態となっております。その瑕疵を治癒するため、別紙資料に計上いたしました損害賠償請求権の時効である、3年間を勘案した平成28年度以降の案件につきまして、追認の議案として上程し、地方自治法第96条第1項第12号、及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内訳といたしましては、公用車の事故に起因するものが8件、施設の瑕疵を起因とするものが8件、合計16件でございます。

今後は、このような不適切な事務が二度と起こらないよう、法令遵守を徹底し、再発防止に努めますと共に、町道の破損等の公共施設の点検・補修並びに公用車の事故率の低減を図ってまいります。

次に、議案第34号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。

令和2年1月18日に、町道「下預田～瓦ヶ田線」において発生した、道路管理の瑕疵による車両物損事故について、相手方に対し、過失割合に応じた損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号、及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号は、「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について」でございます。

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約を制定すること、及び令和2年4月1日から粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会を設置することについて、地方自治法第252条の2の第1項の規定により、関係地方公共団体と協議したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員「長 義則」氏の任期が、本年6月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

長氏は、経歴書にありますように、長年、中学校で教鞭をとられ、退職後は粕屋町の人権教育担当、教育相談員に携わられ、広く社会の実情に通じ、人権・識見とも優れた方であります。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

諮問第2号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

人権擁護委員「因 裕子」氏の任期が、本年6月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度、人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

因氏は、経歴書にありますように、町立幼稚園等で長年幼児教育にあたられ、人権問題への理解も深く、広く社会の実情に通じ、人権・識見とも優れた方であります。推薦につきましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、日程第7、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いをいたします。

質疑はございませんか。本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

議案番号 9 号ですね。「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」ということで、今回、私もそうですが、ほかの議員も、定数を増やしてくれという話を一般質問などでしておりますので、とてもこれは良かったなと思っていますが、この数の根拠。例えば、町長の事務部局の職員 201 名にすると。その前は、現在は 180 名ではないかなと思います。

それから、そのほかについても、人員に対するその根拠というものを、議案説明の時に聞かせていただけるかなと思ったんですけど、それがなかったのでお願いいたします。

それから、もう 1 点は、次の 10 号、「粕屋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」。この条例は、下の理由に地方公務員法の昭和 25 年法律第 261 号の一部改正とあって、実際これ施行されてるのが平成 26 年だと思います。それで今ですね、これを条例を改正するその背景っていうか、その理由をお尋ねいたします。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎ 町長（箱田 彰君）

まず、定数条例の関係で、議案第 9 号の関係でございますが、内容につきましてはいですね、非常に細かくございますので、説明できる範囲。この上程のこの段階でございますね、ご質問に対して説明できる範囲で、担当の課長のほうから説明いたします。

続きまして、第 10 号につきましても、これは先ほど申し上げましたように、欠格条項、被後見人制度の関係のことでございます。それにつきましても、担当課長のほうから説明申し上げます。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎ 総務課長（堺 哲弘君）

まず、定数からでございます。

定数につきましては、委員会のほうでまた詳細には説明をさせていただくかと思っておりますけれども、私どものほうで、定員管理計画というのを 5 年間定めさせていただいております。その中で、近隣含めました同規模の自治体等の動向とかを見ながら、どの程度の職員数に増やすのが妥当かというところの検討をさせていただいております。

それに基づきまして、数のほうを定めさせていただいておるものでございます。その中身につきましては、委員会のほうでまたご説明をさせていただきたいと思っております。

次の議案第10号のほうでございますけれども、こちらにつきましては、改正につきましては25年、昭和25年の制定があつてるんですけども、随時遅れて施行がされております。昨年位から施行されまして、各文の改正を進めておるところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

マスクのためなのか、ちょっと聞き取れなかったんですが、何とか管理計画とおっしゃったんですけど、その言葉がよく分からないので再度お願いいたします。

それともう1点、次の10号ですが、私が調べたら、もう平成26年から施行というふうに書いてあつたんですよ。今の課長のお答えは近い、昨年とか、そういう感じで言われたので、ちょっとその辺の確認を。一応調べさせていただいたら、26年になっていたんですけども、それはどうなんでしょうか。

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ちょっと、お待ちください。

（許可のない発言あり）

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

委員会に付託をされる議案でございますので、総括的な質問に留めていただいて、具体的なことについては、執行部のほうからおっしゃってるように、委員会の中で細かい説明をいたしますということです、その範疇から出ないようにお願いをいたします。よろしいですか。

◎11番（本田芳枝君）

出てないと思います。いいですか。9号の分は、言葉がよく聞こえなかったということ。それから10号の分は、根拠が、ちょっとはつきりしなかった。1年ちょっと。欠格条項ということなんです、それが、ちょっと説明がはつきりしなかった。それでお伝えした。内容については踏み込んでいないと思います。

一応、議案の上程ということなので、その背景、この議案を出す背景をきちんと説明していただけるものと。私は委員会が別なので、分からないからですね、お願

いいいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長、簡潔にお願いします。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず、計画の名称につきましては、粕屋町定員管理計画というものを定めております。

施行のほうにつきましては、平成26年度以降に恐らく通知等があるものと思いますけれども、その辺詳細な日付等情報を今日持ち合わせておりませんので、委員会の中でご説明をさせていただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。よろしくお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

ほかに質疑ございませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第8、「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日上程されました、7号議案から19号議案、32号議案から35号議案、諮問第1号、及び第2号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

また、20号議案から24号議案の令和元年度粕屋町補正予算、及び25号議案から31号議案の令和2年度粕屋町当初予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、7号議案から19号議案、32号議案から35号議案、諮問第1号及び第2号につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに、また20号議案から24号議案の令和元年度粕屋町補正予算、及び25号議案から31号議案の令和2年度粕屋町当初予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査するこ

とに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に久我純治議員、副委員長に安藤和寿議員であります。

◎議長（鞭馬直澄君）

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午前10時35分）

令和 2 年第 1 回（3 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 2 年 3 月 2 日（月）

令和2年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月2日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	11番	本 田 芳 枝	議員
2番	議席番号	8番	田 川 正 治	議員
3番	議席番号	14番	山 脇 秀 隆	議員
4番	議席番号	6番	太 田 健 策	議員
5番	議席番号	5番	中 野 敏 郎	議員

2. 出席議員（15名）

1番	末 若 憲 治	9番	福 永 善 之
2番	井 上 正 宏	10番	久 我 純 治
3番	案 浦 兼 敏	11番	本 田 芳 枝
4番	安 藤 和 寿	12番	八 尋 源 治
5番	中 野 敏 郎	14番	山 脇 秀 隆
6番	太 田 健 策	15番	小 池 弘 基
7番	川 口 晃	16番	鞭 馬 直 澄
8番	田 川 正 治		

3. 欠席議員（1名）

13番 木 村 優 子

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住民福祉部長	中小原 浩 臣

総務課長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税務課長	中 原 一 雄	収 納 課 長	臼 井 賢太郎
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課主幹	青 木 裕 次	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香奈子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ
会計課長	藤 川 真 美		

(開議 午前 9 時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、おはようございます。

本日、13番木村優子議員から所用のため、午前中欠席の届け出がされております。ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言者に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の主旨にのっとり、簡単明瞭に。また答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく、的確にしかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か、明確となるよう声に出して挙手されますようあわせてお願いを申し上げます。

本日は、マスク着用をお願いしてあります。質問者にあつては眼鏡が曇るなど、また、少し息苦しい等ありましたら遠慮なくはずされて結構ですので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告順に従い質問を許します。

◎議長（鞭馬直澄君）

議席番号11番、本田芳枝議員。

(11番 本田芳枝君 登壇)

◎11番（本田芳枝君）

議席番号11番、本田芳枝でございます。それではただ今より、通告に従って一般質問を始めます。最初に、聞こえます。

◎議長（鞭馬直澄君）

いや大丈夫です。マスクがちょっと曲がっておりますので。

◎11番（本田芳枝君）

私苦手なんです。これでいいですか。はい。それでは始めます。

その前に、教育委員会からいろいろ方針が出ておりまして、そのことを感謝申し上げます。3月の2日、今日ですね、多くの学校が休みのところ、うちの町は登校するように、しかも24日には終了式を変則ですけれどもするというのをホームページに書いてあります。それから対策会議も8回ぐらい、もう増えたかもしれないけど、そういう形でやっているということをホームページに載せてありますので、そういう意味では、少し安心感がございます。ありがとうございます。

それでは、質問を3つ用意しております。その中で3つとも実は関連した事項がございますので、その流れに沿って話していきたいと思います。その関連は職員の仕事の仕方、在り様、それから男女共同参画に関する人権問題。それから、予算の配分の仕方。その3つが、最初にですね、私が用意しました文章はですね、実はちょっとここに問題があるんですけれども、とりあえず読ませていただきます。

昨年的一般質問で「5万人のまちづくり」について問うたところ、町長は「幸福感を味わせる、安心安全のまちづくり」と答えられました。今回、令和2年度の予算編成に、その思いをどのように反映されたのか。具体的には、昨年11月に発表された令和2年度予算編成方針に沿って、またその推進体制についてお尋ねしますと述べております。

それで1番が令和2年度予算方針の3、それから4に関して、その具体的な事例をというふうに申していますが、実はこの町長の答弁のところで、安心安全のまちづくりと答えられたと書いておりますが、実際は安全はありませんでした。これは職員から指摘があったんですけれども、その中に、私も再度読み直して、町長の言葉には「安心っていうのは、安全という意味じゃないんですね。」というふうにおっしゃっておられます。通常、安心安全。安心っていうことは安全であるから安心であるということなのかなと思いますが、その辺のところは町長の思いを一つ。それから、1番目の具体的な事例。これを続けてお話をしていただけたらと思います。

ということでよろしくお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

12月議会で、議員がご質問された、幸福感を味わせるっていうのはどういうことかというご質問に対して、私は安心して生活ができる、安心して学校に行ける、安心して暮らしができると。そういったことが、幸福感を味えることにつながるというふうにお答えをしております。ですから、当然安全じゃなければ安心感はありません。安全な状況を、できるだけ町としていろいろな環境を創出して、そして安心して暮らせるまちづくりを考えているという意味でございます。

次にご質問がしてありますけども、まず前例を踏襲せず、すべての経費をゼロベースで精査し積み上げると、これについて具体的な事例をとご質問があります。

お答えします。すべての経費をゼロベース。これは、もう使い古された言葉ではあります。しかし、予算編成の基本的なスタンスです。1年1年、それぞれ、去年あったから出すんじゃないくて、それが必要かどうかをそれぞれの所管で考えてやる

と。これは事業評価、うちは入れておりますので、その事業評価の中で、それぞれの個別には担当、若しくはその部のほうで精査をしながら、次の年でこれは出すのかどうかという吟味をしております。そういった意味では、毎年ゼロベースで行っているのは必然といえますか、当たり前のことではないでしょうか。

そのゼロベースというのは、私もこの予算編成方針の中で、何度もそれぞれの所管のほうには指示をしておりますし、そういった視点でチェックを経営政策課のほうでもらっております。必要かどうか、私も最終的には、町長・副町長査定を行うんですが、そのときにしつこいぐらいこれは尋ねてます、必要かどうかというのはですね。その中で、若干なりとも不要なものについては、落としてもらったり、あるいは事業そのもののやり方を見直したり、予算をつけるんですから事業効果がないといけません。それを再度、所管のほうには伝えております。

次に、既存事業の廃止縮小、凍結などにより、財源を確保することについて具体的な事例を、ということでございますけども、社会福祉経費、社会保障関係の経費が非常に多ございます。ただ、この社会福祉関係は、相当歴史がありまして、昔、考えられたような事業もございますので、その辺の見直しを所管課を中心に洗い直しをしております。その中で、これは本当に申し訳ないんですけども、元気高齢者支援事業における敬老祝金事業の実施手段、これを見直しております。その中で敬老祝品贈呈事業として単価を見直すと共に、アウトソーシングといいまして民間のほうですが、それにより人件費の削減、増加の抑制を図って、財源を捻出しておる状況がございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

職員から指摘を受けたときに、先ほどの安心安全の話ですけども、そうだろうなと思って見直して、それで町が確かに。でも言葉は違うかなと思って、でもあえて訂正できたんですけども、その訂正せずにそのまましていた理由っていうのがあるんですね。それで私もその安心安全というその行政におけるその内容について、いろいろ調べました。そしたら、安心を持つだけではなくて、安心は油断が生じますからね。安心であっても安全とは限らない、存在するリスクについてこれを可視化し、適切な対応を続けることが肝要ですと書いてありました。完全に安心はないんですね。だから、すべて関係者が可視化されたものを見て、これは現在仕方がないなと。これはもうちょっとできるかなと。そういうことを共有できる場があって初めて、安心安全というそういう気持ちが、全体に共有できた上で安心感が生ま

れるかなというふうに思っております。これが非常に大事なところなので、ちょっと申し上げたいなと思って時間をとらせていただきましたが、町長がしっかりその辺がね、お分かりの上で、安心感のあるまちづくりというふうに言っておられたんだと、ということが分かって嬉しく思いました。

次に行きます。それで前例を踏襲せず、すべての経費をゼロベースでというところで、具体的にはお話をされませんでした。それでその次のですね、4については、具体例をお話をされましたけど。1について、経営政策課に厳しく言っているし、査定のときも言っていると言いますが、その具体的な事例っていうのは何かないんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的といいますか、これはですね、今私冒頭申し上げましたように、すべての経費をゼロベースでっていうのは、これもそれが具体的なことだろうと思うんですよ。これは職員に聞かれたら分かりますが、私自身もですね、財政を少しは経験しております。前例を踏襲したがるのは、公務員の生き様といいますか、やはり無難なほうがいいんですね。去年あったから今年もということになると、変化がなければ多分、一応70、80%の予算執行上の安心感があるだろうということですが。いやそうじゃない、その効果があってるかどうかは、事業評価でやっております。

従いまして、長年やってきたことについても、それぞれの事業評価をしながら、それぞれ担当係長・課長という段階で、これは評価をすべきだろうということで、これは経営政策課のほうの説明会でも行ってるんですが。それぞれの所管で予算があってそれを執行するにあたって、評価を常にPDCAサイクルでやりながら次の年の予算をすると。

これまさにゼロベースだろうと思うんですね、それが具体的な事例だろうと私は思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は、この点でこの事業に関してはこういう具体的な事例がありましたよっていうお話をしていただけるかなと思ったんですけど、今そのお話がない。全体的にね、そういう流れの中で、原課とあるいは経営政策課と話をしながら進めておられるのかなと思いながら。

実は、私これにも書いておりますが、昨年の11月に発表された予算編成方針とい

うものを見て、これは因辰美町長のときからあったと思います。それで今年で3年目。で、その3つを見比べてみました。その中で特に、この内容に当たるかどうか分からないんですけども、最後のほうに予算要求及び執行の留意事項という内容がございます。その中でね、内容が結局3年間でどのように変化したのか、ということ調べました。そうしたらほとんど変化がないんです、実はですね。去年は仕方ないだろうと。結局去年は町長になられて、昨年度ですよ。だから去年の予算編成はその前の年になりますが、町長になられてすぐでしたので、前例踏襲というか、そういう流れでされたので、平成31年、30年度の方は、前のと同じでいいだろうというふうに思ったんですが。今年は、かなり違うんじゃないかと期待が大きかったので、なおさらそのように感じましたが、その中で減ったものが、結局消費税。平成31年度の7番にあるんですが、消費税率についての内容は書いてあるところが削っておられて、あとはほとんど同じなんです。それで、ということはこれだけでは言えませんよ。

だけど予算編成の流れの中で、町長は、いろんなところで厳しく言っていると言われますが、実際ですね、今までの予算を削るということは並大抵ではないと思います。その事業の内容、事業のですね、評価を見て内容を精査し、ご自分の考えをそれに投入する。しかもそれを数字でですね、プラスするならいいですよ。マイナスにするということはとても大変なことなので、その辺のやりとり、厳しいやりとりが原課と経営政策課と町長、副町長の間で、多分なされただろうと思って、こういうところを書いたんですが。今の簡単には言えないところがあると思うので、その辺は省かれたということで、それはそのまま受けとめておきます。

ただやっぱり粕屋町には、昔から町単独でやっている福祉事業が結構ございます。それをやはりいろんな、もう国がやってることも結構多いので、見直すということで一つ、4番基本方針の4番を上げられたのかなというふうに思いました。はい。ということで、もう少し私も予算審議の内容を見ながら一つ一つ、一つの事業を数字の上で精査をしながら見ていって、そして最後に、定例議会の予算をどうするかというときにお話ができればいいなというふうに思っておりますので、この件に関しては、今日はここまでにしておきます。

次、基本方針6の、議会の指摘事項に適切に対応するとありますが、老朽化した保育所の建て替えについての提言書の内容を、どのように盛り込まれたのでしょうか。お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

老朽化した保育所の建て替えにつきましては、町といたしましてもこれは、提言をいただいております前に、町としての喫緊の課題というふうに私はとらえております。

議会からいただいております提言書の内容、そしてまた昨年10月に実施されました開始されました幼児教育保育の無償化、この状況を見極めた上で、私も再三再四、それは申し上げておりますが、総合的な判断をやって具体的に整備計画を行うと。これはそういうスタンスは変わりません。ただ、令和2年度の当初予算におきましては、検討材料の一つとするために、現中央保育所、そして現仲原保育所の園庭に新しい園舎の建設が可能かどうかという調査費用。これは予算計上を今年度令和2年度行っております。

その調査結果によって、可能かどうか、それを前提に計画を進めてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

具体的な数字をもう挙げておられるのでお話しされていいと思います。

予算書として回っていますのでね、そのことをお尋ねしたいんです。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

経営政策課長のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

町立保育所建替検討業務委託料といたしまして、令和2年度当初予算において、42万円を計上しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

42万円の根拠をお尋ねしたいと思うんですが。それは予算審議の中で多分説明をされた上で、質疑をいたしますので、そのときにお話をと思いますが。42万円という数字がいまいち漠然と、多くもなく少なくもなくなのかなあと。どういうことをイメージして42万円になったのかなっていうのは。

先ほど町長おっしゃったその建て替え、今の敷地に建てるのが可能かどうかということをおっしゃいましたが、どういう内容の保育所を建てるかということにつ

いての検討課題はどうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

現保育所、これのですね、キャパシティを基本的に考えております。

定員を減らすっていうつもりはございません。もちろんその大幅に増やすということも、なかなか敷地内の関係、物理的な要因があって、これは不可能だろうと思うんですが、基本的に今の現存の保育所を建て替えるということで可能かどうかということなんです。

ただし、例えば費用とか、そのデザイン、設計それら具体的なことについては、今回の予算ではありません。ただ、敷地内に法的に可能かどうかというのが1番基本的なものと思います。何ですかね、いろんな建築基準法とかいろんな法律がございます。その中で可能かどうか、そしてもう一つは、安全で敷地内に建設できるかどうか。これは非常に工事期間が長うございますので、その辺の含めた可能性調査。

そういった費用で今回見積りもいただいて、予算に上げておるところです。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

粕屋町議会には、町立保育所建て替え特別委員会というのがございまして、昨年、一昨年と2年続けて提言書を出しております。

私ども議会は、ただ単に保育所を建て直す、今の状況の定員のまま建て替えるということは、この財政が厳しい折、町民の皆さんのご意見が、賛同が得られるかどうかというところまで審議をして目的をきちんと出しております。今の町長のお話では、現敷地に建て替えられるかどうかということだけの話のようですが、それで42万円なのか。つまりそれは建設できるかどうかという内容なのかというふうに今思っています。

私ども議会で進言した提言した内容を、ちょっと長くなりますが申し上げます。その提言書の内容は、ただ単に保育所というだけではなく、公的機関、行政との連携拠点としての役割をし、町内公私保育所の連携の要として、子育て世代への総合的な支援を行う。保育士の確保と人材育成の拠点。保育士のレベルアップと環境の変化に対応した保育のあり方について研究を行う保育士研修拠点。障がいなど個別に支援を必要とする子どもに、適切な発達支援及び援助のあり方を研究し、困難事例に対応する。それから緊急時、災害時に受け入れ可能となるセーフティーネットとしての役割を持つ。本当はもう少し細かく分かれたんですが、そういうことの子

育て支援施設を建て直すときは考えながら建て替えてほしい、という提言を出しております。

だから単に古くなった保育所を新しく建て替えるということではなくて、今後あらゆる局面に対応できる複数の子育て施設を公の責任において運営するための施設という形で提言をしておりますし、これは議会だけではなく、3年前の民営化問題のときに、9千人以上の署名を集められた子育て世代や広く町民の皆さんからの熱い思いを受けての提言なのです。

こうした議会全員の提言をどのように進められるおつもりなのか、現時点でお話しできることをお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

その提言の内容は、私も十分に理解しております。内容は今議員がおっしゃったように、広く多岐にわたっておりますが、その中でどれが実現できるかっていうのも今からスタートです。

従いまして、全くそれを無視して、今の保育所を建て替えるということだけではございません。

基礎的なことを私申し上げただけで、今後それについては検討していきますが、冒頭申し上げますように、保育の無償化等についての総合的な判断ということが、その中で私も包含したつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それともう一つございます。実は3年前に民営化の話があったときに、そのときの町長は非常に危険だというふうにおっしゃって、今何とかしないとだめだということで、すごくそのことを重要視されたんですけれども。

幸い大規模改修をされて何とかやってるという、運営されているという状況ですが、この期限が限られております。私ども議会もですね、一応平成30、違う、令和3年に完成、令和4年から運用開始ということにしていきたいと提言書の内容に盛り込んでいますが。

今、建て替えのための調査で42万円っていうだけでは、ちょっとどうなのかなというふうに思ってますが、その辺のスケジュール的なことはどうお考えですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、保育の無償化。これが非常に今、国全体でいろいろ流動的な部分があります。従いまして、それを見ながら計画を考えます。幼稚園そのもののあり方についても論議が必要だと思います。

従いまして、今議会のほうで提言をいただけてます、要望していただきます令和3年度っていうのはですね、そのとおり要望どおりに進めるかどうかというのは、私はこの場ではちょっとお答えはしませんが、非常に微妙なところだろうと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

またそれは今後、今年の様子を見ながら、特別委員会でもお話を伺いながら進めていきたいというふうに思っています。子どもたちの安全が関わっている問題。ただ、財政的に非常に厳しいものがあるというのは、議会のみんなよく承知しておりますので、町民の皆さんの賛同を得られる内容で進めてほしいというふうに一同考えておりますので、よろしくお願いします。

続いて3番に行きます。町民が幸福感を味わえるためには、まず職員自身がそれぞれの立場でその能力を十分に発揮できる環境づくりが必要と思われます。

その職場環境づくりの手立てはということをお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

職員が自由闊達に、その意見を言える雰囲気、そしてまたアイデア等を、私のほうに直接届けてもらえるような環境づくりを常々考えております。

これはそのために外に飛び出せ公務員。外の空気を吸っているんな情報、意見を仕入れなさいということも一つの環境づくりだろうと思います。その中で、これは平成18年からずっとありますけども事務改善提案規程というのが町でございます。これは業務改善についての職員の創意工夫、考案、着想、意見。様々なことについて、目的は町民サービスの向上。そして今やっております業務の効率化。あるいはその経費の節減収入の増加。こういったものが、事務改善になるような内容について提言をしてくれというふうなという内容の規程でございます。これもせっかくあるその規程でございますので、本年度ですね、私も重点的に提案を受けられるような環境づくりに努めたいと思っております。

私も職員さん、特に若い方のご意見、これを広く取り入れたいと思っております

ので、なるべくそういった若い方のグループに入って意見を聞いたりとかはしておりますが、ちょっとなかなか今回のコロナウイルスではございませんが、非常にその緊急性があるような事案が最近多ございますので、ちょっと進んでない状況は正直ございます。

ただ、令和2年度からは、こういった職場環境の改善については、進めてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

平成18年に業務改善のそういうのができたとおっしゃいましたが、話を聞きながら思ったのは、このとき行財政改革がありまして、アウトソーシングを進めるという内容があったんですね。だから、それだけではなくて職員自身にも業務改善という形で、規則というか要綱みたいなのが作られたのかなと思っていますところ。

実際それが運用の点で、ちょっと今町長は少し滞っているところがあるような内容のお話をされました。私いつも予算書を見ると思うのは、今現在509人の職員がいますね、非正規正規合わせて。その方たちが、この粕屋町の職場でほんとに自由闊達に、意見が述べ合えて仕事ができる環境づくりをということで研修費を重きにしています。

ところがこの研修費がですね、ほとんど変わらない。そして補正のときは必ず100万円近く減額という状況がございます。今年の研修費の内容、職員研修費事業の内容を見たら、前の年とほとんど変わっていない。この状況はどういうことなのか。やっぱり研修を飛び出せ公務員と言って外に出ても出るための財源は必要ですし、費用はいろいろ要と思うんですね。その辺をまず町長がちゃんと担保してその上で職員に言われるならともかく、そういうことなしにただ、飛び出せ飛び出せと言われても職員が困るんですね。

その辺を町長自身は、どのように考えておられるのか、お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

研修、これはですね、非常に多岐にわたっております。

今回、ちょっと不祥事もございましたので、コンプライアンスについての研修を重点的に今年は行いたいと思っております。若い方はもちろんですけども、年配の職員に対しても、コンプライアンスの徹底。以前はやってたんですが、ちょっと滞ってたといいますか、あまり頻度としては密じゃなかったということで、その辺

の反省の上に、コンプライアンス研修を重点的に行います。

私は、外に飛び出せっていうのは職員に無理を強いてるわけじゃありません。それぞれの生活の中で、自分ができる範囲でやりなさいよということを言っております。調査も以前行っておりますが、それによって職員には一人一人呼び出して、誰がっていうことはやっておりません。ただそういった調査をしながら、私の気持ちを職員に伝えたいのが第一歩です。

従いまして、これは費用が云々っていうことじゃなくて、職員の意識改革をまずやりたいということでございます。その上で、研修についても議員がご指摘のとおり、費用として上げながら、外に飛び出して情報収集をし、全体的に粕屋町のレベルを上げるんだという意味の研修は必要だろうとは思いますが、まずは、職員の意識改革、それを行っている最中でございます。

ご意見ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私も議員として研修が必要だと思うので、昨年2回ほど滋賀県の研修所に行きました。費用は12、3万かかっていると思います。それからこれはありがたいんですけど海外にも行かせていただきました。私はこの辺の福岡県内におけるいろんな講演会とか研修会には参加しておりますが、そことは違った内容が受けられます。

やはり粕屋町は、今から5万人の町づくり、市制をどうするかというところなので、ただ単にこの糟屋郡とか福岡県内だけの状況ではなくて、日本全体、あるいは地球全体の内容を考えながらSDGsのこともありますので、だからそういう研修を外部で受けてきて、帰ってきてそれを職員の皆さんに広めるというのが私の研修の考え方ですが、町長の研修の考え方と少しその点が違うような気がいたしますので、それはそれでまた分かりましたということで。ただやっぱ研修費があまりにも私には少ないと思えるし、補正で削っておられますので、その辺は今後も注意しながら注視して意見を申し上げたいと思います。

それでは次にいきます。今町長がコンプライアンスのことに関してお話をされましたので、ちょうどいい流れかなというふうに思いますが、ここの内容に書いてあるのは当然もう皆さん御存じなので、改めて読む必要はないと思います。それでは、コンプライアンスとそれからコンプライアンス委員会っていうのは違うと思うんですね。

だからその辺の違いを含めた上で、説明を職員にはどのような研修をしようというふうに思っておられるのか、その点をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まずはご質問にある、コンプライアンス委員会の取組みについてのご紹介をしたいと思います。

職場におけるハラスメント防止につきましては、平成22年度に定めました粕屋町職員の職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱に基づき、対策に努めておりましたが、対象はセクシャルハラスメントに限定されており、相談窓口や対応する委員会は、内部の職員のための体制とその当時はなっておりました。

近年は、御存じのとおりパワーハラスメント、モラルハラスメント、マタニティーハラスメント、数々のハラスメントの種類が増えております。また、職員のための相談体制では相談しづらい、これは当然ですよね。身近な職員に対して、なかなか自分の秘密といいますか、プライバシーについて披露するようなことはしにくい。そしてまたその披露したことで、披露といいますか、その情報を出したことで、公平性が保たれるかどうかという、その担保しにくいなどの課題がありましたので、新たに粕屋町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱を制定しております。

私が就任して、この制定をしたんですけれども、昨年の4月から制度を改めたところでございます。この新しい制度では、対象をハラスメント全般に拡大すると共に、相談員及び委員には、外部の専門家。これはもう法律家、弁護士でございますが、この弁護士にも入っていただき、制度の利用のしやすさ、対応の確実性を向上させております。

これは具体的に言いますと、外部ですので役場の中では、披露できなかった、披露といいますか相談できなかった内容も、気楽に外部ですのでお話に行ける。行ったことについても、秘匿性は保たれると。そしてまた直接、役場の職員ではございませんので、内容についても本当の意味で、すべてのことを話せるというような、そういう効果がございます。その弁護士にも入ってもらいます。

そしてまた、制度の大まかな流れとしましては、相談を受けた相談員からの報告によって、委員会が必要に応じて調査審議を行います。私への報告とかですね、今後の対応に関する助言を行います。また、この相談の中にも単に上司、職員だけではなくて、内容のメンバーにも若い方にも入っていただくということにもしております。そういったことで、コンプライアンス委員会は、様々多岐にわたるそのハラスメントに対しての採用ができるだろうというふうに私も思っておりますのでございます。

コンプライアンスというのは、議員がコンプライアンスと委員会は違うよと言いますが、同じでございます。これコンプライアンスを保つためには、こういった制度をするかというのが重要でございます。

ただ、コンプライアンスを保て保てと私は言っても、やはりそれはできないと。組織として制度として確立することが、こういったコンプライアンスの保てる、そしてまた、ハラスメントがなくなる状況を作れるんじゃないかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

コンプライアンスについての考え方でございますが、町長は地方公務員でいらっしゃるのだから、これは自分の仕事上の必須のこととして分かっているというふうに思っておられるし、それから職員もそうだろうというふうに考えておられますが。

外部の私などのような委員会が、コンプライアンスといえば法令遵守。法令遵守のその委員会って何なのか。私が特に問題にしたいのは、粕屋町の役場におけるコンプライアンス委員会の目標、目的、それはどういうことなのか。法律を守ることとはですね、地方公務員の使命がありますよね。住民の福祉の増進を図ること、もちろんその職員も住民でございます。福祉の増進を図るってどういうことなのかといいますと、だから今回の内容に踏み込んでいくんですが。

その前に、2番に行きます。コンプライアンス委員会をしたとありましたが、その審議事項は何か。その結果の報告は、相談者にどのように伝わっているのかということ質問して、そのお答えをいただいておりますが、この件に関してお願いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

審議そのものには、私自身は入っておりませんので、総務部長のほうにお答えさせます。

◎ 11 番（本田芳枝君）

代表者。

◎議長（鞭馬直澄君）

ちょっと待って。箱田町長、総務部長から答えていただいてもいいですか。

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

このコンプライアンス委員会の審議事項と結果の内容の報告ということでござい

ますけれども、コンプライアンス委員会におけます審議事項につきましては、御承知のとおり、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持というのがございますので、個々の内容には、ほぼ申し上げることはできませんが、当然、このコンプライアンス委員会の制度にのっとりまして、ハラスメントに関する相談に対応して、慎重に審議を行っております。

また、委員会の結果の報告ということでございますけれども、相談者に、どのような相談者にとってどのようになされているのかという内容ということでございますけれども、これにつきましても、個別あるいは詳細な内容は、申し上げられることがありませんけれども。委員会での調査審議が、十分に完結したときには、その内容、相手方っていうかですね、終了の通知を実際行ってきておりますので。そういう形の流れの中でやっております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

このコンプライアンス委員会の代表者は総務部長ですか。私は代表者にお話を聞きたいんですね。

一応町長がですね、委員会に諮問されてると思うんですが、代表者から聞きたい。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

代表者というか、委員長は私でございますけれども。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは委員長に申し上げます。

私は情報公開条例で役場のほうに、この委員会が何回行われたのかという調査を資料いただきました。それだけでは分からないので、新聞に出された記事の方に、どういう形でちょっとその辺を聞きたいなと思ったときに、個別に聞くわけにはいけないので、ある方を通して資料をいただきました。その資料で、コンプライアンス委員会の中で何を話され、そしてその結果、どういうふうになってるのか、本人にその通知がどう行っているのか。終了したのが10月の最後のほうですけど、それからもう半年近くたっていますよね。その辺の動きなどはどうなのか。

これは、この件だけではなくて今後も続くだろうと思うので申し上げますが、そ

の話し合う内容を相談者と話し合う。それでいいのかという確認をして、コンプライアンス委員会にかける。そして終わったら終わってこういうふうにならなくなったんだけど、これでいいのか。今後はこういうふうにするという、そういうやりとりがですね、ないような感じがするんです。私が受け取った資料で向こうから。だから、新聞記事になったんじゃないかなと私は推測するんです。

せっかくコンプライアンス委員会を開いているのなら、その内容がですね、相手の方にもきちんと把握でき、納得のできるものでないと意味がないと思うんです。

だからその辺はどうされたのか、それをお尋ねします。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

コンプライアンス委員会で話したということですね、相手方にはですね、ちゃんとお伝えはしております。相手方にはちゃんとお伝えはしております。

どういうことで、あなたが言ってきているのはどういうことかということで、うちのほうで調査してちゃんというふうにならなくなった結果になりましたと。それはちゃんとやっています。だけど、表に出すのは、個別の内容があるんですね、公表できないことですね。

だから個人さんにはちゃんと話をしていますよ。やっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

本当はここで町長にですね、そういう過程を踏みながらなぜ新聞記事になったのかっていうのをお尋ねしたいと思うけど、これは新聞社ですね、勝手な意向ですよ。記事をするかしらないか、だからこの記事が本当にどの程度正しいものかどうか分かりませんよね。

私は、これは両方、町側と本人側と見た上で判断をしないといけないと思うので、本人に直接アクセスができないんですけども、陳述書も読ませていただきました。内容も把握、ある程度の把握はしています。ただそれは完全ではありません。ただ私は、法令遵守のコンプライアンス委員会、粕屋町にとってこの法令遵守というのが、セクシャルハラスメントあるいは業務改善をどのようにするかというのがテーマだと思うんです。そのテーマをですね、きちんと話し合っておられるのかどうか、現時点では不明確なので、このお話をさせていただきました。

個人情報があるから、個別には話はされないというのはよく分かります。

ただ、現時点では非常に不十分です。やはり、5万人の町づくりを510人の職員

が一生懸命頑張っているんだから、その職員が伸びやかに自分の思いを発言できて、安心安全の職場でないといけない。ところが、現時点では昨年から町は不祥事がいっぱいあります。新聞記事にも3件も載っています。

そういうことを踏まえた上で、皆さんに何とかしてもらいたいっていうのが今の私の議員としての仕事で、じゃあこの要綱の周知は一般の509名の職員にどのようにしてあるのか、町長にお尋ねします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

要綱の周知といいますか、具体的にはこういったハラスメント委員会がある、こういった内容でやってるといふことの周知でございますが。

昨年4月の制度開始に際して、この制度の内容あるいは相談員、委員の指名、これは外部の弁護士と言いましたけれども、その連絡先も網羅しながら通知をしております。こういったもしあれば、弁護士にとりあえず電話して相談できるよ、というような雰囲気を作っております。というか制度を作っております。で、それを庁舎内メールで職員個人個人に通知を行っておるところでございます。

また、先ほど冒頭で私が若い職員も相談員にあると。これは職員組合のですね、これはもう本当に職員組合ですから若い方が多いです、管理職は抜けますので。そういった職員組合の代表から出してもらった相談員もおります。

非常に気安く相談できる、そういった方も名前とか、交替したらその相談員が変わりましたというようなことで、それも周知をしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実は私今、非正規雇用の職員から相談を受けているんですけど、こういうのがあるよっていう話をしたら知らないって言ったんですね。だから、どの程度それが徹底しているのか分からないなと思っています。

1回や2回やだめで、その都度ですね、この内容を周知していただかないと。しかもですね、コンプライアンス委員会で若い方が入っておられると言いますが、その方の考えは、現在の日本の法的な流れに沿ったものなのか。やっぱりそこ全体が研修をして、コンプライアンス委員会のメンバーが研修を受けて、今の世の中の、例えばMe Tooのような動きがありますよね、性暴力についても職場環境についても、そういう研修をですねしないと、若い方の意見、個人的な意見に偏る可能性もあるんですよ。だからその辺。

それから情報公開、このコンプライアンス委員会をどう情報を本人の個人情報に関わらない形で取り上げるのか。それがとても大事です。そういうことがきちんとなされている町であれば、職員はある意味で伸びやかに自分の仕事ができるというところがあります。

私が調べたらもう過去の問題ですけど、週に、月に120時間も残業があって、その残業の中で起こっていることもあっています。だからその辺も、今度その残業をどのようにしているのか、私いろんなところで聞きたいと思うんですけど、そういうことが起こらないような仕組み、あるいは起こってもちゃんと相談できる場所。それからそれがきちんと機能する。

終了したっていうだけでそのあと何の返答もないわけですよ、私が聞いてる範囲では。10月の10何日かに終わりましたっていうことだけなんです。それ以降コンプライアンス委員会での結果が、どう繋がってどうなっているのか全然本人はいつてないんです。だから、そういうことも踏まえてですね、環境整備をきちんとしていただきたいと思って今日取り上げました。

どう思われます、町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

コンプライアンス、これはもう法令ですね。ハラスメントに関するコンプライアンスについては先ほど冒頭に申し上げましたように、研修は進めていきたいと思います。

ただ、非常に多岐にわたっております。最近ではですね、LGBT。こういった新しい世の中の流れもございます。セクハラ、マタハラ、パワハラ以外でもですね、人種、あるいはその同性愛とかですね。新たなことについても研修を深めないといけないなと思ってるのは実感でございますが、議員ご指摘のとおり、研修があつてこそそれぞれの意識の向上があるというふうに私も理解しておりますので、今後進めていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

よろしくお願いします。

次に3番目に行きます。男女共同参画推進条例における推進体制と相談窓口についてということで、全文はもう見ていただければ分かると思うので、もう時間もありませんが、相談窓口ということに問題を集中してお話をしたいと思います。計画

が先にできて条例が後なんですね。相談窓口をきちんと設置してくださいということで、平成27年だったと思うんです。条例案が出たときに継続審査をして、そしてそのあとこれを入れていただいて、全員賛成で通った経緯がございます。

もう既にそのときは、計画ができていましたので、今回その相談窓口に対する後期計画についてもちっと不透明なところがありますが。

いろんな意味でですね、相談窓口っていうのはとても重要だろうと思うので、その辺についてのお考えをお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

男女共同参画に関するご相談、これはですね、配偶者等に関する暴力や児童虐待、高齢者虐待等の複合的に発生する暴力や、先ほどからあります、セクハラ、そしてまたストーカー事案ですね、今申し上げました LGBT、非常に多岐にわたっております。

単独の窓口ではですね、その対応は非常に困難だと考えております。

町の役割としましては、一時的な相談窓口として、町内の関係各課の職員が男女共同参画の視点を持って、主体的に相談対応し、速やかに専門機関へ繋ぐことが重要と考えております。そのための体制づくりとして、協働のまちづくり課を中心に、町内に連絡会議を組織し、情報発信や共有、研修等によって、それぞれの職員の相談スキルを高め、そして第三者機関の協力をながら問題を解決を図っていくことが望ましいんじゃないかなろうかと思っております。

前期基本計画でも取組みを行っておりますが、今年度、本年度に策定中の後期基本計画でも重要な取組みをしておりますので、より一層粕屋地区女性ホットラインの周知、そして活用を一層推進してまいりたいと思っておりますのでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の話を聞きますと物事がスムーズにいつているように受けとめられるんですけども、そこでも研修が問題になるんですね。

前期計画の中で研修をどうしていくかということに関しては、総合窓口と介護福祉課、しかも努力目標なんですね。実際男女共同参画の研修をされてはいますけど、私が把握しているのは職員全体に人権、社会教育課に人権関係の方がいらっしゃるんですよね。その方の研修を受けるぐらいで、あと具体的な研修もあっていないような気がいたします。私が把握していないかもしれないんですけど。

この男女共同参画に関しても、世の中のスピードはものすごいものがあって、私自身も、ここまで進んでるのかっていう考えがあります。それはやっぱり女性が、女性の職員が増えた、うちの町は係長クラスは半分以上が女性だと伺っています。そういった中で、余りにも女性がまた多過ぎるとね、これまた問題であろうと思います。やっぱり偏らない形でですね、何事も、決定は。だからそういう意味で研修が必要だと思います。

それは人権研修でもあるんですけど、その辺の研修のあり方が総務部と住民福祉部で、もっと更にしてほしいというふうに思っていますが、今の男女共同参画の研修はどのようにしてありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっと用意をしませんので、担当課のほうに答えられるんですが、研修は非常に大事です。

これはもう私が言うまでもなくですね、研修してこそ、その動機づけといいますか、その参加した職員がこれじゃあいかん、現状のままではいかん、考えないといけないっていうその動機づけになる。これは基本だろうと思います。

そしてまた、どうしたらいいかっていうのを、検討委員会で諮るべきと思うんですね。その検討委員会を、検討委員会は男女共同参画の中でずっと、委員として、委員会として、これは審議されておりますけども、男女共同参画条例第20条に、実は規定しております町の施策に対する苦情や相談員の相談窓口、この苦情処理委員会を設置したいと考えております。

苦情や相談の受付方法の整備、そしてまた、現行の男女共同参画審議会委員との協議を行いながら苦情処理委員を選出し、この組織の構築を今年度は進めたいなと思っておるところです。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それは現状ではなくて、新たに今年の事業として取組むということですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今申し上げましたとおり今年度、新しく組織の構築を進めていくと。

今ありませんので、今後進めていくということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

実はこの設問に、前期計画の取組みについての評価はということで、私は評価報告書を見させていただきました。

それがきちんとですね、平成27年度分が28年度に出されて、ちゃんと今までの内容は昨年の部分があってあるんですけど、その内容を見てちょっと驚いたのは、ちょっと申し上げますけど、どこかというところ3の1の5なんです。その内容は、基本目標3の男女の人権が尊重され、共に健康で安心して暮らせる環境づくり。そして1にですね、性に関するあらゆる暴力の根絶。そして5になるんですけど5が、事業になるんですけど、セクシャルハラスメントを許容しない意識が醸成されるよう正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行いますというところで、今まで4年間の内容がほとんど同じなんです。

それでちょっとびっくりしたのは、粕屋町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱を整備し、相談窓口及び苦情処理委員会の配置を行うと共にというのは、もう平成28年度から実際にその答えの中に書いてあるんですよ。ところが私が承知しているのは、昨年の3月30日にできたというところなんですけど。この辺の内容が、それは前からあったと今初めて聞いたんですけどね。今度去年作り直したという話。それから苦情処理委員会もあったような感じなんです。

その辺はどういうことなのか、説明していただけますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

先ほど町長のほうから申しあげました苦情処理委員会のほうを設置するお話なんです。苦情処理委員会につきましては、協働のまちづくり課で今考えておるのが、町民の方から町の施策に対する苦情とか相談を受け付ける組織として、苦情処理委員会を組織してまいりたいと考えております。

職員の、中の職員につきましては、再度、うちのほうから研修等の働きかけを行いまして、できる限り男女共同参画の視点に立った相談を、職員間でも柔軟にこうやっていく、というような体制を作っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎ 1 1 番（本田芳枝君）

ありがたいことです。

まず職員の皆さんが、その視点でもって業務に当たられる。町民は分からないことはたくさんありますので、その流れの中で、町民の意識を変えていくという。そういう形に進むというふうな方向性を決めておられるということに関して、感謝したいと思います。

予算措置が大丈夫かっていうのが、ちょっと私が気になるんですけども、それはまた予算審議のときに申し上げます。

それでその次、女性リーダーの育成についての取組みを質問いたしております。お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

男女共同参画を推進するにあたってはですね、まさに女性リーダーの育成は非常に重要な課題と思っております。

令和2年度は、県が行う講座とかセミナーの情報を広く住民の方に発信して、女性リーダーの積極的な参加を促進してまいります。これはもう基本だろうと思えます。それにあわせて町としましても、リーダーを発掘し育成するための具体的な施策として、町主催の講座あるいはセミナーの開催を秋頃に計画をしております。また、そのほかにはリーダー発掘のための人材登録制度の導入、先進自治体等の事例の調査研究を進めてまいりたいと思っております。ただ、その女性が活躍するためにはいうまでもなく、周囲の理解や協力、これ必要条件でございます。

今後も引き続き、全町民に向けた男女共同参画条例や、計画の理解を求めるような施策、取組みを行ってまいりたいと思っております。また、これ昨今非常に注目されていますが、男性が家事、育児、介護に積極的に参加しようと、そしてそれによって女性のワークライフバランスの総合的な調整をするんだというふうに、そういった側面で切り口で、私ども男女共同参画については進めてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の町長のお答えを聞いて、少し光が見えてきたなというふうに思っております。

実は町民の皆さんに申し訳ないなと思ってるのは、私が女性議員として15年間活動していながら、この男女共同参画に関してはどちらかといえば前面に出せてない状況がございました。それを昨年、その前の年からほかの議員の頑張りがあって、

ここまでしてあるんだったら私頑張らないといけないんじゃないかとすごく思い直しておりますので、私の任期はあと1年、その中で、この件を中心に議員活動させていただきたいと思いますので、今後も質問をさせていただきます。

今日はありがとうございました。

以上でございます。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から暫時休憩といたします。

再開を10時45分といたします。

(休憩 午前10時32分)

(再開 午前10時45分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号8番、田川正治議員。

(8番 田川正治君 登壇)

◎8番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号8番、日本共産党田川正治です。通告書に基づき一般質問を行います。

まず最初にコロナウイルスの問題で、町のほうの学校関係も含めて、体制をとって取組まれてるわけですが、私が相談を受けたということもありますので、その点についての体制がどうなってるのかということを質問をさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。すいません、通告書にありませんけど。

◎8番（田川正治君）

いや、それで先日この点について、議員に全員協議会で説明されたことについてになります。それは、小学校の学童保育とか、幼稚園保育園は受け入れがあるんですが、小学校の学童保育に入っていない人たちの子どもが、どのような受け皿でこれが対応できるようになるのか、ということが聞かれたりしてるんです。

私も全協のときに、一言そのことは言いましたけど、その後、対策といいますか、何か手当てができてれば説明を求めたいということです。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。今朝ほど議員控室で、町はホームページ出されてる内容については、お渡しをしておりますけども。

はい、それを見ていただければ分かると思います。

◎ 8 番（田川正治君）

では、それは資料に目を通すようにします。

いずれにしてもこの問題について、今言いましたように、国も予算を組むということではなく、できず、予備費で対応するというようなことなどもあるし、いろんな財政問題含めて、子どもの受入れという問題がありますので、是非、力を入れて一緒に解決していく方向を目指していきたいというふうに思いますので、このことも含めて質問に入り、これで終わりました質問に入ります。

質問項目は3つあるわけですが、1つは、消費税10%増税。

このことにより、町民生活への影響が大きくなっております。さらなる社会保障費の切り捨てにより、負担増が進められるというような状況にもなっております。町民への負担軽減のための町の予算編成と施策について質問をいたします。

1 番目は、介護保険利用料原則 2 割負担、要介護 1・2 の保険給付外し、ケアプラン作成の有料化、また、介護施設の食費居住費の利用者負担。

これらの負担増が国会でも話がなされ、町として、このことについて具体的に対応すべきことなどが施策なりを考えられてる点について説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議会のルールがございますので、コロナに関しては、全力で粕屋町は今取組んでおるということをちょっと申し述べておきます。

以後、今ご質問の件につきましては所管課のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

介護保険制度の持続可能性の向上、負担の世代間格差の問題を考慮した、現在、国が検討をしておる改正案に対するご質問かと思います。

利用者負担割合を原則 2 割とすること。要介護 1・2 の方々の生活援助サービス等を地域支援事業へ移行すること。ケアマネジメントの利用者負担を導入することは、令和元年12月27日の厚生労働省の社会保障審議会において、引き続き検討を行うことが適当と意見が付され、導入が見送られるということになっております。

介護施設の食費や居住費については、平成18年度より住民税非課税世帯の低所得者を対象に軽減されておるものですが、食費居住費という性質上、在宅で暮らす方々との公平性の観点から、前述の社会保障審議会において、制度の精緻化を図るべきものと意見が付され、見直しが行われる予定となっております。

消費税増税によります町民への負担軽減につきましては、介護保険料の段階、第1段階から第3段階の低所得者層を対象に、介護保険料の軽減を強化する、町も予定としております。国が行う介護保険法施行令の改正が、現在大変遅れており、条例の改正及び当初予算の計上は、今のところ行っておりませんが、状況が整い次第、条例を改正いたしまして、補正予算に財源を計上する予定にいたしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

はい。特にこの介護保険の問題につきましては、いろいろ初め、導入されたときには、介護保険の大事な点について、非常に役割が求められつつあったわけですが、今は介護保険そのものの制度が保険料を払っても、利用できないというような状況が続いてきて、責められてるということから、国家的詐欺だと、保険あって介護なしと言われるほどの内容に後退してきてるということがあります。そういう点からいっても、今後この点についての予算化も含め、町としての対策を求めまして次の質問に入ります。

2番目は、国保の都道府県化による国保税の値上げの押しつけ、法定外繰り入れへのペナルティなどへの今後の対策について説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

国民健康保険を維持可能な制度として、安定的に運営することを目的といたしました平成30年度の大規模な制度改革により、県単位化が開始されております。

それによりまして国民健康保険は、市町村と県との共同運営となりまして、給付に必要な費用は全額県が市町村に交付するかわりに、市町村は県から示された納付金を納める運用に変わっております。財政運営の主体が県になったことによりまして、被保険者の負担増が見込まれるため、制度施行後5年間は激変緩和財源が投じられていますが、それでもなお、市町村は納付金を納めるため、保険料引き上げを余儀なくされております。

加えまして、県内の保険料率の統一に向けて、決算補填目的の一般会計からの法定外繰り入れは解消が推進されており、今後補助金制度において、点数のマイナス評価が導入され、解消できない場合は補助金が減額というふうにされます。また繰り入れ分は解消すべき赤字へ加算となり、その解消には保険税による財源が必要となる

ため、更に税率を上げる必要が生じることになります。つまり、制度改正によりまして、決算補填目的の一般会計からの法定外繰り入れが以前より大変難しくなったということでございます。

このような状況の中、国保運営協議会の答申を受けまして、来年度は保険税率を据え置くということに決定しております。しかし、来年度の決算見込みでは約1億円程度の赤字が見込まれることで、国民健康保険財政は更に厳しいものとなると考えております。

この制度改正を受けて県内の市町村が一保険者としてできることは、医療費の適正化、医療費の削減への取組みであり、それが県全体の国保財政の安定、ひいては被保険者の負担軽減に繋がるものと思っております。まずは、健診の受診率の向上。町を挙げて取組むなど、県事業の推進に今以上、なお一層力を入れてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

国保については、都道府県化によって、今説明されたように、県からの納付金を町が保険料を集めて、納めなければならないという状況で、努力支援制度によって、この収納率とか、一般会計からの繰り入れの問題とか、そういう点も含めてペナルティをかけてくるというような制度ですから、そういう点では、先行き破綻していくことが否めないという制度化になってるというふうに思うんです。

福岡県は、激変緩和措置を来年度、20年度は、60自治体のうち25自治体しか援助をするということで、支援がないんですね。それはもう100%、去年は100%以上の健康保険料の値上げをしたところには、激変緩和をつけるということだったんですが、激変緩和そのものの予算も含めて、国、県の責任が果たさないということによって、いわゆる町自治体に対するしわ寄せをそういう点で、押しつけてきてるという事態になってきてるというふうに思います。そういう点から、今後、私も資料見て思ったのは、後期高齢者医療制度については、ついに国が広域連合、全国の後期高齢者の広域連合の団体として後期高齢者の制度そのものは、このままやったら破綻すると。国からの交付金も含めて出してでもね、この制度を広域化として維持するならば、やるべきだということを述べてるんですね。

そういう点からは、県の広域化によって行われることがそういう自治体の役割としての、自らの自治体、地方自治としての役割を果たしてるということに、非常に厳しい制度化ということになってるというふうに思います。そういう点では今後も、

この国保財政の問題も含めて、制度そのものについてもですね、私は強く今後も取り上げていきたいというふうに思います。

次は、町立保育所の保育料無償化の財源。今年度は、6月から町のほうが公立保育所、町立保育所については、保育料無償化のための財源を作らなければならないというようなことがありました。

これについての予算化とか、どういうふうにされてるのかということとあわせて今後、保育に対する公定価格。土曜日と平日の差をつけて、土曜日の公定価格について、引き下げていくというようなことなどが出されてるんですね。

この点についても含め、答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

昨年の10月に議員も御存じのとおり、開始されました幼児教育保育の無償化による町の負担は、現在のところ、令和元年度につきましては、町立・私立を問わず全額国費による負担とされており、令和2年度からの地方負担分については、地方交付税が算定される際の基準財政需要額に算入される予定となっております。

また、保育に対する公定価格の引き下げなどへの今後の対策というご質問でございますが、この引き下げは副食費部分ではありますが、昨年の12月議会での一般質問のときにもお答えさせていただきましたけれども、副食費はこれまでも無料ということではなく、今までも無料ではなく、保育料の中に含まれて、保護者の方に負担していただいております。

国と国の方針といたしましても、これまでの考えを維持していくというふうにされておりますので、公定価格の引き下げ分、すなわち副食費に対する予算措置は、現在のところ考えておりません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

保育料の問題については、地方交付税措置するということは言われてるわけですが、今まで町立保育所、公立の場合は全部一般財源化で結局保育所に目的としての交付ということではなくて、そういう趣旨での町立保育所に対する、国からお金出してるんだというようなことの位置づけとして今までもやってきてるわけです。

これが同じように、今度の町立保育所に対する無料化に対してのお金、財源を町が国から来たけどこの中身をどう使うかと。色がついてるわけやないか、どう使う

かという判断になってくるんですね。そういう点では非常に今までと変わらない、財政援助を国がしてるが如くやりながらね、実際はそれに回せないというのは、地方自治体のほうでの財政の実態だということがあるわけですね。そういう点ではこの問題については、国の制度との関係もありますが、非常に消費税絡みの保育所の保育料の無料化ということが、いかに根拠のないものとして露呈しているかということが言えると思います。

それともう1つは公定価格の問題について。これは私が説明した質問したのとちょっと違うんですが、先ほどの副食費の問題でなく、今回は土曜日の保育所について、平日の公定価格の分と違う、引き下げると。土曜日は。いうようなことなどが言われてるということなんですね。これは、運営費やら含めていろいろ、保育士の問題なども含めて関係してくると思いますけど、こういうことも含めて今、起きてくるということについての質問だったわけです。その点についてはまた今後も明らかにしながらしていきたいというように思います。

次は、福岡県は子どもの医療費の助成、来年度から中学3年生まで実施するということを表明しております。町としても小学校、小中学生まで助成していた予算を活用して、18歳まで医療費の助成を行うべきではないかということです。

これについては古賀市ですかね、高校までの無料化、助成制度というのを作っております。そういう点からも全国的にも、高校までというのが増えてきてる状況のもとでの県が引き上げたこの制度を生かして、中学生までというのを検討したらどうかということについて、答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

現在町では、通院については小学生まで、入院につきましては中学生まで、子ども医療費の助成を行っております。

福岡県の助成制度が小学生の入院、通院までとなっていることから、中学生の入院は町の単費、町単独の事業により助成いたしております。令和3年4月から福岡県子供医療費支給制度の改正が行われる予定で、中学生の入院通院が助成対象に引き上げられます予定であります。県の制度改正に伴い、中学生の入院分の町の負担分は半分となりますけれども、中学生の通院が新たに助成対象となるため、県の試算では制度改正後、入院、通院を合わせた町の負担は現状より増加する見込みでございます。

町におきましても、より一層安心して子育てできるまちづくりを目指しているところではございますけれども、社会保障費は年々増加しておりまして、さらなる助

成の拡大は将来にわたり大きな負担に繋がることから、慎重な検討が必要かと思われます。

今後は、近隣、いろんな情報を踏まえて勘案しながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

はい、是非前向きに検討してもらいたいと思います。

5番目は、公営住宅。粕屋町の場合は町営住宅ですが。

連帯保証人制度を福岡県福岡市は廃止することになりました。東京都も、これはもう廃止をするということになっております。連帯保証人を廃止してどういうふうな後の、いわゆる入居者に対する対応についてどうなのかという点については、東京都は、連絡者とか、そういう保証人、連帯保証人じゃなくて、その人と連絡できるそういう繋がってる、そういう人たちの必要なところは、可能なところは出してもらうというようなことになってるということなんです。

粕屋町でも、何年前ですかね、3、4年前、5年ぐらい前ですかね。2人から1人という連帯保証人の問題での条例が出たわけですが、粕屋町としても今これを国土交通省がこの方向で指導しているわけであります。

そういう点で、是非、連帯保証人制度の問題について検討をしていくべきじゃないかと思いますが、答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

民法の一部を改正する法律が令和2年4月より施行され、民法における債権関係の規定が改正されることになっております。

議員が言われますとおり、福岡県や福岡市は公営住宅の連帯保証人制度の廃止を決定いたしております。粕屋町におきましても、議会開会日に町長が提案理由で申しましたように、低所得者や身寄りのない高齢者等の住宅確保という町営住宅の目的を鑑み、連帯保証人に関する規定を削除する方針でございますが、この件は、この後の厚生常任委員会に付託いたしておりますので、詳しいお話はここでは控えさせていただきますけれども、このことについてはまた後説明させていただきます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

次に移ります。国保滞納者への差し押さえ件数が増加しております。

私も相談を受けるのは、国保滞納者の方々が非常に多くあります。そういう点で、各種税金、料金ですね、滞納者の生活実態などを考慮して、憲法25条の趣旨に基づいて最低限度の生活を営める、そういう点での、町民に対する保証をしていくべきだというふうに思います。

これについて、まず国保税など、税金の滞納世帯と差押え件数、滞納換価と件数、所得別滞納世帯数について、説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳しいことは所管のほうからご説明いたしますが、あくまでその差し押さえというのは違法ではございません。

もちろん差し押さえに至るまでは、それぞれの納めていただくための努力を100%を行っております。その後、どうしてもその差し押さえするというふうに移行になるわけですが、法律に基づいた適正な執行しているものと思います。

詳細につきましては、担当のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

臼井収納課長。

◎収納課長（臼井賢太郎君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

1 番のご質問ですけれども、まず滞納世帯数ですけれども、国保税は世帯主に課税されておりますので、ほかの税とあわせまして、滞納者数という形でお答えをさせていただきますと思います。

直近の年度末であります、平成30年度の滞納者の数につきましては、2,333人、差押え件数が1,246件、滞納換価の金額が5,436万8千円、換価件数は1,024件でございます。次の所得別滞納世帯につきましては、調査をしました直近での滞納者のうち、町外者など所得が分からない方を除きまして、100万未満の方が908人、100万以上200万未満の方が720人、200万以上300万未満の方が357人、300万円以上400万未満の方が129人、400万以上500万未満が54人。そして総括してもう500万以上ということが93人ということで、数字を見ますと、所得が低い方ほどちょっと滞納の数が多くなっているのかなというふうに思っております。

糟屋地区の自治体の状況につきましては、これ公表されているものがありまして、

これは差押え件数になるんですけれども、そちらについて回答させていただきたいと思います。

1 番新しいもので平成29年度の状況になりますけれども、順番に言うと、古賀市のほうが772件、新宮町が248件、久山町が21件、篠栗町が60件、志免町が159件、須恵町80件、宇美町195件、粕屋町が1,023件です。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8 番（田川正治君）

今説明があり、所管の課長の説明からも低所得者ほど国保税などの滞納が増えるという状況にあるということが言われております。

これはもう当然税金を納めるためには収入があると、必要な収入ですね。そういう点では倒産とか失業とか、いろんな病気とか事故など起きて所得が減るという状況のもとで、この国保税を納めるためのいろんな負担が増えるという状況が生まれてきているということが言えます。

それともう一つは、私は相談に乗っているいろいろ思うのは、やっぱり金融業者とか、そういうサラ金絡みのような関係の人たちがいたりします。それは遊びに使うということじゃなくて、生活に困った場合に借りれる。すぐ借りれるってったらやっぱりもうサラ金とか、そういう金融という関係のものに手を出す。そうしないと、人にお願ひしてとか、銀行から借りるとか、そういう手だてがないということによって生まれてるというのがあります。そういう中から、その滞納してる人たちの生活実態も含めて、どういうふうに解決をしていくかというのがあるわけです。

その点についてですけど、2 番目になりますが、憲法25条や国税徴収法は滞納者の給与に係る債権については、差し押さえ禁止を定めております。

銀行口座に振り込まれる給与を同時に差し押さえるというようなことが、全国的にも問題になってきているわけですが、この点についてはどのような根拠で差押えをするのか。これということについて説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

臼井収納課長。

◎収納課長（臼井賢太郎君）

はい、2 番についてのご質問ですが、議員言われますように国税徴収法の中に給与の差し押さえ禁止という規定がございます。

内容は、生活保護の基準となるような金額などは差し押さえすることができないというふうになっておりまして、それを上回るものについては、差押えというもの

は一応可能ということになっておりますので、給与の一部差押え禁止というような規定になると思います。

後、給与が銀行口座に振り込まれると同時に差し押さえる根拠ということになりますけれども、これも直接的な規定というのではないんですけれども、これも国税徴収法に、条文の中に、滞納者が督促を受け、督促に係る税を督促状を発した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、滞納者の財産を差し押さえしなければならないというふうに規定されておりますので、これは地方税にも規定されてありますので、これに基づいて一応連絡がない方とかには、生活保護の基準となるような金額などは、先ほど言いましたように除きまして、あとは納期内に納税してあります皆さまとの平等性っていうものがありますので、そこが不平等にならないように、生じないように可能な限り迅速に、預金債権の差し押さえを行っているところであります。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

差押えについて、今言われた徴収法の関係から見ても、生活に支障がないような形で差し押さえるということがある。当然のことだと思います。

今、その差し押さえた給料として必要な分、生活に必要な分が保障されて、そして残った分の差押えをどうするかという形での差押え方になると思うんですね。例えば、20万、25万でもいいんですが、25万の場合だったら、差し押さえ禁止の金額は本人10万と家族が2人いる場合は9万、3人になったら、それに13万5千円になるわけですね。それだけの分を生活として保証すると、差し押さえ禁止ということになってるんですね。それがなかなか今相談を受けるときに、金額で生活できるという状況は、そのときそのときの給料の結局、日給月給のような形で働いてる人たちが会社のほうの仕事の具合、そして自分の病気の具合とかいろんなこと、家庭のこと。収入は減るというようなことなどもあるんですね。

それは、そうなった場合にはその次、差し押さえするときについて、その家族、本人の給料の状況など含めてしっかり掴んで、そして必要な金額、生活費を保障して、そして差し押さえするという必要だということなんです。当然そういう立場から、担当のほうの職員の人たちはやってるわけですが、なかなかそこが、なかなか苦労するところですね。結局、その残ったお金の部分での支払いが、定額で3万とかいう金額で支払うという分割払いという形の税金の支払いをするということなどがあつとるわけですけど。実際はその3万円の所得の分が税金として納

める分が足らなくなるという事態にもなるということがあって、相談受けたりするんです。そういう点では変動という形で、金額を少なくして差し押さえ金額を減らすということなどもやって、職員のほうが取組んであるわけですけど。なかなかそこところは、それだけがうまくいかないということなどで、何度もお話をつめてしてあるという状況があるんです。

私も一緒に参加して、ファイナンシャルプランナーの人たちも一緒になって解決しようとするわけですが。そのときに問題になってくるのが先ほど言いましたように、サラ金とかいろんな支払いの問題も含めて、結局生活実態をその人の状況を解決していかなければ、なかなか今後もそういう税金の滞納を作らないという形を援助していくということができないということになるわけですね。そういう点からも、この差押えということについて、給料についての生活費も含めた金額を保障できるようにしっかり取組んでもらいたいというふうに思います。

もう一つは、最後に、国税徴収法による滞納世帯の徴収限度額と生活困窮者などの滞納処分の停止条件について説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

臼井収納課長。

◎収納課長（臼井賢太郎君）

はい。3番の質問についてご回答させていただきます。

まず徴収限度額ということですが、2番でも少し述べさせていただきましたけれども、差押え禁止財産を除けば、徴収限度額というものはありませんけれども、議員言われましたように滞納されている方の生活状況なども窓口などでお聞きしたり、ファイナンシャルプランナーと、相談会を設けながら考慮しながら、生活状況を考えながら徴収を行っているところであります。

あと、生活困窮者などの滞納処分の停止条件につきましては、これはもう国税徴収法、地方税法にもありますけれども、3点ございまして、1点目が、滞納処分をすることができる財産がないとき。2番目が、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき。3番目が、その所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるときになります。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

そこで生活困窮者の人たちの問題をどう解決していくかというのがあるんです。

私は先日、前の委員会にも、野洲市、滋賀県の野洲市に行ったんですね。くらし

支え合い条例の問題についての質問をいたしました。ここは、まさに生活困窮者も含めた、税金を滞納してる人たちは窓口に来て是非相談してください、一緒に解決しましょうという、そういう立場ですね。今、私も言いましたようなファイナンシャルプランナーになるわけですが、いろんな関係の所管課も含めての対応をしてですね、解決しているということがあるわけです。

そういう点では、生活を再建していくこととあわせて、滞納整理をするという方向をしっかり粕屋町としてもこの方向、制度化をうちゅうですか、体制も含めて持っていくべきだということがあります。それは何でかって先ほど話しました、例に出しましたところ、小学校の子どもが、1年生の子どもがおるんですが、入学するときの入学や就学援助とか含めた制度化を知らなかったんですね。話したらこれは担当所管の課の職員も一緒に、ファイナンシャルプランナーと話してたんですが。そしたらその借りたお金返さないかんでしょ。いわゆる借りる、貸付制度として就学援助があるというふうに思ったというふうに言われたんです。私もこの相談受けてから2回ぐらいそのことを話したんです。担当職員と一緒に、なかなか理解していただけてですね。やっと話ができて、そういう制度があつたらもう入学するときのね、支度金なんかも使えるようになったんやからよかったっていう、助かったんですけどという話になりました。その人はですね、児童手当も含めて、結局つぎ込まなければ生活できないという状況は当然あるわけですけど。

そういう点からも私は、この制度、体制上も含めてですが、そういうセクションの人たちも一緒になった解決方向があれば1回で終わると。そうやなかったら、そこでお話をして今度は学校教育課に連れていかなければということなど含めて生まれてくるわけです。ほかのことでもあります。仕事を探すためには、県の相談センターのグリーンコープですか。県がやってるそこに行って相談するとか、いうようなことなどもあるわけです。

そういう点からも、私は、この生活再建と生活困窮者の問題については、一つはどういう点からこれはきてるのかというのをはっきりさせて、そして解決していく、援助をするように是非体制もとっていくようにしてもらいたいというふうに思います。これは町長も粕屋町はそういう体制で臨んでおりますというのは前回の議会での説明でしたけど、もう少し、そういう点ではですね、更に制度化も含めて研究してもらってですね、是非生かしていつてもらいたいと。

これはもう全国的にもこの野洲のですね、野洲市のこの制度というのはですね、素晴らしい内容である、全国からも、視察が多く来てるというところですので、是非これをですね、参考にしてまいりたいと思いますが、町長の答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

税金の滞納はですね、確かにもう生活困窮に至った経緯、その中に問題点があるうかと思います。

今おっしゃるようにサラ金とか、その生活費として、要するにお金がなくなったということがありますけども、これはもう今収納課長が申し上げますとおり、ファイナンシャルプランナー、専門家の意見もいれながら対応はたっておりますが、それぞれ所管で様々なアドバイスができると思います。総合的な窓口体制、相談体制を作るようには、今後検討してまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

はい、じゃあ次に移ります。

公立学校の先生に1年単位の変形労働制っていうのを導入を可能とする法案が強行成立されます。今後は都道府県や市町村の学校で導入の是非が問われます。教育委員会などでの協議の進捗状況について説明を求めるわけですが、まず最初1番目ですが、この1年単位の変形労働時間制について現在の長時間過労勤務や、教員不足などを抱える学校教育現場、どのように変わるのですか。

変わるのかということについての答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

田川議員のご質問にお答えいたします。

まず、この1年単位の変形労働時間制と言いますのは、1か月を超えて1年以内の期間に1週間あたりの労働時間が平均40時間を超えないことを条件とし、業務の繁忙期と閑散期で、労働時間や連続労働日数を割り振ることを認める制度でございます。これを1年単位のこの変形労働時間制を適用することにより、学校教育の中では教育成果を維持し、向上させるため、教師のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになります。そして学期中の業務の縮減に加えて、夏休みの休日のまとめ取りのように、集中して休日確保することが可能にはなります。

また、夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務時間は、学期中よりも短くなる傾向にあります。ただし、これからメリット・デメリット等を調査した上で、令和3年度を目処に今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

今言われたのは、国が方向を示した内容での説明だったというふうに思います。

実態はしかし、学校現場とはかけ離れた制度の導入ということで問題になってるわけですね。何でなのかというのは、今言われました点の一つではありますが、1日8時間労働の原則がまず崩れるんですね。そして、忙しいときには集中して働いて、暇なときにまとめて休みなさいと。こんなこの人間が、やれない、生理的にもですね。そしてこの寝だめ食いだめですよ。同じようなこういうことを教員、まあほかの労働者も一緒ですが、教員に押しつけて、本当にこの今の教員不足とか、長時間労働で働いてることについて解決するのかという問題があるわけです。

そういう点から見て、この45時間/月、そして年間360時間。この時間を実際、今守ってる教員がどれだけおるのかということなんです。実際は、全国から見ても、福岡県でもそうですけど、この時間をオーバーして働いてるという状況です。1週間の学校の勤務は、持ち帰り含まなくて小学校で57時間29分、中学校63時間20分という統計があります。そういう点では、かなり無理なこの学校の現場なんです。それを休みの取り方を変えるだけで、実際に解決するのかという問題があるわけなんです。

この2番目の問題として、今言いました1年単位の変形労働時間制について、教育委員会でも話をして進めるべきだというのは国の指導なんですね、文科省の。

実際このことについてはどういうふうにやられてるのか、教育長に説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

平成30年に働き方改革、そのガイドラインの中でこの法律のほうも見直すべきやないかということで出てきたことだろうというふうに私も思っておりますし、また教育委員会としてもこの件を議題にしながら、県、国の動向見ながらやっていきたいというふうに考えております。

また、校長たちにもこういうふうに制度が変わってるぞということは、情報提供として、しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

はい、またそしたらこのことについて、現場での状況ということも含めて、どれだけ掴んでいるかということについて、関連して質問していきます。厚労省の通知では、恒常的な残業はないことが、変形労働時間制導入の前提条件としております。

現行のタイムカードによる勤務時間で月45時間以下、年360時間以下の教員の割合はどのくらいなのかについて説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

タイムカードにつきましては、昨年11月から導入をしております。

ので、年360時間以下の教員の割合はまだちょっと抽出はできておりませんが、月45時間以下の教員の割合は、小学校と中学校の教員を合計いたしまして、今11月と12月出しております。11月が約79%で、12月はですね、年末休日もありますので一応92%に増加はしております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

45時間以下の教員が79%ということはですね、ちょっとこれは、状況の掌握が十分じゃないと思いますね。先ほど言いましたこの福岡県ですね、糟屋地区の組合が掌握した分で見ても、見たら小学校で50%、そして中学校は63%ということでの説明、アンケートで掴んだのがあるんですね。これ違いがどう出てるのかっていうのはいろいろな見解があるかと思います。

ただし、この残業の状況を今の現状を正確に掴んでこれを報告し、これが今言った時間以下であるというのを前提に導入すべきだと。そういうことになったんだというのは国からの指導、文科省の。ですからこれを目指さないかんですよ。しかし今言われたような形で、中身はそれどういうふうにつかんであるか分かりませんが、タイムカードで掴んだ場合でも、それを直接文書で書いてもらうということもあるでしょう。メモでいうこともあるでしょうけど、タイムカードを使えということも含めて言ってるわけですね。

これを、今言われたのを聞いたら、私はちょっと問題があるので、今後はっきりさせていかないかんと思うのは、この勤務時間の中身、時間について。これは曖昧にできないんですよ。労働基準法に関わる問題としてですね。この勤務時間が今後、労務災害とかいろんなことが起きたときにこのタイムカード打った、打つ前か、これによって事故を起こしたことについて、タイムカード打つ前の事故だったら、

労災でないと。そういうことも含めて、関係するような大事な内容なんです。ですからこの虚偽報告したら懲戒処分になるぞということまでも指導してるんです。だから正確に使いなさいと。その上に立って、制度を導入するかどうかについて、検討しちゃっていいこうというような内容なんですね。

そういう点から見ても今のような掌握の仕方は、今までは学校の先生たちは給特法といいますかね、今度の給料特別措置法の関係で4%の残業代出すから、長時間どんどん働けというて働かされてきてるんですよ。だから4%以上の働きを実際残業でしてるんですよ。それは払わせない、出さないいうことで4%で抑えてきて、長時間働かしてるから今のような問題点が出てきて、国もこれは働き改革も含めて変えていかないかんということを示してきてるんですが。しかし、この変形労働時間制というのは、本来民間で製造業とか含めてそういうところでやるのとして、制度化された内容なんですね。だから教員の現場で子どもと面して、教育も含めてやっていくようなこういうところで、この一律的にこういう制度を持ち込んだら、子どもにも責任持てない、先生たちも大変だという事態になってくるわけです。

そういう点で言えば、単価の問題については、今話をしましたけど、今後この制度を導入するに当たっては、全教員の勤務表、シフト表を作らないかんです。そしてその制度、これを作るために校長、管理職、事務職の人達がこれを3月ぐらいにまとめて作って4月から勤務に合わせていかないかん。こういうこともあって、大変だと管理職の人たちも。校長先生も含めてね。仕事量としてやるのが、学校の教育の問題じゃなくて、こういう点について力を注がないかんということいろいろ意見も出てるということはおかれております。

そういう点で、この今言いました管理職の人たちが勤務シフト表を作るに当たって、業務負担が増えると思いますけど、どのような内容のものがどういうふうになるのかについて説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

勤務シフト表のことですが、短期的な視野で見ますと、システムを変えることは一時的に業務量を増やすことにつながると思います。

しかし、長期的な視野で見ると、管理職や事務職員等もこのシステムにのっとることで、業務改善に繋がるとも考えられると思います。

また、この新システムを導入した次年度以降は勤務シフト表作成についても、スムーズに行うことができることも予想されると思います。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

その通り一遍のような回答で中身が実際、現実的にどうなるのかというのを掴んだ上での説明というのが、私は欲しかったというふうに思います。

ただ、この今言いました管理職の人たちの、このシフト表を作っていくに当たっては、一人一人の教員の子育て、介護、家のこと含めて家庭状況の中で、時間がとれるかとれんかっていう問題も含めて出てくるんですね。それを前提にした勤務表を今度作ることを言われてるわけですが、その内容を一人一人が変形労働時間制について、職場の過半数、そして一人一人の人の同意を得て、これが進めていくことになるということになるわけですけど、実際は教員の人たちがいろんな条件で、働く中で問題も抱えて、働いてるわけですね。そういうのが一時的、画一的な形でこの制度を導入して、そしていくということにならないようにですね、しなきゃならない。

それが今から問題になっていく中での、この導入問題についての問題になっていく中での一つの大きな点だというふうに思います。

それと最後に、学校現場の負担の軽減、過大な授業日数の見直し、研究事業や行政研修の簡素化など、教育委員会での協議と見解。

これは本来、教育委員会でもしっかり審議されているものだというふうに思いますが、それについての説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

教育委員会の研修等は昨年度精選し、大きな縮減を図りました。

具体的には研修自体の削減、あと集合研修の削減、教職員が役場に来て受ける研修ではなくて必要に応じて、指導主事やスクールカウンセラーが学校に出向いたりするなどが挙げられます。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの活用など、人的活動を通じて教職員の業務負担の軽減を行っております。更に学校行事については可能な限り精選、縮減するよう、学校のほうには指示をしております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎ 8 番（田川正治君）

この点について、研修については、国もこの研修の見直しについて文科省が出してるのもあるし、今回、附帯決議で特別措置法の内容で盛り込まれた内容も含めてあります。

結局、今の教員の働き方は長時間になってることから、この問題を解決するために導入していくんだということで、この変形労働時間制の問題を持ち込んでくるわけです。しかし、私先ほどからも話をしてきましたけど、夏の休日のまとめ取り、これが一つさっき 1 番初めに話しましたが、忙しいときには 10 時間でも 11 時間働けとね。3 月頃の忙しいときには。そして休むのは、夏休み休み取りなさいということについて。この点については、文科大臣もこのことについては、指摘してるんですね。国会の質問で現在でも実際に休日確保のために、週休日の振替えや、年次有給休暇の取得によって長時間の学校閉庁日を実施している自治体の例もあると。これらの重要なことであるということで答弁しておりますが、要はこのまとめ取りを何もですね、夏休みにしなくても、この変形労働時間制の導入によってしなくても、今でもこういうやり方をしているという自治体もあるんだということなんです。

その点については、結局、行政研修や部活動の各種大会などの夏の業務、こういうのを大幅に削減して、業務のない期間を設けて教員が実際に夏休みをとれるような条件を作るそれとあわせて休日出勤や、超勤に対する代休保障を厳格に行うと。そして年休の取得とあわせてまとまった休みが取れるようにして、このようなことをやれば夏の休みは取れるんです。夏休みをまとめてとることができるようにするために、忙しいとき頑張れと。こういうやり方が今言われてってるんだ。しかし実際は、年休で今 20 日ですかね、年休のうちの 10 日しか取ってない。

この前話を教員の人と話したら、5 日しか取ってないという人もあります。まさに年休は取らなくて、そして休ませなくて、そして今度は長時間働かせて。そしてその分を、結局教員を増やすということじゃなくて、乗り切ろうという方向があるわけです。私はこの点については、学校現場の人たちの話も聞いたり、アンケートを見たりしました。本当に、今のままでももう過労死状況だと。3 年生の進路指導する人たちなどは、もう休みもとれないでということでの意見は出ておりました。

そういう点では、学級担任をして、部活動をして進路指導。こうなったら本当に 1 人の教員の方がやるだけの能力以上のことを実際に今でも起きているということなんです。ですからそういう点から言えば、先ほど言いました、その変形労働時間制の問題導入のよりも、今の年休ですね。ちゃんととる、そしてそういう必要であるどうしても必要なものである研修とかそういうのはあるわけですけど、やっぱりそこは精査して、そして部活動については部外者も含めての指導員をお願いしてい

くと、これも国もそういう方向目指せというふうに言ってるわけです。

そういう点から教員の、生徒に対する教育をですね、十分やっていけるようなそういう環境を整えていくということを是非できるようにしていくように、私も今後取組んでいきたいと思います。

以上、述べまして一般質問を終わります。

(8番 田川正治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から暫時休憩といたします。

午後の始まりは、午後1時ちょうどといたします。

(休憩 午前11時46分)

(再開 午後1時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

本日、13番、木村優子議員から所用のため午前中の欠席届が提出をされておりましたが、先ほどご連絡がありまして、終日の欠席に変更になりました。また、8番、田川正治議員から体調不良のため午後からの欠席届が提出をされました。

以上2件、合わせてご報告をいたしておきます。

議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問いたします。

まず、質問に入る前に、世界経済をも揺るがしかねないこの新型コロナウイルスが、全世界にその猛威を奮って、多くの感染者と死者が拡大し続けております。亡くなられた方に哀悼の意を表します。

日本におきましても、各地でその猛威を奮い始め、感染者が出始めております。政府は集団感染を押さえ込むため、ここ数週間の活動の自粛を告知し、公立、私立の小中高校の一斉休校を要請いたしました。スポーツ界におきましても、開催のやり方を変更して対応している現況であります。このような状況から、粕屋町においても、十分な対応で事に当たっているという発言が、先ほども町長のほうからありました。今回の新型コロナウイルス感染拡大の早期終結を願うものであります。

それでは早速、本題に入ってまいりたいと思います。

現在、粕屋町の人口は1月末時点でございますけども、4万7,856人と市制に移行できる5万人を超えようとしております。粕屋町の将来像を考え、今取組むべき施策は、どのように打てるのかが問われる時期に来ているというふうに思っており

ます。町長は、市制に移行することに対しまして、ただ単に市制に移行することだけにとらわれず、様々なまちのあり方を模索すると、かねがね発言をされております。そして町の若手職員で作る市制塾を庁舎内に設け、今後のまちのあり方を市制にとらわれず、調査研究するとしております。そのことは、必ず市制に移行するとは断言していないとも受けとめられます。市制塾は開設より1年が過ぎようとしております。

そこで、市制塾ではどのようなことが話し合われ、今後、話し合われたことはどのように発展させていくのか、経過報告とあわせて聞きたいと思います。

よろしくお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制塾は、昨年、一昨年ですね、平成30年11月15日に第1回の市制塾の開校をしております。それ以後、概ね1月に1回程度のペースなんですけど、月としてはできない月もございましたので、先月2月26日に第12回の市制塾の開催をしております。メンバーは、10人の構成でしてまして、男性職員が8名、女性職員が2名の構成でございます。それぞれの所属、これは全くフリーで募集をし、応募をしておりますので結果なんですけれども、総務部が3名・住民福祉部が3名、都市政策部が3名、教育委員会から1名というふうに割と均衡が取れたような所属でございます。年齢的には40代が4名、30代が4名、20代が2名と、平均的に30代の年齢層で構成しております。

メンバーにつきましては省略いたしますけれども、中身は当初こういった研究グループはなかなかこの粕屋町にとっては、初めての試みでございました。特定のことにについて、研究する小委員会的なものは当然ワーキンググループございますが、市制塾っていうのは非常に大きなテーマで広範囲にわたる。そしてまた、資料収集につきましても全国的なことで収集しないといけないようなことで、初めは、右往左往したような経過がございます。

数回経るにあたって、そのテーマを絞っていき、それぞれのこの市制塾の中でグループ分けをしまして、それぞれの担当ということで、市制を引いてある、引かれた市。ですから、旧町ですね、旧町村。そして5万人を超えても、まだ市制を引いてないような町もございます。そちらのほうの研究。また今は、その市制を引くメリット・デメリットにつきましても、研究を重ねておるようでございます。

一昨年の11月から始まったものですから、その都度報告は私のほうは見ておるんですが、そろそろその研究、検討、経過並びに結果については公表する時期にある

かなとは思っております。それを今後どのように繋いでいくかというのはですね、私もこの研究グループの成果が非常に評価しております。全くその今まで考えもしなかったような、自分自身が興味持たなかったようなことについて、精力的に新鮮な気持ちでやっておる内容でございます。

この研究の経過並びに結果をですね、今後の市制を考えるにあたっては、非常に私も参考にさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今のお話だと、市制に向かってっていう意向を考えてっていうふうにとらえられるんですけども。

通告書にも私片仮名でシセイというふうに書かしていただいています。このシセイ、先ほども申したように、町長は市制にとらわれてないということで、この市制塾の今後のデメリット・メリットに対して、どうやっていこうかっていうのを研究して参考にしていこうというふうなことだろうと思うんですけど。

この市制塾のシセイっていうのがですね、漢字に当てはめたら、普通の市制、市に移行するための市制。もう一つは、庶民の意味をあらわす市井。市に井戸の井。市井っていうのも考えて町民主体のまちづくりしてるのかな、そういった軸にするのかな。もう一つは、誠に至るで至誠っていうのがあって、人材育成をするのかなっていうふうな、そういったいろんなものがちょっとこのシセイの中に想起できましたんで、何が1番適当なのかっていうのを聞きたいんですけど。それは市制なんでしょうけど。当てはめるとすれば、何が1番いいのかなっていうふうにちょっと思ったのと、あと、これを今後、調査研究した分をしていろんな調査研究をしていくっていうのは答弁でしたけれども、何のために、目的ですね。これが本当に市に移行するためのものなのか。

その目的をちょっと明確にして、お答えいただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制を施行するにあたっては、基本的な人口の基盤、人口の基数がございます。

それは御存じのように5万人。その5万人というのは、国勢調査でカウントされた、その町の人数でございますけれども、これは御存じのとおり今年の10月に、5年に1回の国勢調査がございます。今議員が御案内されたようにですね、4万8千弱人、弱ということですから、ちょっと無理だろうとは想像しております。ですか

らその5年後にはですね、今町内で幾つかの開発もございます。マンション分譲住宅についてもですね、増加する傾向ございますので、5年後には5万人を超えるだろうと思われます。

従いまして、過去市制を市制に移行された町村見ますと、やはり国勢調査を基準にやっぱり考えてありますね。スパンでいうと10年若しくは5年というふうなスパンで考えてありますので、ちょうど粕屋町はですね、その位置にあるだろうと思われます。ただ、市制ありきのこの市制塾ではございません。これ私が当初ですね、市制塾をご披露したときに申し上げましたけれども、市制を見据えてということで考えております。あくまでその市制に向かって、市制を狙ってとかですねそういうことではございません。先ほど言いましたように、その町の状況ですが5万人になってもなかなか市制にはなっていないような町もございますので、それはなぜかというような研究も今しております。

あくまでですね、市制というのは、私個人、当然リーダーシップを持ってですね、この町を引っ張っていく責務がございます。ただ、この市制についてはですね、やはり町民の意向、住民のご意向が大きく左右するものと思われます。市制に移行されたところですね、この市制塾のほうでいろいろ調べたんですが、やはり住民アンケート当然してあります。その結果によって、この市制に移行すると。やはり、首長がトップダウンですべきことではないからですね。

ただし、リーダーシップはとって、その方向性が決まったらぐいぐい引っ張っていくというようなことは必要かと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

後でも、関連したちょっと質問があるので、似たような答弁になるかと思いますが、またその節はよろしくお願いします。

次に、令和2年度施政方針を今議会発表されました。

頻繁に起こる自然災害や世界経済を踏まえた新たな激動の時代というふうに言われたと思いますけども、変化に即した防災や減災、住民が安心して暮らせるサービスを提供できるまちづくりを主体に事業を組んでおられます。単年度だけの施策ではなく、中長期をにらんだ基礎固めの予算編成でもあると思います。町長も10年、20年先も幸福感を実感できるまちづくりを目指していくと示されております。

将来を見据えたまちのあり方を見て、具体的にどのように施政方針に生かされているのかを聞きたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

施政方針の5ページの下段のほうに触れております。

その中の説明の前に、実はその第10回目の市制塾をしたときに、これは昨年の10月に開催した市制塾でございますけども、その中に粕屋町に似通った特徴がある団体をですね、実は市制塾で調べております。そこは、やはり市制に移行するためには、市制をここも見据えたような動きがあったんですが、やはり市制を見据える、市制に移行するためには、財政力が非常に必要だと。財政基盤の確立こそが、この市制に移行するための必要条件だという観点から、各企業の誘致、立地対策を考えてあるようです。ちょっと特定の名称はこの場ではご披露いたしませんけども、ちょうど4万8千人ぐらいだったときに、これが4万8千人まで実はいったんですよ。そこが、実は今ちょっと下降ぎみで、5万には至らないような見通しもあるようでございますが、ちょうど粕屋町と同じような地理的条件、人口の条件でございますので。

このように、やはり財政基盤が確定してないといけない。また、それに付随してインフラ整備、様々なインフラの整備がそのときにはなっていないと、名前だけの市になってはその中身がないし、住民の幸福度を味わえないだろうと。やはり、潤沢な予算、財政によって、住民のニーズに沿ったそれぞれの施策が十分に発揮できる。こういう環境は非常に必要だろうと思いますので、これは1日でも早く企業立地、誘致の関係は進めたいと思ひまして、5ページの下段のほうにありますけども、新たな企業立地対策事業に着手し、産業の振興、雇用の創出により、将来の財源確保に繋げる。

まさにこれが、持続可能な財政基盤の確立を図った予算ということで、市制を見据えたこの市制塾の研究成果をですね、参考にしながらうたったものでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

今、5ページの下の方、私もこの辺に注目していますけれども、この基礎となるのはやはり、人口であるというふうに思っております。

過去の人口動態予測では、2020年の人口は、4万9千人を超えていたと思います。あともう少しで今年、5万人になるんだなというふうに思っていました。しかし、先ほども言いましたように、4万8千人足らずで人口の鈍化が見てとれるのかなというふうに思ってます。

この結果は国勢調査の本年に向けた取組みが足りないというより、自然増に頼っ

ていた感があるのかなというふうに判断してます。市制に向けた人口を増やす取組みを考えていたら、本年ですね、国勢調査が行われる本年に、5万人を超えていたかもしれないなあというふうに振り返っているところであります。今のところ、粕屋町の人口が増加している要因は、立地の良さや子育て支援や障がい者福祉の施策によるところが大きいというふうに思ってます。その理由は、子育て支援や粕屋町の平均年齢が39歳と若い町であることから判断できるのではないかなというふうに思ってます。今のままでは施政方針に述べられた新たな企業立地対策事業に着手し、産業の振興、雇用の創出する財政の確保につながる持続可能な財政基盤を図る。このことを、町税の根幹となる人口増や企業誘致が頭打ちになり、いずれ少子高齢化の波が訪れるのではないのかな、将来を考えた施策が、今必要なのではないかなというふうに感じております。

そのために、平成21年に策定された都市計画マスタープランの見直しが求められております。当時は2030年の人口目標を4万8千人としたマスタープランでした。現在では、町の人口や環境が大きく変わってきております。粕屋町の調整区域は、14平方キロメートルの半分と、限られた面積の半分以上を占める状態をこの後どう改善していくのが問われてきます。

町長に聞きます。この辺をどういうふうに思われますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制ということに限らずですね、この町を発展させていくためには、やはり、これ従来から私も言っておりますが、都市計画がキーワードだろうと思います。都市計画の変更がキーワードだろうと思います。

ゾーニング、住宅の中に、例えば倉庫物流関係が入っちゃ、その生活に支障を来す。ですから、粕屋町をやはりゾーニングしながら、都市計画を張りつけていくと、都市計画のゾーニングをやっていくっていうことを基本に、企業の立地、誘致をそちらに誘導するというような形で考えております。幸い、粕屋町は全域都市計画区域でございますので、虫食い状態は、大分ほかの町という表現はちょっと正しくないかもしれませんが、防がれてるというふうに私も思っております。広大な空地も調整区域の中にございます。ですから、そういった空地を生かしながら、粕屋町の将来のあるべき姿を都市計画マスタープランの中で描いていきたいと思っております。

それと、都市計画マスタープランでだけではなくて普通のといいますか、総合計画、この中にも将来の人口増、まち・ひと、しごとの人口の将来計画もございます

ので、その連動しながら、総合的にこれからのまちづくり、市制を見据えたまちづくりに頑張っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

箱田町長になってもう2年が経過しようとしてるんですけども、今、どちらかというと受け身っていうふうにとられてもしようがないのかなというふうにちょっと思ってますけど、市制に限らずと、市制になることにこだわらずということが、やっぱり何回も今の答弁の中でも出てきてるんですけどね。

市制に向けたっていう部分も含めて、言葉は発せられてるんで、僕らとしてはどっちなのかなっていうふうなことをちょっとやっぱ考えてしまうんですね。私は町長の方針次第ではですね、同じことをやる同じ施策にしてもですね、取り組み方が変わってくるのではないかなっていうふうに思ってます。例えば町長がもう市制でいくよということではっきり決断していただければですね、当然、市制に向けた対応、取り組み方っていうのがあると思うんですね。ところがこれ曖昧だと、どっちにしているのかなとなると、やっぱりどうしても受け身に、外からの外的要因によってやっぱ変わってきてしまうみたいなことになってしまうのかな。だからその方針次第では、役場職員の取り組み方が大きく変わってくると思うんですね。やはりそこにはやっぱり明確な粕屋町の町長の施政の方針というのをやっぱり示していかなければいけない。先ほどはまあそんなに示さないでいきますよ、町民の意向を酌んでっていうふうなお話もございましたけれども。

単刀直入に、町長は、市制の意向を考えてるのか。それとも町制のままでいこうと考えているのか。

こころをちょっと明確にするのは難しいと思いますが、できたらちょっと方針を決めてね。というのも私たちも、議員いろいろ発言しますけど、市制に向けて、こういった取り組みをとか、いろいろ発言してると思うんですよ。ところが、これが、いやちょっとねってなると、ちょっと曖昧に聞こえてしまう部分もあるので。それによっては私たちの考え方もやっぱり大きく変わってくる。議員の考え方もやっぱ大きく変わってくると思うんですよ。町長がこうだと。私は町制でいくんだ、そうですかと。そしたら、私たちも町制に向かってどういうことができるか、将来人口が増えたときにどうしていくべきかという、そういう取り組みができる、考え方できると思うんですよ。

だから、ここちょっと厳しいかもしれませんが、市制でいくのか、町制でいくのか。この明確にできたら、ご返答していただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

前段はですね、非常に参考となるようなご意見いただきましたが、後半のほうは喉元に短刀を突きつけられたような、そういった雰囲気でございますが。

先ほどアンケート調査と言いましたけれども、その住民に対してですね、意向をご意向はどうなのか、町制のままでいいんですか、市制のほうがいいんですかっていうのは、これは昔、平成の大合併がございましたけれども、大合併のときに、功罪をやはり示してないんですね。

メリット・デメリット、合併したときにこういったメリットがありますよ、こういったデメリットがありますよということを、やはりこれ住民に示すことが、施政者、首長としての最低の何ですかね、条件だろうと思うんです。

様々あります、メリット・デメリット。今まさに市制塾のほうで研究をしておりますが、それを披露しながら、私としては、町制のままだいい、市制に移行したいということ。それにご意見はどうですかっていうのは、大前提だろうと思います。

ただ、この期間をいままさに今年10月に国勢調査があつて、その基礎的な数値を見ながら、検討してまいります。

せっかくの申し出ですが、この場ではちょっと、お答えはできかねます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

いずれにしてもですね、市になろうが町になろうが、その意向っていうのはですね、私は聞くべきだろうというふうに思ってます。

那珂川市も市制を引く上においてですね、住民投票をして、約8割の方が賛成をしたっていうことがありました。町民に対して、そういったことをやっぱりやっていくっていうことは大事なので、アンケートじゃなくて住民投票とか、思い切ってそういった行動で意向を感じるっていうのは必要かなというふうに思ってます。

そこで今大事なのは、その結果を重視し、町民の意向を尊重するというような感じに受けとめました。

町長ですね。違いましたっけ。違いました。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

従前からですね、私も情報発信ということをしてですね、やはり非常に粕屋町が不得

手としての部分だと思います。そういった意味では、この市制について、住民が考えるような気運を作りたいとは思っております。

粕屋町のアピール、いいところ。こんな粕屋町ですよ、こんなまちですよっていうアピールを、最近私はしているつもりなんです。実はもうすぐ出るんですが、財界九州っていう雑誌もございます。そちらのほうに、これは仮でしょうかね。仮称なんですけど、「新市を見据え整備を急ぐ粕屋町」っていうようなタイトルで実は掲載予定なんです。その中で、最終的には箱田町長の今後の舵取りが注目されるというふうになっておりますけれども。

その前段では粕屋町のいろんな今までの成り立ち、そして今大規模開発があっている。そして、新たな企業の誘致、立地を考えてるっていうようなくだりで、粕屋町が動き出してるんだよと。住民の方々に対する提供といいますか、粕屋町の今の状況を提供しながら、住民の町民の皆さんの、市がいいのか町がいいのかっていう喚起をですね、今から行ってはいきたいと思いますが。

先ほど言いますように、やはり国勢調査が基本です。5年前の今の数字ですからね。ですから今後10月でどうなるのか。

それを起点に、今後展開していきたいと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町民の意向に従うっていうのは、ポピュリズムっていうふうな、悪い言い方すればそういうふうに見られることもあります。結果が、それに対して判断したことがいいか悪いかっていうのは、時間が必要だというふうに思ってます。

私は、もうあと次の国勢調査、5年後でございますので、そのときに5万人超えてたら、当然市になるのかどうかっていう議論はですね、町民のほうからも上がってくるんじゃないかなと思いますし、その前からもう5万人になった時点で通すんだっていうような意向もね、出てくると思いますんで。

私は、町民に意向を聞いてからっていうよりは、町長が道を示してですね、先に道を示していけばですね、町の町民の方もその方向にいくんじゃないかなと。逆にですね、思います。だから、先ほども企業誘致するにしても調整区域の問題にしても、ここ大きくやっぱり関わってくるんですね、市制に向かう上で。これ町のままだとやっぱりいいですよ。いいと思うんですよ、受け身で。僕は町のままでいくんやったら受け身でいいと思います。当然、町の財政を考えながらやっていけばいいと思いますし。

ただ、市に移行することになれば、さまざまな権限、移譲とかですね。いろんな

部分でやらなきゃいけない。職員の教育も必要ですし、いろんなことをやらなければいけない時期にもう来てますんで、早く、やっぱり道を示してやったほうがですね。スムーズにいくんではないかなというふうに思っている次第であります。

今回ちょっと無理な答弁をお願いしましたがけれども、私は、やっぱり町長が道を示すべきだというふうに思いまして、それによって、自分たち議員の動きも違うし、町民の動きも違ってくるというふうに判断しましたので、こういった質問をさせていただきました。

次に移ります。平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を見ると、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っていることが分かりました。前回、午前中、田川議員のほうからも同じ質問、5条関係の質問だったと思いますけど。私はどちらかというと7条関係、要するに基本となるべき部分ですね、やるべきことのほうで質問をしていきたいというふうに思ってます。

最近の傾向として、子どもに関することはすべて学校で対応してほしい、といった保護者や地域の意識や期待に教師が応える中で、今、学校はブラック企業ならぬブラック職場として認知されるようになりました。そうした環境の中、教職という崇高な職業につき、人一倍努力されていることは、先の学校経営発表会でもかいま見ることができましたし、無駄に時間外勤務をしているのではないことは明らかであることは判断できました。

昨年の200回臨時国会においては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。これは給特法というらしいですね。この給特法では、時間外勤務時間を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが法的な根拠ある指針となりました。ここで重要なのは、法的な根拠ある指針となったということです。衆参両院における附帯決議におきまして、各地方公共団体に対して指針を参酌した上で、現在ある条例規則等そのものに、教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めることが盛り込まれました。これは月45時間年360時間という数字を入れなさいっていうふうに思っております。学校における働き方改革は、行政・学校・保護者・地域が認識を共有してあたらなければならない総力戦であります。

粕屋町の現状と課題を聞きます。まず、学校における働き方改革の前提である学校職場における在校等時間の客観的な把握と管理であります。

文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組み状況調査では、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握していると回答した教育委員会は、都道府県で66%、政令市で75%、市町村では47.4%という状況です。

ちょっと息が苦しくなった。息継ぎがすごく大変な、ちょっと外させてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

どうぞ。

◎14番（山脇秀隆君）

適切な在校等時間の把握と管理がなされなければ、長時間勤務を止めることができません。同時に、勤務時間の把握に際しては、できる限り管理職や教師に負担がかからないようにすることも重要であります。先の田川議員もこういうことを言っておられました。

粕屋町における ICT の活用やタイムカードなどの客観的方法の導入等を通じた在校等時間の適正な把握の状況はどうなってるのかを聞きます。

この在校等時間っていう言葉自体も出てきますので、これも含めて説明しながら答弁願います。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

確かに、今働き方改革の中で、この長時間勤務をどう縮小していくのか。また客観的なデータとして、どう実態を把握するのかということで、昨年度はやっと粕屋町も小・中学校にタイムカードのほうを導入したところでございます。

11月・12月分も今集計が終わって、今1月分を集計しているところでございますが。これは紙媒体でタイムカードを押して、それが自動的に USB のほうに蓄積されて、パソコンのほうで一覧表、それから計算等ができるというふうなものを導入しております。もう一つ迷ったのがパソコンのほうで起動すれば、出勤。パソコンを消せば、オフにすれば、退勤という形もありましたけど。それはもうかなりのシステムの変更を要しましたので、金額的にも高うございましたので、タイムカードにしております。

これは今おっしゃるように、労務災害等々のやっぱり客観的な事実にはなるということで、国が再三、町のほうにも要求しておりましたので、やっと導入できました。ただ、今おっしゃってるように、労働基準法では労働時間と言うんでしょう。地方公務員法では勤務時間という言い方をします。

で、先ほどの田川議員の話ではありませんけど、勤務時間の後の超過勤務で計算をしているのか、在勤時間として計算をしているのか。在勤というのは、結局来てから帰るまでの時間ということ。そこいら辺でやっぱ数字が変わってきます。それを先ほど田川議員は、県とちょっと粕屋町随分開きがあるなどおっしゃったんです

が、私のほうのこの導入の過程で、校長会、随分審議をした結果ですね、勤務時間外の時間を超過勤務としてするというので、ただしその際出張とか云々の場合はですね、その分を差し引くというようなことで考えておりますので、実質の超過勤務時間というのが、数字として上がってきます。

なお、11月・12月についての数字については、学校教育課長のほうから報告をさせたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません、そしたらタイムカードで今ちょっと確認できることをご報告いたします。

一応、小学校で先ほど田川議員のご質問でもちょっとお答えしましたが、月45時間以下の教員のはずいぶん割合なんですけど、小学校では4校で11月が84%、12月が90%でした。そして中学校では、11月が71%、12月が94%に上がっております。それであとこの勤務時間なんですけど、勤務時間のはずいぶん、一応1番11月・12月合わせて1番その勤務時間が多い時間は、85時間30分という先生がいらっしゃいました。以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

先ほど聞いたんで、ちょっと細かに言ってくれたんでよかったと思いますけど、これは勤務超過をしていない人の数というふうに再確認させてもらってよろしいですか。上限以内ということですね。分かりました。

今、タイムカードで管理をしてUSBに落として、パソコンに入れて計算式に入れて数値を出しますよというお話でございました。教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき処置として、教育職員が在校している時間は客観的に計測する責務があります、というふうに書かれています。そしてあと公文書としてその管理及び保存を適切に行うというふうにあります。

ここで留意することは、先ほども田川議員の中にもあったんですけども、虚偽の記録をさせてはならないということだというふうに思っています。

この辺の対策はどういうふうな対策がしてあるか、あります。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

11月から導入しまして、いろいろこういう場合はこういう場合はっていうのは今出てきておりますので、それを随時取り入れながら修正をしているところでございます。

例えば土日については、タイムカードを押せという指示はしておりません。これは自分の都合で来る先生もいらっしゃるし、学校で印刷をしに来る先生がいらっしゃる。また部活動以外で、例えばそのあと昼食取りいってまた帰ってきて、今度は自分の時間を持つとかということですね。なかなかその辺がこうタイムカードを押されますといろんなことで不具合が出てきますので、平日で、月曜日から金曜日までの時間帯を一応基本として、今のところ進めております。

またこの件については、いや土日も押させてくれという意見も上がってきておりますので、その都度その都度、より客観性を持たせるように修正はしてまいりたいでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

在校等時間っていうふうなちょっと説明がなかったんで、後でちょっとその辺も含めて、説明しますけれども。

現行では、勤務時間以外で働く場合、公立学校の教師については、時間外勤務命令は超勤4項目以外のことで、時間外勤務命令を命じることがちょっと分かりにくいんですけど。要するに、時間外勤務命令は超勤4項目に限りますよということだというふうに思います。それ以外は、命令することができないと。

例えば、平日いや休日出てきて、部活ちょっと面倒見てねとか、学校教育以外のことで、命じることができないっていうふうになってますよね。ちょうどその超勤4項目っていうのはどういうもんかということ、生徒の実習関連業務、学校行事関連業務、職員会議、災害等での緊急措置などというふうに定められているというふうに書かれております。

公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法では、教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。これは田川議員が言われたことだというふうに思ってます。そのかわりに教員の給料の4%を一律追加支給する。これはすべて、学校の先生に4%プラスされて、給与として支払われてるというふうに、これを教職調整額というふうに、言うということになってました。この超勤4項目以外で時間外労働を命じることができない時間外労働の規制を行っております。要するに超勤4項目以外、時間外勤務をしても、もうそれは、時間外労働ではありませんよと。あなたたちが勝手にやってるんでしょうと。

悪い言い方するとですね、そういうふうになってるという。ということで部活動顧問は、ここに含まれていないため、部活動顧問業務で残業や休日出勤を命じることは不可能です。不可能となっておりますね、今でもそうと思います。

現行制度では超勤4項目以外の教員の時間外労働はすべて教員の自発的行為として整理されているからです。しかし、学校教育活動に関する業務であることには変わりなく、こうした業務を行う時間も含めて、時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠なことであるんですね。今回この法改正で超勤4項目以外の業務を行う時間も含め、教職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間を在校等時間として、勤務時間管理の対象としてるんです。ここまで勤務時間管理しなさいよと。言われてるわけですね。先ほどは、タイムカードにピピッとやって、パソコンおとしてぽっとこれです。じゃいけませんよと。これからは、時間外、要するに学校業務活動に付随しているものに関しては、それも把握しなさいというふうに言われてるんですね。ですから、部活動顧問についても、勤務時間管理の対象となるっていうことであります。

今回の改正では、効果的な教育活動を行い、教員の健康及び福祉の確保を図るため、この外勤を減らして、勤務時間管理を徹底する方策であります。今回ですね。だから留意することは、上限時間を遵守しようとして、自宅に持ち帰って業務を行う時間が増加することであります。本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であります。しかし、持ち帰る場合もあると思います。

どのようにして、この実態把握がされているか。学校業務に携わるですね、時間をどう把握するのか。

その辺を聞かせてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

少し超勤の部分と重なるかと思いますが、例えば修学旅行でしたらこれは超勤の4項目などに入るんですけども。

1日5時間までの延長は、勤務時間外の延長は可能だというのは、今現在まだ生きてる条件です。それから、朝、いえ夜10時から朝5時までは勤務を命じてはいけないというのも今生きてる条文でもあります。それ以外の時間台で、もし7時間45分というのが今教員の勤務時間っていう時間枠なんですけど。昔は8時間でしたけど今7時間45分。これを超える部分についてはですね、割り振り簿というのを作って、1週間の間にできるだけ散らばせなさいと。その分を超過した分がその分早め

て帰ってもらおうとかいう形をですね、それが1週間で無理だったら1か月単位。いわゆる4週間以内でそれをやんなさいというのも今現在あります。

今議員がおっしゃってるように、特に部活動については、特殊勤務手当っていうのがついておりますので、これは1時間幾らということで今2時間若しくは3時間の部活ということなので、昔は4時間以上8時間とかそういったちょっと大きなくくりでしたけど、今もう2時間単位、2時間とか3時間とかでも手当がもらえますので。それも一つの勤務体制だろうと思います。

それと外形的とおっしゃいましたが、これは今まさにそのことでは研修のことですね。学校の内の勤務ではなくて外で研修を受けてくる。これが県の研修であったり、例えば国の研修であったり、例えば町が命じてどこどこに先進校の視察に行っていてとかいうのも、これも外形的な勤務にありますので、これはタイムカードでできませんけど、研修をしていいかという伺い簿っていうのがあります。これは何時から何時まで、どんな内容でどこで研修しますという伺い書を出しますので、そこで時間は把握はできております。

そういった意味で、持ち帰りについてはもう自己申告しかないんですけど、それをどうやって記録するかというのは、確かに方法はございません。ということもですかね。それともう一つは、それを条文化しなさいということは私たちも通知が来ておりますが、県のほうにも恐らく今年中には、それが法律っていうかな、条例としてでき上がるんだろうと思います。

それを受けて私たちもそれを明文化して、来年の令和3年4月1日からの施行になっておりますので、それに間に合うようには準備をするつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

明文化する、法的根拠のあるものにしていくっていうのは、今回の目的でありますので。そうしないと、幾ら書いてあっても、法的根拠がなければ自由度が発生してしまうし、解釈の仕方ではいかようにも使えるということだろうというふうに思ってます。

この学校業務にかかわる在校等時間の上限を月に45時間、年360時間以内とした指針は、今回の働き方改革の大きな部分であります。在校等時間の上限を、条例や規則等で明確に位置づけることが求められております。教師の在校等時間の上限を月45時間、年360時間と設定した上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされたことは、これから教師を目指す者にとって、我が国が人手不足が生じている中で、民間企業と同等の上限目安を設定することになります。

優秀な人材に教師を目指してもらうためにも必要なことであります。粕屋町立学校に関する学校管理規則若しくは教育委員会規則において、今、具体的な条文を明記する準備を用意してるっていう返答でございましたけれども。

この法的根拠を格上げしたっていうことだったんですけど、この時間っていうのは現在入れてあるんですかね、条例とか規則。全くないということは、これからそれを作って、議会に出していくっていう条例ですから、条例は、議会議決案件ですよ。違うんですかね。ちょっと言って。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

2番の質問になると思うんですけど、先月ですね、2月にですね、県の教育委員会のほうからですね、在校時間の上限等に関する方針を教育委員会の規則等に定めるとの通知がございました。

それによりますとですね、福岡県においては本年度中に、教職員の働き方改革取組指針を改定しまして、条例及び規則については次年度に整備して、条例及び規則の整備後、改めて市町村の教育委員会における上限方針の策定について依頼する予定としております。

それで、粕屋町といたしましても、県の策定内容をですね、確認してからですね、それから粕屋町の教育委員会の規則を定めたいと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

ということは福岡県が条例で決めて、粕屋町においては規則と。で定めるということなん、規則なんで、議会議決は要りませんよという話ですね。分かりました。

先ほども言いましたように、福岡県においても、今2月定例議会におきまして、条例の改正が行われたというふうに聞いております。教師の今回の給特法に定める指針を踏まえた業務改善が進むことを願うものであります。多分、それ以外に、先ほど田川議員の質問の中での5条関係。5条関係の変形労働時間制の導入につきましては、これは条例は粕屋町で条例を作るってことですか。

ちょっとその辺だけちょっと質問。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すみません、変形労働時間制の条例化等については、今のところ県のほうから言

ってはきていないです。

それちょっと今後のちょっとまた動向見ながら、それは検討していきたいと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

言ってくるというのですね、この通知はおりにきております。こういうふうに今年からいくぞと。そして4月1日から施行になっておりますので。

ただ、それを条文化させるという通知は来ておりませんので、そのことを今課長のほうから言っていました。これは勤務体制になりますので、県のほうが、職員の勤務、いわゆる学校事務は大体それをやってるんですけど、その中の変更で済むと思いますので、これは対応できるかと思ひますし、うちのほうもそれでいきます。

ただ、先ほどちょっと発言できませんでしたので、多忙期については勤務時間を現在今17時までしとるのを18時にして、仮にです。夏休みはそれを16時にするということが可能だということを、法律でやっと言っていたわけなんです。学校は今までそれができませんでした。ある時間帯超過勤務すると、これが8週以内でやんなさいとか16週以内でその分を消化しなさいということやったんですけど、これは年単位に広がりまして、ある意味楽にはなったのかなというその改正ですので、条文化まではいかないと思ひます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

多分、県の条例制定が必要ということでの、これは資料だというふうに思ひてます。

7条関係、私の言った在校時間等の時間の上限関係は、今年の4月1日から施行というなってます。変形型、要するに第5条関係、田川議員が質問した変形型は来年、来年ですね、になっておりますので。その僕はその条例の制定が必要なのかなと思ひたら、これは県というふうに解釈していいですね。町のほうはそれに対応するという形でやるということですね、分かりました。

最後に、条例や規則に定められた在校等時間の上限を踏まえた業務の適正化の徹底であります。

文部科学省の取組状況調査によれば、全国の教育委員会が在校等時間の縮減に効果が高いと考えている上位5項目は、部活動ガイドラインの実効性の担保、学校閉

庁日の設定、ICT を活用した事務作業の負担軽減、留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備、部活動への外部人材の参加ということでありました。

この調査の結果は、文部科学省のホームページで公表されているということです。その中には、全国の学校や教育委員会の効果的な取組みも具体的に掲載されているようです。

来年度学校における働き方改革を具体的にどのように進め、そのために、教育委員会や学校をどのように支援していくのか。これは町長になりますので、町長にお答えしていただきたい。やっぱり、うちからしっかり応援をしていくっていうのが大事どういう施策を打っていくかをですね。

もし分かれば教えていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

教育現場はですね、ファーストはやはり子どもたちの教育だろうと思います。

我々公務員としてできる限りのことをやるべきだろうと思いますが、なにせその財政的な問題が生じたときには、いろいろ慎重に協議をし、どれが1番効果的かというようなことを、これは教育委員会と密接に私設置者の責任者でございますので、これ密接に教育委員会でも協議し、前向きな検討していきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

結構、学校教育現場、今のこの5条7条関係を支援していくには、例えば実態調査であるとか、そういった費用が出てくるっていうふうな部分もありますんで。しっかりその辺は、学校教育関係の費用を使うのではなくて、しっかり町が支援をしていくということが大事である。

また、ICT 関連、要するにインターネット関係、コミュニケーションテクノロジーを使った関係ですね。やっぱり支援していかなくちゃいけない。町、国のほうも1人、6年生ですかね、子ども1人に対して5万から7万ぐらい、5万か6万ぐらいの補助を出すというようなのも出てますから。そういうのを活用しながらですね、粕屋町の子どもが、このインターネット環境に遅れてはならんわけですよ。しっかりその辺も含めて、支援をしていくっていう町の姿勢がですね、やっぱり重要かと思ってますんで。働き方改革も含めて、そういったこともやれば、当然働き方も変わってくる、軽減できるというふうに思ってますんで、その辺の支援もしっかりお願いしたいと思いますんでよろしく願いいたします。

以上です、以上で一般質問を終わります。

(14番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、暫時休憩いたします。再開を2時5分、従いまして10分間の休憩といたします。

(休憩 午後1時55分)

(再開 午後2時5分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号6番、太田健策議員。

(6番 太田健策君 登壇)

◎6番（太田健策君）

議席番号6番、太田健策です。通告書によりまして質問をいたしますが、金曜日の議会の初日に、町長より新型コロナウイルスの対策について、町の対応を報告されましたので、そのダブるような質問はやめて、いくらか質問したいことがありますので、質問をさせていただきたいと思います。

町長が言われましたとおり、新型コロナウイルスは国難であると、事案であるというようなこと言われましたが、私もそう思っております。それにつきまして、ちょっと質問をさせていただきます。

先日から税務申告に来たんですが、申告に来たときに、課長からマスクつけてくださいよって言われまして、マスクをいただきまして、マスクを付けさせていただきました。それと今日も傍聴席にはマスクをちゃんとつけるようにって準備をされておりましたけん、なるほど町長がすかっと指示をされとるなと思っておりました。

今朝、町議会に来まして、玄関入って思いついたのは、庁舎に来られておる町民の皆さんがマスクを付れたり、付けんやったりしとう人がちょっと目につきました。それで、おっと思いついたとが、そーいや職員の方は、全部マスクをつけておられるなと。それで、町民の方は付れたり、付けんやったり。税務課に来た人はマスクをもらったり、議会傍聴にきてマスクをもらったりというところで、何でこういう違いが出るとかなあと思いました。それでこれはちょっと町長にお聞きせないかなということで、お聞きしとるんですけど。

一般来庁舎の方のマスクはどういうふうに考えてあるんですかね。

町長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今回の新型コロナウイルスの感染防止対策。

基本はよく数日前から言ってますが、クラスターの集団を作らないように。というのが密室で風の対流がないような、そういった空間で多人数がそこに集合する、これが1番最悪の状態らしいです。そのときに非常に感染リスクが高いということです。例えば、税の申告あたりはもう長時間、大会議室の中ですね、過ごされますので、もうこれは非常にリスクが高いということでマスクを配っております、ない方についてはですね。

あと必要があればお申し出いただければ、マスクはお渡ししてますが、これは世の中、今よく騒がれてますが、マスクの供給量がやっぱり少ないんです。うちも在庫が当初1万枚を超えた数字があったんですが、もう半分ぐらいに今なっております、これから先の感染拡大によって、非常にその枚数が要るだろうということがありますので、積極的にお客様にこれはお渡しはしてませんが、必要な方々についてはお配りをしております。

役場の窓口については、玄関が出たり入ったり、寒いというぐらいにちょっと風もありますので、今のところそんなにリスクはないだろうということで、積極的な配布はしておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長はやはり、国難であるという事案であるということと言われた限りはやはり、どの町民にも職員は真ん中におるわけですから、そうやって皆さんマスクつけてありますから、外から入ってきた人がやはり持ち込むというようなことも考えられますですね。そう言われるとやはり、外から入ってきて、中にばらまいて帰るということもあり得ると思うんですが、やっぱりそこ辺は同じ粕屋役場に來れるんですから町民でありますね、当然。

やはり町民にはやっぱりそういう、町長がこの施政方針でも言われておりますようにですね、やはり町民の皆さんにやっぱり安心して住めるまちづくりというふうなこともうたっておりますので、やはり玄関の先にもマスク置いてると取る人取らん人おられましようけど、それをやっぱり何もなかったということになると、やはりいずれ町民の間から文句が出るっちゃんないかと。そうすると、役場職員はみんなされておるが、それは予算組んで自分のお金でマスク付けとうとかと。町会議員はどげんしとうとかって言われた場合、私は全部自分たちで買うてきて付けよります。

そういうたときに、いや役場の職員はこれは役場が支給しよりますよというよう

なことでは、町民に申し開きができないじゃないかなと思いますけど、その辺は町長どうですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

若干誤解してあるようなので説明いたしますが、職員は支給じゃございません。

基本的に私もですが、家から持ってきた、家に在庫があった分をしております。基本的には、家庭で用意できるものについてはすると、これはもう一般の住民も同じなんです。ただ、そのマスクをオープンなスペースに置いておけば、今ちょっといろいろトイレトペーパー騒ぎもございましたが、ガスっと持っていかれるような、せっかく本当に必要な方について配布できないような状況もございますので、必要な方についてお配りすると。

それは全く拒否はしておりませんので、ご理解をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そういう考え方を持ったのは、町長先日説明された中に感染症対策用の備蓄、マスク、消毒等は総務課が購入等を行っていると、いうことが書いてありましたからね。当然、これは備蓄用ということは、職員に配るほうのマスクをそこで備蓄して、配ってあるんじゃないかなと思いましたからね。こういう質問させていただいた。

そういう理解を町民が誤解をしないように、やはりちゃんとしていかないとですね。役場としてもプラスにならん、マイナスになっていくような状況になりますので、その辺の理解も一つするようにできたらお願いしたいと思いますが。

それと当然、町長、マスクが足りないっていうことはもう御存じですね。その足りないっていうことに対して、町として何か方法はとられてるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

マスクの増産もシャープさんが、全く異業種のシャープさんが増産体制に入るといようなことで、国を挙げてマスクの増産は今取組んでおります。

ただこの九州、福岡、粕屋町について非常に入手が困難の状況がございます。

ちょっとその辺の詳細につきましては、総務課長のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい。マスクでございますけれども、まず町長が先ほど申されましたように、職員、必ずマスクするようという事で特に窓口には重点的に周知をしておるところでございます、28日全協のほうで説明をさせていただきましたように、まず基本的には、自分で個人で準備をするということを徹底しております。

マスクにつきまして、今現在、在庫のほうが個包装の分のが、6千枚ちょっとというところになっておりまして、普段から取引があります薬局関係、若しくは協定等、これはあくまで災害の協定なんですけれども、結んでおります大規模な商店等で、複数の箇所在庫がないか、これはマスクに限らず消毒液も含めてでございますけれども、問い合わせをしまして、追加の購入のほうに図っておるところでございますけれども、やはりなかなかもう全国的に在庫がないということで、手に入りにくい状態でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それで昨日、私の娘、嫁さんあたりが買い物に行ったら、トイレットペーパーもないし、マスクも一つもなかったと。ポケットティッシュも何もないというようなことで、帰ってきたら、お父さん明日議会のあるとならね、その辺をしっかり町のほうに報告しとってよ、って。町民はね、1番もうこれ困りよりますよというようなことで言われたから特にですね。

その辺のやはり商工業者も700社ぐらいありますね。商工業者ですから、工業のほうも入っておりますけど、やはりそこらと連絡をとって、とにかくマスクとトイレットペーパー等がなくならないような。町民の間に販売できるような方法をとってくれというようなこと、お願いもされてから、手配をお願いされたほうがいいじゃないかな。それでは当然、役場に人が来られたが何もないというようなことで、無いときはならどんなするのかと。役場でそういうストックがあるから役場でこれは安くても、どの店に行けば販売しますよというようなことも各区長さんたちあたりに知らせちゃって、マスクの購入がやっぱり自由に手に入るようにしてやらないと。

町長が言われるクラスター、広がるっていうとこまでどうしてもせないかん場合は、やっぱりマスクをつけていかないと、いかないと思うんですね。是非とも、そういうそのマスクが手に入るようなシステムをですね、早急に提案していただき

たいと思っております。

いかがですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私がお願いできるのは、特に町内の商工業者さん。

商工会を通じてマスクなどの取り扱いをしている、薬局や薬剤店あたり、そして日用品のことだろうと思いますが、そちらには実は、商工会のほうには今回のコロナウイルスの関係で、子どもさんがいて、どうしてもその仕事が休めないというような、そういう状態ができたらいけませんので、商工会のほうにも今日付けで支援を、親が休めるような環境を作ってくださいというふうをお願いをしているところです。

あわせて、今議員がおっしゃるように、マスク、トイレットペーパー、日用品の供給について、供給できるような状態を作ってくださいというふうに私の名前でも、これは要請したいと思います。

ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

次になりますけど、粕屋町に在住の中国人ほか、外人がたくさんおられると聞いておりますが、そういう外国人あたりが里に帰ったり、里から向こうのほうから訪ねてきたりとかいうことをされると、やはりまたウイルスが拡散されることにも繋がらないと思うんですが、その辺は何か調査かなんかされとうとですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今おっしゃったのは、今現在中国人の方が、粕屋町にどれだけ在留してあるかという、そう調査する手段がございません。

それは予定もしておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

私は、前の質問あたりのときに、中国人が、外国人が、粕屋町何人おられるかうちゅうことの確か方法からですね、報告は聞きましたけど、そのとき人数の把握は

されとったぐらいですから、住所が分からないような調査はなかったっちゃんないかと思うんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

お答えする前段でお聞きしましたが、今おられるっていうことをお聞きしますと。それは分かりませんと。

ただ、外国人登録の数は分かります。登録ですのでこれ住民票と同じで、今現在粕屋町におられるかどうかは把握はできませんので、そういった意味での外国人登録の数は分かります。

お伝えしたほうがいいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

もう、数やなくしてやっぱ登録してある方にはがきの一通でも出して、移動される場合には移動方法の報告かなんか受けて、そのウイルスの拡散を防止するような方法も、なんかとれる方法あるとやないかなと思いましたからね。何か町のほうでもそういう手配ができればということで質問しましたけど、どうせあのそういう方法もとつとかなないといずれ今粕屋町にウイルス患者がゼロにしたちゃ、いずれは入ってくる可能性はあると思いますね。何らかの方法でやはり、防ぐ方法、国難と言われるような状態ですから。国難を防ごうとするなら、それぐらいのことは何とか力を発揮してやらないと、いやそれは分かりませんからされませんか、そんなら広がったときはどうするかと。誰が責任とるとか、とかいうような問題にもなってしまうかと思っております。

是非これは役場内でも話し合いされまして、町長から何か方法ないかと。それで安心させられる方法をなんか選んでいただきたいと思います。

それとこれ付随して、ダイヤモンドシティルクルですかね、今ルクル、ダイヤモンドシティって言わんですかね。大型商業施設に多くの外人も来られておりますね。まあ日本人も行きよりましようけど。

しかし、そういう人たちの中にも、やはりウイルスを持った人が来られようということもあると思います。結局、やはりルクルの商業施設の方とそういう感染の拡大の対策はどうしようかと、いうぐらいの打ち合わせは何かされておりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず前段の中国人の方というのはですね、私自身はそれはちょっとできません。

できませんというよりも、中国人じゃなくて今患者はですね、日本人の方なんです。福岡から出てるのは。ですから、外国の方限定なんていうのはできかねます。

それとまた、渡航の中止命令、命令といいますか要請ですね。それは外務省のほうからも出ております。もう行き来ができない、実質的には行き来できないような状況になっておりますので、それは安心していいんじゃないかなと思います。

そしてまた大型商業施設。これは、常々いろんな防災関係の話でもしておるんですけれども、やはり同じように公共施設的な感じで手洗い、アルコール消毒、そしてマスクを付けてくださいというような商業施設内での掲示、告示をしてあるようです。

そういったことは大型商業施設だからこそ、そのそこそこの本部がございまして、全国的な組織ですので、その辺は徹底してしてあるようでございます。

それは確認しました。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そういった大型施設とは変わりますけど、やっぱり町内にあるそのコンビニなどで。これも、そういうウイルスの感染についての、やはり対策あたりの打ち合わせも、町が忙しければ、やっぱり商工会にさして、ウイルスの感染の対策をどうやって防ぐかというようなことを商工会などをお願いされて、やはり完全にこのウイルス対策をやっていないと。

本当、町長の言われるとおりに国難ということですから。国難ですから、普通のなんともせんようなことしよって国難って。そんな口ばかり言いよったちゃ何かいな、国難国難言うたからって、国難と言えや済むかいなと思っていうなことに、町民の間から言葉が出らんともしませんので、是非ともその辺もしかと商工会のほうに言うて、やはりコンビニなども完全にウイルスの対策をやるように、指示されとった方がいいかなと思っております。

それから今のところ感染者は出ておりませんけど、ひょっとしてですね、感染者が見つかった場合、どういうふうに対処されるふうに考えてありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、福岡県内で感染者が福岡市内、そして北九州市内でございます。

これは非常に参考になるんですが、その同じレベルで今粕屋町も推移しております。感染症対策について、粕屋町で感染が出た場合なんですが、例えば学校。特に子どもさんを媒介して家庭に持ち込むような、要するに学校の中でクラスター集団ができるようなことになっちゃいけないので、その解消のために休校措置もしておりますが、仮に粕屋町で出た場合は、これ以前から言ってるんですが、もうその時点で休校だということは考えておりました。もう既にいち早く国のほう、総理大臣のほうが必要をしましたので、粕屋町も対応を即座に決め、また今日お配りしましたように、ホームページでも発表しておりますが、それに伴う親御さんの非常に困った状況になられるのを支援する、そういった体制もひいております。

ただ今後、これが感染者が出た場合には、もう国、県、保健所とも協議しながら、多分より一層のステージが上がるだろうと思っております。

参考までに、北海道は昨日一昨日と外出の禁止の呼びかけもしております。まさにこれはもう国難に近い、いまだかつてないような、感染症に対していまだかつてないような対策を地方自治体がとったということは、非常に特徴的ではないでしょうか。それが粕屋町の場合は、14平方キロの町ですので、これはもう、ほかの町からのいろいろ入り込みまで、何ですかね、人の交流、流通があるんですね。

ですから、これはもう粕屋町だけでは、対応できないようなことじゃなかろうかと私は思ってます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

これは、この問題の中にも一部質問条項として載せておりませんが、給食が明日からなくなりますね。学校は休みですから。

その給食の給食費と、今まで頼まれとう給食センターが注文してある品物とか、そういうものの弁償とかいうのは発生するんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

教育委員会のほうでお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉村給食センター所長。

◎給食センター所長（吉村健二君）

給食で今頼んでる分は、急遽入ってきてる分でキャンセルできる分はキャンセルしております。キャンセルできない分は、うちの支払いになります。

あと、給食費のほうは、返還を考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

返還をね、変化って聞こえたけん。返還ですね、返すように考えておるといことですね。

小さい子どもさんたちの親もそうしていただくとですね、皆さん安心されると思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それから、続きまして生活困窮者自立支援制度等の推進についてということなんですが、私もこういうのを生活困窮者自立支援等というのはあんまり勉強したことないもので、教えていただきたいと思うんですけど。

皆さん方もよう知ってあると思いますが、私が住んでおる朝日区は、300ちょっとぐらいの所帯の区なんです、その中にも自分で自宅を持っておられるというのは50所帯ぐらいですね。あとは低所得者住宅に住まれているか、それはアパート、貸しアパート、賃貸アパートに住んである方というようなことになっております。それで、このところ低所得者住宅の中でも、何人も死人が出ております。死人が出た中でも、死人が出たところの人から、太田議員さん、町のほうから、家のほうば修繕せれっていうて言われましたっていうて私のとこへ駆け込んで来られました。

そらーそれなことはないが、そんなことあったら私が言うてあげるから、言うてこんねと子どもさんが何か、福岡県外に住んであるということで、なかなか仕事を休んで来るわけにはいかんもんですから、というようなことで心配して言われておりましたが、そうした中でやはり、そういう困窮者はどの程度からがその困窮者になるのかということを、書類の中でうたってありませんので、大体どの子もあんまり公にはできんかなと思いますけど、生活困窮者というのは、大体どの辺の所得かなんかで判断されるのでしょうかね。

ちょっとその辺ちょっと教えていただきたいと。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当所管課のほうでお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

生活困窮者につきましては、通常の三つの仕組みになりまして、第1は通常の社会保険とか労働保険で働いてある方で、1番下の第3ネットとしては生活保護制度の適用を受けられてる方、その間の生活制度の見直しによって受給保護世帯になる前に、ある程度そういうふうな形にならないように、対処するためのその間の世帯のことを言いまして、生活保護とかにならないように、なる前に、いろいろ対策を講じていこうということで、今回できた制度でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それは国も県もこの生活困窮者自立支援制度推進っていうのはやっておると聞いておりますけど、粕屋町では、そすとそういう生活困窮者自立支援あたりを、介護福祉課で担当されてやられとるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

はい、介護支援課のほうを担当しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

介護支援課で対応されているような生活困窮者支援自立法というのが、平成30年度に対応されておりますね。

それについて、介護福祉課でどういった私んとこのように死人が出るまでもほったらかされとって、何もできなかったというようなこともありはせんですが、そういう方々にはそういう自立支援方法等か、生活保護支援の適正化、社会福祉というようなことが動きがあってないみたいなんですけど、普通どういう対策を立てて動いてあるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

取組みは、という1番の質問でよろしいですか。

生活困窮者への支援は、最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階として、生活困窮者の就労自立を促進すべく、生活困窮者自立支援法が2013年、平成25年12月に公布、2015年4月に施行されております。

その後、生活困窮者の一層の自立促進を図るために、平成30年10月に、一部改正

がされ、その中で主な改正は、次のとおりとなっております。

1 点目は、生活困窮者の自立支援の強化ということでございます。今回の支援強化の中には、町の生活困窮に関する部局において、生活困窮者を把握した場合には、これはあくまで把握した場合などでございますけども、自立相談支援事務所等関係機関との連携強化とあり、福祉事務所設置自治体であります福岡県、経済的に困窮している方をはじめ、生活のことでお困りの方々の様々な悩みや困りごとに対する相談窓口として、自立相談支援事務所、これは通称「困りごと相談室」と呼んでおりますけど、設置し、糟屋郡内では、その事務所、粕屋町の中にあります。

粕屋町におきましても役場窓口、電話相談などで生活困窮を抱える相談者に対しまして、困りごと相談室と連携し、支援を行っております。また、平成31年1月には、生活困窮者自立支援にかかわる会議を町、県の保護援護課、自立相談支援事務所と合同で実施いたしておりまして、庁舎内だけでなく、関係機関との更なる包括的な支援体制の取組みを現在行っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そのほかにですね、やっぱ、生活保護制度における自立支援の強化、適正化っちゃうのがありますね。その中でですね、やはり今回亡くなられた人が福祉委員なんですよ。民生委員の下におられるね。福祉委員が亡くなるっていうのは、もう亡くなって1週間ぐらいして、テレビつけっぱなしで、こたつもつけっぱなしで。だから安心しとったら、亡くなられとったちゅうようなことだから。そういう方法は機能してないんじゃないかと思われませんか。そういう役員をしとった人が亡くなって分からんやっただちゅうことやなあと。

そういうところもやっぱり、30年度に法律改正がなつとりますから、やはり現状に見合った、やはり方法をとっていただかないと。その前にも亡くなった人も結局まだ空き家のまま、もう2年ぐらいになりますかね。そこがこの頃また火事になって、それは保険があったから、今改装中ということなんですけれどね。あるいはそういう問題が立て続けに起きて、問題として、やはり地元に住んである人達の不安をみんな持ってあるんですね。何でも、議員さんなんか方法一つとってくださいよというようなことで、近所の方がうちに話に来られますけど。老人会もなければ、何もないから寄って話し合う機会もないと。

それと、やはりそういう低所得者の団地ですから、子ども会にも入りたくても子ども会に払う会費が惜しいので、子ども会にも入っていないという方もたくさんおら

れる。そういうところに日の当たるようなやはり、法律のためにこれ作られたと思うんですよ。だから、こういうやつが効率的にやっぱ動けるような、やっぱり組織にしていただかないと。我々そこに住んどってもものすごく不安なんですよ。50所帯しか持った家がない、あとはもう。だから考え方も全く指示を出してもそのとおり動きんしゃれん。町とは関係ないというような感覚でおられますから。じゃあ是非とも何か、そういう町長が言われるように市制に向かってっていう、そういうね、低所得所帯をそのまま残して市制になっていくっちゃうのは、私は粕屋町の恥だと思いますよ。

だからもう少し手の届くような、町政をお願いしたいと思ってこの質問をしております。

町長何かありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど担当のほうで申し上げました「困り事相談室」、これは実績としても非常に多ございます。

29年183件、30年度が185件で、令和元年度といいますか31年、令和元年度ですね。これ今現在、12月末で135件ということで、多分同じぐらいのご相談件数だろうと思います。ただ、これに満足することなく、困られた方はどんどん相談してくださいという啓発が大事だろうと思います。今後、より皆さんに浸透するようにこの啓発を行って、相談に対する。いろいろ相談に応じる、そういう体制を整えていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

生活困窮者の自立支援について、私はちょっと不満に思ったのはですね、先ほどの税金の差押えですかね。粕屋町は2千件、2千人やったですかね。1番多かったですね。それからしたら、やはり粕屋町がこの生活困窮者支援については、やはり支援が徹底してないやないかというようなことを思いまして、是非とも、今後また勉強してこの質問にしたいと思いますが、やはりそういう小さな部落だけをぽつんと残して、やはり町政がやっていかれるっちゃうのは、やはり住んである所の町民としましてはやはり、住民不安で不安で堪りませんから。

是非ともそういうところについていうのは、日の当たるような町政を一つ町長をお願いしたいと思いますけど、これはひとり親家庭の生活の安定と自立の促進というこ

とで、児童扶養手当が今度支払いの回数の見直しになっておりますね。

それについて福祉部長、分かりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

まず、児童扶養手当っていうのは、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以降の年度末まで児童を監護、養育している方に県から支給される手当なんですね。こちらが認定も県で全額県費や国庫補助の負担になるんですけど、先ほど議員さんが言われた分、利便性の向上や家計の安定を図る観点から手当てが今までは、4月、8月、12月って年3回だったのが、今までといいますか、平成3年の10月から児童手当法の改正がありまして、各月の奇数月の支給、年6回の支給になりましたっていうことではあります。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

はい。どうもありがとうございました。

それでは時間も迫ってきておりますので、次の質問に移らせていただきますが、今まで質問してきましたとおりに、やはり小さな区でありますし、低所得な区でありますから、区の集会所についても皆さん不安があるんですね。

もう町営住宅も建替えの時期がくるという時期に、朝日区の公民館がどういう目的で建設されたのか。時期がいつだったのか、建替え時期も、建てた時期によって変わりますので、それと工事費がどこから出たのか。名義は誰の名義なのかということが、全然書類だけ残っておりませんので分かりません。

それで、その辺の町長にお尋ねしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず建設された目的、時期としましては、これはもう議員御存じと思いますが、朝日町営住宅の集会所として昭和53年に建築され、再度、平成2年度に増築もしてあります。建築工事費ですが当時、昭和53年度で1,532万4千円、平成2年度の増築工事ですが、768万円で工事をされてあります。

名義は粕屋町の所有でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

ということになるとこれ公共施設になぜ含まれていないのか。

町の名義ということになれば、公共施設として町の登録がされとかな。土地も町の土地でしょ。朝日区にやっとなしやあとですか。そうじゃないでしょ。

だから、これ公共施設として町の公共施設に登録なっとかないかんちやなかろうかと思いますが、なっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今申し上げましたように、粕屋町の所有でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

粕屋町の公共施設にはなんで、公共施設の管理計画書の中には何も載ってないんですかね。何で載ってないんですかね。粕屋町のものやったら粕屋町のものということで、ぴしゃっと登録されておかないかんちやないかなと思いますけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

平成3年の3月に、粕屋町と当時朝日区との間で、粕屋町有財産使用貸借契約が締結されております。その契約書の中で維持管理は地元で行うと、大まかに言うたということなんです。その契約の中でいろいろあるんですが、用途指定としては、朝日集会所の用に供さなければならないと。朝日集会所ですね。維持管理については、朝日区、朝日区長が代表でおられますので、その朝日区が維持管理を行う。そして、修理及び増改築工事が必要となったときには、粕屋町公民館整備費補助金交付規程、これは公民館の整備に際しての補助金なんですが。それを、その規定を運用し、すべて、乙っていいですか、これは朝日区の負担となると。運用し、補助金の交付を行って、朝日区が行う。そしてまた通常の維持管理、これは朝日区のほうで負担するというふうに、そういった契約がなされております。

そういったことで公共施設ですけども、中の修理及び増改築工事については、公民館の補助金規定を採用するというふうに契約されておるようです。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それはどの区長さんの時代に契約されたか分かりませんが、私も何期も区長をやりましたが、そういう町との契約書なんて一切持っておらんのですよね。

それで例えば、これは第3の住宅と一緒にの時期に建てられと思うんですが、その当時建てられたとなるとその当時の任期が建替えの任期と一緒にしろと思うんですよね。そのときに、今鉄筋コンクリートで最初のとが建っておりますもんね。

先ほどよりも何回も申した低所得者住宅の中で、それを建替える費用をね、出せと言われたときには、とてもやないから出し切らんとて思いますよ。

そういう場合は、町長どういうふうなことになりますかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今申し上げました増築改築あたりについては、もう公民館の補助規程を使うということで、この修理実績としても、いろいろ様々23年度から28年度まで、トイレ、壁、それとか網戸とか畳の総替えとかされてるんですが、これはそれぞれ公民館の補助規程で行っております。

従いまして、今後その建替えについては、全く白紙の状態ですね、実は。ですから、これ今太田議員がおっしゃるように、その町の施設じゃないか、町の建物じゃないかと言いつつも、公民館の補助規程を使ってるんです。ですから、これはあくまで今から先の協議になろうかと思えます。公共施設の整備計画の中に入っていないじゃないかというご指摘があります。それはもう今言ったように、通常の公民館と同じ扱いをしておりますので入ってません。

これは建替えについては当時、この集会所を建てたときの経緯もございますので、また地元の区長さんとも協議しながら、地元の方と協議しながら行っていくべきだろうと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

地元の方とお話ししながらっていう、もう地元にも私が1番長老みたいになってしもうて、昔のことを知ってある人はもうね、ほとんどいないんで。

今の区長にしたってよそから来ておりますから、前のことをいろいろ言うたちや、全く知らんから、分からんと思えますんですよ。それで私が聞いておったのは、やはりあれだけの80個の町営住宅をあそこに建てたと。その集会所として公民館を、あの集会所を建てるというふうな理由で、そのときにちょうど今度崩されるといい

ます、焼却場もできる約束の中に入っとうっちゅうようなことで、私は前の長老から聞いておりました。

書類としては何も残っておりませんが、そういう利用で、町長は今後の課題ということで言われますんで、今日ははっきりしないで、今後の課題で考えていただきたいと思いますけど。是非とも、やはり今の三百何十件ある朝日区の中では、そういう金額、幾らかお金があるのは、元公民館があそこ前原商店であつとりますね。あれを売ったんですね。あそこ火事になりましたから。そのときに土地代が、区のほうになんばか入っとうお金があつたから、そのお金の中から払ったんです。そういうことで、それをずっと今までつこうてきておりますから、もうそんなまた出せと言われても、そんな金を出しきるような余裕は恐らくないと思います。

是非とも、そういうまた生活困窮者支援法とかいうようなことも考えて利用していただいてですよ、是非とも、そういうやはり部落を残さないためにも、ひとつ、町長のご配慮をお願いしまして、私の挨拶とします。

ありがとうございました。

(6 番 太田健策君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から暫時休憩といたします。再開を 3 時10分といたします。

(休憩 午後 2 時59分)

(再開 午後 3 時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号 5 番、中野敏郎議員。

◎5 番（中野敏郎君）

議席番号 5 番、中野敏郎、早速始めさせていただきたいと思います。

先ほどからもここに踏ん返り返って、もう 4 時には終わりたいなというふうな自分の意識でっていうか。淡々っていうか、昨日も多分、一昨日も教育長にしろ、町長にしろあるいは早川課長にしろ、もうバタバタバタバタされたんじゃないかと。副町長にしろね、というふうなことを思いますし、早川課長もね、今日来てくれんじゃないかなと、僕はね、全協でも言うておりましたが。今日みえて、すいません、もう酸欠になりました。

早速始めさせていただきたいと思うんですが、初日に町長のほうから施政方針のほうがございまして、それをじっくり見ながらですね、結構いろいろ答えてもらってるなんて思いながら、それに対して私も施政方針をしたいなというふうなところで。真面目なこれは答えと繋がってくるようなところで、お話をさせていただき

たいと思うんですが、この期間、3か月の期間の中で、加古川市と総務ですね。それから、議会運営委員会のほうで会津若松のほうに行って、いろいろ勉強させていただきました。そういう勉強させていただいたことをせっかくですからここで、いっぱい出したいと思って私も事前にいっぱい勉強したんですね。議会事務局、古賀局長が「この本を皆で読んどけ。」そういう命令じゃありません、すいません。読みましょうということで回し読みしようということになって、もう私は早速これすぐ買いました。買おうとしたらこっちもあるということで、すごいですよね。1つの市議会が2冊ももう本を出してるんですね、素晴らしい。このタイトルが読めないかもしれませんが、議会からの政策形成ですよ。これは町長に対してのですね、ライバル心ですよ。その中に素晴らしいことが書いてあって、私はその時に視察で1番最初に質問させていただいたんですよ。その言葉、えっと、ちょっとだけ読みます。ほんのちょっとですよ。

榊原先生っていう人が、大学の先生ですが、結構議会やら来られて指導っていうか、研修されてるんですが、その方が言ってることなんです。「自治体議会には、与党野党は存在し得ず、議会全体が野党的機能を果たせるか否かが2元代表制の生死を分けるほど重い。」まだずっとあるんですね。そう思いながら、私はこの言葉がすごくひっかかって、そんな時すぐ質問して今もそれは、精神は続いているんですかって言ったら、今も会津若松市議会はそうやってやっておりますというふうな話だったんですね。じゃあうちの町はどうかとか、そういうふうなところになりますが、いろいろこれができるって、できないところあるかなあと思いましたが、私は自分の立ち位置をそんな所に持っていったほうがいいんじゃないかなって、いうふうなことを思ったんですね。そういうことを思った事前に、私ずっと去年のラグビー大会、ラグビーのあの頃から思いよったんですよ。何を思ってたか。

ここで、私今日5人目、5人目ですね、わざと強調しますけど5人目です。もう体力ありませんが、ただ、ラグビーの世界っていうのは、5人目というか、5フェーズというのがございますよね。1つの攻撃やっていって、1回ラックやらやってから、また次にパスしたりしてからやって行く。そういうのを一つ一つ、一步一步前に前進させて最終的には、トライを取って行く訳ですが、そういうふうなトライするためには、やっぱり誰かが少しでも前に行って、それをバックアップしてくれるっちゃうか、がいるっていうか。だから変な話やったら、僕らのこういうふうなところの中に福岡堅樹君がいて、彼がボール持ってパーッと行っても彼がどっかで倒されたら、誰もフォローしてないから、次が続かないんですね。じゃなくて何を言いたいかと分かりますよね。

議会もここを出したことを、次から次にフォローして、やっぱりやっていかない

と。ラグビーの試合で、執行部対議会で負けてしまうな、逆に言うたら安心してください。ね、議会はそういうふうなまとまりないから。ね、今までずっと連戦連勝だったんじゃないかなというふうな思い持つんですね。だからこそ私はこれ形変えなきゃいけないよね。何をしたいかって言ったら、勝ちたい訳じゃないんです、負けたい訳でもないんですね。試合が終わったら、ノーサイドですよ、ラグビーの世界。ノーサイドで僕らの、この町のレベルを高めるというか。へボ試合とへボ試合やったら全然上がらないけど、僕らも上げてどちらも上げていい試合やっ行く。そのためには一人一人がやっ行こうし、グループとしてもやっ行こうと、そんなことを会津若松で思ったんですね。それ余計なことかも知れないけど、やっぱりそうだよな、そういうところで学んだことは生かして、僕はこの姿勢でやっ行こうと思いますので、いろんなところで箱田町長に厳しくなんて言いきりません、先輩ですしね、歳の上での。先輩です所以说いきりませんが、いいアイデアは大いに出して、何かレベルアップをして行きたいなというふうなところを思っております。

早速ですが、もう今のところも施政方針というふうなところなんですが、町長の今回の防災減災の強化はということで、施政方針の中に結構ね、いろんなことが取込んでありました。ただ、こういうタイトルで書いてますので、ばっちりともまとめてもらっているかと思しますので、そんな長くならなくて結構ですので、私も4時で終わりたいと思しますのでお願いいたします。

◎町長（箱田 彰君）

折角のご質問の答弁ですので、長くなりませんが丁寧に応答したいと思います。

この防災・減災対策については、常に町の重要課題の1つでございますが、いや、そうじゃなくて、国の国土強靱化という近年、度重なる災害が襲っております。

地震が1番大きいでしょうか。後、3年続きで北部九州に大雨、豪雨がもたらされたというようなことで、防災・減災については、これもう全国の自治体の課題の喫緊の課題だろうと思います。ただ、これが昨今の気象変動によって非常に予知できない。前は台風がよく粕屋町でも、災害対策の大きな問題としてありましたけれども、それはある程度予知できるんですね。若干外れたとしても予測はできるので、例えば住民に対する危険の回避の放送なり、あらかじめ用意することはできるんですが、非常にその、いつ、何どき、どこで、どういった規模が起こるか分からないような災害でございます。そしてまた激甚化もしております。ですから地方自治体レベルでのですね、ハードの整備というのは非常に困難性があると、財政的なもの、ボリューム的なものも含めてありますが、国も国土強靱化計画が3年で終わるんで

すが、延伸するというふうに私も内々では聞いております。3年では終わりません。3年をまた延期するべきだろうと私も思っております。

そういった関連で、国・県からの補助金も受けながら、河川あるいは内水面の整備を今後行ってまいりたいと思います。これは今言いましたように、その財源的な面があるんですけども。いや、財源がそんなに要らないソフト面ですね、これは地域の防災体制を強化したりとか、そういったその自助共助の意識、これは自主防災組織を中心とした、地域住民の皆さまの防災意識を高めて、総合力を上げるんだというのがやはり、自治体に担わされる1つの大きな責務だろうと思っております。

来年度からはですね、令和2年度ですが6月の時期を防災強調月間と定めて、これ私以前から防災の日を定めたいと言いますが、6月を防災の月というふうにとらえて、様々な防災講演会も開催する予定にしております。それも予算にも組んでます。

また講演会、それ以外の啓発活動についても機会あるごとに、防災意識の向上を目指して、この対策を強化していく予定にしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

はい、もう確かに町長おっしゃるような形で、次から次についていうか、いろんな問題が起こってくる、天災が。私も国会中継が最近面白いと言ったら言葉が悪いんですが、あれだったんですずっと聞いてたら、ある国会議員の方が「天災は忘れた頃にやってくる。」という有名な寺田寅彦の言葉がございますが、もう本当忘れる前についていうか、次から次に起こってくる。これ何に引っ掛けてるんだろうかと。人災もっていうかですね、モリカケ、あるいは桜、あるいは黒川長官とか、そういうふうな形で人災で次から次に国会とかそういうふうなこともあります、余計なこととは置いときますが、余計じゃないんですけど実はですね。

その防災のところで私も前から言っていてよく覚えててっていうか、町長ついに月間、月のってされたなあと。前はですね、防災の日って、確かに自分でもおっしゃってて、防災の日っていうのをするんだったら私はハザードマップの日に、あの中にボンとですね、数値を入れて何月何日は粕屋町の防災の日です、この日はって思ってたんですが、月、そうやってから月間の中でいろんなことを取組まれるということ、それはそれでっていうかですね、素晴らしいことやないかなとは思いますが、1つの流れとしてっていうのですかね、月間の中で、いろんな勉強ができるような形を設定してやってもらいたいと思います。

今言ったところの中に、どこまで出てくるんだろうかと思いながら、防災とか防

犯とか私も昨日ずっと考えながらですね、悩んだんですね。何を悩んだかって言ったら、防災とかいう時にはどこまでが防災なんだろう。コロナウイルス、そういうところももう防災になってくるんだろう。そういうことまで今日は含めませんが、例えば防災という災はね、火とそれから、上のほうのこのサンサン。これは水が止まるとか、そういうふうな意味合いみたいですけど、そういう水害とかね、火災とか、そういうことが主についていうふうな形になるんですが、そういうふうな災害ということと、もう1つは、やっぱりそれをちゃんとしていなかったら何になるかといったら、それが後の項目の質問なっております。

人的災害、ちゅうか人災ですよ。そういうことになるんですが、これはっていうか今からいうことはどちらで答えていただけるんだろうかというふうなところでも思ってたんですが、今の町長の中ではないんですよ。私は以前ここで何回も質問したから、もう、私の出番かと思ってる方もいるかと思いますが、ついこの間ですか。ね、交通安全プログラムというのがございますよね、こういうふうなことは言葉から言ったら小っちゃことかも知れんけど、家庭にとっては個人にとっては大きな出来事ですね。そういうふうなところの報告は、後のほうでくるのかそれともここに来るのか、これ全協の中で報告は何ちゃ出てなかったんで、どこで出るかなあというふうなところ、それから誰が答えるのかなあというところも、私もある意味は期待ちゅうか思ってるんですが、ところ交通安全プログラムのことについて、一言でも何かありましたら、どなたか答えていただきたいんですが。

◎町長（箱田 彰君）

防災安全プログラム、これあの教育委員会の所管で行っておりますので、教育委員会のほうでお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すいません。そしたら教育委員会のほうからお答えします。

2月の7日に交通安全プログラム会議を開きました。一応今回、これ2年に1回あっておりまして、今回14件ほど町内の危険箇所を関連の警察、後県土事務所と後、関連課で一緒に回っております。そんな中で、町でできるところは町でして、後県のほうには、以前中野議員さんが言われてありました、大川小学校の件も再度また要望で県土事務所のほうに要望はしております。

一応そういうふうな状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

もっと詳しくは知りたいところありますが、最後についていうか、私はボールを投げたいと思うんですが、末若議員がこちらのほうを質問しますので、またその時にでもじっくり期待しております。ということでお願いしたいと思います。

私もっていうかですね、人災か天災かというふうなところに要望してたつもりだったんですけどね、何を要望してたかと言ったらやっぱりですね、あの1番ピークの時の100人ぐらいの時に、ちょっと見に来てくださいよ、どなたでもいいです、いろんなね、所管関係なくてでもいいしっていうかですね。そういうところで、どういう危機意識を持つかとか、だって前も言いましたように、戸原区あのあたりの人たちは、毎日5人ぐらいの保護者の方出られて、あそこの交差点。公民館前に2人、それから踏切のところに3名の方、毎日立っております。私は大川小学校のところに立つんですが、ある意味で大川小学校のとは立っても苦痛じゃないんですよ。子どもたちと会話ができて楽しいし、もう1つ言えば信号というのがあるから、信号にちゃんと従って私は指示すればいいだけなんです。ただ、あの交差点にいる方々は、プロでも何でもなし、そんな方が車を停めるというのは、すごい勇気の要ることなんです。そういうふうな思いもありますので是非、そういうところになるべくならないように、いろんな形でいい方向に行くように、ご努力というか見ていただいて、現場主義というかそういうことをお願いしたいと思いますが、いい返事が出てくれると思いますが、どなたか。

町長どうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

もう私もですね昨今、コロナの関係もありまして多忙なために、現場のほうにはちょっと出向けませんでしたが、所管のほうから検討した結果もございますので、お答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

前回の、前々回ですかね、中野議員さんのほうからのご指摘を受けまして、私のほうは一応現場のほうは交通の多い時間帯ではありませんけど、別の時間帯で見に行かしていただいております。

所管のほうの道路環境整備課のほうが所管になりますが、県土整備事務所のほうと打ち合わせをいたしまして、現在3本ほどポールが立っておりますが、そのうち

の1本は水路上に立っておりますので、どうしても強固なものには変えられませんが、残り2本についてはある程度強固な状態のものに変えられるということで、県のほうの施工を現在待っておるといふ、そういう状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

是非なんか私たちもっていうか、急な時に「はい、あそこに行けよ」っていうのをね、作りたいし、自分の身もやっぱ守らないといけないと思うんですよね、立場上。そういうことで、それがあるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

(2)番行きます。これは施政方針を受けてのというふうなことなんですが、企業誘致を踏まえた「室」、これ町長どう言われたんだったかな、前回の時ですね。そういうものを進めて行きますというふうな話で言ってありました。

今度の施政方針でも出ております、町長のほうから何らかのですね、方向性もう1回まとめていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

企業立地・企業誘致の関係の所管でございますが、これは部まではご披露します。都市政策部のほうで所管するようになると思います。

ただ、今はまずどういった手だてがあるか、あるいはその法律、条例関係も必要でございます。例えば企業誘致するために、優遇する政策とかそういったものもございまして。そしてまた、実際そのコネクションを取らないといけないんですね、企業さんとのその情報交換も含めた、その方法論あるいはそのやり方については、勉強する時間がやっぱ若干必要でございますので、まずは係を決めて、決めてという係を設置して、そしていずれ今議員がおっしゃる「室」の昇格まで行きたいなとは思っております。

今のところそういうことです。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

それで事前にというかですね、町長のほうにはこれをお渡ししたんですが、さっき会津若松市に行きましたが、その2日目に先端ICT関連産業・企業の集積ということで、スマートシティーアイクト言うのを、会津若松市がやってるんですよね。

町長に、これ資料を見せていただいて、反問されてもいいんですが、大して勉強してませんが、何を言いたいかといったら、会津若松の市議会というのが素晴らしい評価得ている。で、彼らはねえ、反っていかかかも知れませんが、市長がこれを提案した時に、最初これは全員が反対されたそうなんです。その後っていうか、しっかりまた町長も練り直してっていうか、もともと JT の土地があってそこを買って、そこに倉庫っていうか、建物、事務所を作って、東京やいろんな IT 企業が来てくれるようにというふうなことでいくんですが、これは観光事業課でしたっけ。すいません。観光商工部企業立地課っていうものを作っております。でやっているのはもう中心になってるのは、副市長と課長とこの時僕らに挨拶来た、説明してくれたのは主査だったんですが、そのぐらいでやってっていうふうな世界だったんですが、反対されたんで、やっぱり市長のほうもやっぱり研究されていってから、2回目どうにかこうにか OK 出した。何でこんなことが経営成り立つもんかというふうなところをつかれて、市長のほうも頑張ってやった。そういうふうなところでっていうか、ある意味で言ったら言葉で言ったら、やる気の問題なんかなっていうか、それは計画性っていうところで今ですね、町長も言ってありますようにですね、じっくり検討されてっていうか、うちの町にとってのこういうものっていうのはね。

何ができるのか。とりあえず私この町にとって、この市にとってライバルどこですかって聞いたんですね。たら、ありませんって言いんしゃったんですね。そうなんですか、ほかにもちよっと、いろいろ和歌山であるとか、どうのこうのもあるんだけど、簡単に言えば、そんなのライバルと思ってないということかも知れません。そうおっしゃったんですね、中国の深圳市なんていうのはですね、もうすごいですよね。町全体がこの ICT の世界ですよね。もうそういうふうなことをやって、粕屋町もやるんだったら、そんな夢持った形。

誰かがさっき言いましたよね、なんか若い人がそういうふうな目持ってるっていうか、市制塾の中でですね。職員の中にそういう人をたててあげてですね、是非こんなものを推進するような「室」というものをですね、作っていただきたいなというふうなことを思います。

なければ、次行きます。どうぞ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私自身はですね会津若松のほうに行っておりませんが、今いただいた資料、昼休みの間ですがちょっと熟読させていただきました。

基本的に動機は、やっぱり人口減少ですね。特に、生産年齢人口が非常に減って

きてると、会津大学がありますよね。会津大学が中心で ICT の専門大学ということで、従来は ICT 産業が非常に盛んだったと。千億を超えるような出荷があったんですけど、今はもう300億ぐらいに減少してる。これは死活問題だと。会津若松市さんが、市長さん並びにその市の幹部の方が考えられたんだろうと思います。我々が生きる道は ICT だろうと。折角そういう母体がありますので。そういった基礎的な要因の中で、方法論をいろいろ考えられて、用地も買われ、そして ICT 集積企業を、500人だったですかね。500人規模のそういった言うなれば、昔からいうソーホーというやり方ですね。いろんな企業を集めてやると、そういったことを考えてあるようでございます。

自治体は、やはり自分たちが行く道を、どこに活路を見出すかというのがやはり生命線だろうと思います。粕屋町も物流産業は、今もう受け身の部分がございますが、物流は非常に盛んでございます。地の利がございます。そういったことも、粕屋町の1つのヒントだろうと思うし、反面ですね、この生産年齢人口の減少というのはもう、日本の全国津々浦々で囁かれ、もう声を結構大きく叫ばれております。

粕屋町も例外ではないと思いますので、若者がやはり来れるようなまちづくりも、ひとつ考えられる。だから、ある議員さんも言われましたけれども、大学等の文化施設あたりも、学問のそういった施設も必要だろうとおっしゃってます。私自身もこれから先は ICT の時代だろうとは思っております。

これも1つの方向・選択肢として考えてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

はい。いろいろと詳しくありがとうございました。

前も私も言いましたが、やっぱ糟屋郡この辺の周辺の町。みんななんか、同じような思いで何かそういう企業立地、特に食品産業。もうその辺はもうライバルばかりですよ。そのあたりの中で何か個性出す。ね、それって何だろうかな、やっぱ頭脳、頭脳、頭脳をなんか集積していくっていう世界のもの。ああいいなと、会津若松大学があっという間と思っただけですよ。

ただそこにいっぱい東大生やら卒業したものや、そういう連中が来て、一緒に食事しながらまたいろんな発想を浮かべれると。そんなこと言ってあった、うらやましいな。ね、そんな知的な空間というのができたらうれしいかと思いますので、是非ともよろしく進行してください。

じゃ、2番目に入っていきます。人的災害というふうに先ほちょっと言いましたが、どこまでがね、天災でどこまでが人災なのか。そういうふうな区分けってい

うんですかね、防災であるとかそういうふうなことについて、我々が日々できることっていうのをやっぱりちゃんとしていた。形の中でやっぱりそういうことを、防げるんじゃないかなと思うんですが、1番のタイトルで質問で、通常業務における安全点検その対応について、どういうふうな形でされているのか、いろいろね私も気づくところがあるんです。

具体的なこともいいんですが、これ答えろっちゅうたら、いろんなところの範囲が広過ぎてですね。難しいのかなあとと思いますが、コンパクトな形でどなたか、この辺の点検業務。

はい、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

人災。これは人が作った災なんですけれども、それを防ぐには、やはりマニュアル化することが必要だろうと思います。

日常の点検、そしてまた定期的な法的な点検、それを含めた点検のやり方のマニュアル化、これは既に各課にも指示しておりますし、各施設でも実施をしていただいております。ちょっと具体例と言いますか、代表的な事例として、介護福祉課あたりが管理してます福祉センターとか上大隈会館、柚須文化センター、この施設については非常にそのサークル活動でたくさんの方が、もう人が来られるということは当然災害の可能性が、可能性と言いますか、頻度が高いだろうと思われるので、それぞれの館長とか担当が日々これは点検し、その問題があればすぐ役場の担当のほうと協議しながら問題の解決に努めております。

町営住宅に関しても団地ごとに、それぞれ管理人を指定しておりますので、管理人が日常点検し、見守りをやりながら、修理すべき、危ないような箇所があれば、報告を受け、現地を確認してすぐ迅速な対応を進めておる、これに尽きるだろうと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

はい、マニュアル化っていうのが1番最初に出てきて確かにそうだろうな、そのあたりで私も責めたいと思うんですが、この庁舎を管理している総務課。

課長のほうか部長のほうでいいんですが、例えばの話、これは危ないなというふうな形で、そこの私毎日バイクを停めるからね、あそこに街灯があつてね、もう1年ぐらいになりますね。ガムテープというかテープ貼ってですね、養生してるよね。

こういうふうなので言ったら、マニュアルで言ったら、例えばこれ危ないようになって言ってから1年置いてたら、これ何だろうかっていうふうな形になりますね。

マニュアルにあるかどうか。その辺と、次のもう今度の予算に入ってますって言われれば、もうそれでいいかなと思いますけど、どうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

はい、いわゆる街灯が傾いてないかというような点検するマニュアルというのはございませんけれども、当然、庁舎内部はもちろん周辺も含めて、管財係のほうで常日頃見回っております。

その中で発見いたしまして、今現在ちょっとシート等で隠しておるような状況ですけれども、実際自分たちで触ってみて簡単に転倒するようなものではないと、いうことで、ただ見栄え等もありますし、なるべく早く修繕をしたいというところで考えておるところでございます。

今年度内にはですね、修繕をする予定としております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

そうですね、見栄え悪いですね。1年もそういうふうな形であるというところですよ。

もう1つ堺課長、これ私ね思ったことは、すぐ堺課長にもう言ってますもんね。何かといたら、私はいつもスーパーカブで来ますが、下の駐車場の健康センターの前にいっぱい車が停まってて、一応倉庫がある前は道路みたいなライン引きしてあるんですよ。右左の左右ね、あってからそこを通って行くんですよ。ただ、私も多分そうなるのかなあと思うんですが、健康福祉センターに来た、あそこ駐車場探した、ぐるぐる回って、あらない、もう1回回って外に出りんしゃあんですよ。そうしたら、その人たちは、あの部分は道みたいな部分で、パーと出りんしゃるんですね、僕は真面目にね、スーパーカブでこう行ったら、パーと出りんしゃるということがあったから頭にあってこの間、1階入り口のところ、駅に近いほうの入り口は、ラインをきれいにされたんですね。

スピード出すな一とかあったからね、何でこっちのほうしないんかとか、こっちのほうも危ないやんとか言ったんですよ。これ僕がただそこで言うよりも、こういうふうな場で一つ一つ言ってもしょうがないんだけど、やっぱりそういう目を見てもらいたいということであっていかですね。やっぱ危ないよね、ほかにもあつ、

危なかったねっていう人もいるかも知れないしですね、あの辺りもやっぱり私にしてみたら危ないと思うんですが、そのあたり、どなたでもいいです。

はい、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ありがとうございます。

やはり先ほど課長申しましたように、職員でいろいろな点検をしておりますけれども、やはり一部、やはり気が付かないところもございますので、そういう点は町民の皆さまからも、時々意見を言っていただくこともございます。

そういうことも含めて気が付いたところ。既に先ほど言われました街灯の件もそうですけれども、早々にですね、取組んでまいりたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

そういう悪いほうばかり言った私もさっき最初からね、建設的なことをどうのと言ってたんですね。

何かいいアイデアというのはいろんなところにあるのかなあと思って、私今度の議会始まってから毎日っていうか、もう絶対階段を上がってくるわけですが、あそこの階段に私のためにステッカーを張ってくれてるんです。頷くのは何か複雑な思いをしますが、どこにね、頷くかっていうところですが、私が1番気に入ったのは、このジャケット、脂肪のジャケット着いてませんかというやつですね、いいアイデアですよ。すいません、私だけかも知れませんが、そうやねって思いながら自分の身を振り返るんですね。

そんなアイデアっていうのが、庁舎とかいろんなところに、積極的な意味での安全であるとか、安心であるとかね、健康であるとかね、あるんじゃないかなと思うんですが、せっかくいいこと。そんなのいろんな町もしてるけど、でもうちの町であんなことしてくれたらうれしいなと思うんです。

せっかくやってるんですから、誰が発起人であれをやられたんかぐらいまでも、聞きたいんですがどなたでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長、

◎町長（箱田 彰君）

私もですね、あのアイデア非常に気に入っております。

議会が終わればですね、何ですかね、まあお呼びして、慰労も兼ねた感謝の気持ちを申し上げたいと思いますが。

多分なかなか個別名称は言えませんが、多分健康づくり課のほうの担当だと思います。

課長のほうから言える範囲、お答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

はい、気付いていただいてありがとうございます。

これはですね、健康づくり課だけではありませんで、健康づくり課と介護福祉課と、それから総合窓口課３課ですね、健康づくりを延伸、健康寿命の延伸というところで、今３課でいろんな横の繋がりで、いろんな取組みを考えております。

その中の一部のアイデアで、今回やっと張ることができました。

ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎５番（中野敏郎君）

はい、何かうれしのかなと思います。

以前、健康センターに呼ばれていっていかですね。はい、あなたはメタボですとかいうふうなね、そういうふうな時代がありましたよね、10年前ぐらい。そういうことも確かにですねあれだけど、ああやって本当ジャケット脱ぎたいなという、思いをいつも持つっていうのは、効果的じゃないかなと思っております。

じゃあ、２番目に行きたいと思います。２番目のほうは、人的トラブルの解決についてということですが、これは、先ほどもっていか午前中ですね、本田議員のほうで、職場環境づくりというふうな形でですね、一つの話がありました。それから、明日も福永議員のほうですね、このあたりっていかのですね、追及してくれる。追及といかかね、出されるんじゃないかなと思います。

私なんか全く別な角度でっていかですね、このあたりのことを、意見といか質問なんですが、質問をしたいと思うんですが、これって、例えばいろんな新聞沙汰になったようなことがありますね。加害者であるとか、被害者であるとか、そういうふうなことに直接的に私が余り知るわけでもない。そういう中での、どうのこのというのかは、私自身はなかなかそこまで勉強してませんので追及しないけど、それに至る以前のといかですね、日ごろのといか、いろんな形でそのい対策はできるんじゃないかというふうなことを思って、私がちょっとだけしゃべりま

すので、意見願いたいと思うんですが、私も教師やって6年、7年やったんですが、もう辞めたというか、やりきらなかったと。もう、僕は、僕はって言ったらあれですが。教師には向いているとは思ってたんです。思ってる、ちゅうか案外思ってるんですね。けどもう、やりきらなかったんですよ。もう7年やって何がそうかといったら、7年やったらもう頭がもう疲れて、精神的に疲れて、これは自分の身を守るためにはってね、と思ったんですよ。その頃には退職しかないんだろうな。僕からしたら現業的なていうか、毎日仕事をした、終わった、ビール飲んでと。こんな世界もいいよなとか思ったりしたんですよ。

何を言いたい、役場の場合は違うよね。何が違うか、役場の中っていうのは、すべての町の活動をみんな集積したような世界ですよ。いろんな世界がある、学校もありや、保健もありやというか、道路整備もあったり、いろんな形であるんだから、部署がいっぱいあるんですよ。じゃあ何を言いたいのか。職員がその世界の中でふんづまった時、当然のごとくやられてると思うんですけどね、例えば1年たってとか、いろんな季節の中で人事異動というふうな形で、適材適所とかですよ、そういう言葉で、そんなところがいっぱいあるよね、そういうふうなところに変わって、新しくやれるんじゃないかとか、いうふうなことを単純に思うんですよ。

そんなことは当然やってると思うんですが、やっててそれが起こってしまうというのはまだ足りないのか。人的な把握が足りないのか。前、副町長っていう方おられてから、あの人が全員のどうのこうの聞くなんていうふうなことを言ってありましたが、そういうことも必要なのか。どうなのか分かりませんが、そういうふうなことを含めて、いろんな形でこう配置もやれるしっていうか、そういう部分での役場の職場としての有利性というのは、僕は持ってると思うんです。

そりゃ、役場は役場で問題ありますよとかね、そういうのはあるかと思いますが、私のこういうふうな思いを聞かれて。

町長でしょうね、町長どう思われます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この問題はですね、様々な分野にあります。

解決方法も含めてよくあるのが、やっぱり採用された職員が1年ぐらいで、壁にぶち当たるんですよ。自分が理想としているような公務員像とは違う仕事。これは様々なセクションがございます。一般の企業の場合は、営業とか設計とか経理とか、大体大きく分けてそれぐらいじゃなかろうかと思いますが、役場の場合はもち

ろん現業的な仕事から高度な計画まで、どれが上とか下とかいう意味じゃなくて、広範囲な分野でいろんな業種があります。ですから、自分が希望しているような業種になれない時には、非常にその壁にぶち当たると、いったこともございます。

従いまして、その時には最初に、前の年以前に入った職員がサポートしてですね、サポーター制度っていうんですが、いろいろもう日々いろんな相談を持ちかけながら、気安く相談できるような体制を組んでおります。それとまたですね、通常本人が申し出れば秘匿して、要するに秘密を保護しながら、相談できる体制も外部の先生に相談できる体制も組んでおります。これは私も報告を受けるんですが、やはりちょっと最近多くなってきましたね。ただ、これはですね、非常に重要なことで、やはり大きな問題になる前にですね、解決策があれば解決すべきだろうと思います。

ですからそのスタンスで、もう何でもいいからとにかく相談してください。それは精神面もありますし、体力面、健康的な面もございます。先ほど言われたメタボについてもこれは何がありますか。やっぱり心配される方おられるんですね。心配しない人のほうが問題かも知れません。心配しない人に対して強制的に、あなた相談しなさいよというようなことも総務課のほうから働きかけることもしてます。

ですから、大きな問題になる前に、やはり積極的にそこは働きかけて、相談体制をひいてるということもございます。そしてまた、もう一つは人事異動の関係ですが、これはご本人がこの今の職が向かないというふうなことがあれば、これは毎年1回は調査をするんですね。本人の希望調査。これは今の仕事に満足しているとか、あるいは何かこう要望があるとか、というようなことも、そういった調査内容。まあ、いろいろありますけれども、その中で、本人が希望される方もおられます。それは、可能な限り優先してやりたいと思いますが、もちろんほとんどの方が、今のところで頑張りたいと、というような意気込みで記述をしてあります。中にはおられるということです。

ですから、様々な方法で本人のそういった人的なトラブルを解決する方策を考えておりますし、今後もですね、専門家の意見も聞きながら、何らかの方法があれば取入れていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

今の回答に対しては、3番目も合わせてっていうかね、共通するような部分は持ってますので、していきたいと思うんですが。

西村教育長どう思ってるかななんて思いながら、いや別に答弁いらないんですけど、学校の先生の場合は、異動というのがあったなあって。要するにですね、全く

違う小学校で別の町とか、そういうふうな部分での新しいなんか出発っていうか、そういう部分はですよ。あるというふうな部分あるかと思います。どっかでっていうんですかね、カンフル。だけど根本的に、もう私の場合、根本的に駄目やった。おいおいおいおい、うちのクラスの子が誰か。例えば、事故でとか自殺で。ああ、そんなの嫌やなあっていうふうなことが、なんかえらく思ってきたっていうか、それはみんな思ってる。

それに比べたらもう私、植木屋になって気楽になりました。木は枯らしても、OK ちゃうか。もう本当悪いんですけど、木に悪いんですけど、もうお金で一応は解決するような世界っちゃうか。こんな言い方したら植木屋のね、風上にも置けないかもしれないけど、そうよね、なんでこんなんして。で、もう一つ言ったら、逆に言うたら木は、素直に何か育つ分は育つという。人間なかなか難しい、自分の思いと、もう教育長が反応するぐらいにあるんですよ。そういうふうな思いというのはあります。話がぐちゃぐちゃになりますので、3番のほうも併せてっていうか、関係すると私思うんですね。

何かっていったら、私が議員になって純粋な頃、今も純粋ですが、何思ったか、おいおいって。役場に来て職員の人たちが、昼休みちゃんと休み取ってんだろうか。そういうふうなところを思った。自分の人生の中で、学校の先生って、なかなかもう今はそうですよね。私が新任のころは昼休みは、外に出てサッカーしてました。みんなそうやったですよ、若いもんは。そうやってしてました。それが3年経ち、4年たつとクターっとなって、私は授乳室っていうところに行ってから、いつもそこでクチューっとな寝てから5時間目までさぼったことがあります、寝てしまってますね。もうそれは不可避やったんですが、そういうふうなぐらいに、クターとなっております。疲れておりました。

何を言いたい、昼休みとか、そういうふうな形で健康増進して、次やろうというふうなことが、本当当たり前にあったらいいな。そんなのっていうのは、もっともっと積極的な形で、ついこの間か、昨日か一昨日ぐらいボッチャの大会っていうか、障がい者のね、オリンピック向けのあれがね関係者だけでやったというふうなことだったんですけど。役場の中にあんなのがいつでもできたらいいよね、と僕は思うんですよ。思うんだけど、誰がするんだろうと。ね、職員なかなかね、今の状況で。毎日っていうか、議会があるころ階段を降りていったら、ちょうど総務課が見える。また、堺課長のほうに振るんですが、彼がいつもあそこで見えるんですよ。そしたら、もう昼休みになってるのに、彼だけじゃなくて、職員の人たちは何かそこで作業してるのか弁当食べてんのか、ずっとおんしゃるっていうか、はつきり休みじゃないなあ。ていうような感じを思うんですよ、誰が休んでるんだろう

と。休んでる人、ちゅうな感じですね。今日は外に出てってよく会うんですけど、誰々君というのがいつもね、12時になったら外走ってるような人いますよね。会社員のころ、やっぱり市役所とか県庁とか行ったら、12時になるとパーッと出てきて、今もそうでしょうね、職員の人は何人も出てきてからランニング始めんしゃるんですよ。そういう世界というのがありますよね。はっきりともう、公私が分かれているような部署もある。全部が全部できないんじゃないかなと思うんですが、堺課長のほうが一応は総括してるんじゃないかな。

自信あるほかの課長、誰か言ってもらってもいいんですが、うちの課はみんなきちんと45分とってますよとか言えたらうれしいなと思うんですが、堺課長どうですか、総務課のほうは。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず、どこの課というのはちょっとなかなか名前を上げづらいところがありますので、総務課についてでございますけれども、やはり窓口対応ですとか、住民のたくさん来られる部署ではないので、そういう意味では、住民対応の窓口はあまり多くはないんですけれども、やはりそれなりに電話対応、窓口対応ございます。結構、昼休みしなければならない作業というのもどうしても時間かかる、出てまいりますんで、なかなか当番制とかで、昼休みに交代交代で入ることがやはり難しゅうございます。これ人数の多さとかにも、課のそれぞれの職員数とかにもよるかと思えますけれども、そういう状態がございますので、デスクで弁当を食べておしゃべりをしながら、電話とかが入れば、対応できるという形での休憩ということになっております。

理想的なもの、昼休みではないかもしれませんが、職員それぞれが工夫をしながらですね、それなりのリフレッシュをしているというふうに感じております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

まあ、さっきは褒めたんですが、健康づくり課はね、健康づくりですからどうですか、課のほうとしては。なかなかいかないけど、女の園にはですね。どうです。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

課の状態としてはですね、なるべくちょっと昼休みは、横のほうに集まってみんな

なで、お食事をとったりしてるんですけども、どうしても課の行事がありまして、乳幼児健診等がある時は、昼休みがなかなかこう、きちっとはとれないような状態がございます。それで、早くお食事入る人とかそういったものを少し決めて、なるだけ、時間は取れるようにというふうに工夫はしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

最後、社会教育課に締めていただきたいんですが。

いや、社会教育課はいろいろ仕事が、日中ちゅうか夜とか日曜とかあって、なかなか取れないところと思うんですね。それに対して、わざわざ言ってるのは何かっていったら、軽スポーツ大会がなかったことが私も悔しくて、誰に悔しさをぶつけるかちゅうのは難しいんですが。ね、ああいうものを開くという目的っていうか。ね、意識っていうのは、何なのかって。そういうのをやっぱり、町の中で何かリードできないかなという思いもあるんですよ。

ちょっとね、そういうふうなことを含めて休憩とかいうふうなところで、今度ちょっと軽スポーツの庁舎内大会をしますよとかね、そういうプランが出て今ちょっとね、置いといて。ね、面白い、面白いちゅうか、健康かなあとは思いますが。そんなことも多分アイデアの中にあるんじゃないかな。あなたになくても若い者にはあるかもしれないし。

そういうふうなところでのまとめの言葉をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

はい、最後締めろということですので。

一つは昨日ですかね、軽スポーツ大会を予定しておりました。今年は私もですね、ある面で楽しみにしてる部分があったんです。実はボッチャ。先ほどお話出されましたけども、ボッチャを今年取入れてですね、いろんな方々に体験して欲しかったというのがございます。一つはですね、これ軽スポーツ大会は、うち、粕屋町は職員互助会を持っておりますので、その中でも、是非、職員に取組んでほしいなという競技の一つでもございます。

もう一つは、先ほど職場の昼休みの過ごし方といいますか。私自身はなるべく、昼休み時間中は職員に仕事の話をしてないという自分自身でそういう意識しております。なるべく職員には、社会教育は、議員さんご指摘のように土日也大変業務が多い課でございますので、そこら辺で職員にもリフレッシュしてほしいなという気構えで、

日頃から取組んでおります。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

暗にですね、議員は昼休みにはですね、所管のほうにあんまり行くなよっていうこともあるかもしれませんですね。そういうことを含めて、案外うなずいていたでいいですよ、みんな見てますから。

最後に●●したいと思いますが、町長が所信表明の中にね、書いてあった言葉がすごく私もひっかかって、「一隅を照らす」っていうか、中村さんがよく利用されてた言葉ですが、そうだね。だから私の立場から言ってもっていうか、こんな、今度、毎日交通あれしてたけど、しばらくはできないかな、できるかなっていうあれもあったりして、今悩んでるとこなんです、方策ちょっと小耳に挟んだんで、それはいいとして、4月から別の方がもう1人立ちんしゃるから、僕は町内のいろんな交通のね、危ないところチェックして回りたいなと。いろんな一隅。一隅いろんなところに、いろんな思いと思い。あるいは事故の場所かもしれないけど、いい場所もあるし。そんなのを発見してっていうか、こんな中で行って、そしてから僕のね、言ったことを次の人にバトンを渡して何か攻めていきたいと。それに対して、そちらのほうからも攻撃をねっ、ばっちりやっていただきたいなというふうに思います。

終わります。ちょうど4時となりました。

（5番 中野敏郎君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて本日の「一般質問」を終結いたします。

傍聴にこられてありがとうございました。本日は5名をもって終了いたしますが、明日3日、火曜日に5名、明後日4日、水曜日に1名の一般質問を実施予定です。時間のご都合がよろしければ、明日、明後日も引き続きお越しいただきますよう御案内を申し上げます。

また、傍聴の際には新型コロナウイルス感染防止、拡大防止のため、マスクの着用、入り口での消毒液による手指の消毒をお願いいたしております。

ご協力ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

（散会 午後4時02分）

令和 2 年第 1 回（3 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 2 年 3 月 3 日（火）

令和2年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月3日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	7番	川口晃	議員
7番	議席番号	9番	福永善之	議員
8番	議席番号	10番	久我純治	議員
9番	議席番号	2番	井上正宏	議員
10番	議席番号	3番	案浦兼敏	議員

2. 出席議員（15名）

1番	末若憲治	10番	久我純治
2番	井上正宏	11番	本田芳枝
3番	案浦兼敏	12番	八尋源治
4番	安藤和寿	13番	木村優子
5番	中野敏郎	14番	山脇秀隆
6番	太田健策	15番	小池弘基
7番	川口晃	16番	鞭馬直澄
9番	福永善之		

3. 欠席議員（1名）

8番 田川正治

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣

総務課長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税務課長	中 原 一 雄	収 納 課 長	臼 井 賢太郎
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課主幹	青 木 裕 次	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香奈子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ
会計課長	藤 川 真 美		

(開議 午前 9 時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めましておはようございます。

本日、8 番、田川正治議員から病気入院中のため今週欠席との連絡が入っておりますことをご報告いたします。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に、文書通告。主旨のとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましても質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますよう併せてお願いを申し上げます。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号 7 番、川口晃議員。

(7 番 川口 晃君 登壇)

◎ 7 番（川口 晃君）

おはようございます。

声は聞こえいけますか。議席番号 7 番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めさせていただきます。

さて、新型コロナウイルスの感染が広まっています。今日から対策も 1 段階、上がりました。粕屋町職員の方々も、私たち議員も万全の体制で感染の広がりを防ぎたいものです。

さて 1 番目に質問に移ります。須恵川土手の草木の伐採問題です。これは直接は町とは関係ないんですが、経緯について質問をしていきたいと思います。

須恵川の浚渫については、昨年12月議会でも質問いたしました。つい最近入ったニュースによりますと、今年の 2 月中旬に福岡県において入札があり、地元業者が仕事を受けたようです。箱田町長をはじめ、担当課においては大変な働きをいただきました。浚渫を要望していた関係住民にとっては大変な喜びになると思います。

さて、今回の質問は須恵川土手の草木伐採の問題です。これは古くから経緯があります。柚須区には40歳から65歳までで構成する友人会という組織があります。柚

須区や柚須文化センター応援するという組織です。なにか地域のために貢献しようということで、須恵川土手の草木の伐採が始まりました。私は39歳で友人会に入っただんですが、草木の伐採はその2、3年前から始められたと思います。

今から36、7年前のことです。私の前の議員でありました川口學前議員が、造園業者からたまたまいただいた、イチョウの木を友人会の役員さんたちが50本ほど川土手に植えられました。恒例の川土手の伐採のときはこのイチョウの木を切らないように注意して、伸びていくのを楽しみながら作業していたもんです。しかし、2、3年後、誰も知らないうちに切られてしまいました。こんなことができるのは、県ではないかという噂になりました。

その後、私が粕屋中学校のPTA会長をしていたとき、県内の学校で不幸な事件が発生しました。西村教育長はご存じですよね。7月ごろになりますと、須恵川土手は萱で覆われ、対岸の阿恵区側が見えないほど伸びてしまいます。PTAから、そのとき役場のほうにお願いしまして、道路から下1mを毎年切っていただくようになりました。もちろんこれは粕屋町の事業です。今もこれは続いています。友人会で、7月の暑い時期に行っていた草木の伐採は、農業している人が少なくなったり、他地域で伐採していて、川に落ちて亡くなる事故が発生したりで、十数年間続いた須恵川土手の草木の伐採も取りやめることになりました。扇橋から篠栗線の鉄橋までの東西土手は、以前から乙仲原西区の農区の方が刈ってありました。ここも十数年前ですが、一度10本ぐらい桜の木が植えられました。

しかし、これも2、3年後に見事に切られてしまいます。誰が切ってしまったのか。想像はつきます。こういう経緯を私は知ってるんですけども。

担当課として、須恵川土手の草木の伐採について掴んであることがありましたら、説明ができる内容を持ってありましたら、短時間で説明をお願いしたいと思います。が、よろしいですか。

あんまり気にしないで説明してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

有志の方で除草等していただいていたことに対しては、厚くお礼を申し上げます。

基本的に先ほど議員も言われましたように、河川の堤防ということになりますので、管理は県のほうになります。ただ堤防の上の道路を町道認定している場合は、道路としての管理ということで二重に管理するような形にはなってくるんですが、そういった場合、町のほうも町道の管理ということで、路肩の部分の草刈り、大体

路肩から1 m程度の草刈りということで対応をさせていただいておるところでございます。今回案件でありましたイチョウの木、桜の木、こういったものについては、恐らく堤防の維持管理上というようなことがあって、切られたものではないかというふうに推測します。

ですので今後こういう植栽をする場合は、管理者である県と、協議をした上で植栽することによって、目的のほうが達成できる道ができるのかなというふうには思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

2番3番は、もう一緒にひっくるめてですね、質問したいと思います。

2、昨年の12月から今年の2月中旬くらいの伐採について、分かっていることを述べます。須恵川右岸、阿恵区側阿恵橋から上流は乙仲原西区のYさんという、皆さんもご存じの方が刈りました。下流は県からの委託業者で、Y業者が刈りました。須恵川左岸、日守側は、上流は県の委託業者です。下流は柚須区のほうはそのままです。

私が知りたいのは、これ以前どこが刈っていたのかということです。阿恵側のほうの上流下流とも大体夏ごろ1回刈って、秋頃ですね、どこか業者が刈ってるような気がするんですが。

分かっていたら答えていただきたいなと思います。分からなくても結構です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

須恵川の伐採について過去のということで、ご質問のようですのでお答えさせていただきます。

平成29年度は扇上井堰付近、右岸側ですね。こちらのほうの除草、それから竹、こちらの伐採等を行っておるようです。それから平成30年度につきましては、篠栗線の上流側の右岸、それから下流側の右岸も行っておるようですし、篠栗線から阿恵橋までの左岸についても、河川のほうの伐採のほうを実施しておるようです。

これは県のほうでした分については、先ほど言われたように業者のほうが行ってということで、それ以外の上流側の部分は、沿線の農家の方あたりのご協力で、伐採されているようでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それは町はやってないということですか、草木の伐採は。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

言葉が足りずに申し訳ありません。

町のほうでも路肩概ね1 m程度、これにつきましては、伐採のほうを町から発注してやっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それは柚須区と同様な形でやってるということですね、柚須区側と同様の様に、ということですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

今言われましたように、町道名で言いますと、土井の内～砂子田線ということで認定してある区間がありますので、こちら等については町のほうで行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

大体12月頃になりますと、阿恵橋から下流、東側ですね、阿恵区側。あそこは毎年、毎年いかここ2、3年ですけど、どっか業者が入って、刈ってるような感じがするんですが、それについてはご存じないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

阿恵橋の上流側、東側の JR 篠栗線まで、この間と西側の先ほど言いました土井の内～砂子田線、それから、町道として認定しておりますので、この分については町のほうで年に2回ほど草刈りを行っております。

また阿恵橋から西幼稚園までの間、こちらにつきましては地元の方が行っております。あと2番3番ということでしたので、阿恵橋下流西側の、先ほども出ましたが、同じ路線名ですが、土井の内～砂子田線及び東側の阿恵橋から120m程度の

ところに町道で上下線というのがございますので、こちらの認定道路の区間につきましては、年に2回ほど、除草のほうの伐採のほうを入れさせていただいております。1mの分の草刈りのほうを行わせて、町です、これは。

町道認定の分は町で行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

ちょっとそれ、私は疑問に感じているのは、阿恵橋から下流域、東側ですね、あそこはのり下まで刈っているような気がします。いや、それはもう御存じなければ結構です。はい。

それでは4番目に移ります。阿恵橋下流左岸西側土手、これは柚須区側です。草木の伐採は県が責任を持って行うべきだと私は思ってます。12月に入ってからでしょうか。阿恵橋の上流下流の草木の伐採が行われました。

1月24日、我が党の東区の県議、立川県議の取り成しで福岡県土事務所に須恵川の浚渫と、東側土手のリサイクル物品整理の問題で折衝に行きました。そのときの説明では、今回の阿恵橋東側の草木の伐採は上流がI業者、これ粕屋町の業者、下流はY業者だと回答がありました。しかしこれちょっと、違うような気がしますね、やっぱね、説明と。すなわち、県の予算でこれは伐採したんです。私はそのときは左岸の西側土手、柚須側の土手についてはあまり気にしていませんでしたけど、しかし家に帰ってみてですね、なぜ県は西側土手も同時に伐採しなかったのかなあ、と不思議に思えてきました。

確かに県があまりにも伐採しないし、我々の言葉で言いますとほったらかしにしているので、昨年2月にですね、柚須区のほうで84万円をかけて地元業者に伐採を依頼したと聞いています。今日は区長残念ながら来てないかもしれませんが。それでも、いろいろな金属類とか布類などが土手に埋められていたので、区の役員さんが3月に片づけ作業をされたと聞いています。これは大変骨折ったそうです。今は萱などの草が枯れて、柚須区側だけがぼうぼうとしています。川土手を見ると不思議な光景です。何で柚須区側だけ残したのか分からんと疑問を感じてある方は、柚須区民だけではありませんと。他地区の方も憤っております。柚須区側だけ伐採しないのはある意味では差別ではないかと。区民だけでも、私たちは率直に思っています。県の考えを押し量ることはできませんけども、

県はどう考えてるのか。例えば、須恵川土手の伐採についての情報は町の担当課にあったのかどうか、そういうことも含めて、もし回答ができるようであればお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

県土整備事務所に対する要望に関しましては、年度ごとに取りまとめを行いまし
て、9月に県土整備事務所のほうに町のほうから出しております。

その中に河川のこういった浚渫であったり伐採であったり、実際事業化されてい
る内容もありますけど、道路の整備についてなど、こういったことを概ね15案件程
度毎年出しております。その後、出した内容について県土整備事務所と協議をする
中で、実際に行われる部分というようなことで報告があって、最終的に実施される
というふうに、そういうふうな大まかな流れにはなっております。

今回言われてあるところは実際残っておるということでありましたら、是非、今
後そういうふうな取組みに入っていただくように、町のほうからも要望のほうを上
げていきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それについてはよろしくお願ひしたいと思います。

私たちも県土事務所と交渉してみることも可能だと思いますので、やってみよう
かと思います。

3番目に移ります。次に移ります。洪水時対策の具体例について、最初に、洪水
時の浸水想定区域図の作成の問題です。

赤旗の機関誌に、今年の11月12日の記事によりますと、内水氾濫が各地で起きた
ことを受けて、すべての都道府県と市町村に対し、浸水想定区域を示した内水ハザ
ードマップの作成を進めるよう通知したと述べています。また、後日の記事では雨
水の、雨水ですね、雨水の貯留排水設備を全国で新たに整備する方針を固めた、既
存施設の補修や改修も支援する、2019年度補正予算に関連経費を計上すると述べて
います。この前、予算通りましたよね。また、今回の通知、11月12日の通知なん
ですが、内水ハザードマップを作っていない市町村にも作成呼びかけましたとも言っ
ています。

現在、町で作成されている粕屋町の防災マップは、洪水時の浸水マップというこ
とですよね、確か。

今回以降は内水氾濫を考慮した浸水想定区域図も含んだ図になっていくという、
私は思ってるんですけど、その解釈について説明してください。

箱田町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

はい、粕屋町におきます洪水関係、もちろん内水面もございますが、まずはその送水、洪水の想定されるハザードマップ、これの全体的なものは作りました。

昨年５月でございますが、それを今度は小学校区別のハザードマップを、対象校区ごとに、今月中に配布する予定でございます。また、議員がご指摘の内水面。これにつきましては、実は国土交通省より策定する旨の通知は出されているようでございます。今おっしゃるようになりますね。ただ、具体的に県等の通知がですね、まだ確認できておりません。

従いまして、今後そういった通知等を確認しながら、激甚化していく恐れのある台風や洪水等による水害を、内水面に関して、判断対策用のハザードマップ作成に向けた対策準備を進めてまいり所存でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎７番（川口 晃君）

国土交通省の通知では、何か５月ぐらいに指針を作って、地方自治体に送るとかなんかいうことでしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、止水板の設置に対する補助金創設の考えです。こういう家の駐輪場の中、この板を設置するこれ、これを言ってるんですが、止水板はもう皆さん御存じのことと思います。家や屋敷に水が侵入しないように、一時板で、一時、板でせき止めるものです。これ土嚢と組み合わせて有効な働きをするものと思います。広島福山市で最近補助金を作ったようです。限度額が５０万円で、その補助金を２０万から２５万かまで限度額で出すとかという話でした。

街なかでは、例えば地下鉄の入り口とか地下街、地下駐車場の入り口を塞いだりするの、これもう必須のものとなっています。それから商店街とかいろいろ、街なかの家では、道路に面したとこなんかはこういうことを作ってあります。

粕屋町ではどう生かすか。家や屋敷によっては、また地形によって非常に難しいところもありますけれども、例えば長者原とか原町とか若宮とか、何か適合するようなどころがあるとすれば、こういう措置も必要じゃないかなということを思います。

今後の課題として検討されてはどうでしょうかねという提案です。

答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

全国的には今、福山とおっしゃいましたが、そういう補助金制度を持った自治体はございます。

ただ、この止水板というのはそれ以外の、設置するための工事費が非常に高価な工事費になりますので、上限額を決めてやっておられるようですが、なかなか負担、個人負担が大きいということで、この推移を今後見守ってはいきたいと思いますが、全額出したりとか、あるいはその広範囲にわたるようなことにつきましては、財政的な問題もございますので、総合的に勘案してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

そう急ぐことやないので、時期にあわせてですね、財政も見ながら検討していただけばいいと思います。

3番目は、越水しても破堤しない堤防の強化、ということです。これもちょっと直接は県に該当するんですが、私ども現場の人間ですから、ちょっと質問していきたいと思います。

一昨年でしたか、鬼怒川堤防の破堤は、越水破堤じゃないかということが言われています。昨年の千曲川とか、例えば阿武隈川、それから中小の河川、これも大体同じような形式で破堤したということらしいです。川の水が堤防を越えて、町側に流れ込みます。堤防の町側が削りとられて、それで町側のほうから壊れていく。堤防が破壊することを、こういう破壊の構造を越水破壊というというふうに規定されています。

なぜこういう現象が起こるのか。もともと土でできていた堤防は、土を使って普通補修してあります。堤防そのものが弱い構造で、現在でも強度に問題があるというふうに言われているそうです。日本中の約8割の堤防は、想定の水位に耐え切れないのではないかととも言われているそうです。関東のほうでは今スーパー堤防の構築がなんか言われていましたが、これはもう金がものすごくかかるので、これはちょっと無理です。多々良川も須恵川も2級河川で管理は県に責任がありますが、被害を受けるのは川筋の市町村の住民ですね。

私ちょっと工法を調べたんですが、一つはやっぱり北九州市の村上川のように三面をコンクリートブロックで覆ってしまう、こういう構造。それから2番目は、先日亡くなられた中村哲氏が、アフガニスタンで採用してあった鉄製の網かごですね。網かごに石を入れて、護岸に敷いて、それで固めていく方法ですね。これは相当強度があると。それから3番目は、最近では、土手を遮水シートで覆ってしまっ

その上に植生ですね、植物のあれ、付いたあれを植え付けていって。そして天井の道路ですね、ここはもうアスファルトで囲うと。そういう工法もあるそうです。私が調べた中にはいろいろあるんですが、例えば、ドレーン工法とか何かこう、断面拡幅工法とか何かこういろいろあります。最近、いろいろなことが研究されておるようです。県としてどのような破堤しない土手の構築に関して、県としてどのような工法が考えられているのか。

御存じでしたら、答えていただきたいと思うんですが、大丈夫ですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

ただ今議員が言われましたように、堤防の浸水対策っていうようなことで、大きくは河川面の強化というのと、あとは流れてきた水を宅地側っちゅうか、裏側で逃がすというような方法と、あと、先ほど言われましたスーパー堤防とか、そういったような方法で堤防自体の宅地側、住居側の敷地とかをかなり高くして、長い距離を使って、堤防の強化をやるというようなことで、これはもう先ほど言われたかなりの費用がかかりますし、用地もかかりますので、大変難しい工法になってくるかと思えます。

県のほうで実際今やられているものに関しましては、現地調査を行いまして、根固工や、護岸工。だからやっぱり河川面の強化、こういったもので浸食防止シート工などを施工して、堤体ののり面のほう、表のり面ですね。河川側ののり面の侵食耐力の強化、侵食外力からの軽減、こういった工法で行っておるというようなことで伺っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

やはりあの、県だけを頼りにしてもあんまりあてにならない言うたらいかんですけど、当てにならない。第一現地に出てこない。だから、やはり自分たち自身でやっぱり努力して、なんかいろいろ県に提案するようなことをやらないとだめだなというふうに私は思っております。はい。

じゃあ、次に移ります。3番目の各種補助事業の復活及び削減された、町職員の派遣研修についてです。過去5年間でカットされた生活扶助事業は、どのようなものがあるかということです。安倍政権になって、福祉教育予算が削減されてきています。それは、高齢者が増大する中での医療費等の費用の増大もありますが、大型開発、軍事費、大企業への税制優遇の予算が増大したのが大きな原因だと思ってい

ます。最近生活保護に関する解説を読んだりしてるんですが、それによりますと、8種類の扶助があると記述されています。

数年前、生活保護の金額が減らされたと聞きました。中身は、これらの扶助のどこかが減らされたと思うんですが、粕屋町でも私の記憶では、幾つかの扶助事業がカット、または減額されたように思っています。

過去5年間でそういう扶助事業のカット、または減額されたものがあれば、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

箱田町長よろしく願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは1番だけの回答でよろしいですかね。

はい、所管のほうから詳しい内容をお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

過去5年間カットされた扶助費がということですがけれども、住民福祉部においては、介護福祉課所管の事業におきまして幾つかあります。

まず、粕屋町障害者福祉手当を廃止いたしております。経緯といたしましては、総合支援法の改正によりまして、グループホームの利用や事業所増加など、障がい福祉サービスが充実していきました。また、糟屋地区におきましても、すべての市町におきまして、廃止していることもありまして、町の行財政改革推進委員会に諮り、平成28年度から廃止いたしております。

次に、粕屋町寝たきり重度心身障害者介護手当を廃止いたしております。経緯といたしましては、県に同様の手当がありまして、対象が重複している方がおられることなどから、町の行財政改革推進委員会に諮り、段階的に縮小し、平成31年度からすべて廃止をいたしております。

次に、粕屋町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を廃止いたしております。経緯につきましては、障がい福祉サービスが充実してきたことに伴い、大変利用者が少なくなりまして、この制度に見直しの必要が生じたため、検討を行い、平成29年度から廃止をいたしております。

そのほか、粕屋町訪問理髪サービス事業を平成29年度から廃止いたしております。総合窓口課、子ども未来課、健康づくり課についてはご質問の対象となる事業はございません。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

ほかの課ではありませんでしょうか。ほかの課ではありませんか。なければいいんですが。ないですね、じゃあ分かりました。

扶助事業っていうのは何かこう、もう条例では規定されてないし、ということで報告だけでカットできるというふうに聞いておったんで、中身がよく分からなかったんで、こういう質問をいたしました。

2番目は、補聴器購入に対する扶助の拡大の問題です。これは復活です。補聴器購入の補助については、以前は障がいにより難聴になった人、それから65歳か70歳でしたか、その年齢に達すると補助がされるという二本立てになっていました。しかし数年前に、後者の年齢によるものが対象から外されました。私にも補聴器購入の補助についての相談がありましたんで、担当課に行きましたけども、その方が、障がい認定がされていないということで、補助ができないという回答でした。

皆さんも御存じのように、補聴器は非常に高い金額です。えっと1週間ほど前に、新聞に折り込みが入ってたんで、ちょっとどういうもんかなあと思って見ました。これはこういうチラシですが、何か体験会をするというこれはチラシです。これを見ますと、1番安いのが両耳で12万2,400円、方耳で6万8千円、1番大きい最高のものは、両耳で91万8千円、方耳で51万円。大体普通の人はずいぶん、大体15万円ぐらいのから20万円ぐらいの補聴器をつけてあります。私の父もですね、15万か18万ぐらいかな、その程度をつけていましたけども。何かもう金属音なんかに弱くて、すぐ外したりしてましたけど、今相当よくなったんだというふうに思います。

人は歳と共に難聴になります。今日傍聴に来てるかなと思ったんですけど、来ないみたいですけど、私の後輩も障がいの認定はされてませんけど、ちゃんとつけてるんですね、耳に。それで、障がい者の認定が難しい高齢者でも結構難聴の人は多いもんです。多くの方がつけてあります。耳が聞こえにくくなると人とのコミュニケーションができにくくなり、外に出るのがおっくうになって、次第に認知症化していく危険性もあります。これは医学的にも言われています。

以前のデータを持ちませんが、一度元に戻してですね、年齢に達すれば申請に応じて補助ができる制度に戻してはどうでしょうか。要求は非常にこれ多いんです。

箱田町長の見解をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

補聴器の購入の補助につきましては、議員が今おっしゃるように障がい者に対する補聴器の給付はございます。

しかしながら、高齢者の補聴器購入補助につきましては、基本的に、加齢による聴力の低下ということで、視力の低下による眼鏡、老眼ですね、それとか歯の、義歯っていうんでしょうか。それと同じように考えまして、平成29年度から廃止をしておる状況でございます。

今後、高齢者の増加もどんどん増えていくと思います。非常に財政負担が大きくなる予想はしておりますので、今のところその補聴器購入だけに限ってのこと言え、そういう補助の復活は検討はしていない状況でございます。

ご理解をどうぞお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

粕屋町は子どもにはよく金を使うけど、高齢者には使わないといって老人クラブ、今老人クラブじゃなくて、シルバーなんか寿の会か何か名前なんですけど。そういうところが私は不満ばかり言われますけども。高齢者向けのですね、施策も今後検討していただきたいなと思います。補聴器はやはり、家族の会話もね、大事やから。そういう面で重要に考えていただければと思います。

それでは次に、小・中学生に対する就学援助事業についてです。これは不満ということじゃありません。私たち日本共産党は、この件については幾度も質問してきました。粕屋町のほうでもですね、PTA 会費の補助とか、いろいろ努力されてきました。それらに関しては尊敬するところです。

1月30日にいただきました、2020年度の予算編成にあたっての要望書の回答では、次のように書かれています。就学援助については、新基準で対象外となった場合、旧基準で再審査を行う経過措置を実施していますということです。確かに現状に合わせた措置で、町側の配慮を感じています。12月議会で、私は単身青年の貧困状況をデータを示して述べてきましたが、福岡県労連といって労働組合がありますけれども、そこで調査した結果でもやはり1か月に23数万円必要だそうです。標準的な家庭で無収入の場合の生活保護基準額が決められていると思うんですけど、私が調べた範囲内ではいくらやったかな。これは、町が生活保護に認定するに当たっての説明書ですかね、何かホームページに掲載されてるんですけど。それによりますと、大体50代夫婦、子供11歳と7歳ということでは大体14万1,270円というのが書かれ

ています。それから母子家庭の場合、女性の方が37歳、子供4歳、子供2歳。この方は大体生活保護が11万4,200円ぐらい出るそうです。

大体こういうのがホームページに掲載されていますけど、大体この辺でよろしいんでしょうか。どなたに質問したらいいんですかね、これは。介護福祉課ですか。どこですか。

回答をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

教育委員会のほうでそれはお答えいたします。

◎7番（川口 晃君）

県の福祉課のほうらしいですから、これは、大体、私が聞いているのも大体そういう感じでした。だから、就学援助の基準は生活保護基準のほぼ1.3倍です。政府が数年前に生活保護基準額を減額しましたんで、就学援助基準額も当然下がることになります。粕屋町はここのところ、旧基準で計算されるわけですね。

私たち日本共産党は、現在の生活保護基準額の1.5倍にすることをずっと主張しています。確かに旧基準と新基準の1.5倍との間にどれほどの額の違いがあるかどうかはちょっと私も判断できませんけども、ひょっとしたら旧基準のほうが高い可能性もあるし。しかし、旧基準というのはもはや廃棄されたものですね、廃棄されたものです。

さしたる違いがないようであれば、生活保護基準額の1.5倍という措置が妥当じゃないかというふうに私は思うんですが、その辺のことを、西村教育長のお伺いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校教育課長のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

現在、就学援助に該当するのは、前年中の平均年収が生活保護基準生活費の1.3倍以下であることが該当事項の一つになっております。

今現在近隣の町とかも生活基準の1.3倍以下であります。で、町の財政状況等に鑑みますと、やはり生活保護基準生活費を1.5倍に引き上げることにつきましては、

ちょっと今現在厳しい状況ではございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それその事情はよく分かりますが、やっぱり旧基準を採用して救っているっていうことですので、その意味はちょっと分かります。

しかし、いずれは国からの指示が来るかもしれません。そうしたときに、どういう対処をしていくかが今後問題になってくると思います。これは検討課題として検討しておいてください。

それでは次に移ります。過去5年間で削減された各団体が開催してる研修事業への、町職員の派遣研修の問題です。

これはフェイスブックから引き出した日本青年団協議会が主催する、第65回青年団青年問題研究集会の呼びかけのチラシです。皆さん馴染みがないと思います。後ろにいらっしゃる末若議員は、青年団の団長をしてあったと思います。期日は3月7日、土曜日から8日、日曜日です。会場は日本青年館です。国立競技場の道挟んで西側にあります。1等地です。

私たちの時代は、この研究集会は二泊三日でありました。福岡県の青年団では20数名が参加していました。補助金の別枠で派遣費が組まれておりました。12名程度の予算がちゃんと組まれていました、派遣費として。これには、県教委の青少年係はもちろん、各分野町村の社会教育課の青少年担当の職員の方々も、町村から派遣されてきていました。初めて行ったときはもうびっくりしました。同じ日本人でもですね、言葉が通じない青年がうじゃうじゃして。長野、福島とか東北の各県。ずうずう弁は何言ってるかさっぱり分かりません。百聞は一見にしかず、日本は広いなあと、そんなとき思いました。一緒に参加された教育委員会の方たちも、分科会に入ったり、分散会に入ったり、いろいろな専門分野の先生方の講演を聞いたり、こうして全国の優れた経験を学んで、教育委員会の担当者と団員が意識や理論を共有していくことになっていました。

もちろんいろんな活動、盲従するんじゃなくて批判的に学んできました。これが地域のまちづくりに結実していったんです。こうした派遣事業は、青年団だけではありませんでした。例えば農業団体の4Hクラブとか、それから婦人会、商工団体などもあったでしょうし、環境団体もありました。人権運動団体の研修派遣もありました。

過去5年間ぐらいで削減された、社会教育団体とか人権団体、農業団体、各種団

体の研修事業への町職員の研修派遣事業がどれぐらいあるのか。削減されたのがあると調査しておられましたら、報告をお願いしたいと思います。

箱田町長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ここ数年、やはり物件費の抑制等も鑑みながら財政の、緊迫した財政状況の検討する時期がずっと続いております。

その中で、監査委員さんからもご指摘がいろいろありまして、必要最小限ということでのご指摘もございます。それでも私自身はやはり、外に飛び出せ公務員じゃないですが、粕屋町役場内だけで留まるんじゃないで、外の空気を吸いながらいろんな情報、意見を仕入れてくるというのも非常に重要でございますが、今後はその辺は厳選しながら、派遣については検討してまいります、今現在の状況ということですので、担当のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

社会教育所管では、人権教育研修の一環として全国や九州大会への職員派遣、これそれぞれ2名、実施しておりましたが、先ほど町長からの答弁ございましたとおり、予算の縮減や見直しの観点から、平成29年度から職員の研修の参加をしておりません。

それと先ほど議員言われました青年団を含む、社会教育関係団体7団体ございすけれども、全国や九州大会への参加を実施している団体は、町PTA連絡協議会が九州大会、それと、学校園人権教育研究会という会がございまして、これは幼保、小・中学校それと魁誠高校の教職員で組織された会なんです、この会は全国、九州大会へ、おのおの2名ずつ派遣しているような状況になっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

はい、分かりました。社会教育団体以外はないみたいですね。はい。

私はこう思います、人材の育成は内部の研修だけで終わるものではありません。世間にはいろいろな団体や組織があります。それらの組織の研修などにも派遣し、そこから学ぶことは生きた学習にもなると思うんです。人を見分ける力が生まれず、団体を見分ける力もつきません。こうした派遣研修に関してですね、やはり、町

の努力をお願いしてここは終わりたいと思います。

最後に生活困窮者自立支援法に基づく支援制度についてということで、残り時間質問していきます。

昨日、これに制度の問題については、同僚の太田議員が質問されましたが、私は法の問題に関係していくところを、質問していきたいと思います。

2015年、平成27年4月施行で、生活困窮者自立支援法という法律が成立しました。施行されたんですかね、施行しました。昨日の説明では、2018年、平成30年に一部の改正があったように報告を聞いております。第1条の目的で生活困窮者自立支援事業の実施と生活困窮者住居確保給付金の支給事業、それから、そのほか生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の実行が規定されております。そして1条では必須事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給事業とが、位置付けられました。この場合の生活困窮者とはどういうものか、ということが第3条でこのように規定されています。

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものと定義づけられています。第3条の2ではですね、生活困窮者自立支援事業とその3項で生活困窮者住居確保給付金について説明があります。それから4項以降はですね、任意事業が規定されておまして、任意の事業ですね、5つあります。就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、それから子供の学習生活支援事業、就業訓練事業っていうのは、1の就労準備支援事業の中に含まれて、5つ任意事業がありました。羅列しただけではちょっと分からないと思います。

まさにこの制度は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとも呼ばれている所以です。バブル崩壊後の就職難を経験した30代半ばから40代半ばの社会参加や、就労に意欲をなくした人達を対象にして実施をすることを期待した施策だそうです。

県や市町村は国の補助を受けて、これらの事業に任意で取り組みます。補助率は現行3分の2ですけども、全国知事会は全額補助に引き上げるように要望しているそうです。今年要望した、去年かな、要望したようです。

粕屋町はこうした支援事業がどの程度実施されているんでしょうか、箱田町長答弁をお願いします。

昨日なんか言われたような気がするんですけど、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

支援事業なんですけど、これは生活困窮者に対する相談事の窓口は、もちろん昨日お答えしたようにございます。

実際の相談の窓口もですね、180件程度は毎年ございます。ただ、今議員がお示しされた、例えば就職氷河期あたりの経験された方々への対策につきましては、粕屋町のほうで今行っておりません。

今後、それは検討していくべき課題だとは思いますが、今のところ実施はしていない状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それでは次に移ります。制度メニューについてですが、就労準備支援事業というのが、さっき言いましたように2事業としてあります。それを通じてですね、質問していきたいと思います。ここでは就労準備支援事業を取り上げます。

この事業は、引きこもっている人や生活リズムが崩れているなど、就労に向けた準備が整っていない者に対して、就労に向けた準備として基礎能力の形成から、支援を計画的かつ一貫して実施する事業です、というふうに説明されています。支援期間は最長で1年間、対象者の状態で3段階に分類されて、段階に応じた訓練がされるそうです。

1つは生活自立段階。生活リズムをつけるということでしょうね。2番目は、社会自立段階。何か人との交流を馴らすという事業ですか。そして3番目に、やっと就労自立段階というふうに進んでいくそうです。就労後もですね、これはフォローアップされるという制度。このような事業があることはあまり知られていないと思います。ひきこもりの青年を抱えた家庭などの親御さんは大変です。いつも子供のことを心配し、不安な日々を送っております。このような人たちが就労すれば、家庭も潤います。また、社会としても消費は増えるだろうし、国や自治体も税や各種の保険料の保険などの料金も入ってきます。立ち上がらせるための費用はかかりますが、その見返りも多大です。

これらの事業にはSDGs、すなわち1人も取り残さないと。温かい思想が貫かれていると思います。

まず、これらの就労相談支援事業について、どの程度利用されてるのか、数字的なこれデータがあれば、町のほうに伺いたいと思いますが、ありますでしょうか。

箱田町長お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

就労準備支援事業のほうは、粕屋町のほうで行っておりませんが、こちらは

2事業ということですが、粕屋保健福祉事務所のほうで平成30年度から行っていたいておるようでございます。人数につきましては、すいませんがちょっと把握はしておりませんが、数件はあってるっていう話のほうは福祉事務所からは聞いております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

大体どの程度かつちゅうのは後でまたよかったら、報告をお願いしたいですが、よろしいですか。それでは更に進めていきます。

支援法の第4条では、市及び福祉事務所を設置する町村などの責務というふうになっております。これは福祉事務所を持っているところですね、粕屋町持ってないんですけども。つまり町村でも福祉事務所を設置することができるということです。この項に都道府県はこの法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために、必要な人員を配置するように努めるものとするということで、人員の配置が努力義務としてつけ加えられています。

これは町村で福祉事務所の設備を持ったとしても、人件費の交付金が交付されるというものだと思いますけども、そういう点についてはどのように思われますか、担当者、回答をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

失礼しました。議員のほうからは今、町の段階で福祉事務所の設置ということがございましたけれども、今私どもでその状況を把握をしておりません。で、また交付税措置の関連も情報等まだ入手しておりませんので、調べまして報告さしあげたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

この件について調整はしておりませんでしたので、後でお知らせください。

それでは、最後の質問に移ります。第11条は福祉事務所を設置していない町村による相談等の項というのがあります。生活困窮者自立相談事業の利用の勧奨、これは勧めですね。そのほか、必要な援助を行う事業を行うことができるというふうになっています。粕屋町は現在人口は約4万8千人、市への昇格を目指しても不思議でない位置にあります。市になれば、福祉事務所は置かなきゃならないというふう

に聞いています。介護福祉の分野、それから健康管理の分野との統合で福祉事務所が形づくられていくでしょう。その準備を進めるべきではないかなというふうに思います。

提案されている定数条例の改正案は、その辺の考慮がされているかどうかもありますけども、福祉事務所の設置についてはどのように考えてありますか。

箱田町長の見解を伺います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

市制施行したときには、これは義務づけはされます。近隣では、那珂川市さんが市制に移行されましたが、福祉関係で20数名のケースワーカーも含めて、非常に職員の増強があったということなのですが、当然議員が今おっしゃるように、交付税措置がございます。

市になった場合の交付税の基準財政需要額、そちらのほうで市になったことへの上乘せがございまして、また、この福祉事務所を設置することに対しての単位費用といいまして、基礎的な数字なんですけど、それもございます。しかしながら、交付税ですべて賄えるものではなくて、新しい市の負担額は、当然それに加わってまいります。その辺のことはあるんですが、今の町の段階では私の私見なんですけど、なかなか市並みの交付税措置があるとは思えないんですね。

あればちょっと制度的におかしい部分がございます。市制を考えるときには、まさに市制塾でその辺のことも検討はしておりまして、何人がいるのか、人件費がいくら要するのか、それに対する財政的な支援が、財政援助が国のほうからどれだけくるのかっていうのも研究をしてみたいと思います。まさに市政になったときに大きく変わる地方公共団体の施策の根幹だろうとは思っています。

それによって、議員が今ご指摘のように福祉政策はより高まるというふうなメリットは、非常に大きいものと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

最後に、私の質問は終わるんですが、やはり、将来を見据えた上での政策が必要ではないかということは常に思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

（7番 川口 晃君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時40分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号9番、福永善之議員。

（9番 福永善之君 登壇）

◎9番（福永善之君）

議席番号9番、福永善之です。通告書に従い、一般質問を行います。

今回2問、通告として上げさせていただいてます。まず1問目が、幹部職員に対する処分ということ。もう1問目が、役場内でのハラスメントということ、の2問です。では、始めます。

令和元年の12月25日付、これは地元の西日本新聞社ですね、後藤記者という方が取材をされております。給食センターの住民訴訟において、都市政策部長が原告側への補助参加を申し立てた町民3名に、電話連絡をした事案について質問をいたします。

まず、処分に至った経緯をお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

処分に至った経緯というご質問ですが、その前段のどういったことだったかっていうのは、今議員がおっしゃったこと。そしてまた当時の全員協議会でご説明しておりますので、それは省略させていただきます。

本人がとったこの不適切な行為、その内容とか程度、与えた影響、本人の職責などに鑑みて、これは非違行為と言いますけども、懲戒処分の指針っていうのが、粕屋町で決めております。その指針に沿って、総合的に判断し処分を決定したものでございます。

またこれは、職員の懲戒分限審査の関係の観点からも、その処分についての判断をしたものでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

続きまして、2番目の条例、規程とか規則に沿った処分であったのかということをお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

条例等の手順に沿った処分であったかというご質問ですが、これは粕屋町職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程、これ平成18年の11月に制定したのですが、その規程に沿って処分を行っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

今、町長のほうから答弁されました、粕屋町職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程。これの第4条に、訓告というものがあって、その中で、町長は職員の規律違反が軽微なものにあって、懲戒処分を要しないと認めるときは訓告行う。

このことで、町長自身が訓告という処分の判断をしたということによろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

結果的な判断の前に、先ほどちょっと述べましたが、先ほどの質問の中で述べましたが、懲戒処分分限審査委員でもあります法律の専門家、これ弁護士の先生ですが、にも協議をして、この規程に基づいた取扱規程に基づいた処分についての相談はしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

一方では、職員の懲戒処分にかかわる調査等に関する規則っていうのが、平成17年12月5日付で出されています。その中で、第3条、これ調査という項目ですね。任命権者は、町民などからの職員の非違法、非違行為に関する連絡を受けたときは、速やかに当該事案の事実関係について調査をし、証拠保全を行わなければならないというふうに書かれています。

今回の事案に関して、補助参加人という3名の方が、町を経由してではなくて、直接新聞社のほうに情報を投げられたということであると思うんですけど、この規

則と照らし合わせるとですね、当該者の3名の方が、職員の非違行為に関する連絡を任命権者のほうに受けたということで考えることはできないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

該当される方が直接私のほうに、そういった申し出をされたわけでもございません。新聞社のほうの発表によって、私自身も知っております。

ただ、現実的にはその事実関係、どういった内容であったかという調査的なことを本人に事情聴取をし、調査をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

分かりました。続きまして、今回の事案に関して、都市政策部長は、競争入札参加者選考委員の委員になられてると思うんですね。今回の補助参加人3名の方に関しては、新聞報道によると、町の入札に登録をされてる方だということだったと思います。道義的にそういう非違行為を行った方が、入札の指名委員会に入ってるっていうことに対して、町長はどのような感じでお考になられますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

調査の結果でも訓告処分にはしておりますが、全くその他意はなかったとということ、こういった訓告処分にはしておりますが。

実際その指名委員会の中身、私自身もその知りません。指名委員会の中でどういった手続でどういったこういうその権限があるかというのありませんが、その指名委員会の1人であるという判断はしております。指名委員会の委員長は、横におります副町長がしております。

もし、中身についてご質問があればお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

対外的な一般的常識的な見方なんですよ。3名の方が先ほど申しましたように、工事に関する登録業者だと。今回都市政策部長は、競争入札の委員になられていて。で、先ほど町長言われましたように、委員会の構成というのが、副町長を頭として、3部長ですね、3人の部長と総務課長が入られてるということです。3、4、

5名で構成されてるんですよね。その中のお1人が今回、非違行為を行ったと。役場内としては、問題ないという認識かもしれませんが、ただ対外的に、例えば本当にちゃんと審査されるのだろうかとかですね。

もしその方たちが競争入札の中に入ったときに、入ったときについていうか選ばれたときに、ちゃんとした審議ができるのだろうかという、疑義がやっぱり発生すると思うんですけど、その辺は副町長、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

その件に関しては指名委員会、これは競争入札参加者選考委員会ですね。

今言われました私、そして総務部長、住民福祉部長、都市政策部長、総務の課長、その委員からなっとして1名の委員によって、不適切な運営とか決定がなされることはないんですよね。

それぞれ相互チェックの機能を持っておりますので、1人が恣意的にこの業者がいいとかということはございませんので。実際にこの後、指名入札ありまして業者、指名のほうにもちゃんと入っておりますし受注もしておりますので、全然問題はないと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

役場内では問題ないということではあると思うんですよ。ただ、対外的に見た場合に、ちょっとおかしいんじゃないかっていうことが思われると思うんですよね。

そうならないですか。役場としては問題ないと。ただ対外的に見た場合に、関連のある方が決定をする場にいるということが、果たしてどう映るのかっていうところは考えられないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

だから本人が本当に深い反省の色を見せて、全協でも議員の皆さまに謝罪をしましたし、そのときに問題があれば、議員のほうからでも言ってもらえばよかったんじゃないかと思えますけど。

実際に指名入札をやって、その業者が受注とかしてます。これがだめですよということで、この業者に指名になど入れないとか、そういうことをしておれば、問題があるかと思えますけど、実際にやっていますので。

参加もしてしますので、問題はないと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

分かりました。私は、問題があるという立場なので、何らかの訓告処分というのが出ましたが、ただ、訓告処分は処分として、競争入札の指名委員としての、やはりそこはやっぱりけじめをつけるべきだなということで、やっぱり変えるべきだなという感じで私は考えてます。

では次4番ですね。処分結果、これ先ほど町長のほうから弁護士のほうと相談されたということを言われたと思います。で、先ほど私が申しました中で、これ、職員の懲戒処分に係る調査等に関する規則の中で、町民などから職員の非違行為に関する連絡を受けたときってというのが任命権者として、事情聴取の調書をとらないといけないというふうに、ここに書いてあります。

その調書というのは、とられたということであつたと思うんですけど。弁護士、の意見というのは紙ベースで抑えられてるんですか。

その調書をもとに、弁護士はその調書を見られて、問題ないよねっていうそういう判断をされたということによろしいんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

弁護士といいますか、ちょっと誤解されてはいけませんので言いますが、懲戒処分分限審査委員である法律の専門家の弁護士でございます。

従いまして、紙ベースといいますか、口頭での緊急を要するようなことにつきましては、電話で相談することもあります。基本的には弁護士の場合は、紙ベースでこういった相談があるかと、こういった協議をしたいかというようなことを、手続上必要でございますので、そういった紙はございます。

また、資料としても弁護士、その専門家と話すときには、提出したりはしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

私がこの件に関しまして、情報開示請求をしています。

知りたかったのが、住民訴訟における、都市政策部長に対する処分に至った経緯、またそれに至った判断理由ということで、顧問弁護士の意見や懲戒分限審査委員会

の議事録を含むという感じで書かせていただいておりますが。

その中で、町からの回答というのが不存在ということであつたんですよね。不存在であるということだと、仮にその事案をどのような感じでプロセスで、訓告まで持っていったかつていうのを、知るゆえがないんですよね、第三者が。仮に情報開示しても不存在ですよという感じ。

だから、先ほど、法律の弁護士さんですかね。その方の意見っていうやつ、若しくは判断いただき、議事録ですね。町の中で話し合った議事録、そういうのが抜けてるっていうのは、ちょっとプロセスが見えにくいんじゃないかなという感じで考えてますが、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

直接その弁護士と協議した、担当課のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

今回の事案、私のほうが弁護士のほうとのやりとりをさせていただいたんですけども、対応に緊急を要するという点もございまして、電話でのご相談。で、一度確か、すいません日にちをちょっと控えてきておりませんけれども、弁護士事務所のほうにお伺いをしてですね、口頭でお話をさせていただいたりしております。

そういったやりとり一部を、FAX等でちょっとやりとりした紙というのは残っておりますけれども、それ以外についてきちんと議事録のような形で、一連のものが残っているものはないということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

弁護士のほうと総務課長のほうでやりとりをしたFAX、ファクシミリですね。

やりとりした紙ベースのものがあるということですよね。私が情報開示請求をしました。ただ、その中では、存在しないというふうにですね、回答があつたんですけど、その辺は矛盾はしないんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

開示請求いただいた際には、顧問弁護士等との意見、若しくは懲戒分限審査委員

会の議事録というような形でご請求をいただいております。

いわゆるその意見として、こうこうこうですよという、弁護士が出された意見をしっかりこう書かれたものがない。FAX 等で資料等のやりとりをしたものしかありませんので、不存在ということでお答えをさせていただいたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9 番（福永善之君）

弁護士の意見を求めて、弁護士に弁護士の意見を聞いたっていうのはもう口頭ベースで、堺課長がただ聞いたということになるんでしょうか。

要するに、弁護士の話を聞いた人を信用していいのかっていうところなんです。紙ベースでやっぱり押さえとかないと、こうやって第三者がですね、どうしてこういう結果に至ったのかっていう、その中のプロセスを知るのに、ある 1 人の職員が口頭で聞きました、って終わって。それでいいのかっていうところなんです。全然見えないじゃないですか。中身がどういうプロセスで決まってきましたよっていう。

ただ、1 番肝心なところの法律の専門家の弁護士はこう言っていましたっていうところを、ちゃんと押さえてないから。そうなってくると、聞いた本人の堺課長に、本当ですかってやっぱりなってくると思うんですよ。その辺いかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

口頭ベースでございますけれども、私が 1 人で行ったわけではございません。

総務部長も、一緒に複数で伺ってお話を聞いてきておりますので、その点は私が自分で言うのはあれでございますけれども、信用ならない情報ということはないかなというふうには考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9 番（福永善之君）

もう、ちゃんと今後押さえておきましょうよ、そういうのは。口頭でとか必ずその役場であったことっていうのは、開示請求というのも当たり前にあるんだということを認識しておれば、必ずそういうところは紙ベースで押さえないといけないよっていうところを考えておかないと。

口頭で聞きました、2 人、複数人聞いているから大丈夫ですとか、そういうのは役場の論理ですよ。第三者から見て、それで通用しますかっていうところ、押さえ

といってください。この問題はこれで終わりにします。

続きまして、これは令和2年1月31日付。これも地元の西日本新聞社ですね。これも後藤記者という方が、取材をされておるようです。その中で、女性職員へのハラスメントの事案について質問をします。

まず、1月31日付の新聞の切り抜き、ちょっと読ませていただきますね。

粕屋町役場40代女性ハラスメント被害かということで、今3年間休職するという感じで書かれています。福岡県粕屋町役場の40代女性職員が、役場内でセクハラやパワハラ被害を受け続けた影響でうつ病を発症したとして、3年近く休職していることが分かった。町は事実、その分も含めて、個別案件についてはコメントできないとしている。女性によると、約20年前の入庁以来、先輩の男性職員からセクハラなどを受け続け、2年後に約2か月間、自律神経失調症で休職したという。復職後も、男性職員からのハラスメント行為は継続。2016年には別の先輩職員からパワハラを受けたことをきっかけに再び体調を崩し、15年5月から休職しているという。女性は18年、町に男性職員の懲戒処分申立書を提出。昨年4月に自身の公務災害を地方公務員災害補償基金福岡県支部に申請した。女性は、大声で罵倒されファイルを投げつけられたり、頭を叩かれたりした。胸を触られたり、抱きつかれたりもしたと説明。上司に何度も報告したが改善されず、20年間も苦しい思いに耐えてきた。役場人生を狂わされたことが許せないと話しているという感じで、記事に載っております。

では、まず1問目にですね、コンプライアンス相談員とコンプライアンス委員会委員の選考方法についてを質問します。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員がおっしゃったコンプライアンス委員会、これは私自身も本人と会ってお話をしております。その中で、事実関係の究明については、それまで、そういった調査はなかったということで、私も真摯に受けとめて、コンプライアンス委員会の設立をしております。

ただ、そのコンプライアンス委員会では、粕屋町職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱、それに定めるとおりで構成を、その委員を構成をしております。まず相談員につきましては、従来から職員の相談先になっております総務課の庶務人事係長。これ今現在、女性です。職員以外の専門的な知識経験を有する者としての弁護士、ですね。そして、より職員目線で気軽に相談しやすいものとして、職員団体、職員労働組合からですね、当然若い方です、男女それぞれ1名ずつ2名

を推薦してもらい構成しております。次に委員でございます。先ほどは相談員でございます。委員につきましては、管理監督の責任のある者として、副町長が委員長でございますが、教育長、総務部長、総務課長に加え、相談員と同じく職員以外の専門的な知識経験を有する者として、法律の専門家、弁護士で構成をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

今町長のほうからありましたように、職員の職場におけるハラスメント防止に関する要綱というのが、平成31年３月30日。これは、前にあったやつをちょっとグレードアップさせてですね、作り直したということだと思います。

その中で、この要綱における定義というのをですね、幾つか述べられております。その中の二つちょっと読みさせていただきます。セクシャルハラスメント、職員が職場において、ほかの職員を不当に不快にさせる性的な行動を繰り返すこと。これは、ハラスメントですと。もう一つ、ハラスメントに起因する問題。ハラスメントに起因して、職員が労働意欲を低下させられ、職場環境を害され、または勤務条件につき不利益を受けることという、この２点ですね。この２点がハラスメントに値しますと。

先ほど町長のほうからありました、コンプライアンス相談員。これが、４名から構成されていると。１人が人事係長、総務課のですね。もう１人が専門的な法律家というか、弁護士、それから職員団体が推薦する男女１名ずつということです。コンプライアンス委員会に関しましては、副町長、それから教育長、それから総務部長、総務課長。それから、同じように法律を専門にする弁護士。それから、職員団体の男女１名ずつという感じで、７名で構成されてますということです。

その中で昨日、町長のほうから、本田議員の質問の中で、同じような関連する質問されましたので、その中の答弁としては、このコンプライアンス相談員とコンプライアンス相談員ですかね、相談員に関しては、職員に一斉メールでどこに連絡していいのかとかですね。そのお名前と連絡先というか電話番号を、一斉メールで配信したっていうふうな感じで私は受け取ったんですけど、それでよろしいでしょうか。確認です。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的にその行為をしたのは、総務課長でございますので詳しくご説明します。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

その際、この制度を定めました当初でもございましたので、こういう制度を定めましたよ、ということで要綱、それから一連の流れですね。フロー図を作っておるんですけども、そういったものを含めまして、職員のほうに周知をさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それは、4名の方のお名前と連絡先も含めてということで考えてよろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

職員については連絡先は職員ですので書いておりませんが、弁護士の相談先、住所と電話番号、お名前はもちろんです。それから、相談員だけではなくて委員のほうも、誰が委員であるかといったこともあわせて周知をしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

今回、相談の対象になられた女性の方っていうほうがですね、当時の上司の方に、こういうコンプライアンス相談員というのを、誰なんですかというふうな感じで、お伺いを立てましたと。その中で、その上司の方が答えられたのが、あんまり教えたら●●相談者ですね、●●あんたが直接コンタクトをとるから、何を吹き込んだら、何を吹き込まれるか分からんからっていう感じで、そのときに教えてもらわなかったという感じで言われておりますが。

私はそう聞きましたが、その辺はどうなんでしょうか。

私は事実関係を知りたいのですね、質問しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

私が相手方に対して何を吹き込むか分からんから教えんと言ったということでございましょうか。であれば、そういった事実は私はございません。言った記憶がないというか言っていないです。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

それからその方言われるには、第三者の弁護士に連絡をとったそうです。ただ、その弁護士の方は、私は一応委員にはなってますが、役場に言ってくださいというふうに対応されたというふうに言われておりますが、その辺はどうなんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すみません、個別の事案についてちょっとお答えしにくい部分がありますのであれですけれども、例えば弁護士の方、相談員でございますので、相談をされるというのであれば、当然受けていただけるものと思います。

例えば、委員会そのものの中身、審議状況について尋ねられたりとか、そういうことであれば1委員としてはお答えできないということもありうるかなと思います。制度上そういう答えは、弁護士さんのほうはされるんじゃないかなと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

人選をなされたとき、この要綱を新たにグレードアップされて、改正されたときに、こういうコンプライアンス相談員という立ち位置というのも、ちゃんと内輪内で話し合われてされたのでしょうか。というのが、先ほど申しましたように、この方だけが、その4名の構成員の中では外部の方なので、第三者的に見れば、1番相談しやすいのはやっぱり、内部の人間ではなくて外部の人間だと思うんですよ。私ももし当事者としてだったら、内部の人間じゃなくてやっぱり外部の人間に相談しに行くと思うんですよ。第三者という感じですね。ただ、その方が言われるには、弁護士が初めて恐らく相談持って行かれたんでしょう。そのときに、私は一応委員にはなってますよと。ただ、役場に持って行ってくださいという感じで言われたと言われてるんですよ。

だから、委員を選考されたとき、その後、こういう仕事ですよと、こういう立ち位置ですよということを、ちゃんとその法律の専門家のほうに言われましたかっていうところをちょっとお聞きしたいです。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

もちろん制度ができまして、委員若しくは相談員をお願いする際には、こういう

お仕事内容、そもそもこの制度の趣旨から含めまして、打ち合わせはさせていただいております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

通常ですね、一般常識的に考えて、法律の専門家ですよ。守秘義務がありますよ。その方が相談者がありました。それを役場に持ち帰ってくださいということ自体が私はおかしいと思うんですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ちょっとなんか、言った言わないっちゅう話になりますが、その事実関係、役場のほうにはそういったことを言ったっていう報告ないですね。

ですから、その事実はどうなのかっていうことを、今追求されてもちょっとお答えができない状況。総務課長もその辺は報告ありませんので、今言ったように、当然相談員外部の相談員として、十分な機能を果たすという人選を私どももしております。議員が言われるように、外部が相談しやすい体制、ましてや法律の専門家の弁護士ですよ。これはもう中立公正法律にのっとった相談をするはずですよ。

全くその関係は私は知らんよっていうことは、普通一般的な常識で考えると、弁護士からそういう対応しないんじゃないかなろうかと私は思います。ただ、事実関係は分かりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

分かりました。では2番目、これは今もう弁護士、こういった位置づけでっていうことはお聞きしましたので、3番目に移らせていただきます。

新聞記事には様々なことが掲載されていたと。コンプライアンス委員会は、全てを調査しましたかということをお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

委員会の審議事項につきましては、関係者のプライバシーにかかわりますので申し上げられませんが、ハラスメント防止の制度にのっとり、相談に対応して審議を行っているものでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

委員会開催に関して、私も情報開示を請求をしております。

その中で今回、4回ですね、委員会を開催したということで、資料の開示がっております。まず1回目が5月27日。これは被害者といっているんですかね、相談者っていう方が投げられた事案に関して、1回そのコンプライアンス委員会開いて、今後どういう流れでいきたいと思いますかという、この打ち合わせ会みたいな感じですね。それを5月27日に行われております。

7月4日と7月5日、2日間にわたって相談者が投げられた申立書ですね、申立書の中に固有名詞があったんでしょう。その固有名詞にあった方たちを事情聴取、聞き取りですね。聞き取りを行ったというふうになっております。それから、9月17日、審査、審議結果の決定についてということで行われております。

この3回目のときにおそらく、もう相談者が投げられた事案を、ここでもう結論を出したということで考えてよろしいでしょうか。副町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今言われてるのは、3回目ということですか。

それは聞き取りですよ。聞き取りで終わってます。第3回は。

9月17日、そうですね、そのときに調査、審議結果の決定をいたしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

では、その結論が出たことを相談者のほうには、昨日の答弁では副町長のほうから、本田議員の質問ですね。副町長のほうから、説明済みというふうに言われておりますが、相談者のほうからは、そういうことはないということだったんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

この今、議員おっしゃいました9月17日にコンプライアンス委員会を開催して、私も入っておりますので。その中でですね、審議結果をこのとき決めまして。そしてもう、申告書を相手方のほうには終わりましたと。

審議が最終的に終わったという旨の報告を行っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

報告が終わったっていうのは、確かに受け取っておられます。

ただ、どういう結論に至ったのかというところが全く明記されてない。どういう委員会の中で、どういう、結果でもいいと思うんですけど、どういう流れでこうなりました。最終的にはこうなりましたっていうところが、明記されてないと。ただ、相談者に送られてきたやつは、委員会の調査、審議結果に応じ関係法令及び関係例規に基づいて必要かつ適切な措置を講じます、ということだけしか書いてないみたいなんです。これで本当に何を審議したのっていうことにならないでしようか。役場としてはちゃんと審議しましたと言いますが、ただ相談された方からするとですね、いろいろな事案抱えてたと思うんですよね。その事案が果たしてどのような審議を経て、そういう結果に至ったのかっていうところは全く書かれてなくて。ただ単に形式的に必要かつ適切な措置を講じます、だけで終わってるんですよ。これでいいんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

先ほど委員会の中身についてということで、少し副町長のほうも申し上げたと思いますけれども。２日間によって、聞き取り調査も実際しております。いろいろな方々から聞き取りもしておりますし、その旨の内容を等々を書いて申し述べるっていうことは、やはり関係者のそれがそもそも関係者のいろいろなことのプライバシーという形にかかわる。あるいは秘密保持ということにもかかわると私は思うところでございます。

なので、関係法令で慎重審議して終わりましたという形を報告したというところでございます。と思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

９月１７日のコンプライアンス委員会で決定した調査、審議結果の決定の翌日に相談者のほうから９月１８日付けで、今度は陳情書が出とると思うんですよ。陳情書。これはもう、自分の書式で、役場にそういうフォーマットっていうか雛形がないので、自分の書式で出されていると。その中には、この３回のコンプライアンス委員

会で審議されたやつも、添付した状態で出されているという感じですよ。で、10月の9日にコンプライアンス委員会を開かれて、9月18日付けの陳述書についてということで、委員会を持たれております。

そのあとがないんですけど、そのあとはどうなっとるんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

もうほぼ個別の中身になりますので、ちょっとお答えを非常にしにくいんですけども、先ほど申し上げました9月17日に結論を出すということで一旦委員会としての結論をここで作っておるわけですけども。

言われますとおり翌日に陳情書が出されたということで、その内容を含めてもう一度、協議をし直したというところでございます。

当然その協議をし直したもので含めて、最終的な結論をこの当日にそこまで出したというところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

すいません。時系列的には9月17日に委員会を開催されて、そこで一回決を出されてますよね。その決によって、本人が決の内容を知ることによって、9月18日に陳情書をまた出されてると思うんですよ。

納得いなくて、違いますか。ちょっといいですか、もう一回。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まだ9月17日の段階、結論、委員会としての結論を作っておりますんですけども、その情報が即日、ご本人のところに流れるということは、もうこれ時間的に不可能でございます。なので、それとは関係なしに、タイミング的には翌日出してこられたというものでございますので、1回決めておりました結論、新しい陳述書が出ましたので、そこ一旦破棄といいますか一時保留しまして、再度もう1回、会議をもってやり直したという形でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

ではですね、次にこれは条例等のです、条例というか要綱です、要綱ですかね。

要綱の手順に従って、関係者と思われる方たちへの調書は行いましたかというところをちょっと質問します。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

条例の手順に沿って職場におけるハラスメント防止に関する要綱に基づいて、委員会にて対応しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

ハラスメント防止を要する関する要綱の第4条には、所属長の責務ということになっております。今回女性の方の所属長っていうのがいらっちゃって、その方がその方に通常この要綱で言うならば、その所属長は良好な職場環境を実現するために必要に応じハラスメント防止するための監督及び指導を行う。職員の言動に留意しハラスメントまたこれを誘発する言動があった場合は注意を喚起する。ハラスメントに起因する問題が生じた場合は速やかにこれに対応すると共に、ハラスメント相談員コンプライアンス相談員に相談を行うというふうに書かれておりますが、今回その所属長は、この要綱に照らして、行動されたのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

所属課を限定しますと、もう非常にご本人の限定に繋がってまいりますので、どこの課とは申し上げませんが、所属長がご本人が相談に来られませんので、所属長が第三者という形で、相談を上げているという形になります。

1番最初ですね、取っかかりにつきましては。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

相談者が所属長に出したやつが、懲戒処分申立書ということによろしいですか。これ確認です。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

別のものです。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

別のものということだと、職場環境改善要望書でよろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

それとも別のものになります。最初のものは、いわゆるタイトルらしきものは書かれておりませんので。何を出してきたというものではなく、相談の文書がしたためられてあったという形になります。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

その方がおっしゃるには、これ確認ですよ。ご自身が所属長に出された書面が、コンプライアンス委員会で諮られるときには、書き換えられたというふうに言われておりますが、それはいかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

相談員である弁護士、このハラスメントの制度上でございますけども、相談員が相談を受けましたものについてはですね、改ざんですとか隠蔽がされないように、外部の弁護士、それと内部の委員、職員ですね、に両方2か所同時に報告をするようになっております。

報告をしないと何らかの判断が相談員をする、相談員がそういう判断をすることもございません。相談がありましたということを、そのまま委員のほうに2か所同時にお伝えをします。その際に、出された文書のコピーをそのままお渡しをしておりますので、そこで改ざんがなされたということはございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

私が言ってるのが、相談員からコンプライアンス委員会に対する文書の流れとしての改ざんではなくて、所属長にまず、女性の方が出されまして。その所属長が、相談員に流す文章を流すときに、そこで改ざんがされたというふうに聞いてるんですけど、その確認です。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

ご本人が証明された文書のコピーを、そのままお渡しされてあるものと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

あると思いますではなくて、あると断言はできないですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

すいません、先ほど申しましたようにちょっと所属課が分からないようにしたいというところがございます、ちょっと誰がどうしたという断言がしにくいところがあります。そこを隠したところで断言して構わないと思います。されてそのままコピーを渡しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

その方はですね、警察の相談窓口にも相談をされております。

いろいろな関係機関にも対してですね。その中で、警察から言われたのが、民事それから刑事に関しては時効がありますので。時効があります、時効があると、期間によってですね。ただ、強制わいせつ罪に関しては、被害届が出れば、警察としては捜査に入りますという感じで聞かれております。

私が申したいのは、1人の女性がですね、組織の中で大変なことだと思うんですよ。こうやってですね、特にセクハラを受けましたということを、公に公表するということはですね。もうこれは大変なことだと思うんですよ、私も自分の娘もつてますよ。まだ20いってないですね。もう正直申しますよ。私の娘がそういう立場置かれたら、私もどうするか分かりませんよっていう感じです。その加害者に対して。何でもしますよっていう感じです。そこまで勇気をもって告白した。それから、今回の調書の件でも、ちゃんと録音にも押さえられたということで言われていますよ。ちゃんと本人も認めた。誠意ですよ、誠意、ね。この方も、もう休職してるんでしょう、3年間も。で、地方公務員の災害補償基金生活かかっているんですよ、この方も。ね。そういうところで、役場がですね、組織防衛っていう感じにですね、この方が言われることが本当だったらですよ、私もそう思いますよ。これは

悪かったっていうことをちゃんと言えるような、やっぱり組織にしていけないとかわいそうじゃないですか。違いますか。ね、この方言われるのは、新聞記事で一つ不満がありますと。言われたのが、大声で罵倒され、ファイルを投げつけられ、頭を叩かれたりした。胸を触られたり、抱きつかれたりもした。そのほかにですね、地面に叩きつけられて肩越しにまたぐられてとかですね。そういうこともあるんですよ。そこを書いてなくて悔しいっていうふうにですね、言われましたよ。そういうのが事実であればですね、やっぱり反省しないといけないですよそれは。ね。時効とかそういう問題ではなくて、彼女も生活かかってますよ。ね、役場の中でもまだそういうことを受けてる方もいらっしゃるでしょう。言えなくて、公にできなくて、公にした状態で、今度例えば復帰されますということで、皆さんどう思います。

こういう小さな自治体でですね。人と人との関係がもすぐ分かるような小さな自治体で、相当勇気あると思いますよ。こうやってですね、公にしたということはですね。ただ、誠意、誠意、なぜ誠意そういう誠意がないのかと。悪いことには悪いという謝罪ね。ここまでつき進まれた、なぜここまで彼女を追い込んだのかというところをですね、やっぱり考えないと。ただただ、組織防衛みたいですね、第三者から見るとしてるような状態。いかがですかということですよ。仮にですね、彼女が被害届を警察出しました。そっちのほう役場として大変でしょう、不名誉じゃないんですか。違いますか。誠意ですよ誠意。人間関係なんだから。そういうところを忘れたらですね、先にも行きますよ、ほんとに。彼女がまた、体調戻って復帰できるような体制に持っていくような、そういう空気、雰囲気にしておかないと。持っていけますよ、本当に。警察、捜査入りますよ。ね、私たちに対しては不開示請求とかですね、文書見せられないとか、黒塗りできますけど、捜査機関にそういうことできませんよ。そういうことを考えないと。

これだけ言ってですね、あとは皆さんでですね、もう1回話し合ってください。彼女の立ち位置とかですね、やはり皆さんにも言い分あるかもしれないけど、彼女の立ち位置もやっぱり考えてやらんと、やっぱかわいそうじゃないですか。

何かありますか、町長。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

議員がおっしゃるようにそういう事実があればですよ、そのために令和元年の7月4日、5日に関係者に聞き取りを行ってるんですよ。そういうとこでそこまでは、これはもうプライバシーになりますんで、その名前挙げられませんが。

そういう聞き取りやってます。で、うちは企業、うちの組織の防衛とかですね、

そんなことは考えてませんよ。ちゃんとやっぱハラスメントがあったらですね、そういうふうな処分をしないといけないということで、そういうことで、コンプライアンス委員があるんですから。決してその彼女が、その方がどういうふうと考えてあるか、十分考えてますよ。

決してうちのほうがですね、隠蔽するとかそういうことは絶対ありません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

それ言われてまたこちらが言わないといけないんですけど。その方が言われるにはですね、その所属長のほうから、事情聴取をしましたよね２日間にわたって。

その中で、音声記録と共に証拠が残ってますというふうに、その所属長のほうから言われたと。ハラスメントに関しては、本人も認めていると。ほかの職員に対してもやったということを認めているというふうに、所属長のほうから聞きましたというふうに言われとるんですよ。それは事実ではないんですか、では。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

所属長から言われているとはそういう事実を私知りませんけどね。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎９番（福永善之君）

所属長はどうですか。所属長って言ったら個人が特定されますね。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

議員おっしゃる所属長を明確にちょっとしづらいところがございますので、あくまで制度的なお話としてでございますけれども、今回のこのコンプライアンス委員会、関係者からの聴取を行っております。その中でですね、ご本人が認めた、あるいは第三者が目撃をしたといったような証拠が上がっておりますが、複数の人間が、職労の委員や弁護士含めまして、聞いておりますので、そこを組織が完全に隠蔽するっていうことは不可能ではないかと思えます。

何らか不適切な対応がされているということは当然上がってくるものと思えますし、私ども全員ですね、同じ職場で働く職員として、その職員が早く元気になって復帰してくれるように、もう前々から望んでおるところでございます。

そのために、委員会等を立ち上げて、対応しておるところでございます。

最後に1点だけ、警察の関係で議員が言われましたけれども、もし事情聴取等警察のほうに上げられて、こちらに捜査等が入ることがあれば包み隠すことなく、積極的に協力をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

◎ 9 番（福永善之君）

一般質問を終わります。

（9 番 福永善之君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から暫時休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

西村教育長から教育長会出席のため、午後からの欠席届が提出されておりますことを、御報告をいたしておきます。

それでは、議席番号10番、久我純治議員。

（10番 久我純治君 登壇）

◎ 10 番（久我純治君）

すいません。最初からマスクはずさせてもらいます。議席番号10番、通告書に従いまして、久我純治、質問いたします。

酒殿地区の区画整理に伴い、駕与丁公園側の道路の拡張、また南側区画整理横のJRのガードの改善は。

酒殿地区で須恵町に面したところに保育所ができます。マイクロバスなどにより、園児の送迎が考えられますが、どの道も狭く離合できない。長者原から大型施設に回る道は渋滞が発生しているが、対策を問う。2問目、企業誘致するには、九州大学との提携を。町長は、企業誘致に対して専門セクションを作りますとの答弁でしたが、いろんな意味で九州大学と提携を結び、共に学び、企業誘致に取り組むべきと考えますが、の考えに問うの2問を質問します。

まず、酒殿地区の区画整理に伴い、駕与丁園側の道も狭く、また、南側の行った区画整理側の横のJRのガードも狭い。数年前から酒殿地区の区画整理があっていますが、当初私たちも起工式に呼ばれました。当初説明●●●●においても、区画整理によって500戸の戸建ての家が建つるように説明を受けました。その中に、

保育所定員105名や病院やミニスーパー、公園、また、電柱のない無電柱に、都市ガス、何と素晴らしい街ができるかと考えておりました。しかし、いつの間にか戸建ては、320戸で残地にアパートか知りませんが、借家が建つそうで、最初の説明とは違う。それで、保育所が建つとかなく急遽、酒殿地区の隅っこの須恵側に、保育園に建つことになったとはいいいのですが、まず、区画整理しないで、まず最初から保育所は建つようなことはなかったのでしょうか。

また、今、決まった須恵側の保育園に行くには道路がありません。皆さんもよく知ってあると思いますが、公園側のガードも狭く、また駕与丁公園の横の道も狭く、結局、水町側から行く道しかできないと思います。この道も踏切があります。やっとマイクロバスが通るような道しかありません。

また、長者原からイオンの抜ける道は、時間帯による大渋滞ですが、何か方法を考えてあるならお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、新しい保育園ができた経緯のほうから、ちょっとお話ししたいと思います。

これは町内で、粕屋町で、待機児童が非常に増えた、増えているというそういった現状を踏まえ、新たな保育所がいるという観点から、これは応募をさせていただきました。その応募している時点で議員がおっしゃるように、確かに酒殿区域内である程度その予定があるということも私は、情報として入っておりましたが、結果的には、今回の開発予定地の中に、点をおろした形での応募はございませんでした。

数箇所の保育所用地として提案された中で、結果的には、今建設をしてあります、酒殿の今回の区画整理事業地と離れたところではございますが、酒殿区域内に新たな保育園が建設される予定になっております。

この保育園は確かに仲原校区と言いますか、旧仲原校区の中に非常にその保育園がないという状況のもとで募集した。そういった条件の中で、非常に適地だろうと思いますが、議員がおっしゃるように、確かに交通アクセス面の不安はございます。

その点は、具体的に所管部長のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

議員御存じのように、粕屋町は交通の便がいいというようなことで、一般的にも思われております。その要因といたしましては、やはり九州最大の都市であります福岡市、こちらに隣接していることがあろうかと思いますが、逆にそういった面か

ら、福岡都市圏を初めといたしまして、他圏域から多くの通過交通が流入する。そういった点から、慢性的な渋滞が発生している箇所があるというのが状況でございます。

議員が申されております、長者原から大型商業施設に向かう道路、現道の福岡東環状線になりますが、こちらにつきましても、たびたび渋滞が発生しております。渋滞を緩和させるためにも、広域的な道路交通網の整備が不可欠なものになっております。現在、町内では門松交差点を迂回する、筑紫野古賀線のバイパス建設、並びに扇橋交差点から広田交差点までの新たな福岡東環状線、及びその先になりますが、広田交差点から粕屋～久山線、こういった整備が行われております。

整備が進められております、新たな福岡東環状線。こちらは福岡市を走る、福岡外環状線と一体的に環状型のネットワークを形成することで、自動車交通の円滑化、利便性の向上、福岡都市圏のアクセス性の向上が望まれております。また、町内を南北に走ります、通過交通が整備が進められている、福岡東環状線が完成することによりまして、長者原から酒殿区域を通ります、現在の東環状線。こちらの渋滞緩和に、大きく寄与するものではないかというふうに考えております。

町におきましては、事業主体であります福岡県と協力しながら、早期完成を目指し、国等への要望活動等を行っておる現状でございます。先月におきましても、福岡県議会の県土整備委員会、こちらのほうへ主要地方道福岡東環状線の整備促進というような、要望活動等も行ったところでございます。

広域的な回答内容となりますが、こういったネットワークの整備が、こういった部分的な渋滞の緩和にも繋がるものというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

あんまり広域すぎて、私はよく分からんとですけどね。

私が言うのは、ここの保育園ができる場所なんです。要するに水町まわっていく、あの踏切通られること多いと思うんですが、マイクロバス通ります、あそこ。ギリギリですよ。あれしか道ないんですよ。だから言ってるんですよ。環状線ができろうが、二又瀬ができろうが、実際できるのは、もうすぐなんです。10月なんです、開園するのは。だから言ってるんですよ。何か考えがあるんですかって。

それと今言うように、区画整理横のガードですよ。JRんとやから、勝手にできんって言うのは分かりますよ。だけど、あそこは通りますよみんな。保育園に行かん人でも。あそこ320件建った上に、アパートできれば結局裏をかって、篠栗抜けたり、東区に抜ける道、あの狭い道ありますよね。駕与丁公園とちょっと湖のみ

たいなどの細い道がありますよね、一方通行みたいになる。あれは抜け道ですよ、今でも須恵からの。あれが早いんですよ、どっちか言うたら。抜け道なんですよ、要するに酒殿からの。混まない。

ところがあそこは、1台しか通らんとですよ、いっつも言うように。だから、こんな区画整理するんやったらですね。もう少し広く道をするか、ガードをこうしますとか、駕与丁池の横、あの今狭いんですね、公園の横も。今でも狭い、離合しにくいですよ、あそこ。要するに、酒殿駅の今裏になってますけど、突き当たりのところで須恵に抜ける道ですよ。あそこ1番早いんですよ、保育園に行くときには。それもできないんですよ。だから言ってるんですよ。本当に計画性があるのかって。

よく粕屋町は計画性のない町って、よく言われます私。実際、私も40何年おりますけど、土地があったら先に家建つんですよ。その後に道を考えるから、道が狭いんですよ。そして今、道がどんどんどん値段が上がってますよね。だから10cmでも引っ込めないんですよ。

だからさっき言われた、町長おっしゃいましたが、私たちは、今でもみんな500件建つと思ってあるんですよ。その中に保育園もできるもんじゃと思うとったところが、今おっしゃったように、募集したらそこへ、結局区域外にってに言われたけど、私は逆と思ったんですよ。建てる場所なかったから、外に場所を選んだと思うんですよ。

それはどっちなんです、本当は。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

保育園の建設候補地っていうのは、子どもがここに点を降ろすわけじゃございません。

それぞれの民間事業者が自分の建設予定地を用意しながら、もちろんその建設費用も準備しながら、提案されてわけでございます。決して、何ですか、酒殿の今回の開発予定地ありきで、事が進んだわけではございません。

私自身は、こういった経緯で、そんなふうに変遷したかというのはありませんが、計画はやはりいろんな計画を最初に出されるわけですね。それが、表に出て、それひとり歩きするっていうのもあるでしょう。ただ、結果的にいろいろ吟味された結果、酒殿区の開発予定地の中には点は下されなかったと。いうふうに理解をしております。

何でかっていうのを私自身は、全く調査する権限もございませんし、そこありきということじゃございません。また、公平・公正に候補地を提案していただい

けでございます。

道路の関係はちょっと、部長のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

議員が言われております、あのガード。あの部分につきましては、都市計画道路が計画としてかかっておりますので、実際に整備をするのであれば都市計画道路の整備時期になろうかと思えます。

新たに保育所が建ちます、保育所のほうの送迎関係の内容については、また別の所管のほうからの回答ということでお願いしたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

新しくできます保育園の周辺道路に関しましては、議員が言われるとおり、狭い部分も確かにございます。従いまして、園児の送迎に関して、園が準備を予定しております、マイクロバス等の送迎ルートにつきましては、実際の利用者の方、決まりましたらそのルートが自然と見えてくるのかなというふうには思っております。

また保護者の方の自動車の送迎時には、十分ちょっと注意を払っていただいて、通行していただくと共に、路上駐車を行わないようお願いを、していきたいと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

言うのは、もともと道が狭いって言ってるんですよ。だからそれを考えて、あそこに保育園を建てさせたとかって、言いたかったんですよ、本当は。

実際、マイクロバスが通って行けるならいいんですよ。送迎の人は上から来ますよ。そりゃ注意します、事故を起こしたらいかんから。それはもう言われんで分かってることなんですよ。ただ、本当に計画性があって、するんやったら一緒に道も広げますとか、いう回答やったら私何も言いませんよ。だけど、今のまんまで何とかやっていかんかんようなことと言われるから、だから心配なんですよ。

渋滞にぶつかったころなったら、それは今から考えますじゃ、間に合わんじゃないですか。東環状線もいつか分からんやないですか。扇橋からんとでも、もう10年遅れてますよね、最初からの計画から。大体もう平成では、29年頃できるようなことを言っていましたよ、昔は。今からまだ7、8年後でしょ。要するにできるのが、

あつちは。扇橋から広田に抜ける道は。

だから言うんです、もう少し建てるなら建てていいから、一緒に道も広げますとか、そこを考えてやってやらんと、行き当たりばったりになってしもうて、行かれてバスは通りません。それじゃあ困るからですよ。だからもう少し計画的にやってほしいというのが、私の質問なんです。そうせんとですね、それは向こうに建てたからしょうがないけん、どうかしますよ。せないかんから。そこで建ってたんですから、自分たちで。だからそれに協力するように、結局公園の横の道を広げるとか、それとか、あそこのガードんどこでも道が狭いですよね。要するにガードがあるから狭いちゃろうけど。もう少しあそこは、結局法面をうまくして広げるとか、何か対策を考えんとですね。建てました、渋滞しました、困りますって言われた時に、どうしようもないでしょう。だから言うんですよ。もう少し、やることに對して、計画性で一緒に進めてほしいんです。そこを言いたいんですよ。

そうせんとですね、昔粕屋町もそうやけど、私30年ほど前宇美へ抜けて、大野城に抜けよったら乙金というところがありましたよね。あそこんどこに、大きな百姓がしてたんですよ。昔はね田園やったですもんね全部。ところがあそこんどこも、企業誘致か何か知らんけど、どんどんどんどん田んぼが埋まって最終的には、この人頑張りよったけど、田んぼされんごとなつたんですよ。そしたら、今もう地主さんで金もうけのほうばかり必死になってあります。小郡もそうです。だから土地が、どんどんどんどんのうなってるんですね、粕屋町も。

これは12月の時も言われたように、25年ぐらいで農地が半分に減ったって言われましたよね。今から先、まだ今いろんな区画整理じゃ何か開発じゃ言うて考えてありますよね。全部農地ですよ、大体。それは反面逆に、農地の後継者がおらんと言われるけど、これは自分たちでしよう事やないかなと、私思うんですよ。私なんか糸島なんですけど、百姓しかされないんですよ。何にもされないんです。したくなくとも百姓しかないんですね、あそこは。だから、博多に出てきて働いてるんです、みんな。だからあそこは過疎なんです、糸島市になりましたけど。

粕屋町は、私に言わしたら贅沢な町いつも思います。だから、もう少し田んぼを埋めるなら埋めていいけど、計画性を持って先に道広くとってですよ、やってほしいんです。今後、今後のこと言いたいんですよ、また。

町長、どんなふうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

そういった開発がある、予定がされているような時には、当然町といろいろ協議

がございます。町も、その開発については支援をしておりますので、当然、道路インフラについては開発予定地にあれば、町の要望もしますし、なるべく幅員がとれるような、交通障害が将来的には起こらないような、そういった指導をしながらやっております。

ただ、現況の今狭隘のある道路というのは、いろいろその私有権もございます。けども、それはなかなか困難性があるということでご理解願いたい。ただ、1点、今マイクロバスの関係、子ども未来課のほうがいいましたが、狭隘で通れなければ、通れないんですから。だから、時間がかかっても大きなほうで迂回するっていう方法もあると思うんですよ。ですから、1点が駄目だからすべて駄目ということじゃなくて、ほかの方法も考えていきます。

それは今後の協議になります。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

迂回路が1か所しかないんですよ、言うように。

それが踏み切り狭いんですよ、あそこは。知ってあるとおり、須恵との駅の右側の踏切なんですよ。水町から行くところ。あれしかないんですよ、道は。マイクロバスが通るようなところっていうのは。だから言ってるんですよ。だから普通の送迎は、上か下か通っていいんですよ、乗用車やから。それも狭いから、できれば先に道路も広くしますようなこと言うとかんと、迂回路を作って1か所しかないから、あの道自身が私言うようにマイクロバスやっと通るか通らんか。私いつも通るけど、狭いと通らんと思うんですね、マイクロバスがあれ。だから言ってるんですよ。だからもう少し計画性を持って、保育園作るときもそうやろうけど、ちゃんと、それを見てですね、やっていかんと、とりあえずあそこ土地あったからしましたじゃ、今後のことが困ると思うんですよ。

だから今言ったように今後は、もうこれ言うたって同じことですから、今後は、やはり道路を確保して、それから、何でも物事を進めてほしい。と要望残しまして、2問目に移ります。

2問目、企業誘致にするには、九州大学との提携を。

箱田町長は、企業誘致の専門セッションを作りますとの、12月答弁でした。いろいろな意味でも九州大学と提携を結び、共に結び企業誘致を取組むべきと私は考えますが、私たち議会運営委員会で、6月7日、福島県会津若松市議を視察にすることになりました。会津若松市は福島県内で初めての市制を引いたところで、明治32年4月1日で、今年市制120年目になるそうです。片道は飛行機で、また新幹線、

在来線、乗換乗継で7時間半かかりました。全国的に暖冬とはいえ、会津若松市は当日は1番寒い日で、-1℃で、初雪もあり、道路が凍って歩くことが、大変でした。全国有数の先進地である、会津若松市議なので、胸をときめかされて施設に伺いました。

まず、驚いたことに歴史的かとも知れませんが、皆さん郷土愛がすごく強いということでした。横山議員の熱弁で、時間も大幅にオーバーしましたが、議会、また行政にとって、市民の声がいかに大切かということでした。白虎隊や会津藩士と有名で、会津藩校日新館創設以来で、人づくりこそ地域発展の礎と考えのもと、教育に力を入れてこられ、歴史と伝統があり、市民共通の行動指針として、「あいづっこ宣言」があり、一つ、人をいたわります。二つ、ありがとうございます。三つ、がまんをします。四つ、卑怯な振る舞いはしません。五つ、会津を誇りに年上の人を敬います。六つ、夢に向かってがんばります。やっではならぬ、やらねばならぬ。ならぬことは、ならぬものです。この言葉を保育園の朝礼の時に、みんなで言う場面がありました。とにかく郷土愛が強いところだと、いろんな場面で出会うことができました。中には、市民、住民の声が1番大切だということをつくづく強調され、議会も行政も、市民が住民が1番で、これをいかに声を反映させるかが、先進地の市議会でした。

我が町に置きかえて考えますと、果たして町民、住民の声を本当に大切にしているのかといえ、私は置き去りにしているのではないかと思います。選挙の投票率に表れていることだと思います。議会も悪いし、行政のほうにも諦めているのではないのでしょうか。

2日目、会津若松市議が取組んでいる、先端 ICT 関連産業企業の集積あるスマートシティーに行きました。アイクト、言うんですかね。議会事務局の、間柄さんと市役所の原さんと2人きりで説明されました。この事業も、最初はトップダウンでしたが、1年目は反対が多く、2年目で行われたそうです。2年目は、賛成多数で可決したとのことでした。

この事業の中には、会津大学の ITC 専門の大学もかかわっているそうです。いわゆる、企業誘致です。会津大学関連企業、行政のタッグです。普通企業誘致とは、行政が出向いて行き説明するのが手順ですが、この場合は企業のほうを現地に来てもらい、現地を見てもらい、話し合いになるそうです。東京から3時間半かかります。1区画33坪で、坪単価は1万2千円。2年目ですが、18社の入居者企業があり、私も知っている、凸版印刷とか三菱商事、日本電池、三菱 UFJ とかが入っております。2階、3階にはサロン、ラウンジがあり、自由に使い企業間の話合いの場になっているそうです。

我が町粕屋町も、今は九州大学農学部跡地問題で、九州大学に接する機会が多いと思われます。どこの企業誘致にしろ、地元の有名大学と提携を持っています。

町の考えはいかがでしょうか。町長、お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

1 番最後におっしゃった九州大学との提携は、九州大学の知恵を使いなさいという、趣旨のご質問でよろしいですかね。

はい、その前に今、久我議員がおっしゃった、昨日も中野議員がおっしゃった、会津若松の取組み。素晴らしいと思います。まさにその時代の先端って言う意味も、これから先の日本を背負っていく。企業・産業形態は、やはり ICT だろうと私も思います。そういった意味で、先見性のある取組みで、ICT を集積された、ICT の関連の産業を集積したアイクト。これを設立されて、非常に中身も、私パンフレットしか見てませんけども、自由にビジネス的な協議もされるし、いろんな企画とかプログラミングもできるような、公共スペースも用意されて、なおかつ広大な建物の中にそういった企業集積するというふうに非常に素晴らしいコンセプトの企業だと思います。私も理想なんです、それが。

じゃあ、何がそのために必要かという、産学官が必要だと思います。当然、自治体だけではなしえません。また企業等の個別の交渉でも、これはなし得ません。なぜかというのですね、最初のプランニングが大事だろうと思うんですね。そうすると専門家の意見を入れたところでプランニングすると。専門家はじゃ、誰かというやはり学問関係だろうと思います。

これ別に九州大学、あそこは農場用地だったからっていうわけじゃありませんけども。九州大学だけではなくて、例えば福岡大学も素晴らしいです。九州産業大学も素晴らしいし、今現在、我々の委員会、いろんな組織の中にそういったお知恵を持たれた先生にも入っていただいて、アドバイス等も受けておりますし、既に私どもと大学との間には、もう提携状態にあることがもう事実でございます。

従いまして、そういった関係をもっと昇華させて、今から先の企業誘致・企業立地に関しては、そういった学問的なお知恵を拝借する、アドバイスを受ける。そういった取組みといいますか、スキームを作ってやっていくつもりでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

大変ありがたいお言葉なんです、緑と太陽のまちですね、粕屋町は。

さっき言ったように、どんどんどんどん田んぼがなくなってますよね、緑のところが。そうすると私12月の議会でも言いましたように、駕与丁公園というのが1番魅力的なところなんですよね、町長おっしゃるように。あそこの周りの土地がですね、このまま行くといつの間にか、乱開発されるんじゃないかと、私は危惧してるんですよ。だから、できれば早く方針を出して、ここはこんなふうにしますようなことをしていきよかと、どこどこで開発、どこどこで開発されると、それこそ虫食い状態で、土地がなくなると思うんですよね。

私は、なぜあそこを選んだか言ったら、いつも言うように大濠公園より1番私が1番あそこはいいと思うんですよ、駕与丁公園が。だからいつも駕与丁公園出すんですけど。あの周り今やったら土地があるんですよね、まだたくさん。だけどこのままほっておくと、開発とか区画整理の名前のもと、どんどん乱開発されるんじゃないかと私はいつも思ってるんですよ。だから逆に言うと、町主導でここはこんなとしますよと、ちゅうようなあれを持っていきながら、並行して進めていかんとですね。間に合わんじゃないかなと思うんですよ。

計画的に土地がのうなってしまうと、ここ建てますって言うたって、昔原町駅のこの再開発出しておかしいんですけど、再開発します言うたって、もう家は建つとって、道は引っ込まんというふうなふうで、当時8千万ぐらい使こうたって駄目になったちゅうことがありますよね。あんなふうになっても困るから、ある程度もう町がこんなところは、ここの区域はこんなふうにしますようなこと、やっていきよかと、それこそ都市計画かマスタープランか、どっちにひっかかるか私もよく分かりませんが、もう町は町でやっていくと、民間地は民間地でどんどんどんどん自分たちの考えでやっていかれると思うんですからね。

そこをやっぱ私どうにか考えてほしいと言ってるんです。どうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員も御存じのとおり、粕屋町は都市計画区域を設定しております。勝手にはできません。

例えば農地を勝手に潰して、例えば調整区域とか、潰してそしてそこに工場を建てたりっていうのは、県の許可なくできません。これは都市計画区域は、全域指定しております。なおかつですね、これはもう以前っていうか今回の一般質問でも、お答えしたと思いますが、ゾーニング。粕屋町をゾーニング化する。これは生活的な担保をとると言いますか、生活者が自分の生活に支障を及ぼすようなことではないかん。

具体的に言うと、生活道路にどんどんトラックが入ってくるような状態は避けたい。ですから、生活する部分と、産業の部分、そしてなおかつ今、議員がおっしゃったように、緑の保全。これもう緑の保全するゾーニングをしております、過去からしております。今後もですね、そういった緑の保全地域というのは、残していきたいと思います。

ただ1点、駕与丁公園が非常に粕屋町のこれはもう、シンボルだろうと思います。90%の方がですね、粕屋町で何があるかということ、駕与丁公園が1番自慢できるというふうにおっしゃってます。私もそう思います。

従いまして、粕屋町のシンボルである駕与丁公園を、今後そういったゾーニングの中でも位置付けて、より住民の方々が楽しめ、そしてまた魅力のある公園にしたいという観点は全く一緒だと思いますので、例えばそれを乱開発させるようなことは、もう絶対ありません。

それだけちょっと申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今までいろいろ見てきますけど、大体農地のほうは悪いけど、今計画されようといろんなと聞くとやっぱり農地だけなんですよね。計画されようところ。自分たちでそれ勝手にしござあかどうか知りませんが、耳に入ってくところはみんなそうなんです。買い占めたり何たりして。あるところもありますけど、だから、危惧しておったんですけどね。

町長がそんな考えやったら、それ自由にならんと思いますけど、ただ、今から先、やっぱ駕与丁公園は町長がいつもおっしゃるように、やはり粕屋町のシンボルであって、私たちはよそ行ったら必ず言いますもんね。駅が6つあること、駕与丁公園。博多駅に近い、空港に近い、それが自慢なんです。

ただ、一つは、郷土愛がないのが1番欠点なんです。私。私みたいによそから来た人多いから、これはしょうがないんですよ。だけど、その人たちが住んで、今この粕屋町の基礎になっとるんですよ。45年、50年住んできて。私が来たころ、2万人足らずやったですもんね。4万8千になってる、40何年たって。だから、その人たちもやはり住んでもらってるからこそ粕屋町なんです。だから、その人たちの意見も今後、やっぱいろいろ取入れてもらって、やっぱり郷土愛を伸ばしてほしい。だから行政も、私たち議員としても今後とも、やはり町民の声をいかに吸い上げていくにかかっていると思うんですよ。

町長もよく知ってあると思うんですが、町長どうですか、私が言うようなこと。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

新しい方々の意見をと申しますか、これ実際とってます。

今おっしゃるように2万人足らず、数十年前2万人足らずでした。もう今は5万人に迫るような人口で、今現在もアンケートもその度にとってまして、そんな中でも、今2万人から5万人と言いましたけど、当然新しい方がどんどん入ってあるわけですよ。

だから、新しい方っていう言い方も私もそれは非常に嫌いなんですけど、住めばもうそこはふるさとだと思います。ですから、住んである方に対する郷土愛の醸成っていうのは、私、首長の責任だと思います。ですから、粕屋町に住んで良かった、これから先も住み続けたいと思われるようなまちづくりをするのが、私の責務だと思います。その責務の実施のためには、粕屋町で何が重要なのかというと、駕与丁公園、そしてまた自然との調和をとれた、今言うように博多駅から近い、空港に近い、交通利便性が非常に高い、という相反するといえますか、両面性を大事にこれからの粕屋町のまちづくりを行う予定でございます。

ただ、そういったまちづくりを行うことに対しても、財政的な問題が必ずネックになってきます。今まで過去の首長が、もう、多分1人残らずっていうか、例外なくお金がない、財政的にきつい。私自身もそれは申し上げております。これを何とか解消したいんですね、将来的に。ですから、企業誘致・企業立地がこれからの粕屋町が生き残るためには、必要だろうと思います。

今おっしゃるように農地が潰れていく。いやそれは、もう粕屋町14km²の中に農地しかないんですよ、空き地は。で、市街化区域も50%ありますけども、ほとんど端切れ地ぐらいしかないような状態ですので、まちづくりのため、調和のとれたまちづくり、生活に支障がないようなまちづくり、ゾーニング化をやって農地が潰れるのは、これは農地をお持ちの方々の協力を得ながら、また、農地を持たれる方々が、自ら発案された開発の計画もございます。

ですから、その辺を協議しながら、このまちづくり、そして、粕屋町の財政基盤の確立のために、頑張っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

町長の思いは、昔からよく知ってるんですけどね。私も郷土愛負けんくらい、粕屋町の郷土愛が強いんですけども。それでいろいろやってるんですが、とにかく今

後とも町長のおっしゃるとおり、進めてほしいし、皆さんも協力して、私たちも協力してやっていきたいと思っております。

最後にですね、これはちょっとこの通告書外なんですけど、コンプライアンス委員会を作ってもらいましたよね、一昨年。私質問において、町長が作ってもらったんですが、実はいろいろある中に、昨年ある人にそれに対しての講演会か何かをしてもらえんですかっちゃんことを頼んだんですがね。

結局、セクハラ・パワハラ結局町全体で聞くような場所を今後ともあることですから、そんな講演会やってもらえないんですかっちゃん頼んだんですが、いまだに返事がないんですが、町長どんなふうですかね、質問外ですけど。

このコンプライアンス委員会を作ってもらったのは私なんですけど、だからそれに対しての講演会なんかを。要するにいろんなありますよね、セクハラ・パワハラ。それに対しての講演会みたいな申し込んだんですが、いまだに返事はないんですが、町長どんなふうですかっちゃん。

◎議長（鞭馬直澄君）

執行部回答できます。箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

コンプライアンス委員会、数々の様々なハラスメントにおけるですね、対応というか自覚ですね、まずは職員のほうから、自覚を促さないといけないし、知る必要がある、それが基本と思います。

これから先の、こういったふうな展開にしていくかというのは、今後決めていきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

私言ってるのは、今度から決めるじゃなくて、要するに、している本人、される本人じゃなくて、こんなのはいかんとすよとか、こんな講習会ありますよということをしてほしいっていうだけなんですよ。

それで今、委員会としてあることは私も口出しませんが、ただ、今後のことがあるから、そんなふうの、それに対しての講演会か何かしてもらえませんかという要望なんです。

要するに、パワハラ・セクハラいろいろありますから。それだけです。

◎議長（鞭馬直澄君）

通告書にありませんので、これで止めます。

◎10番（久我純治君）

それを要望して、私の質問を終わります。

(10番 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から暫時休憩といたします。

再開を13時50分といたします。

(休憩 午後 1 時40分)

(再開 午後 1 時50分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号 2 番、井上正宏議員。

(2 番 井上正宏君 登壇)

◎ 2 番（井上正宏君）

こんにちは。議席番号 2 番、井上正宏でございます。通告書に従いまして、一般質問をします。

まず最初に、防災と交通安全対策についてということで質問しますが、私の質問は、ほかの同僚議員の質問とかぶってるところがかなりありますが、重複になると思いますけれども、執行部の答弁をお願いいたします。

須恵川、多々良川の浚渫工事はいつから始まりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

いつからというお答えの前に、この浚渫につきましては、私も就任早々、県の土木事務所に挨拶かたがた行って強い要望をしまいいりました。

それから、なかなか事業化にはならなかったんですが、ちょうど国のほうの施策、国土強靱化計画の中で、河川の有効水量の確保ということで、ちょっとそれ乗ったんでしょうね。須恵川、多々良川の浚渫についての具体的な御案内がありました。今後、これについては取組みをするということです。

具体的なことにつきましては、担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

須恵川、それから多々良川。こちらは 2 級河川ということで、先ほど議員も言われましたように、管理者は福岡県となっております。

町といたしましては、先ほども答弁させていただきましたが、9 月に毎年要望と

というような形で、浚渫等もお願いをしておるところでございます。

浚渫工事の具体的な内容といたしましては、須恵川につきましては、本年度、県道607号線扇橋下流域の一部と阿恵橋上流域の一部、河道掘削工事を本年2月に発注ということで確認しております。浚渫工事が間もなく着工されると思います。福岡東環状線、仲原大橋上流域にも土砂の堆積のほう確認しておりますので、令和2年度以降、計画的に随時されていくものと思っております。

多々良川につきましても、福岡県事業といたしまして、粕屋町の給食センター付近の浚渫を昨年11月に発注されて、2月末で完了ということになっております。今後は、雨水橋付近や大川橋付近、及び丸山橋付近の除草工事を行い、河道内の堆積状況の把握をした後に、浚渫を実施していくというような報告を受けておるところでございます。

また、河川巡回を強化して、緊急性の高いところから対応をしていくという報告を、県の県土整備事務所のほうより受けておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

須恵川の浚渫については、私が議員になりましたも再三、先輩議員が質問してありました。昨年の11月に開催されました、公民館での議会報告会でも、町民の方から須恵川での工事を1日でも早く始めていただかないと、河川の水が土手まで来て非常に危なかったということで、地域の皆さんが言われてましたけれども。

そのときに須恵川ばかりじゃないよということで、多々良川もちょっとしっかり見てくれんかということで。最近ですが、須恵川の上流、また、多々良川の上流からの視察、その足で南里水路も視察してきました。これはもう河川としての役割を果たすことができない河川ということで、当然浚渫工事は、これはもう喫緊の課題ですが、これはもう県の事業になるのかも分かりませんが、土手の草木の伐採とか、ごみの不法投棄など、様々な川への投げ込みを目の当たりにしてきました。

そこで先ほど令和2年からそういう浚渫を始めていかれますと、ということですが、やはりいつどこで、次から次に来る災害ということで、町長も言われてましたけれども、1日でも早い浚渫工事をお願いしたいと思うんですけれども。

最後、大体このぐらいからできますよということを、これはもう当然須恵川も言われましたけれども、多々良川。特に多々良川の上流、篠栗のほうからこう見てきましたけれども、あの門松あたりから魁誠高校の裏。これは当然そこだけじゃありませんけれども、草木の生え方、草木の生え方を見ると、当然そういう災害のときにもそういうのが一つネックになって、二次災害、三次災害なども起きそうな今の

こういう、一般的に今毎年あつて災害が起こらないとも限りませんので。

大体、須恵川、多々良川については、この日ぐらいからできますよ、という答弁
いただきたいと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどの説明がちょっと足りなかったのかと思います。

多々良川についても浚渫を行っていくということで、県のほうからの回答は既に
いただいておりますが、その中で昨年11月来、発注などを行うということで、県
のほうも動いてはおりますが、不調等に終わってなかなか進んでないという状況
もあります。多々良川だけで申しますと、2月、先月になりますが、2月の17日に
入札が行われまして、位置的に言いますと、雨水橋の下流域から上流側では、先ほ
ど言われました丸山橋の上流と、この全体の沿線の中でまず除草工事というような
ことで、2月に発注が既に行われております。で、その除草工事を行った後に県の
ほうの見解といたしましては、浚渫、堆積の状況を確認すると。そして、その堆積
の状況を確認した後に、浚渫を行っていくと。

こういうふうな内容での回答をいただいておりますのでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

詳しく説明していただきました。

関連ですが、南里水路の件で昨年9月に同僚議員が南里水路の質問をされてまし
たけれども、この南里水路につきましては、準用河川ということで町長の所信表明
してありましたが。

この準用河川というのは、これはもう河川の2級ということで確認よろしいんで
しょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

執行部答弁できます。山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

準用河川というのはですね、2級ではありません。

まず1級河川、2級河川とありまして、それに続く河川ということで、準用河川
という位置付けはなされております。ただ、整備など、河川としての整備などを
行う場合は、2級河川に準じて行うというようなことになっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

それでは、今後の南里水路の整備改革、更に計画に沿ったそういう改修工事とかというのは、地方債でやっていけるということでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

あの、長くなります。通告書の内容にないところまで言ってますけど。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

財源的なものはまだありません。

まず量、その堆積量あたりの調査から必要でございます。そして、設計が必要ということで、ただ準用河川になると、災害時の2級河川並みの災害、補助事業が出るというのが決定的な違いなんです、通常の維持管理については全く町負担というふうになります。

ただ、議員がおっしゃるように、南里水路の堆積量は年々増えておりますので、早々にはしたいと思いますが、今後の計画として検討してまいります。

財源的にも、そのときの一般財源ですか、若しくは起債をなくちゃいけないかというふうになるかとは思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

それでは次の質問に移ります。これも先ほど先輩議員が、お話の中でダブってくることもあるかも分かりませんが、答弁をお願いいたします。

酒殿地区の今後の交通渋滞対策は何か考えてありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほどの久我議員の際の答弁と同じ内容になってしまいますが、やはり本町は、九州最大の都市であります福岡市に隣接していることから、福岡都市圏をはじめ、他圏域からも多くの通過交通の流入があり、慢性的な渋滞が発生していることがあります。

酒殿地区におきましても、現道の福岡東環状線においてたびたび渋滞が発生しております。渋滞を緩和するためには、広域的な道路交通網の整備が不可欠なものになっており、現在町内では、筑紫野～古賀線のバイパス工事、並びに東環状線の整備が行われております。整備が進められる新たな福岡東環状線は、福岡市を走る外

環状線と一体に、環状型のネットワークを形成することで、自動車交通の円滑性、利便性が向上し、福岡都市圏のアクセス性の向上が図られます。

また、町内を南北に走る通過交通。こちらに対しましても、福岡東環状線が完成することによって、交通量の減少により、渋滞の緩和が見込まれるものと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

すいません、2度同じような答弁いただきました。ありがとうございます。

基本的には、今からの緩和をしなくてはいけないというのは、やっぱり時間がかかります。ただ、今の粕屋町の交通渋滞というのは、これはもう酒殿地区に限らず、ここ数年の粕屋町の人口増加や、それによつての交流人口の増加、時間的には朝夕と限らず、ありとあらゆる中での交通渋滞、更に粕屋町行政の道路インフラの整備の遅れということで、当然これ予想される問題ですぐ解決はできないかも分かりませんが、何かもう粕屋町は混むんだと、当然粕屋町だけが混んでるわけじゃありませんので、道路は広域できてますので一概には言えないと思いますが。

何かこう、行政のほうでもこういう交通渋滞になるんだとかいうような、そういう啓発活動か何か、考えられるようなことありませんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

交通渋滞になるような宣伝はできません。

これは解消するのが我々の責務だろうと思います。

今、議員がおっしゃるように、確かに交通渋滞の解消は時間がかかります。ただ完成したときには、千代～粕屋線のように、片側2車線、合計4車線の道路で、今では非常に粕屋町から福岡市内に行くのにスムーズに短時間で行けるという状態を作り出したい。あらゆる路線に対して作り出したいんですが、なにせ粕屋町は、これは阿恵官衙遺跡の発掘のときに、古代から交通の要所っていうのがもう証明されておりますように、北部九州、そして南部に至るまで南北の大きな道路、そして東西に渡る旧国道、そういった交通の要所でございます。

従いまして、交通量が増大していく福岡都市圏の発達と共に、交通量が増大していった事実がございます。行政のほうが県も含め、国も含め、その解消について追いついてないのが、これはもう私も認めるところでございますが、時間がかかっても、この命題については全力で取り組んでいきたいと思ひます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

ちょっと私の聞き方がまずかったんじゃないかなと思いますけれども、当然混むのであるんだったら、もうやっぱりこうみんなで5分10分早く出ようね、とか、雨の日は混むよね、とか、日頃当たり前の言葉を、もっとう皆さんに知らせるような意味がなんかないのかなというような形で、今ちょっとそういうふうな質問させていただきましてけれども、今の町長が言われましたのは、よく頭の中に入れておきたいと思います。

じゃあ次に、児童・生徒に関することについてということで質問させていただきますが、先ほどお話しした、やはり、交通渋滞の中でのことになるわけですから、通学路。

通学路の歩道の危険な場所は確認されてますかということでお聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

まず日常的には、学校から町内の通学路の危険箇所などの連絡がありましたら、学校教育課の職員で現地を確認に行きまして、関係課と連絡をとって対策を検討しております。

それとまた平成27年度より2年ごとに1回の、昨日も少しお話ししましたが、通学路の交通安全プログラム関係機関合同会議として、危険通学路の対策箇所の合同点検を行って、関係機関で連携して安全性の向上を図っておるところでございます。

また学校でも、地域の懇談会など、これは保護者や学校区長さんなどで危険な箇所の報告や、あと下校時間等に先生が生徒と一緒に下校して、危険箇所の調査等を行っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

これだけ様々な交通渋滞の中で、車で通勤されている町民の方っていうのはやっぱり、目的地に早く着かないかんということで、今まで通らなかったような裏道、また狭い道、また危険な道をくぐり抜けて、会社なんかに向かわれているんですけれども。

今まで車が通るところではない道路。これは当然通学路も含まれるんでしょうけ

れども、朝の児童とか生徒のトラブルは、当然あると思います。その中で、今課長のほうからも説明されてましたけれども、この通学路の見直しは2年に1回だということですが、もっと具体的に児童・生徒の危険な通学路の場所とかというのは、もう教育委員会では確認されているのでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

2年に1回で通学路のこのプログラム会議というのが、危険な箇所を関係・関連の機関で回っております。それが危険な箇所が何箇所あるかを、各学校から抽出していただきまして、それでいろいろ危険な箇所等はそれぞれ回っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

日頃のご苦労されてるということもよく承知しておりますが、一つ。仲原小学校と粕屋中学校の児童・生徒さんが通る花ヶ浦の一方通行になっているところですね。一方通行、これは時間的になっているところと、反対側から来れば直接行けるんですけれども、そういう危ないところ、今幾つも危ないところはあるということでしたけれども。

子ども議会の中で、子どもさんたちからのアンケートの中でもこう出てきてたんですけれども。やはりあそこの通学路に関して、なんか当然いろんな標識とか、今言われましたように、私もそういう話を聞いて、何度かあの辺朝早くそういう通学路見させていただきましてけれども、花ヶ浦の交差点から細い一方通行になっております。歩道がないところですよね。

あそこ中学生が3列になったり、前に行ってる小学校の子どもが2列ぐらいで行っているところを、更にその中学校の後の子どもたちが、3列とかになってですね。非常に危ないということで、ちょっと私のほうも頭の中に入っておりますので、あそこの地域については、学校教育課のほうでここも危ないんだよとかいうようなことで、何か対策を立ててあるのかなということでお聞きします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

仲原小学校付近ですよ。一方通行のあの付近は、この前のプログラム合同会議のほうで実際に回りました。実際ここは危ないということで関連課とちょっと今、話をして対策を考えているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

学校教育課も大変お忙しい中、粕屋の子どもたちのために、一生懸命汗を流していただいて頑張っておられてますので、少しでも何らかの形でお役に立てればということのを常に思っております。

そういう中でも、やはりこれも子ども議会のほうからとか、また、日頃地域の方々からもよく言われるんですけれども、そういう子どもたちからの中では、やっぱり自分たちの通学路とか公園、要は暗いって言うんですね。非常に自分たちが通っている通学路とか、公園なんか暗いということですので、街灯を増やしていませんか、とかというようなアンケートもたくさん出ておりましたので。

それにつきまして、お聞きいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

通学路並びに公園等の街灯の増設というご質問でございますけれども。

先ほど早川学校教育課長のほうから、安全プログラムの中のお話の中に、関係機関と連携をとっていろんな対策をしているという言葉がございました。そういった意味では街灯というのは、いろいろな形の街灯がございまして、少しご説明を差し上げながら回答させていただきたいと思います。

街灯は大きく3つに分けられまして、1つは防犯を目的といたしたいいわゆる防犯灯。こちらにつきましては、主に行政区のほうにお世話になりまして、地元からの設置、あるいはそれに対しての維持管理を今、行っていておるところでございます。なお、その建設費用、並びに電気代等に関しましては現在、町のほうで補助金を交付しながら、一体となって安全確保に努めているところでございます。

2つ目なんですけれども、これ道路照明というものが考えられると思います。これは御承知のとおり、道路安全に通行できるように設置するものでございまして、当然管理者、国道であれば国、県道であれば福岡県、そして町道であれば町のほうで設置して、それぞれ管理をしておるものでございます。

またもう一つ、防犯を含めた管理用の照明という形で、これは先ほど出ました公園とか、それとそのほか公共施設に設置されたものでございます。これにつきましても、それぞれの設置者のほうから管理していただくという形になっておりますので、このいずれの形の照明の中で、暗く危険なところとか、あるいは先ほど議員がおっしゃいました全然、全然っていうか、ちょっと照度が少ない、要するに間隔が

少ないとか。そういうものがあればそれぞれのところから要求が出てきますし、それをまたそれぞれのところに返して、速やかな設置を促すような対応を行っております。

また、加えまして既存の照明については、いろいろな形の補助金とか、そういうものを財源確保をしながら、予算化をしながら、LED化とかそういうものを検討して、町民の安全確保に繋げていっておるような状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

当然、財政が厳しい中での予算繰りということで、あとで質問させていただく中でも、ちょっと予算について、つけていただきたいなというようなお願いをしようかなと思っとるんですけれども。

昨年、私が12月議会で一般質問しました自動販売機の売り上げの一部で、防犯カメラの設置の提案というのが、業者と前に進んでいくというようなことを町長からお聞きしておりますので。そういう街灯とか防犯灯なども、町の予算の負担が少なく、取りつけていけるようなそういう方法なども、これは行政のほうにも調査していただくとか。また、私たち議員も町の予算を使わずに何かいい方法はないかなということで、提案させていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。3番目ですが、各小学校での不登校の児童・生徒の心配があるわけですが。こういうですね、不登校の児童・生徒の対応はどう対応されてますかということで、学校教育課のほうにお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

不登校対策といたしまして2つ考えております。

1つはまず未然防止です。子どもが、学校は楽しい、教室にいることは嬉しいことだ、のように、日常的に子どもの居場所づくりが大切だと考えております。そのためには、子どもたちの学習意欲を高め、学力を確実に身につけられるような授業づくりや友達同士が仲よくなれるような活動を仕組むことなどが考えられます。

具体的には、日々の授業、運動会や体育会のような行事を通して、この集団で活動できるっていいな、のような所属意識を高めることで、不登校を未然に防ぐことができると思います。

それと2つは教員の共通理解でございます。不登校児童・生徒に対しては、担当の教員だけでなく、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門

家を活用して、定期的にケース会議等を行うことで、児童生徒の現状の確認をすること、今後の短期の目標や長期目標を立てることなど、教員同士で共通理解を図っております。

ただし、すぐに学校に行かせるべき児童・生徒の数が多く、少ないだけで不登校に関する評価をすることは難しい場合もございます。また、全体的な対応といたしまして、福岡県に「福岡県アクション3」という不登校対策の基本方針にのっとり指導しています。このアクション3というのは福岡県のホームページのほうに載っております。それで例えばそれは、朝は5分早く教室に行って、これは先生なんですけど、朝5分早く教室に行って、児童・生徒の出迎えをすとか、夕方は教室を出るのは最後に出る、欠席1日で様子をうかがう、電話連絡をする。3日休むと家庭訪問等の福岡県のアクション3の活用も行っております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

先月の2月25日の火曜日、午後2時からサンレイクかすやで学校経営発表会が開催されまして、各小・中学校の校長先生が1年間の取組みについての学校の現状をお聞かせいただきました。

各校長先生のリーダーシップのもと、生徒の学力の向上が見られ、学習意欲が高まっているとのことで嬉しいとですね。私自身こう頑張ってる、ここ何年ず一つとやっぱ粕屋町の子どもたちは頑張って、もう全国以上な、そういう数値を示してるということは、ものすごくやっぱりこれは、当然粕屋町民自体が喜ぶべきものじゃないかなと思いますし、もっとうちの粕屋町の児童・生徒の学力が高いんだよということでも、もっともっとなんかこう宣伝してもらいたいなと。いや、これはもう私の1人の気持ちなんですけれども。

そういう発表会があった中でも、やっぱり不登校ですね。不登校につきましては、小学校も中学校も数字を出していただきましたので、過去の数字と比較すれば児童。小学生は、数値的には減ってきてるなということで、これはもう学校現場ですので、この数字だけでは表されないという、いろんなことがあると思いますけれども。中学校を●●に見てみますと、それはもう当然1番大変だなというときと比べれば、この不登校の数というのは、数値で見ますと減ってきております。

そこで私がいつも、いろんな学校関係者もそうですけれども、地域のお母さん方ともこうお話をさせていただく中で、やはり不登校が多いのは、絶対数が多いからとかいう言葉がやっぱりどこかで出てくるらしいんですね。ですので、絶対数が多

いからといって、生徒が多いからといって、不登校の生徒が多いということは限らないと思いますので。そういうところにつきましては、西村教育長に質問させていただこうと思ってましたけれども、本日ちょっとおられませんので、またそういう時間があれば、また、質問をしたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。次はですね、学童指導員の民間委託についてということですが、これは令和2年4月から学童保育指導員は、民間委託となるわけですね。確実にもうなる方向でいってますが、この学童保育指導員の今までの労働条件ですね。

民間に行くことによって、何かこう労働条件が変わるのかなということで質問いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私に、まずは質問でございますが、総括的にまず私のほうからお答えいたします。

これは包括委託になったとしても、現状の雇用条件については何の変更もない、という基本スタンスで考えております。学童保育所の指導員さんの雇用要件につきましても、同じように包括委託となりましても、運営内容が変わるだけで、運営の主体が変わるだけで、内容は変わりません。業務時間、業務の内容、変更は発生いたしません。給与についても同様でございます。

あと詳細は、ちょっと学校教育課のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

学童保育所の指導員さんの雇用条件についてでございますが、先ほど町長が言われましたように、包括委託となりましても、学童保育所の運営内容が変わるわけではございません。

業務時間や業務の内容については変更は発生いたしておりません。給与につきましては、包括委託の検討時点から、現給保障の考え方を基本としておりましたが、事業者の決定後に更に協議・検討を重ね、今後の最低賃金の上昇や指導員さんの雇用において、なかなか応募が少なく、必要数の採用が難しいといった状況を勘案しまして、時給の単価を今現在上げております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

学童保育指導員のやっぱり確保もあるという中で、当然時給のところに、お金を上げるということで、今答弁いただきましたけれども。上げていただくのはもう本当、非常に、学童指導員さんの今後の励みになられるんじゃないかなと思いますが、これは2番目の質問にもちょっと関連してきますので。

この今まで学童指導員の給与に資格加算とか、経験加算について二度、一般質問私してきましたけれども、町長は検討しますとの回答いただいたんですが、この学童指導員さんが、次に行かれる民間の会社、委託先にそういった要望は出されましたでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

結論から申し上げますと、先ほど単価を上げることでの対応しかしておりません。

これはですね、その単価を上げることすら、扶養の関係で、いや私はちょっとつという方もおられるようなんですよ。個々の事情があるようでございます。今後、このことについて資格加算、経験加算につきましても、協議を進めてまいりたいと思います。全体的には人材の確保という観点からすると、今非常にその平たく言うと、取り合いっていう状況。各種のこういった人材の登用につきましては、そういう状態がございます。

そういったことで待遇の改善につきましては、今後検討してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

学童保育所というのは、単なる児童を預かる場所でもない。

それはもう当然ですが、更に安心安全な保育提供をと、ここで言うまでもないんですけども。やはり学童指導員さんという方は、学校の教員免許を持たれて、更に放課後の児童支援員の資格も持たれる中で、教育現場なんだということで働いてあるということで、再度こう認識してもらいたいと思うんですが。

学童指導員さんそれぞれ先ほど町長言われましたけれども、やはり余計収入もらうと、またいろいろこう、夫の扶養とかそういうのがあって、そういうのはどうかなってということもあるかも分かりませんが。実際、学童指導員さん、これ去年の9月ですかね、学校教育課から一応現状の資料ということでいただいた中で、今分かりません。どのぐらいの数になってあるか分かりませんが、大川保育園も入れて

38名。その中で5年から10年働いてある方が13名、10年を超えてある方が11名という、粕屋の学童保育のために頑張っておりますので、やはり今後も指導員の確保も含めまして、指導員の資格加算とか経験加算とかいうのも、ご検討いただきまして、次の質問にうつらさせていただきます。

最後になりますが、中学校の英検取得状況についてということで、質問させていただきます。

令和2年4月から中学校の英検取得状況についてということで、最初になりますが、令和元年度の英検受験者合格者、3級合格者数、3級以上の合格者数は何人おられますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

今現在、学校から報告を受けてる分でお答えします。

まず、令和元年度英検受験者数は236人でございます。合格者数は153人、3級の合格者数は63人、3級以上の合格者数は67人でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

私がこの質問は、毎年3月のこの議会で説明を聞いてるわけですが、年々受験者の数も、また合格者、更に上級の資格を取ってるということで、こういうシステムはどんどん応援していきたいということで私自身は思っております。

この英検の補助というのは、先輩議員が以前の一般質問の中の第5次粕屋町総合計画の中で、子どもたちに英語に興味を持ってもらい、英語に自信をつけてもらってこれからのグローバルな社会で生きていく中で、何か目に見える形がないかということで、3年生のみの対象だったのが1、2年生にまでこう広がってきてるわけですが。

この英検取得の一つの目標が、ほかの教科にも繋がっていい相乗効果をもたらしているんじゃないかなということを私自身感じてますが、この英検受験料の補助で、何かこう生徒に何かこう変化が出てきてるのかなということで、お伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

変化といいますか、今私がちょっと調べているのは、ちょっと去年と比較をいたしまして今年度若干減っております。

その理由といたしまして、去年の2年生が3級若しくは3級以上の取得がかなり多かったと。それとあと、今年は第1回目の開催日が中体連の日程とちょっと重なったところもあって、今回少し、去年に比較したら減っておりますけど、そういう情報は今私が確認できたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

すいません、ちょっと私の情報不足で。今早川課長が言われたのが、英検取得の状況だということで、また、確認させていただきたいと思いますが。関連でよろしいでしょうか。関連といいますか、いつも私は英検だけじゃなくて、もっとやっばり生徒の得意な科目にもそういうことで、そういう補助費をつけていただきたいということで、西村教育長にお話ししてたんですが。

平成30年の3月議会で、児童生徒の検定の助成の拡大ということで提案しましたが、西村教育長の答弁は、検定料補助については、受益者負担なんだと。これが基本なんだということで、そういうスタンスというのは、変えてあられないんですけれども。当時の町長と今新しく箱田町長になっておられますので、そういうほかの教科、国語とか数学などの生徒の得意な科目でも、そういう資格援助の拡大と、これ予算については町長にということで、先輩議員から教わっておりますので、どうだろうかということでお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今日本の教育で非常に重要な点は、この英会話。そしてまた、ICT教育。これは世界的に非常に遅れてるっていう現状は現実的にございます。

従いまして、日本の国策として今回タブレット端末等の配布によって、そういったものを解消する。また、学力の向上をそれは引っ張っていくんだという観点から、重要な施策に今年度からなっておりますのでございます。

様々な検定がございまして。数検、国語検定、漢字とかあるんですが、そこまでのことをすべて網羅したことは、多分教育長の考えとしては、今まだそこは踏み込めないだろうということだろうと思います。

ちょっとここは、まだ詳しい協議をしたわけではございませんから、それ以上は申し上げられませんが、今、前段議員が言われたように、英語についての学力アップ、これがそれとICTの教育、これは非常に粕屋町においても例外なく、重点的に進めるべき子どもの教育の柱だろうとは思っています。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

町長の見解もいただきましたので、今後の流れを見ながらまたお話しさせていただくときには、しっかりとお話しさせていただきたいと思います。

それでは最後になりますが、平成28年度から平成30年度までの英検受験の、受験料補助費の予算及び執行額をお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

執行額を説明します。

平成29年度、予算32万円組んでおりました。執行額は8万8,400円でございます。

平成30年度、予算を49万円組んでおります。執行額は27万6,350円でございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

当初にしっかりこう予算を、やっぱり予算が非常に厳しいという中で、予算をつけていただいておりますが、執行されなかった予算については、どうなってるんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

執行されない分は、もうそのまま補正のほうで落としております。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

ちょっと私の質問の仕方が悪かったかも分かりませんが、そういう補正のほうでということでの話とか、何かあるんでしょうけども。

やはりせっかくこう組んでもらってる予算ですので、もっとこういう資格については受けなさいよ、というような、そういう各中学校の先生方にはお願いしたいと思うんですけども。この当初の予算で執行できなかった分は、もうそういう形で使えませんが、できたら英検とかいうのは年に3回ありまして、大体2回ぐらいで終わっております。ですから、去年の表を見ると、3回ある中で、2回までしか

実施してないというような資料を見て、私言ってるんですけども。

やはりその予算が余るなということで、ある程度早い時期に分かれれば、なんか、英検に使うとかいうことじゃなくて、何かやっぱり教育関係のお金に当然、やっぱそういう時期になれば、やっぱり何といたしますかね、2回目が終わって、そのあとの期間で、何かうまく教育費にかけれるようなお金がありましたら、そういうふうなお金にも使っていただけないかなと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは教育予算だけではなくて、すべての予算に共通する事項なんです、事前に予算の審議でこういったことで今年度は事業計画をしますよということなんです。

突然発生したような事案につきましては、例えば選挙とか、そういった場合には専決処分、私の専決処分です。やったりするようなことがございますが、基本的には当初予算で説明した内容で、その年度を考えているわけです。必要があれば、事業的に必要があれば補正予算を作るということで。なかなか、今おっしゃるように公の、公金ですので、その説明もしてない、全くその計画になかったようなことに流用するっていうのは、基本予算計上主義という形から言うと、若干逸脱したような形になると思います。

ただ、内容的に類似するようなことにつきましては、これは私自身も認めて執行はさせております。特にこういった英検とか、その年度で取組むべき重要な子どもの教育の課題につきましては、総務委員会のほうでも説明をしておりますので、それ以外で勝手に流用したというふうなご批判も招く恐れがございますので、この辺は慎重に対応してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

井上議員。

◎2番（井上正宏君）

教育予算につきましてはとか、要するに予算というのはもうちゃんと年間で決められてるものだから使えないよと。しかし、町長が認めればという答弁もいただきました。

教育費にけるお金を財政が厳しい中でも、やっぱり20年後30年後の投資だと思われまして、今後もこの教育の予算につきましても、いろんな形でご相談していきたいと思っております。

これで私の一般質問を終了いたします。

(2 番 井上正宏君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今から暫時休憩いたします。

少々疲れておられるだろうと思いますので、再開を15時ちょうどいたします。

(休憩 午後 2 時43分)

(再開 午後 3 時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号 3 番、案浦兼敏議員。

(3 番 案浦兼敏君 登壇)

◎3 番（案浦兼敏君）

皆さんお疲れさまです。あともうしばらくですんでお付き合いください。

議席番号 3 番、案浦兼敏です。一般質問通告書に従い質問いたします。

今回の質問は、1 問目で当初予算組織等について。2 問目で、交通対策についてであります。

まず 1 問目の当初予算組織等のうち、当初予算についての質問です。

箱田町長は、今回 2 回目の当初予算を編成されたところであります。歳入では、税収の伸びが見込まれるものの、これに伴い、地方交付税が減額される中、基金などを活用し、過去最高の予算規模。一般会計で151億3,100万円の当初予算を編成されました。歳出では、障がい者サービスや保育所などに関する費用が年々増加しており、この中で町長公約事業を組み入れることに大変ご苦勞があったものと推察いたします。

そこでまず質問ですが、この当初予算の特色、特に町長がどこに力を入れられたのか。また、町長公約事項、事業がどの程度盛り込まれたのか、お伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が今、ご紹介していただきましたように、当初予算151億3,100万円。これは粕屋町の町政施行以来、最高の金額でございます。過去最大の予算規模となっております。

ただ、その予算につきましては、令和 2 年度、もう非常に様々な問題が山積しております。自然災害対策、そして待機児童の解消、施設の老朽化への対応。ありとあらゆる問題が山積する中、基金からの繰り入れを増やしてでも、問題のこの課題の解決に向けた必要な事業を実施することを観点に、可能な限り予算に盛り込みま

した。

その中でも私の公約事業として、先ほど冒頭初日に施政方針で申し上げましたが、住みやすいまちづくりについては、私立認可保育所の開所、ふれあいバスの運行の充実、そして長者原酒殿駅前の整備でございます。また誇れるまちづくりの観点からは、駕与丁公園の再生化、また安心して生活できるまちづくり、この観点からは、ため池の耐震診断の実施とかハザードマップの作成。そしてまた、ICTを活用した見守りサービスの導入など、様々な事業、事務事業を計上いたしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにいろんな公約事業の中で、いろんなことに予算つけていただいておりますが、このままではやっぱ人件費や民生費、教育費など、経常的な費用が年々増加し、政策的な費用が捻出できない状況になることを心配しております。

町長は、予算要求を1件ごとに精査すると言われておりますけど、それはなかなか困難なことでございます。幸い粕屋町は事業評価制度もございますし、そこで質問ですけれども、今回、事業評価などを活用して、見直し縮減した事業あるのかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだ平成31年度、令和元年度の事務事業評価はまだ行われませんので、直近の分についての評価はされませんが。

従来から介護福祉課所管でございますけれども、高齢者対策。これご批判はもう重々承知しておりますけれども、敬老祝い金事業あたりがちょっとダブってるような分もございます。昔は長寿者鶴寿祝い金等で100万円を支給したりっていうようなことでございましたが、過去の経緯からそれを10万円に縮小したりというふうになるべくそのコストカットをしてやってきた経緯もございます。

今回、実施手段の内容を見直したり、敬老祝品の贈呈事業、お金じゃなくて祝品の贈呈事業に見直したり。あるいは単価を見直すことと共に、アウトソーシングすることによって、事業費の削減を行っております。

また、これ全般的なことなんですけど、人件費もなるべく要求がありますけれども。これについては、それぞれ喧々諤々の論議をやりながら、人件費の抑制もしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに昨日の説明ですかね、高齢者の生きがい対策の中で、敬老祝金から敬老祝品の支給事業ですか。そちらのほうに切り替えることによってから、縮減を図ったってという説明があります。

私は福岡市においても、ずっと私が現職の頃からやはりこういう見直しはずっと年々行われてきておりましたし、やっぱりこれだけの高齢者人口を抱えた場合、なかなかこう財源的なもので、なかなか対応できないところはやっぱり見直しなりやってきた経験がございます。

また、これまで税込、今年度税込はかなり伸びておりますけども、今後の景気ですか。消費税増税とか今回の新型コロナウイルス対策などによってから、今後、景気の下ぶれが懸念されるところでございます。そういうことで、町長におかれましてはもっと、今後もっと踏み込んだ見直しが必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

年々厳しくなる財政状況の中で、新規に財源を確保する方策を講じることが必要であります。ほかの市町村でも、職員がいろいろ知恵を出し、様々な方策を講じております。

そこで質問ですけども、今回当初予算に応じて講じた新規財源対策として、何があるのかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

財源の確保は伸びゆく財政需要の中で、非常にもう重要なことでございますが、今若干、議員がお触れになった税収の関係。それで言うと1億円の税収が伸びても、7,500万交付税カットされるというような状況ですね。これはもう交付税制度の仕組みなんですけど、1億円稼いだと言ったらちょっと語弊があると思いますが、1億円伸びたとしても、2,500万程度の合計では、税収の財源の伸びにならないというようなこともございます。

また、ふるさと納税につきましても、返礼品、そして事務的な経費で20%ほどとられ、返礼品が30%ですので、約50%程度しか実際のふるさと納税寄附金の実入りはないというような、制度上の資金もございます。

従いまして、非常にストレートに財源が伸びるっていう具体的な施策は、もうはっきりいって新しい新税を設けるしかないんですが。これもまた非常にハードルが

多くて、大きくて、観光税とかいろいろその地方によっては考えてありますが。粕屋町におきましてはちょっとそれは選択肢としては下位だろうと思います。

従いまして、今やれる財源の確保ということで、まずはその短期的には、昨年落ち込みましたけれども、ふるさと納税制度。これをやはり開拓すべき課題として、特に幹部職員については、今年度いろんな情報を集めてこい。私自身も営業マンとして動き回りますが、粕屋町の産品として何かその新たなものがあれば、粕屋町の企業内に企業の方々にお声をおかけして、ふるさと納税で売り出すものがあつたら、売るのは粕屋町がどんどん売りますよと。作ってください、開発してくださいというような働きかけを積極的に今年度も行っていきたいと思っています。

事実、昨年度からその辺は動きがございまして、新しい産品の開発に意欲的に取り組まれる業者さんもおられます。そういった地道ですがそういったことも考えております。また、一般質問の初日から申し上げておりますが、長期的にやはり税収のインフラといいましょうか。基盤を底上げしないといけないということで、企業の誘致、立地についても今年度から取組んで、将来的な税収の安定を図りたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに今年度、町長のほうが新規財源対策として、企業立地対策事業というのを新規に出してあります。

ちょっと来年度予算規模的に、総額は28万9千円で旅費と消耗品を組んでありますけれども、これでどれだけのことができるかなという、ちょっと心配があります。ただ企業誘致のほうは、やっぱり実際効果が出るまでかなり時間がかかります。ですから、例えば12月議会でも言いましたけれども、例えばほかの方法も。例えばクラウドファンディングの方法も、検討されたらどうですかというような。そちらのほうは時間かかりませんよね。やっぱり企業立地で言ったらやっぱり、いろんな仕組み、仕掛けをしとってから来てもらってるするから、それから税収が上がるまでかなり時間がかかりますけれども。それも重要なことですけれども、もう少しほかの方法も職員の方々のいろんな知恵を出してから、取組んでいただいたらどうかというふうに考えてます。

それと今、ふるさと納税についてからお話がありましたけれども、市町村の返礼品競争が激化したということから、総務省は要件を厳格化したと聞いてます。これによりましてから、粕屋町においても本年度、ふるさとづくり寄附金が大幅に減少したと聞いております。

それで、総務省はどのように要件の厳格化を図ったって言いますけども、どういうふうに厳格化要件を定めたのか。お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今までは、泉佐野市じゃございませんが、そのこの産品ではなくても、例えば営業をする会社、仲立ちをする会社が市内町内にあれば、そこを通して売るんだと。確かに、地方自治体の中での企業としての売り上げというのは伸びますから、その意味じゃ外してないんですね。

但し、基本的な考え方としては、そこでその自治体、地方公共団体の区域内で算出した、要するに創出した、生産製造したっていう産品を売ってくれというのは基本的なスタンスでございます。ただ、これを若干今度は緩和の方向で、福岡県については博多あまおう、そしてもつ鍋、博多和牛、それと鶏もやっただすかね。そういった指定品目については、福岡県内の自治体であればどこでもいいよというような緩和措置もしております。

あわせて、そういった緩和措置にのった形で、先ほど私若干申し上げましたが、もつの関係とか肉の関係の加工品についても、今年度新しい取組みとして、ふるさと納税の返礼品として掲げていきたいとは思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

先ほど、今年度大幅に減少したということで、元年度の今回の補正予算見ますと、収入が8,500万見込んだのが3千万ですか。5,500万円減ってるわけです。

今度、2年度の当初予算見ますと、ふるさとづくり寄附金の歳入は5千万。3千万から5千万円やけ2千万ですね。上積みされてるんですけども、そういう対策としまして、先ほど町長がおっしゃられましたような、そういう新たな品目を取組みですか。そういう対策をどのような対策を講じておられるか。

先ほどの言葉とちょっと重複するところありますけども、再度ちょっとご説明お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど説明の中で、製造されたその自治体で製造されたものと説明しましたが、もうちょっと詳しく言いますと、ちょっとはつきり分かりません、70%ですかね、

は、その自治体で製造されたものしかだめだと、総務省のほうはそんなふうにいるんですね。

ですから例えば、分かりやすく言いますと、おせちがありますね。そのおせちの内容の食材、その中でもう今までは、いろいろもういろんな自治体への粕屋町域外からの製造されたものをかき集めて、おせちとして粕屋町の企業さんが売ってあった。そういったものは、今後だめですよということだったんですよ。ですから、それが大きく影響して令和元年度のふるさと返礼品の減少になりました。ふるさと納税の減少になりました。これを、改善をしてもらうという方向で今協議中でございます。70%以上のものを製造粕屋町内で製造してもらって、どうしてもその外からの調達じゃなければならないようなものは、これしょうがないんですが、基準をクリアしてもらうようなことで、売り上げを延ばしてくれと。ふるさと納税として基準に適合するものとして、売り上げをしてくれというようなことを、今働きかけをしておる最中でございます。

それと、先ほど言いましたように、新たな産品として、もつ鍋あるいは肉あたりのものも、そのメニューの中に入れたいと思います。ただ、非常にですね残念なことはあまおう。これは、他町のことを具体的には言いませんが、1町1市ぐらいは、非常に大きな売り上げのウエイトを占めております。これは私自身もう直接かけ合ったんですが、なかなか難しいみたいですね。あまおうを、どこでも誰でもできるっていうもんじゃなくて、やはりキャリアとか、あと土地というんでしょうかね。そのあまおうを栽培するにあたっての畑的なものがあったり、病気とかそういったものに対する耐性が非常に低いということで、その栽培については難しいものがあるようでございます。

ただ、私がいろいろお話しした方は、そのあまおうの栽培についてのノウハウは教えていいと。もし手をあげる方がおれば、遠慮なく言ってくれっていうようなことは、そういうお言葉をいただいておりますので、どなたかおられれば積極的に進めてまいりたいと思います。

事実、ある方は、それに取組まれましたが、途中で挫折されたこともございます。先ほど言いました理由で、非常に栽培が難しいということがあったようでございます。しかしながら、このあまおうの売り上げというのは非常に全国的に人気が高いものですから、諦めずにこの辺は検討してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

今の町長の答弁では、一つ。物流の場合、大きなウエイトを占めてましたおせち

料理ですか。国の措置で見直しで今年度はだめでしたけども、来年度はふつうに今まで材料を集め自分のところで作らないで集めとったのを、セットして売ることがだめだったんで。今後そういう粕屋町の工場のほうで、ある程度そこ70%ですか、クリアする形で、50%。50%でそこで作って、ほかのところを集めて出せば、クリアできるということで。

そういうことでのおせち料理の、ふるさとづくり寄附金が増えるんじゃないかということと、イチゴの話ですか。確かにイチゴについても私も市の農業振興課長してましたけれども、とよのかからね、あまおうに替わるときはやっぱり農家のほうは難しいから、敬遠してました。やっぱり炭疽病とかそういう病気が入るし。そういうことでなかなか。ただ、あまおうは、粕屋町糟屋郡の北部のほうはたくさん作ってますけども、中南部のほうはあまり作ってませんので。それによって粕屋町のほうで、そういう農業振興はできればというふうに期待しているところでございます。

次に来年度の組織定数についての質問でございます。私は平成30年3月から業務の実態を踏まえた職員定数の見直しについて、重ねて質問してまいりました。大きく変わった業務の実態を把握せず、平成12年から職員定数が237名のままっていうことは信じがたいことです。

今でこそ働き方改革ということで、過重な時間外勤務が見直されておりますが、昔は公務員も私もひどい状況にありました。過重な時間外勤務は職員の肉体だけでなく、精神も蝕みます。また、仕事の効率が落ち、本当にいい仕事できません。粕屋町の職員にいい仕事をしてほしい、このような思いから、職員定数の見直しを言い続けてまいりました。

幸い箱田町長になりましてから、職員の定数の見直しを具体的に検討されましたんで、今回、定数条例の改正ということで提案されておりますけども。

そこで質問ですけども、組織、職員定数をどのように見直したのか。また、部門ごと、特に今回町長事務部局は、180人から201名で21名増えてますけども。

職員定数増減の理由についてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

ご質問の件につきましては、粕屋町職員定数条例改正の議案として今回挙げております。従いまして、総務常任委員会でのご審議になると思いますので、今回は、概要だけお知らせしたいと思います。

まず総数では、現状237名の定員を260名に引き上げるように見直しをしたいと思います。

えております。その根拠としましては、まさに今議員がおっしゃったように、業務の複雑、そしてボリュームアップ化、また職員の疲弊。これを少しでも軽減できるようにという観点でございます。

内容の内訳の主なものとしましては、担当部局のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

詳細な内容につきましては、先ほど町長が申しましたように総務常任委員会のほうでご説明差し上げますので、少し概略なんですけれども。

町長部局の事務部局のほうになりますけれども、180名から201名。それから教育委員会部局ですけれども、53名から55名というふうな形で計画をしております。また、これは全般的に国の制度の変更とか、町の政策変更に応じていろいろ状況が変わることもございますので、その際には、総数の変更内で柔軟に対応していくというふうな形もしたいというふうに協議をしているところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ちょっとそこで気になる点を2点ほどちょっとお聞きします。

町長のほうが12月議会で、企業立地のためのそういう部署を設けるということでおっしゃってましたけども、その分については、職員体制はどういうことになっているのか。ということと昨日ですか、説明の中で、令和2年から6年度までの定員管理計画を策定ということですけど。

そこ辺はどうなってるのかそこ辺も、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

すみません。申し訳ございません、説明不足ですみません。委員会の中でもご説明をいたしますけれども、粕屋町定員管理計画。これ令和2年から令和6年度までの総数の計画を出しておりますので、それを基づいて、委員会のほうで詳細にご説明させていただければというふうに思っております。

申し訳ございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

企業立地のほうは1名だけ増員ですか、それともどういう体制なのかを言えませんか、今の時点で。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まだですね、確定ではございませんが、一般質問の冒頭のほうに私が申し上げましたように、まだ室の設置までは考えておりません。

今の職員を増強して、これは都市政策部の中で増強してセクションを作ると。そして次第に、それは肉付けをずっとしてまいりたいと思います。最初、最大の、最初から最大の職員で右往左往してもちょっとできませんので、まず核となる職員を、作って、研究要するにキックオフっていう形で研究をし、そして以後どんどん肉付けをしながら、最終的には室に昇格するという形でスキームを考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それと定数が237から260に増えたわけですけども、昨年の12月議会で聞いたところ、職員の採用計画ですか。退職3名に対して採用が13名ということで10名増えるということです、て聞いた記憶がございますけども、今年4月1日は職員は何名、職員数は何名になる予定か、お尋ねいたします。

また、その後の採用計画、これは定員管理計画とも関連しますけどもどうなるのか、そこについてもあわせてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

まず4月1日現在の予定でございますけれども、今現状が、実数233名正職員おるわけでございますけれども、これに退職と新採用等を含めまして再任用の方など、ややまだちょっと流動的な部分が残っております。

大体236名から240名の間となる予定と計算をしております。それ以降も定員管理計画の中で、退職予定を考慮しながらこれぐらいの採用をしていきたいというところで数字を出させていただいております。

あまり一時にたくさん採用しますとまた、大量退職といった弊害が出てまいりますんで、大体年によって7名とか5名とかいう程度の数字を検討しておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

次に今回の目玉、見直しによって、町の人口と職員定数の割合はどのようなのかってことですけど。

たしかこれも12月聞いたとき現在は、1万人当たり48名ということを知ってましたけども、これがどういう形でどういうふうになるのか、ちょっとお尋ねいたします。

また、近隣の町とか同じ人口規模の町との比較ではどうなのか、あわせてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

定員の町の人口と職員定数との割合、あるいはその近隣の町の比較っていうところでございますけれども。定員につきましてはあくまでも、先ほど、総務課長も申しましたように上限値という形で設定をさせていただいております。そこに向けて町では、数年かけて定員増を毎年毎年やっていくという形になろうかと思えます。数年のうちに人口も変動しますし、近隣他町における人口増加、あるいは職員数も、それぞれ変更というか変動いたしていくと思われま。

お尋ねの職員定数との割合や、近隣市町村との比較につきましては、単純比較っていうのはなかなか難しいということがございますので、参考値という形でお聞きして答弁させていただきたいというふうに思っております。

まず、人口と職員定数との関係でございます。平成31年1月1日現在の人口でございますが、4万7,658人。これをちょっと基準に対比させていただきたいというふうに思います。現定員はですね、237人でございますので、割り崩しますと、職員1人当たりの人口は201人。それから、人口1万人当たりの職員数ということになりますと、49.73。ちょっと細かい数字まであります。そういうふうになります。

これにつきましては一般職でございまして、保育所とか専門職であります保健師とか、そういうものの数も含んだ値となります。仮に先ほどの1月1日の現在ですね、4万7,658人、それを将来的の260人に今度は割り崩しますと、1人当たりの人口は、183人で18人の減というふうになります。また、1万人当たりの職員数でいきますと、54.56人というふうになりまして、4.83人の増というふうな形になります。これが人口と、職員定数との割合という形になります。

次に、お聞きになっております他町との比較でございますけれども、自治体間に

よりまして保有する公共施設等が、そういうふうな違いにございまして、必要な職員数に違いが生じ、この点からも単純なやはり比較が難しいということがございます。先ほどのやはり1月1日、31年1月1日で計算しますと、職員数の実数をもとに、人口規模のちょっとう比較をしたいと思います。まあちょっと古賀市はちょっと別格にありますし、申し訳ございません、久山町がちょっと人口の規模と私も少し違いますので、それを除く、郡内6町で比較をさせていただきます。そうしますと、人口1万人当たりの職員数を比較しますと、実数であります233人が粕屋町、今実数でございまして、それを1万人当たりに割り崩しますと、48.89人でございます。これは6か町の中で5番目という形になるようでございます。これから逆に、この将来的な260人、目標値でございすけれども、それを計算いたしますと人口1万人当たり54.56人という形で、6か町では最も多い値というふうになります。

最後になりますが、将来的に参考値でございすけど5万人に仮定しますと、52人という形になって、将来的にはすみません、3番目に多い値となるような形で、他町との人口比較は以上のような形に仮の数字でもございすけれども、そういうふうになる予定でございす。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。

次に、来年度から会計年度任用職員の採用とか、行政サービスの包括業務委託が実施されます。予算の概要書で行政サービス包括業務委託により、総務費が増加したとありますけれども、本来なら通常でしたら、本来委託によってから経費の節減が図られるからということで委託するケースが多いんですけども、今回の場合、委託には総務費の増加と言われてますけれども、その理由、そしてこの委託の目的、メリットは何か。お尋ねします。

また、会計年度任用職員の開始に伴って、人件費を大幅に増加したとありますけれども、人件費率は前年度からどの程度上がったのか、あわせてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

予算に占める人件費の比較という数字の点をまず申し上げたいと思います。

令和2年度一般会計予算における人件費の割合というのは、15.7%という形になります。一方、元年度につきましては、12.7%という形になっておりましたので、

約3ポイントの増加という形の結果になっております。これを金額で見えますと、約5億2千万円の増加となっておりますので、伸び率にしますと28.3%というふうな形になっております。

この要因といたしましては、嘱託職員並びに臨時職員の一部の方々を、御承知の通り令和2年度から、会計年度任用職員へ採用することとなっております原因が起因となっております。また、年度により業務の違いがございますけれども、単純に経費を比較しますと、令和2年度の会計年度任用職員の経費と包括委託します経費と、それから元年度につきまして、臨時職員と嘱託職員のその経費だけになりますので、それを比較しますと約1億1千万円の増加というふうな形になっております。

この二つの金額を総括して率を計算しますと、やはり令和2年度は18.8%の伸びというふうな形になっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

包括業務委託、これはどういう目的なり、そこら辺はそれで委託にしたから委託のほうはそうか、これは物件費になりますよね委託はね。会計年度任用職員のほうは人件費に、今まで物件費のだった賃金とかそこら辺が人件費になってくるから上がってくるということですね。分かりました。

時間の関係で次に。次に駕与丁公園の再生化についての質問でございます。

これについても平成30年9月から質問してまいりました。この中で駕与丁公園の公益還元型のカフェレストランなどの収益施設の可能性について、サウンディング型市場調査を実施しては、との提案を行いました。

これを受けられましたのか、町では本年度に、駕与丁公園の活用調査を実施されておりますが、この調査の進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

具体的な内容でございますので、所管課課長のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

駕与丁公園活用調査についてでございますが、町のランドマークであります駕与丁公園の再生化の取組みの一つといたしまして、民間事業者による活用の可能性を

検討しております。

公園利用者からも、公園内に飲食店や売店などの利便施設を望まれる声もございますので、現在飲食事業者を対象にリサーチを行っております。対象事業者につきましては、売上額並びに福岡県内に本店、または支店の有無などを参考に抽出を行いました全国の事業者500社を対象に、駕与丁公園魅力向上のアンケートとして、現在、調査票を送付しておるところでございます。

調査票につきましては、3月中に回収を行うようにしており、この結果をもとに、駕与丁公園に興味のある事業者を対象に、個別のサウンディングを行い、公園の有効な活用方法について、民間事業者から意見や提案を求め、駕与丁公園の更なる魅力向上を図りたいと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。

次にですね、町長は来年度の施政方針の中で、町のランドマークである駕与丁公園の再生に取り組まますってことを言われております。

そこで、町長が想定されております駕与丁公園の再生というのは、具体的なイメージについてどういうイメージを持たれているのか、お伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、都市計画課長が申し上げましたように、公園の利用者の利便性を図る。これがまず、町民が要望されている第1のことだろうと思います。それに加えて、やはり利用者の増大を図るということは駐車場の確保が必須なんですね。正直申し上げて、駕与丁公園の開園当時の駐車場は、それほど増大はしておりません。この駐車場の確保を、まずはやりたいなと思っております。それが大前提の再生化の基礎的な基本的な、取り組みの第一歩だろうと思います。

そして、今ウォーキングとかジョギング、これは町内外問わず様々な方々が、また土曜日曜を問わず、平日でも数多くの方々が利用しております。

従いまして、駕与丁公園のイメージとしては、健康の健康増進のメッカだろうと思います。あわせて、さくら・バラ。これも町の情報誌といいましょうか、九州福岡地方で販売されているような情報誌にも数多く載せていただくようになったような、非常に有名な駕与丁公園になっております。これも一つ大事にしていきながら、もうちょっとその利便性を図りたいと。

先ほど言いましたように、飲食店とか楽しめるような、歩いたり走ったり、さくら・バラを見るだけじゃなくてそういった付加価値があるような、公園にしたいと思っています。

また、平成4年に遊歩道の整備が完了して、既に28年が完了しております。今後安心して利用できるように、営繕といいましょうか、維持管理。これに取り組む必要がございます。老朽化したものを、やはり安全安心にジョギングあるいはウォーキングできるようなことに再生化する必要はあろうと思います。その辺も民間事業者の活力を入れる、入れたことによって、様々なアイデアや提案があらうかと思いますので、選択肢の一つだろうと思います。

先ほど申し上げましたバラの関係でございますが、今はバラ園180種、2,400株ということで、春と秋年2回にわたって数多くの方々が非常に来園されておりますし、5月にありますバラまつりも、昨年は1万2千人ほどの集客がございました。このバラ園の、今あるバラ園の増設といいましょうか、拡大化も一つの再生化のキーワードだろろうとは思っております。

また、一方先ほどのほかの議員のご質問にありましたけれども、公園の街灯が暗いということも、駕与丁公園はやはり時々指摘を受けます。

従いまして、この公園の照明の照度化のアップ、ナトリウム灯とか少しグレードの高いような街灯にも神経を使いながら、夜来ても安全で快適に散歩ができるような公園も、再生化の一つのイメージではないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ありがとうございました。そういう方向で、再生が具体化することを一刻も早く具体化することを期待しております。

次に2問目の交通対策についての質問です。現在都市計画マスタープランの見直しを行われまして、これに伴い、平成30年9月から11月にかけて町民アンケート調査は実施されております。ちょっとこれを見まして、ちょっと意外なことがあったんですけど。

この中で、町の将来像方向性についてということで、道路が整備され駅やバスが利用しやすい、交通利便性がよい町ということで、これが29.8%。次いで医療福祉の町、子育ての町となっています。交通利便性がいいというふうに私どもは理解しておるこの粕屋町において何か交通、そういうのも更に利便性を求める声、意見が多いというのは、今後の大きな課題じゃなかろうかと思います。また、粕屋町に住むようになったきっかけというのは、仕事の関係というのが25%で最も多く、交通

の便がいいからっていうのは6番目、7.7%であったし。

また粕屋町に住みたくない理由において、交通の便が悪いとは20.3%。ついでに買い物が不便、11.3%。これは非常に意外な感じがいたしたところでございます。また、改善すべき景観として、橋とか道路、駅や公共施設が多く、前回と比べて駅とか公共施設の割合が大きく増加しているということが調査であらわれております。

JR 駅につきまして、我が町は6つあると自慢してますけども、これらの駅はほとんどに利用しやすい状況でしょうか。来年度には長者原駅の香椎線ホームのバリアフリー化工事が予定されているようですけども、バリアフリー化工事が行われているのは長者原と柚須駅の二つだけで、残る4駅は利用しにくい状況にあります。中でも酒殿駅の状況は最悪です。

これにつきましては昨年、久我議員がトイレのことをおっしゃってましたけれども、トイレだけじゃなくて、いろんな点でバリアフリー化、バリアフリー化になってないということですが、町長はこの酒殿駅の状況についてどのように感じておられるかちょっとご感想をお尋ねします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

決して粕屋町の6つの駅を自慢してるわけじゃございません。現実的に6つの駅があるという事実を申し上げておるんですが、ただ中身的には、香椎線がすべて無人駅になってると。また駅の状態が昔のままだということで、機会あるごとにJRのほうにも要望はしておりますし、私も会議などでJRの方々に会う時には、しつこいぐらいに言っております。

ただ、周りの状況見ますと、どこの自治体もJRに対して不満を持っております。これはもう事実でございます。全く動きません。ですから、何とか動くように方策を練っておるんですが、後ほどちょっと担当のほうからご説明はいたしますが、バリアフリー化に関しても、非常にその枠といいますか制限が多いと。制限が多いながらも、何とかせめておったんですけども、何かこうはぐらかされるようなこともございます。

非常に忸怩たる思いなんですけども、辛抱強く国・JR・市町村が一体となって、このバリアフリー化を推し進めるこの施策は変わりません。

従いまして、その観点から辛抱強くJRのほうにも要望してまいります。

詳細は、また担当のほうからご説明いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

JR 酒殿駅のバリアフリー化についてでございますが、国の移動円滑化の推進に関する基本方針、いわゆるバリアフリーの基本方針では、1日当たりの平均利用者が3千人以上の鉄道駅については、駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りエレベーターまたはスロープを設置することを初めとした、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備等を行うようになっております。

また、整備にあたりましては、国、そして地方公共団体並びに鉄道事業者が緊密に連携し、整備を達成することが必要であるというふうに位置付けがされております。酒殿駅を利用されている高齢者の方々などの駅のバリアフリー化、例えば駅構内のスロープの設置は、期待値が高い要望だと認識しておりますが、町が請願駅として整備を行う場合は、管理区分の整理や多額の整備費用が発生し、難しい状況となっております。

そのため町のほうといたしましても、新たなまちづくりにより、駅の利用者3千人を超えて、国、地方公共団体、そして鉄道事業者で連携し、整備する駅のバリアフリー化を強く望んでいるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

それでは、ちょっと酒殿駅の現状についてちょっと補足させていただきます。

現在、酒殿駅南地区で区画整理事業を施工されております。これは来年度までで工事が完了する予定で、来年度は町の協力によって駅前広場、駐輪場、公衆トイレが整備されますことは、地元関係者は大変感謝いたしております。

しかし駅のほうは、駅舎のほうは数十年前の放火で消失したままで、ベビーカーとか車椅子利用者がホームに入ることは非常に困難で、また反対側ホームにつきましては一遍階段を降りて線路を渡っていくということで、非常に危険な状況でございます。

現在、通勤通学の利用者やイオンモール福岡の利用者、大体1日平均650人で乗客数でJRの資料には載ってました。区画整理事業完成後は新しい街並みはできまし、更に将来的には、駅の西側北側も同様の区画整備の施工が期待されているところでございます。そういうことで先ほどありましたように、国・県・JRに、地元も一緒になって要望してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に道路の問題でございます。先ほど久我議員とか、井上議員からご質問がありましたけれども、道路についても現在の南北方向の都市計画道路。井尻～粕屋線、粕屋～久山線、粕屋～宇美線、この整備が行われておりますけれども、東西方向の都

市計画道路の整備が遅れ、東西方向というのは、北のほうに201号線がありますけれども、南のほうにはそういう東西の部分の整備がありません。それと現在、須恵町においては、都市計画区域を都市計画を設定してないんで、結構開発行為は急増してましてからですね。須恵町方向から酒殿通ってから、これは長者原、甲仲、志免方面と流れております。また、イオンモール福岡への車がこれ、ナンバー見ますと、北九州とか筑豊の車が多いようですけれども、これが長者原方向を往復いたしてるそういう状況でございます。これにまた、区画整理で住宅が増えれば、更に渋滞が激化するんじゃないかというような懸念が住民から出てます。

今回の都市計画マスタープランの見直し案で、町の南部を東西に横断する都市間幹線道路として、南里新大間線の整備を検討すると、今回やっと挙がっております。現在の土地区画整理の中では、その区間の一部がこの都市計画道路になってますんで、幅16mですか。それを用地などで提供して、それを車道として一部道路として整備する予定にしております。これは西側に展開する西側に更に区画すると、西側のほうもずっと都市計画道路が入ってますんで、そこでも区画整理事業で道路を整備し、南里新大間線の一部の区間がそこで繋がる形になってきます。

そういうことで問題は、JRの線のガードが1番問題でありましてから、そこをクリアできれば、須恵町、二日市～古賀線のほう、新大間のほうから酒殿通って、東環状線の志免のほう、そっちのほうの東西の交通がかなりさばけると思います。そういうことですね。先ほど久我議員とか井上議員おっしゃってましたけど、これはもう粕屋町だけのあれじゃなくてから、周辺から通過交通ということですから、もう筑豊とかね、須恵とか志免とか宇美とか。そこら辺の車がずっとね通過してますんで、粕屋町だけの視点で見てもですね、いけないんで。

そこは、町長は須恵町とか志免町と連携して、早期に南里～新大間線の整備について国・県のほうに、要望して早急に整備すべきと思いますけども、町長の考え方を伺いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が今詳しく交通、新しいその南里～新大間線の効果について、おっしゃったとおりなんです。

確かに今、交通渋滞、イオンモール福岡あの横の県道を、ああいう大渋滞の中で通ったり、あるいはその狭隘な道路がまだ町内ございますので、それをすべてクリアできるような、新しい都市計画道路だろうというふうに私も認識しております。

ただ、これは町だけではなくて、県・国もやはり財源的な問題で苦しんでおりま

す。その中で優先順位をつけながら、街路整備都市計画道路の整備にそれぞれ着手しておりますが、今はそれぞれ町で重点施策としてあるんですが。今、東環状線、粕屋中学校の横から今度広田のほう通って、久山線のほうまで抜けるような道。これを重点施策として、県・国のほうも考えておるようでございます。まさにその途中までできて、やめになっているような道路ですので、もう一息いけばこれは非常にその南北につながる非常に重要な道路だと。外環状線という役割もでございます。

ですから、それと並行してこの南里～新大間線の早期整備につきましても関係町と、これは単町では、単町だけの問題ではございませんので、志免・須恵とも協議しながら、福岡県ともこのことにつきましては、機会あるごとに交渉を進めてまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

お力強い言葉いただきましてありがとうございます。

確かに東環状線が開通すればね、だいぶておっしゃいますし。ただ、もうそれまでやっぱり10年近くかかるという話を昨年の質問で聞いたところ、やはり10年近くかかるという話でしたし。それじゃちょっと渋滞がひどくなる一方で。二日市～古賀線のほうは、たしか令和4年度ぐらいになんか完成するということも聞いてますんで、そこが完成すれば、そこをね、二日市～古賀線から繋げていくと、志免のほうに東環状に繋げる線ができればいいと思うし。

だから今後、土地区画整理事業の中で、西側はそういう形でね、展開できるんですけども。そん中に都市計画道路の用地を確保して、そういう整備ができますけども。北側のほうは、やっぱりその JR がネックになって。そこをしないと北側の区画整理事業っていうのは進まないと思ってます。ですから、そこら辺について、それと北側のほうは、さっき久我議員がおっしゃったように、そこには新しい保育所もできてますんで。そこ辺の、保育所に送迎されるご父兄の方は、多分あそのガードの下通ってから田んぼ道をね、多分行かれる方、多いと思いますけども。

そういうことで、やはり早急に整備を求められておりますんで、町の力強いリーダーシップのもと、関係者を巻き込んで、国・県のほうに要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

（3番 案浦兼敏君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて本日の「一般質問」を終結いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまには、最後まで傍聴をしていただきましてありがとうございます。本日は5名をもって終了いたします。

なお、明日、4日水曜日には1名の一般質問を実施予定でございます。時間のご都合がよろしければ、明日も引き続きお越しいただきますよう御案内を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスクの着用あるいは入り口にて手・指の消毒をお願いしております。

ご協力をいただきましてありがとうございます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

(散会 午後4時00分)

令和 2 年第 1 回（3 月）

粕 屋 町 議 会 定 例 会

（一般質問）

令和 2 年 3 月 4 日（水）

令和2年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月4日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

11番 議席番号 1番 末 若 憲 治 議員

2. 出席議員（15名）

1番 末 若 憲 治
2番 井 上 正 宏
3番 案 浦 兼 敏
4番 安 藤 和 寿
5番 中 野 敏 郎
6番 太 田 健 策
7番 川 口 晃
9番 福 永 善 之

10番 久 我 純 治
11番 本 田 芳 枝
12番 八 尋 源 治
13番 木 村 優 子
14番 山 脇 秀 隆
15番 小 池 弘 基
16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（1名）

8番 田 川 正 治

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住民福祉部長	中小原 浩 臣
総 務 課 長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税 務 課 長	中 原 一 雄	収 納 課 長	臼 井 賢 太 郎
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二

都市計画課長	田 代 久 嗣
道路環境整備課主幹	青 木 裕 次
総合窓口課長	渋 田 香奈子
介護福祉課長	石 川 弘 一
会 計 課 長	藤 川 真 美

地域振興課長	八 尋 哲 男
上下水道課長	松 本 義 隆
子ども未来課長	神 近 秀 敏
健康づくり課長	古 賀 みづほ

(開議 午前 9 時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に、文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましても質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを、議事進行上強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手をされますようあわせてお願いをいたします。

それでは、通告順に従いまして質問を許します。

議席番号 1 番、末若憲治議員。

(1 番 末若憲治君 登壇)

◎ 1 番（末若憲治君）

議席番号 1 番、末若憲治、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

まずは、改めまして、おはようございます。最後ということで、しっかりよい質問にしていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大で、連日のように報道されております。昨日は大分、今日朝のニュース速報では、山口にも、初めて感染者が出たということで、新型コロナウイルス拡大でお亡くなりになられました方に、お悔やみを申し上げますと共に、現在ウイルスで戦っておられる皆さまに、1日も早い回復を願うばかりであります。新型コロナウイルスの影響ですので、もうスピーディーにやっていきたいと思いますが、もう本当に、世界中何処に行っても感染するような、まさに町長もおっしゃったように国難と言える状況です。

安倍総理大臣の突然といえる、小・中学校、高校の休校要請が発表され、町長、教育長初め学校教育課長、現場の皆さま、大変ご苦労されたことと思います。ちまたでもかなりの混乱が生じております。しかしながら、休校などの対策をとらず、小・中学校などがクラスターになってしまえば、今以上の批判を招くことになると思います。せちがないと言うと語弊があるかも知れませんが、非常にいろんな施策をやりにくい時代になってるのかと思います。しかしながら、このような状況だからこそ、今はラグビーの日本代表のような、ワンチームの精神で望む必要がある

と思います。

粕屋町におかれましても、町長の強力なリーダーシップのもと、思い切った采配を振るっていただき、この国難と言える状況を乗り越えていければと思います。議会といたしましても、両輪の片輪として、しっかりスピーディーに物事が進むように、ご協力をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問のほうに入ってまいります。まず、粕屋町における子どもたちを初めとする、歩行者の安全確保の取組みについてです。

令和2年、春の全国交通安全運動が4月6日、令和2年の4月6日から15日の10日間で期間で行われます。また、4月10日は、交通事故死ゼロを目指す日ということで、内閣府が定めておりますが。春というのは、やっぱり当然新1年生だったり、幼稚園、保育所もそうですけれども、新たな児童が生まれ、事故の危険性も増す時期でもあります。

地元に帰りましても、すごくここが危険だとか、やっぱ修繕をしてほしいということで、いろいろご意見をいただきます。また、議会報告会でも様々なご意見をいただいておりますので、町民の皆さんの安全のために、大事なことと思い質問をさせていただきます。

まず、最初の質問項目ですけれども、町内歩行者が事故に巻き込まれた交通事故の件数。また、その内登下校中の児童の事故発生件数など、詳細が分かればまず教えていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

交通事故の件数等、具体的なものにつきましては、所管のほうから後ほどお答えいたしますが、まさに交通弱者である子どもさん、そしてまたお年寄りの方々に対して、昨今、非常にその交通事故の発生が多ございます。要因は様々ございますが、まずはそのブレーキ、アクセルの踏み間違えなどが、非常に悲惨な事故も起こしております。

また、それぞれの交通インフラと言いますか、ハード的な問題も非常に多ございますが。まずは、その自分の身を自分で守るような。特に子どもさんはですね、自己防衛できるような、そういったその交通安全教育、それが必要だろうとは思っています。

これにつきましても町としては、様々な方策で対策をしておりますが、それも後ほどご質問の中にあります。

交通事故ゼロを目指して、頑張っていきたいと思います。

以後、交通事故の件数等につきましては、担当のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ご質問の町内で歩行者が巻き込まれた交通事故と、その内、登下校中の小学生のみの事故件数についてでございますが、この特定した事案について、なかなか把握は難しゅうございました。それで、町内で発生しました人身事故の件数という形でその内の、小中学校生の人身事故件数という形でお答えさせていただきます。

これは警察のほうから資料をいただいて、数字でございます。町内で発生した人身事故の件数というのは、令和元年度中、元年中という形の表現でございます。

380件発生しておるようでございます。その内小中学校生の人身事故に関しては、6件という形で、残念ですけれども6件発生しているという状況になっております。

あと、学校のほうで少し数字を掴んでるようですので、課長のほうから報告があります。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

登下校の児童の事故発生件数ですが、本年度、去年の4月から現在までで、学校のほうに確認したところ、2件と聞いております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

さすがに警察のあれになるので、どこまで町が情報を持ってるのかなというのは、私もちょっと疑問だったんですけども。ちょっと特定の事案ということで、なかなかお答えしづらい部分あると思うんですけど。

事故の原因とか、そういったもので町におりてくるのかも少し教えていただきたいんですけども、場所・原因とかですね。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

事故の件、すいません、小学生の事故で6件、先ほど部長のほうで答弁させていただいております内訳につきましては、概ね校区、それから当事者の学年、あと、事故の起きた大まかな場所の報告は、警察のほうから受けております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

原因なんかも、すいません分かります。何かこう、その事故が起きた要因みたいな、原因っていうか、そういったのまで分かるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

事故が起きた原因については、警察のほうから報告のほうは受けておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

当然車が通って、歩行者が通ればどこも事故の要因があると思うんですけど。

どういうふうな、この原因かというのが分かれば、町も県も対処できるのかなと思って、ちょっと聞いてみたんですけれども、なかなか警察の分なので難しいとは思いますが。

次のちょっと質問のほうに入っていきたいと思います。次に、通学路における歩道、ごめんなさい、道路（歩道）の危険箇所の確認は定期的に行われていると思うが、どのような方法でスパンで行われているのか。

先日来ですね、交通安全プログラムということでお話に上がってますけれども、最後ですのでできれば、詳細に教えていただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは、通学路における道路（歩道）の危険箇所の確認は、学校やまず地域の住民からの連絡を受けて、学校教育課の職員で現地に確認に行きまして、関係課と連絡をとって、まず対策を検討しております。それと今議員が言われました、プログラム会議のことですけど、これが2年に1回、通学路の交通安全プログラム関係機関合同会議というものを、関係機関で連携して安全性の向上を図っております。で、流れといたしましては、まず、各学校から通学路の危険箇所を報告してもらいます。それをこちらのほうで集約しまして、道路環境整備課、協働のまちづくり課、学校教育課で現地調査。それで関係資料を作成しまして、あと関連機関を招集します。それで合同点検を行います。

合同会議では、関係機関が連携して、危険箇所の改善・充実を検討していきます。

原則 2 年に 1 回ですが、緊急を要する場合などは、学校の要望によりその都度実施をしております。ちなみに 29 年度は 12 件の通学路の対策箇所が上がっておりまして、9 件は 30 年度に完了しております。残りの 3 件につきましても、まだ県のほうと協議中でございます。それと今年度 2 月に行いました。それでは 14 件の対策箇所が、今現在上がっておるところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

ありがとうございます。2 月の 7 日に行われたっていうふうな感じで、それはもう、その場では会議が行われたんですか。

もう現場まで確認が終わってる状況なんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

まず会議を行いまして、それからもう、その後すぐ現場を確認に行っております。それで一応 14 件という件数が上がっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

結構、やっぱりその、先ほども申したとおり、道路（歩道）の危険箇所っていうのは、すごく町民の皆さんからもお話を聞くので、1 件でも多く解消できればいいなと思いますが。

29 年、2 年前行われたやつでは、12 件中 9 件が既に解決済みで、あと 3 件が今取組んでいらっしゃるという認識でよろしかったですかね。ありがとうございます。

また、平時より危険箇所などの報告。所管課にどういった方法で、年間どれぐらい入るのかということで、これ聞いてますけども。学校教育課も今、通常緊急を要する場合だったりとか、日ごろから情報が入ってきてるっていうふうにご意見いただきました。ちなみに学校教育課ではどれぐらい入ってるかって分かります。

通常、緊急っていうか、急に、普通に、日頃から入ってる件数なんかっていうのは分かりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

すいません、その件数に関しては、今ちょっとここで把握はしておりません。

ただ、プログラム会議等でそん中から吸い上げをしまして、それで危険箇所と件数がある程度優先的にやっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ただ今のご質問の回答の中に、2年間で1回しかしてないような、ちょっとニュアンスとられたらちょっとまずいので、ちょっとお話しさせていただきますが。

通常的に子どもたちが、こういった危険な目に遭ったっていうのは、例えばドライバーから、例えば交通整理をしている方々、若しくは子どもの口からですね、今日こんなことが朝ありましたよとか。下校時間であれば、親のほうからですね、子どもが帰ってきてその話聞いて、今日こんなことがあったって言う。そういった話があった時は、随時学校のほうは、タイムリーに指導はしていただいている。

それから箇所については、非常に町民の方が窓口のほうに直接おいでいただいたりとか、学校のほうに直接行かれる場合もありますし、また、PTAという組織を使って、そこでお話をしていただいたりとかいうこともございますので、把握はかなりの部分でできてると思います。

では、町として何でそこを事前に把握しないのかっていうのは、やっぱり歩いてくる人間の目線じゃないと分からん分がありますので。こちらとしては何かのきっかけがあった時に、例えば昨年ちょっと不幸な事故が扇橋の近くでありましたけど、ああいう時には各学校、全部危険箇所、または危ないところも含めて地図を配りまして、書き込んで出せって言ったら、かなりの数が上がってきました。

しかし、その件数まではちょっと把握できてませんが、対応のほうに力入れさせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

2年に1回が妥当なのかって言おうと思ってたところですね、先手ありがとうございます。

やっぱ、やっぱりどうしてもタイムリーに、その時危険だからすぐ上げないと2年後だと忘れるなと思って。私そこら辺もちょっと言いたかったんですけども、教育長がご丁寧に言っていたいたんで、是非少しでもその上がりやすい状況というのを作っていただいていると思いますが、今後ともご尽力いただければと思います。

こういう書き方だとごめんなさい、通学路に限定しているような感じですけども。ちなみにその都市政策部のほうでも直接、町民の皆さんから危険な箇所とかがあっていうような、当然いっぱいあるんですかね。

そこいら辺もちょっと、もし回答できるのであればお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

町道の管理自体はもちろん町にありますので、その中でも道路環境整備課では町道の維持管理、及び周辺環境の維持・保全、こういったことをするために、巡視をしていただく臨時の職員の方を、2名雇用しております。

随時パトロールを行っていただいておりますが、内容といたしましては、週5日あるうちに、町道の巡視を行っていただいております。その中でも学校周辺については努めて巡視していただくように、心がけるようには指導はさせていただいておりますが。あと業務内容といたしましては、巡視によって見つけた軽微な舗装の補修、こういったことはもう直接的に見つけた時点で補修をしていただくというふうにしております。

それから、路肩部とか歩道部。こういったところに草が生えたりして、除草の必要があると、そういった場合も即時、その場で対応していただくようにしております。あと、放置自転車、それとか不法投棄物、こういったものがある場合も撤去・回収を行っていただくようにしております。あと、道路上とかで鳥獣とか犬とか猫の引かれたりとか、そういうふうなものの撤去。こういった業務を多岐にわたってやっております。

だから巡回に出る回数も合わせますと、やっぱり年間で2千件弱ぐらいの案件に対応していただくというふうなことになるてきております。また、危険箇所につきましては行政区長さんのほうから、区要望というふうなことで上がってくる場合もございますし、あと町民の方から直接的に、通報的に教えていただくという場面もあります。そういった場合は、現場の確認を行いまして、状況に応じてできるだけ速やかに対応するように心掛けておるところでございます。

年間を通しての件数ということで、通学路という限定はちょっとできないんですけど、補修の修繕とか、安全施設の設置。こういったものを含めると大体50件ぐらい。3年間ぐらい平成31年度が数字ありますけど、大体50件程度の件数の区からの要望等の対応を行ってきております。

以上の内容が道路環境整備課としての対応ですが、あと道路環境整備課長のほうから、職員のほうにお話をする機会がありましたので、そういった場合には通勤と

かされる際の行き帰りのところで、道路に関するそういった補修箇所などがあった場合は連絡を入れてほしいと。

そういうふうな呼びかけなども行っておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

すいません。大体その50件ぐらいのところ、ご丁寧にご説明いただいたんですけど、大体その50件情報が入ったやつは、大体概ね50件すべて対応できてるということでもいいんですか。

何かご意見いただいたのは、どれぐらいクリアになってるかっていうのをちょっと教えていただけると。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

先ほど言いました50件というのは、行政区からの要望箇所で安全対策に係わるものが50件。年間、50件程度あるということのご説明をさせていただいております。内容としては道路舗装とか、あと交通安全施設というようなことで、例えばガードレールが悪くなってるとか、カーブミラーが設置してほしいとか、そういうふうな内容が含まれております。

あと外側線とかラインが薄くなってるとか。そういったことに対しての要望が上がってきますので、そういったものに対応して実施しております。

基本的に要望された内容については、必要であるものに関してはすべて対応してきております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

どうしても毎年というか、予算ベースでも福祉費用が増加してて。やっぱ都市政策部、30年度の決算ベースで言うと、大体14、約15%ぐらいの費用しか、費用しかってというのは妥当なのかどうかちょっと分かりませんが。予算としてなかったもので、どれぐらい解決できてるのかなというののもちょっとあったんで。

詳しく教えていただいたんで、危険箇所はある程度クリアできてるっていうような認識でいいかと思いますが。町民の皆さんからダイレクトに入ってくるのは、やっぱり基本的には電話でとか、来庁されてっていうのが多いんですかね。すいません。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

具体的な件数としては、ちょっと把握したものがないんですが、やはり電話の通報が多いかと思います。今後、やはりそういったことの通報のし易さとか、あと町内を回る、例えばごみ収集車であったりとか。外部で言えば、郵便の配達者であったりとか、そういった方々がおられますので、そういった方々に対する協力要請といったようなことも、今後検討していきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、やっぱ私も次の情報発信のほうで触れるんですけども、福岡市なんかはLINEとかでも、道路の危険箇所を通報できるようなシステムとかできてるので、ちょっと個別の案件ですけど、道路が陥没してる、タイヤがパンクしてしまったとかっていうのが、ちょっとあれに出てくるんで、できうる限りタイムリーに情報を吸い上げられるような情報というのが、やっぱり今後の課題になってくるのかなというふうに思いますので、引き続きお願いいたします。

できうる限りですね、やっぱりその危険箇所を取り除いていくっていうのがやっぱり1番大事で、ハード面を整備していくっていうのは大事なんですけど。やはりすべて結構多いのがやっぱり信号機の設置だったりとか、歩道の設置だったりとかっていうのは多いんですけど、なかなかやっぱり、私もやっぱそう簡単にすぐ現実厳しいなっていうのが正直あって。

それも町民の皆さんにも分かっていただくためにお話をするんですけど、なかなかやっぱり歩道付けてよ、いやそう簡単にいかないんですよって話じゃないですか、やっぱり。その中で今日今回、最初に町長も言っていたんですけども、やっぱりソフト面の整備、やっぱりこれを今後、もっと重点的にやっていく必要があるんじゃないかなということで。

ちょうど、春の交通安全推進要領の中の第7、運動の実施要領の中に、まず自治体が取組むべき項目として上がってる、この4つですね。私が下記に上げているこの4つにおいて、町としてどういうふうに取り組んでいるか。要するにこう、例えば、啓発だったりとかそういったことも含めて、そのソフト面のことについて、聞いていきたいというふうに思います。

まず、最初の1項目なんですけど。地域・家庭などにおける活動ということで、ホームページにそういうふう書き方があったんで、ちょっと分かりにくいかも知

れませんけども、地域や家庭などに、どういうふうな支援や啓発を行っているかというのを、今現状分かれば教えていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以下、議員のほうがそれぞれの所管のほうでの対応、結構細かい項目でありますので、それぞれ所管のほうから個別にお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

私のほうから1点、地域・家庭などに活動に関する件でご報告させていただきたいと思います。毎月、1日と8日に、地域の交通安全指導員の方々によりまして、交通立ち番の実施を行っていただいております。また、20日には議員の皆さまもご協力していただいておりますけれども、区長さま、それから議員の皆さま、それから交通安全指導員などで。これには役場の職員も参加しておりますけれども、交通事故をなくす、町民、本部による、街頭立ち番という形で実施しております。加えて、登下校中の時間帯につきましては、町で持っております、青パトを回しまして通学路をくまなく巡回、時間がありますけれども、その時間帯だけですけれども、そういう形で児童・生徒の安全対策を行っております。この青パトにつきましては、有事の時は臨時的にもパトロールをその時は回しております。

また、各PTA等の団体やボランティアさんによりまして、独自の街頭啓発とか、そういうものを行っていただいている状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、地域・家庭などにおける活動ということで、ちょっと余談ではないですけども。ちなみになんですけど、交通事故に生涯あう確率っていうのがちょっと出てて。一生涯事故にあう確率、2人に1人、事故にあう確率がある。災害でいくと、ちょっと私が見たウェブなので、正確な情報ではもしかしたらないかも知れませんが、4人に1人なんですよ。災害にあう確率は4人に1人。災害にあう確率よりも、やっぱり事故にあう確率のほうが高いということが書いてあったんですけど。

地域において、行政区なんかでは自主防災組織。防災に対しては、すごく地域ぐるみで今やっぺらっしやるなという印象があるんですけど。

ちなみにその交通対策に関しては、行政区の中での何か取組みを要望したり支援したりということはありますですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

行政区に関しましては、先ほど部長のほうが申しましたように、行政区長さんには交通立ち番にご協力のほうはいただいておりますが、行政区として、例えば講習会をするとか、そういうものは、現在のところ実施しておりません。

ただ、老人クラブ、シルバー、高齢者の集まりとかそういうすいません、シニアクラブですね。そういうところに交通安全教室とか、そういうものを実施で出向いておることはございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

区長さんのテーマといいますか、区長さんも大変だと思うんですけど、できればその自主防災組織的に地域ぐるみで交通安全にとかっていうのが、例えばながら防犯とかはありますよね。

町長の施政方針の中にも書いていただけてますけど、そのながら防犯とかをも、交通安全の何ですか、それを兼ねてるんですかね。ちょっと教えていただければ。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

防犯っていう名前は付いていますが、もう自動的にこれはちょうど登下校時に先ほどシニアクラブ等の説明しましたが、それだけではなくて、例えばご家庭におられる方々の散歩とか、そういった日常の生活の中で、何かをしながら防犯すると。同時にですね、この登下校時にそれは特にやってくださいということですので、自動的にこれ交通安全上の対策にもなると思います。

これ、しいて交通安全というふうにうたっておりませんけども、ながら防犯は子どもたちの登下校時の安全確保という観点ですので、交通も含まれておると思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

是非、そのながら防犯をしていただける方へも、そういう意識が多分あると思うんですけども、その徹底をしていただきたいなど。やはりこう地域、行政区なんかも巻き込みながら、やっぱりもっと活動っていうか行動を起こしていただけるとありがたいなと思います。家庭においても、当然広報やホームページなどを利用して、啓発を行っていただいていると思いますので、引き続き、やっぱり、まず家庭でそういう親がやっぱりしっかりと交通安全のことについて子どもたちに指導できれば。

やっぱり私もよく見るんですけど、お子さんを連れて横断歩道を渡らない親御さんとかも、結構いらっしゃいますもんね。嘘っと思って。僕でも気づいたら渡ってません、正直。渡ってませんということはないんですけど。渡るようにしないといけないな。お子さんがいらっしゃるやっぱり保護者の方、特にやっぱり気をつけていただいて、横断歩道を渡らないと。やっぱり子どもたちもいいんだっていうふうに、思ってしまうと思うので。

まず、当然家庭からやっぱりこう、交通安全に取り組むっていうのが、大事になるんじゃないかなと思ってます。何でも小学校とか学校任せではなくですね、まず家庭がやっぱり根幹になるのかなと思うので、地域・家庭などにおける活動を、今後また更に強化していただきたいなというふうに思います。

今度は、幼稚園・保育所・小学校における活動について。交通安全の教室みたいなものも、行われているのかなとは思いますが、そこら辺のまた詳しく詳細を教えていただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

こども未来課所管では、昨年令和元年9月に、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検ということで、福岡県県土整備事務所、粕屋警察署、道路環境整備課、こども未来課、各保育園と共に合同点検を実施いたしております。

その結果、対策が必要な箇所につきましては、随時対応を行っていく予定にしております。また令和2年春の全国交通安全推進要綱の実施要領に記載されております、幼稚園、保育所における活動として、園児に対する交通安全教室を毎年実施しております。

例えば、粕屋警察署から指導を受けまして、横断歩道の渡り方、それから信号の守り方など、交通ルールのいろいろな交通ルールがありますけども、分かりやすく、警察のほうから伝えていただいている、そういったことを実施いたしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

小学校におきましては、各小学校の1年生と4年生で交通安全教室を行っております。内容といたしましては、1年生は横断歩道の渡り方。4年生は自転車の乗り方を、学校が粕屋警察署等と協力しながら児童に指導をしております。

それとまた、集団下校や長期休業前に、全学年で安全指導等をそれぞれの小学校で定期的に行っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね、考えられるというのは、やっぱそう、教室とかですもんね。

ちなみに保護者の方、保護者の方と一緒に学ぶような機会とか、まあ体験とか実践する機会っていうのは、今のところないですか。いや、是非やっぱり保護者の方がやっぱりこう歩いてて、もう何回も言いますけど。横断歩道渡らないって考えられないですよ。保護者の方も一緒に、やっぱりやっていただけるような形をとっていくのがいいんじゃないかなと思って。

参観日とか土曜の参観日で、ちょっとこう教室をやっていただけるとありがたいと思うんですけど、いかがですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

交通マナーにつきましては、大人の方も頭では理解をしていると。しかしなかなかそこが実践できてないっていうのは私もそうなんですけど。

ただ、子どもたちと一緒にというお話ですけどね。私は現実問題、今もそうだろうと思いますけど、朝、親の方が連れて来ていただけてますよね、集団登校してる中に。親御さんがいらっしゃいますよね。ビブスを羽織って。特に4月のこの春の安全運動の時は、もう必ず新1年生になりますので、丁寧な対応を各学校やってる。その中にかなりの親御さんが入っております。

だから、親が子どもと一緒に、ああやって動くというのが、本当の交通安全の意識の啓発かなというふうに思っております。帰りについては先生方が途中まで1年生を連れて帰っておりますので、そこを帰り方の安全も確保できてるんです。中には親御さんが途中まで迎えに来られるところありますので、私はそういう意味では、教室をすることが啓発の近道というよりも、実践をされてるからですね、私はそれ

でもいいのかなっていう気はしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

朝、結構通常時から毎日のように、保護者の方が交差点に立っていただいたりとかしてらっしゃる方もいる反面、やっぱりどうしてもそこに一生懸命じゃない方もやっぱりいらっしゃるので、教室とかを開いたりとか参観日を利用したりとかすると、より参加者が多いというか、意識の高い親御さんが増えるのかなというふうに思いますので、是非よろしく願いいたします。

今度は高齢者のほうの方について、福祉施設など高齢者が利用する機会が多い施設における活動ということで書いてありますけども。こういった中で、高齢者の方への交通安全の活動というか、支援というのはありますでしょうか。

お願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

福祉施設など高齢者が利用する機会が多い施設ということで、介護福祉課所管では福祉センターがあります。

議員御存じかと思いますが、入り口がありますけども、もう1つ、長者原の葛葉側のほうから入れるような、なんて言いますかね、分かりますかね、あっち側のほうから入れるところもあるんですが、そこからの車の出入りは閉鎖しております。両方から入ると、利用される方がとても危険でありますので、来庁される方の安全配慮を行って、そこは車が入れないようにしております。

また、昨年11月には、粕屋警察署からの交通事故の抑止等に向けた活動といたしまして、警察署員がふれあいバスと一緒に乗ってもらって、バス利用者に交通安全に関するチラシの配布、それから交通事故防止のためのアドバイス等。ただ、このふれあいバスは高齢者だけではございませんですけども、乗っておられる方の交通安全ということで啓発をしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

基本的にまず、小学生だったりとか、お子さんの安全をメインに取り上げたんでちょっとこう、ここまで取り上げるどんどん広がっていくなと思ったのであれな

んですけど。

シニアクラブのほうでもご指導していただいて、住民福祉部のほうでもいろんな取組みをしていただいているということで。高齢者は本当に事故に巻き込まれるとか、どうしても運転のほうでもやっぱり事故起こす機会も多くなっているのか、こちらのほうも、今後より充実していく必要があるなというふうに思います。

あと最後になりますけども、職域における活動。職域といいますか、粕屋町にある会社、事業所の皆さまとの連携だったり、協力をお願いだったりってというような状況も教えていただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

事業所等に対しましては、町内事業所等に対しましては、町からの直接の働きかけっていうのは行っておりませんが、今回4月に行われます、全国交通安全運動につきましては、複数の業界団体が協賛しておりますので、業界団体等を通じて周知や啓発が図られているものと考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

どこまでその町が踏み込んで、やっていけるのかっていうのが私も考えて、例えば職域における活動ということで、考えられるのはどういうことがあるのかなと思った。

事業所の中でも、やっぱり営業車を使って外回りをされるところとかっていうのはありますし、当然その会社に行くまでに車を利用する、また朝のやっぱり通勤時間っていうのをやっぱり時間に追われているせいか、やっぱり僕たちが交差点に立ってても、結構攻めるなっていう運転をされてらっしゃる方もやっぱり多いので。

事業所に交通安全教室の実施を促したりとか、飲酒運転、無免許運転、あおり運転、いわゆる危険運転等による交通事故の実態、悪質性、危険性の周知など、こういったのを町としてやろうと思えばできるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

議員おっしゃられましたように、事業所等に限らず、運転される方のマナーが大変最近悪くなってきております。

対象者に対する、その子どもたちだけに対する教室も大事かと思われませんが、運

転される方のマナーを向上していただく周知とか啓発につきまして、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

どうしても避けきれないということがありますんで、やっぱり運転される方の意識みたいなのも、商工会の方とかも連携を図られながら。

例えば、いろいろ考えましたが、例えば交差点にある事業所さんには少しご協力をいただいて、朝ご一緒に子どもたちを見守っていただけるとか、そういったこともできるかなと思いますし。そういうふう子どもたちが通ってるの見れば、おのずとなんか自分も交通安全に意識を高めようかなっていうふうになるんじゃないかなと思いますし。ご協力をいただかないと厳しいところもありますけども、そういうところもできるのかなと思いますし、営業車なんかによくトラックの後ろには、制限速度守りますとかいろいろ書いてありますし、そういうステッカーなんか、営業車にポンっと張っていただければ、ちょっとした意識改革にもなるのかなというふうに思いますので、そういったことに今後取組んでいただければと思います。

ただ、交差点のところちょうど事業所があるところなんかには、何かこう印刷物がどれぐらい、例えば風でバーっとなって、かえって道路に落ちて迷惑になる可能性とかもあるのかもしれないですけど。事業所にタペストリーというか、のぼりとかも何か付けていただいて、ここ危険なので皆さん気をつけてくださいとか。何かこう、事業者の方に協力をいただきながら、交差点のところの安全なんかでもできるんじゃないかなと思うので、いろいろちょっとご検討いただきながら、事業所の方も巻き込んで、安全を目指していければと思います。

本当に歩行者、当然運転する側も注意をしないといけないし、やっぱり交通事故でやっぱ悲惨な結果というか、急に朝、学校や会社に行ったまま、残念な帰宅をしてしまうことっていうのがやっぱりあるので、みんなで取組んでいかないといけないと思いますし。先ほども言ったとおり、災害にあう確率以上に事故にあう確率の方が高いっていう反面もありますので。しっかりと町としてこうハード面の整備、できればそれが1番いいんですけど、なかなかすべてを解消していくっていうのはやっぱりそれこそ予算的な面でも厳しいと思うので、ソフト面の啓発とか、そういった支援というのが、少し予算的にも抑えられるんじゃないかなというふうに私は思いますので、是非今後取組んでいっていただければというふうに思います。

では次ですね、ホームページなどの情報発信についてという、質問をさせていただいております。現在ホームページのリニューアルの最中だと思いますけども、リニューアル後、何がどう変わりよくなるのか。ちょっとこう時期的なもの、いつ、何日の日からホームページが変わりますよっていうのも分かっているのであればですね、そこら辺も含めてどういうふうによくなっていくのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

ホームページにつきましては、今月10日にリニューアルを予定しております。
以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

すいません、リニューアルしたらどういうふうになんか変わるか。何か売りを教えていただきたいんですよ、ここが変わるんで、こうですよみたいな。
お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

今回のホームページのリニューアルにつきましては、受け手の立場でどんな方でも情報を見やすく、分かりやすく発信することを基本として、リニューアルを進めております。

具体的な例としましては、トップページを初めとするデザインの変更、こちらは大きめの画像を掲載し、視覚効果を高めるとともに、旬な情報などに辿りやすくしています。二つ目が、スマートフォンへの対応を行っております。スマートフォンやタブレットなどで、閲覧者が利用する際に機器に合わせて、自動的に最適な画面表示に変わるような見やすいシステムを導入しております。三つ目が、検索機能の強化を図っております。知りたい情報を探しやすくするため、ナビゲーションの改善とサイト内検索の強化を行いまして、サイトマップを見直ししております。新たに子育てサイトを開設し、子育てに関する情報を探しやすくしております。四つ目が、高齢者、障がい者を含めたすべての利用者が、どのような環境でも柔軟に利用でき、アクセスしやすいようにしております。五つ目がこちらが防災のほうにも関連してくるんですが、緊急時の対応としまして、トップページの目立つ位置に災害

緊急情報を設けております。

また、大規模災害などが発生した際に、アクセスが集中する可能性がございますので、アクセスが集中した際にも、安定して情報を発信できるような仕組みを取り入れております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

やっぱりそういうふうに、いろいろ言っていたらどう変わるのかなという、興味が皆さん沸くかなと思って、次の質問にも繋がってくるんですけど。

それがやっぱり広く町民の方にやっぱり告知をしていかないと、何かこう、今、当然見てらっしゃる、ホームページを見ていただいている町民の方がより見やすくなるっていうのはやっぱり大事なんですけど、せっかくなんでアクセス数なんかもやっぱりホームページちょっと見てみようかなとかっていうように思ってもらえるようにも、やっぱり取組んでいかないといけないのかなというふうに思います。

当然見やすくてですね、使いやすいからまた当然2回目を、2回目というか、今後当然そのホームページ見ようと思うと思うんですけど。やっぱり取っ掛かりの部分で、ホームページあるから粕屋町のホームページを見ようっていう。やっぱホームページって何なのかなと、もう1回僕も考えたんですけど、当然そのやっぱり情報発信をして、町民の皆さんに広く情報発信をする。また会社なんかでいうと、やっぱりホームページが名刺代わりというか、そういった側面も書いてあってですね。

例えば、ずっとこう今企業誘致だったりとかっていう問題が出てますけど、当然お互いにこう面と向かってお話する機会もあれば、逆に、ああ粕屋町どういうところなんだろうって見てもらえる。名刺、まさに名刺ですよ。代わりになるような側面もあると思うので、当然、企業誘致もそうですし、ほかのところに住んでらっしゃる方が、粕屋町ってどういうところなんだろう、粕屋町に今度住もうかなと思った時に、やっぱりこう見ていただくようなところが、必要になってくると思うんです。

どんどんですね、ホームページがリニューアルしていいものになってるんだよっていうのは、やっぱり告知していく必要があると思いますけども、次の質問ですけど。今、現状どうですか、広く告知できてますでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

周知につきましては、町民の皆さまに、広く分りやすく周知するために、広報か

すや3月号でまず、周知のほうを行っております。

そちらのほうには、裏表紙のほうに概要のほうを記載しております。4月号につきましては、現在特集記事の掲載を行うために編集を進めておりますが、現状のコロナウイルスの状況等もございますので、特集がちょっと縮小する可能性はございますけど、積極的に情報発信を行ってまいりたいと思っております。

そのほかに直近ではありますが、ホームページ、フェイスブック等でもリニューアルの情報発信させていただいております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

そうですね。せっかくいいリニューアルになると思うので、できる限りですね町民の皆さんに告知をしていただきたいなと思います。

また、ちょっとさっき漏れてしまったんであれですけど。皆さんの仕事の軽減にもなる、ホームページに繋がるというか。電話などの対応などの件数が減ることも考えられて、皆さんのお仕事の効率みたいなどにも繋がるというふうに書いてあったんで。本当ですね、町民の皆さんがホームページをより見ていただけるようになればいいなというふうに思います。

ここからですね、先日、視察に行かせていただいた兵庫県加古川市のちょっと取組みというか、紹介しながら質問していきたいと思うんですけど。当然ホームページ見ない方、残念ですけども見れない方も多分当然、その中にはいらっしゃると思うんですけど。ホームページの中できれいに情報発信をすれば、それがすべて町民の皆さんに情報発信できてるのかっていうと、うーんということを頭に浮かべますが。今携帯、スマートフォンの普及により、独自のアプリなんかも作ってる自治体の承知してまいりますし、もうアナログですけども、固定電話での音声案内なんかも加古川市はされてましたし、マルチメディア放送なんかも使ってますね。おっしゃってたのが、どの各世代にも切れ目ない、どの世代にも合わせた情報発信をしてるよ、っていうことを加古川市の方もおっしゃってたので。

粕屋町においても、ホームページを見ない方、見れない方に対しての情報発信、現状どういうふうに行っているかというのを、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

ホームページをご覧になられない方に、情報発信しておりますツールとしましては、全世帯に現在配布しております広報紙に、まず情報を記載することが一つの方法と考えております。そのほかに、防災行政無線による音声での放送。こちらにつきましては、電話で問い合わせをいただければ、放送内容をまた復唱するというような内容もございます。

そのほかに各組合等に出させていただいております回覧版ですね。回覧等を活用した情報発信を行っております、ホームページを見られない方にも、できる限り情報がお手元に届くように、事務のほうを進めております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

少しちょっと教えていただいていいですか。

防災無線って聞き取れないなって多分あると思うんですよね。

それをもう一度電話すると、音声で同じあれが流れたりするんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

番号のほうは詳しく今申し上げることはできませんが、電話のほうで問い合わせいただければ、防災無線の内容を録音して、発信のほうをしておりますし、ホームページのほうに防災無線で発信した内容につきましては、同時掲載という形で情報発信をしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

そういったものを私もちょうとごめんなさい、私も勉強不足で知らないのかもしれないですね。

町民の皆さんも知らない方がいらっしゃると思うんで、その防災無線なんかが電話で聞けますよっていうのがあると、高齢者の方なんかも、ああそうなんだということで電話をされる機会が増えるかなと。やっぱりシニアクラブですか。私も地元のシニアクラブにご挨拶に行ったりするんですけど、やっぱり情報持ってらっしゃらないんですよね、町がこんなにいい取り組みをしてるのに、実際知らないとかっていうことが結構あるので。私もこう行きたんびに宣伝できればなと思って、広報紙だ

ったりとか印刷して持っていくんですけど。紙媒体だとタイムリーには欠けますけど、やっぱり高齢者の方というのはやっぱりそういったところの電話とかですね、印刷物なんかがやっぱり、一番メインになってくるのかなと思うので、そこら辺をどんどんですね、町がやってるよっていうのを、また PR していただければいいなというふうに思いますし。

この3番は高齢者の方というか、なかなかホームページを見ない方に特化してっていう聞き方をさせていただきましたけど、私も本当ここいいなと思ったのは、やっぱりこう加古川市でいうと、かこ防災、加古川アプリ。一緒に見ていただきましたけど、携帯の中のアプリでぽんと情報が入ってくる。やっぱりこうタイムリーにやっぱり入ってくる必要性も防災に関してはやっぱりあると思いますし、加古川アプリなんかは、いろんな情報が町の情報もスピーディーに入ってくるようなシステムが作れているなというふうに私もちょっと思ってたし。

福岡市なんかも、かなり情報発信にたけているなと思います。LINE なんか開くとごみ関係のことだったりとか、先ほどの道路の関係、町民の方から市民の方からダイレクトに情報が入ってくるようになってますし。福岡市は LINE で、福岡市広報戦略室というページがあると思うんですけど、そういったのをどんどん取組んでらっしゃいます。

ほかにも多分いろんなところで LINE、アプリを利用して、どんどん情報発信をされてると思いますけど、この粕屋町は検討されているのかと、あと今後の展開をちょっと教えていただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

現在のタイムリーな情報発信につきましては、ホームページなどもタイムリーに情報発信できるように、現在のところ進めておりますっていう点と、フェイスブック、SNS ではフェイスブックを活用して情報発信のほうを行っておりますが、今後、緊急時の情報発信の多重化の観点からも、先ほどもお話が出ましたが、LINE とかアプリを活用した情報発信。

先進自治体等がございますので、そちらのほうの情報等をしっかり収集して、1 番重要であります費用対効果を考えながら、導入のほうを検討してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

そうですね、フェイスブックなんかも今はフェイスブックに町長が昨日でしたですかね、新型コロナウイルスの新しい情報がありますよという、是非ごらんくださいと言ってホームページのほうに繋がるような感じで、すごく連携もできるので、情報発信フェイスブックも当然できますし。そのホームページの連携というか、何て言うんですかね、添付してホームページのほうに行けるようになったりとかですね。情報発信の発信するほうは、いろんな方法があるので、無限にあると思うんですね。無限って言ったらあれですけど、かなりの幅があるんであれですけど。

できればその町民の方の意見を、今度はもらうほうのためにも、この LINE とかアプリなんかも、福岡市のほうでもそうですけど、その道路の危険箇所、もう何回も言いますがそういったところもやっぱり逆に情報もらえるような取組みも、やっぱり必要なのかなと思いますし。いろんなこう相談なんか、以前も出てましたが、町民の方が逆に相談しやすいような状況というのもいろいろ作れると思うので、そういったところの観点からも情報発信のみならず受ける側のほうも、今後検討いただきたいなと思います。

実際、そのホームページなんかで町がいい発信をしても結局、先ほども言ったように、受け取っていただいてない方が結構やっぱりいらっしゃるなっていうのが実感としてありますので。せっかくいい情報、いい取組みをやってるのにそれが町民の方に知れ渡ってないというのが、非常に残念だなと思います。何より、町と町民の皆さんの距離がやっぱりしっかりこう、近くないとやっぱり情報発信しても、それは空振りに終わってしまう、ということがあるのかなというふうに思いますので。

是非、粕屋町自体が、町民の皆さんにとって身近に感じていただくような情報発信というか、取組みを今後もしていっていただきたいなというふうに思います。

最後になりますけども、その情報発信に関しては町長、何かいただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

やっと出番がまわってきました。今議員がですね、お示しいただいたように私自身もフェイスブックを活用して情報発信、日々の出来事につきましては随時、その折には宣伝といいますか、粕屋町はこういったことをやってますというようなことをしています。

今まさに新型コロナウイルスの関係で、多分アクセス数も相当上がってると思いますが、これは非常時、有事の際のことですので、それでアクセスが増えたってい

うには私は、誇りたくはないんですが。これをきっかけに、何とかそのホームページ、あるいはフェイスブックに対する興味を持っていただく必要があると思います。

先ほど、課長が言いましたように、広報での紙媒体での宣伝と。今回、ホームページのリニューアルをしますので、ホームページはこんなに便利なんです。そしてまたおもしろいんですよ、ということアピールするような紙面で、広報には載せたいと思っております。重ねて、広報だけではやっぱり100%じゃありませんので、回覧とかチラシで分かりやすいようなパンフレットを入れて、粕屋町ホームページあったんだねっていうぐらいの感覚で、気がつかれるようなことも企画をしております。

あわせて、ホームページと言いますが、ホームページのいろいろ活用方法はあるんですけども、まずは情報発信、これが第1だろうと思います。その次にですね、やはり飽きないホームページだろうと思うんですね。私もフェイスブックする時には、アクセスしていただける方に対してですね、飽きないような、とおり一遍のことをただ上げるんじゃないくて、何かちょっとおもしろいようなこととか、写真もなるべく載せて、という観点でやってるんですが、ホームページもおもしろく読まれるように、物語的な、粕屋町のトピックス等も載せて今後、ホームページの充実化、そしてまた、興味を湧くようなリニューアルを行っていきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。是非ですね、ホームページの日ごろからの情報発信が、やっぱりその有事の際には役に立つと思うので、日ごろからの取組みも重ねてお願いいたします。

最初の項目、交通安全に関してもやっぱりみんなでやっぱ交通事故をなくすっていう。やっぱり先進地に行くと、何が1番僕感じるかと言ったら、やっぱりそこが熱いな、気持ちがそもそも。そのことに対する取組みが熱いなっていうふうに思いますので、是非交通安全もホームページもですね、熱い気持ちを持って、皆さんで取組んでいただければと思います。

これで一般質問を終わります。

（1番 末若憲治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて3日間にわたりました「一般質問」を終結いたします。

傍聴者の方におかれましては連日の傍聴、ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時28分)

令和2年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和2年3月18日（水）

令和2年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

令和2年3月18日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

（追加）第1. 会議録署名議員の指名

（追加）第2. 議案等の上程

（追加）第3. 議案等に対する質疑

（追加）第4. 議案等の委員会付託

第5. 委員長報告

第6. 委員長報告に対する質疑

第7. 討論

第8. 採決

第9. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治

2番 井 上 正 宏

3番 案 浦 兼 敏

4番 安 藤 和 寿

5番 中 野 敏 郎

6番 太 田 健 策

7番 川 口 晃

8番 田 川 正 治

9番 福 永 善 之

10番 久 我 純 治

11番 本 田 芳 枝

12番 八 尋 源 治

13番 木 村 優 子

14番 山 脇 秀 隆

15番 小 池 弘 基

16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文

ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 箱 田 彰

副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住民福祉部長	中小原 浩 臣
総 務 課 長	堺 哲 弘	経営政策課長	今 泉 真 次
税 務 課 長	中 原 一 雄	収 納 課 長	臼 井 賢太郎
協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	吉 村 健 二
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課主幹	青 木 裕 次	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香奈子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 みづほ
会 計 課 長	藤 川 真 美		

(開議 午前 9 時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

まず、ご報告をいたします。今期定例会の会議録署名議員には、2月28日の開会日に、議長において、8番、田川正治議員及び10番、久我純治議員を指名いたしましたが、8番、田川正治議員から、病气入院により本会議を欠席した日があったため、会議録署名議員を辞退したいとの申し出がありました。

議長としましては、正当な理由と認めまして許可をいたしております。

よって、「会議録署名議員の指名」を日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

「会議録署名議員の指名」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第1、「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、10番、久我純治議員のほかに11番、本田芳枝議員を追加で指名をいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

本日、町長より追加議案が提案されております。

よって、「議案等の上程」、「議案等に対する質疑」、「議案等の委員会付託」を日程に追加し、それぞれ追加日程第2、第3、第4として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

「議案等の上程」、「議案等に対する質疑」、「議案等の委員会付託」を日程に追加し、追加日程第2、第3、第4として議題とすることに決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第2、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日町から提出されました追加議案は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

改めまして、おはようございます。

本日追加で提案させていただきます、議案1件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第36号は、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

議案第20号の「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」により、一般会計の補正予算を提案させていただいたところでございますが、国の「新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策第2弾」に基づき、町として、緊急に対応するため、令和元年度の一般会計補正予算を追加で提案させていただくものでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ600万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を157億9,332万4千円とするものでございます。歳出の内容としましては、保育所などにおけるマスク購入等の新型コロナウイルス感染症拡大防止策に要する経費の計上により、児童福祉総務事務費を600万円増額し、その全額が国の補助対象となるため、歳入として国庫支出金を600万円増額するものでございます。また、年度内の事業完了としない場合を想定し、同額の繰越明許費を計上するものでございます。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第3、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第4、「議案等の委員会付託」についてをお諮りいたします。

本日上程されました、36号追加議案につきましては、付託表のとおり、今期定例会で設置しております、議員全員で構成する予算特別委員会に付託したいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、今定例会で設置しております、議員全員で構成する予算特別委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

それでは、本日追加提案されました議案を、ただ今から審査したいと思いますので、暫時休憩といたします。

(休憩 午前 9 時36分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議案第 7 号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 8 号「粕屋町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 9 号「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「粕屋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、以上 5 件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎ 4 番（安藤和寿君）

それでは、議案第 7 号「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

改正の趣旨として、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、所要の規定を整備するものでございます。また、地方公務員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法については、労働基準法の適用となるため、同法準拠に改めるものでございます。

改正の概要につきましては、1、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化、地方公務員法の一部改正、勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法の改定、労働基準法の適用となるため、同法準拠に改めるものです。

付託を受けました当委員会での審査では、所管からの説明において、成年被後見人と成年後見人の違いや、現在の職員皆さんの今後を心配する確認の質問がありましたが、付託を受けました総務常任委員会の審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを報告いたします。

続いて、議案第9号は「粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

◎議長（鞭馬直澄君）

安藤委員長、次8号です。今9号を言ってますので、8号に戻してください。

◎4番（安藤和寿君）

すみません、失礼いたしました。議案第8号は「粕屋町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

改正の趣旨として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例を改正するものです。

改正の概要といたしましては、地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、服務の宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするため、宣誓に関する条例の一部を改正するものです。

付託を受けました当委員会での審査では、所管からの説明において、宣誓書の内容について質問などありました。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続いて議案第9号は、「粕屋町の職員定数条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

改正の趣旨として、人口増加や多様化する住民ニーズに対し、サービスの維持・向上を図るため、令和2年度から令和6年度までの職員定員管理計画に基づき、職員の定数を改正するものです。改正の概要につきましては、現在の職員定数237人から260人とし、主な配置については、町長の事務部局の職員180人から201人、21人増。議会事務局の職員3人から4人、1人増。教育委員会事務局及び教育機関の職員53人から55人、2人増などです。また、規定にかかわらず、特に必要がある場合には、全体の定数260人の範囲内において、各部局ごとでは、定数を超えるこ

とができることとございます。

付託を受けました当委員会での審査では、議員より、職員の人数をどうやって増やすのか。リクルートに関すること。会計年度任用職員は含まれるのか。所管からの説明において、ある程度民間で働き粕屋町の人材となるような人も必要である。定数条例では、任用職員は含まれないことの説明を受け、付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

続いて議案第10号は、「粕屋町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして報告を行います。

改正の趣旨として、議案第7号と同じく、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条件が削除されたため、所要の規定を整備するものでございます。改正の概要としましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化。地方公務員法の一部改正として、成年被後見人等は職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除することとございます。

付託を受けました総務常任委員会の審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

議案第11号は、「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

改正の趣旨として、こちらも議案第7号と同じく、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたため、所要の規定を整備するものでございます。また、勤務1時間当たりの給与額の算出方法については、一般職の職員と同様の取扱いとなるため、改めるものでございます。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する「質疑」に入ります。

質疑は一括番号順に行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第12号「粕屋町附属機関設置に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第12号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の制定について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

改正の趣旨として、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の制定により、地方公共団体の特別職非常勤職員の任用及び報酬支払方法の制度体系が厳格化されたことにより、各種委員会などの設置目的、位置付けを明確化し、執行機関の附属機関として整備し直す必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

制定の概要としましては、地方自治法第138条の規定に基づき、法律、又条例により設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行うための合議制の機関であります。附属機関50委員会のうち、法令又は条例で明確化されていない21の委員会について、定めるため、条例を制定するものです。

付託を受けました当委員会での審査の中で、主な質問として、区長は有償ボランティアですが、21の委員会には該当するのか、などの質問が上がりました。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、議案第13号「粕屋町文化財保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番(安藤和寿君)

議案第13号は、「粕屋町文化財保護条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

今回の改正は、文化財保護法第190条の規定に従い設置をしている、粕屋町文化財保護委員会の設置根拠、及び町指定文化財の現状変更の取扱いを明確化するため、

所要の規定を整備するものでございます。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことを、ご報告いたします。

以上です。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第14号「粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第14号は、「粕屋町水道事業及び下水道事業の企業職員の給与の種類及び基

準に関する条例の一部を改正する条例について」であります。付託を受けました建設常任委員会における審査の経過と結果について、簡潔にご報告いたします。

今回改正の概要といたしましては、第一に、住居手当について。人事院勧告に基づく給与の改定に際して、先に改正されました粕屋町一般職の職員の給与に関する条例に準じて、支給対象となる家賃額の下限を引き上げるものでございます。

第二に、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に準じて、所要の整備を行うものでございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第15号「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、

及び議案第16号「粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第15号は、「粕屋町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

今回改正の概要といたしましては、水道法の一部を改正する法律の制定により、指定給水装置工事事業者の登録が、永年であったものから5年ごとの更新制へと変わりましたので、この更新制の導入に伴い、指定に関する審査手数料、及び指定給水装置工事事業者証の交付手数料についての規定を整備するものでございます。なお、糟屋地区の料金は同一で、申請・更新共に5千円となる方向でございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、報告いたします。

続きまして、議案第16号は、「粕屋町下水道条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

今回の改正の概要といたしましては、受益者負担の原則により、前15号の水道事業給水条例にあわせまして、排水設備工事店の審査、及び工事店証の交付並びに排水設備工事責任技術者証の交付に係る手数料について、条例の整備を行うものでございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括番号順に行います。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第16号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第17号「粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第17号は、「粕屋町自転車駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。付託を受けました建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

昨年11月30日に酒殿の住居表示を実施いたしましたことに伴い、酒殿駅北自転車駐車場、及び酒殿駅南自転車駐車場の所在地につきまして、位置の表示が変更されましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。次に、議案第18号「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第18号は、「粕屋町営住宅条例の一部を改正する条例について」でございます。議案の付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行され、町営住宅への入居に際して、今までどおり連帯保証人を必要とする場合は、補償の上限額の設定が必要となるなど、民法における債務関係の規定が改正されます。近隣市町村の状況を調べましたところ、福岡県や福岡市は保証人を付さないことで、既に決定しており、糟屋郡内におきましても、保証人を付さない方針であることです。

粕屋町におきましても、低所得者や身寄りのない高齢者等の住宅確保という町営住宅の目的を鑑み、連帯保証人に関する規定を削除するものです。施行日は、令和2年4月1日からです。

良かったとか、滞納者に対する対策の仕方等の意見がありましたが、当委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを、報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第18号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第19号「粕屋町鶴寿祝金条例を廃止する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第19号は、「粕屋町鶴寿祝金条例を廃止する条例について」でございます。議案の付託を受けました、厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

本条例は、多年に渡り社会の進展に寄与した、100歳を迎えた方に対して祝金を贈呈し敬意を表すことを目的として、平成4年度に制定され、対象の方に鶴寿祝金を贈呈してまいりました。今回、粕屋町鶴寿祝品贈呈要綱を策定し、鶴寿祝金から鶴寿祝品に内容を一新するためのものです。本条例を廃止するものでございます。施行日は、令和2年4月1日からです。

金額を減額するとかカタログギフトとか、商品は何かとかの意見が出ましたが、当委員会で慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

委員長。賛成多数でしょ。訂正してください。

◎10番（久我純治君）

申し訳ございません。結果、賛成多数で原案どおり可決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎13番（木村優子君）

反対の立場から討論いたします。

まず、日本の将来人口推計などからも、今後100歳以上の人口が急増することを考え、この議案の提案に至ったであろうことは理解した上で意見を述べます。この議案の廃止の提案理由は、100歳になる方の増加に伴い、今後の財源確保が難しく、一部だけの恩恵となること。また、敬老の日と別日に鶴寿祝金の贈呈訪問を行うための日程調整や、業務の効率化や本人及び家族の負担を考えると、現状は不利益との考えを説明されました。この条例廃止後は要綱に基づき、お花代含む2万円相当の品となります。

予算との関係もあって、今議会中での提案であったことは分かります。が、数年前この条例に関しては減額での提案をされ、議会としては否決された経緯があります。このことを考えても、いきなりの条例廃止の提案をされたことに対しては、所管である厚生常任委員会へ、あらかじめの説明があってもよかったのではないかと思います。また、他町に比べ、粕屋町と篠栗町が突出して金額が多いことにも触れられておりましたが、我が町においては、あえて粕屋の魅力としてこの事業を継続し、今まで100年生きてこられた方とその家族の方への敬意と慰労の意味合いが含まれているのではないのでしょうか。いずれにしても物の豊かな現代。いろんな価値観を考えますと、少額であっても、現金での贈呈でいいのではないのでしょうか。

執行部からの説明の中での問題点は、条例の変更で解消できます。

もっと丁寧な議論が必要と考え、継続審査を望み、反対といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に原案賛成の方の発言を許します。

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

賛成の立場から討論させていただきます。

正直私も委員会の審議等で相当悩みました。やはり100歳まで生きられるということは並大抵のことではありませんし、今現在あるのもやっぱりそういう先輩方が築いてこられた、ご苦労された結果で今があると感謝をしております。しかし、これがですね今、廃止するのか、それともまた将来にかけて廃止するのか、また財政

的な問題を言えば、減額でもいいのではないか。段階を踏んで、引き下げていくことも検討してはいいのではないかというような思いもありましたが、やはり町として必要なこと。それは、やっぱり現金を配ることではないんじゃないかというふうに思うようになりました。金銭を配ることが、敬老、高齢者を敬うことではないんじゃないかと思います。

町として本当に必要なことは、やっぱりその高齢者に寄り添い、支えること、そして100歳を迎えるまで、元気な姿で過ごしていけるようにサポートすること、それが本当に求められる粕屋町の福祉ではないかというふうに思うようになりました。いつかは、高齢者人口も増え、見直さないといけない時期が来ると思います。

ですから私は、今まで以上に高齢者に寄り添うこと、支えること、そしてサポートすることを町側に強く求め、賛成討論とさせていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案の提案時期に疑問がありますので、継続審議とするために反対の立場で討論いたします。

3月2日の私の一般質問で、令和2年度予算方針について町長に問いましたところ、その内容はその中の項目として、昨年11月に発表された編成方針の4、既存事業の廃止、縮小、凍結などにより、財源を確保する。この例としておっしゃいました。それで、私も今回考えました。その事業として、元気高齢者支援事業における敬老祝金事業の実施手段を見直しているとおっしゃられたので、鶴寿祝金の廃止もこの一環ではないかと思われませんが、私がなぜここで反対討論するのかと申し上げますと、3月の予算に組み込むものを、3月議会で上げるというその見直しの在り方を聞きたいと思います。

平成4年に作られたこの条例、そのいきさつ。それが現状に合わなくなったとしても、条例の改廃は慎重に、そしてそれを確定してから予算立てをするのが筋ではないかと思います。全体を見直し、議会、町民の皆さんにも元気高齢者の施策の有り様に喚起を促す。

そういった手順が必要だったのではないかと考え、継続審議をして、慎重にすべき内容として、反対討論をいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

小池議員。

◎15番（小池弘基君）

ちょっと話しづらいんでマスクを外させていただきます。今、数人の方から、やはり継続審査が望ましいといったご意見での反対討論といった形が出たと思います。

私も所管委員会が違いまして、余り詳しくは、説明を受けておりませんが、やはりもう少し丁寧な審議が必要であったんじゃないかなといった思いがございします。

ここはやはり、もう少し慎重な審査、審議を経て、やはり皆さんが納得されるような形が望ましいのではないかなと思いますので、私も継続審査という立場から反対討論とさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成少数であります。よって、議案第19号は、否決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第20号、「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題いたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第20号は「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。付託を受けました、予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみ報告いたします。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ4億5,032万2千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を157億8,732万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、町税を2億440万円、国庫支出金を5,678万9千円、町債を4億240万円増額し、寄附金を5,500万円、諸収入を1億1,819万8千円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、流域関連公共下水道事業補助金を7,200万円、小学校施設整備事業費を4億5,765万6千円、中学校施設整備事業費を1億1,594万6千円、町立幼稚園運営管理事業費を5,508万8千円、財政調整基金積立金を4億5,255万5千円増額し、私立・町外保育所施設等運営事業費を1億1,269万円、児童手当給付事業費を5千万円、広域環境衛生事務費を6,452万5千円、プレミアム付商品券発行事業費を1億2,900万円、道路改良新設事業費を7,600万円、ふるさとづくり基金積立金を5,495万7千円減額するものでございます。

審査におきまして、経営政策課では、財政調整基金の説明はとか、総務課では、県委託金の減額理由は、協働のまちづくり課では、3Pの消防組合負担金の減額の理由、税務課では、歳入での納税額の向上分析は、収納課では、町営住宅の裁判についてのこと。都市計画課では、社会保険料の増額2万円の内訳は、地域振興課では、プレミアム付商品券の販売減少の分析はしているのかと。社会教育課では、コロナの影響で図書館が休みだが本の貸出しをして欲しいとか、学校教育課では、タブレット端末の導入の件。給食センターではコロナウイルスの件で余った材料は。会計課では、残高証明発行の手数料とか、議会事務局では、議員互助会配当金とは。総合窓口課では、来年の当初予算の件、国民健康保険では、改修システムの進み具合。介護福祉課では、歳入●●は。

子ども未来課では、安全対策を徹底してほしいとか等の意見が出ましたが、付託を受けました、当委員会におきまして慎重に審査しました結果、賛成多数にて、原案どおり可決すべきことに決しましたことを、ご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

本議案は、委員長の報告のとおり全員で審査しましたので、質疑を省略し、これ

より、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

議案第20号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」、反対の立場で討論いたします。

内容は、学校教育課提案の10款2項1目、小・中学校運営事業備品購入費で GIGA スクール整備のためのタブレット購入5,445万円、続いて学校通信ネットワーク工事費、1億7,066万円についての教育委員会の対応が反対の大きな要因です。国庫補助で整備するのを、なぜ反対なのかと思われるかも知れませんが、ここで思い起こしていただきたいことがございます。昨年12月補正予算議決の時に、粕屋中学校のエレベーター設置の件で、その不備を指摘して総合的に判断して賛成討論をしましたが、それで指摘することで、改善されるかと思いましたが、3月補正で本工事予算の計上がありました。障がい児のための学校環境整備計画。このエレベーター設置が6校の状況の中でどういう位置で、今後どのように計画を進めるというような内容は一切なく、ただ、整備費の6千万円の金額が上げられただけでした。

後で教育長に問い合わせたところ、心づもり、口頭による予定は教えていただきましたが、必要とされる中・長期における計画書は、今のところないようです。紙ベースで計画した計画がないために、過去の学校改築計画時に設置ができず、単独工事でバタバタとしなければならない羽目になっています。話を元に戻します。

私が学校教育の ICT 化促進の予算にあえて反対をするのは、反対をしなければこちらの意図としていることが伝わらないのではないかという危機感からです。GIGA スクールの事業は、国が2018年から進めている教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画の一環で行っていますが、今回その説明もなく、資料すら何もなく、資料請求して出された資料は、文部科学省のホームページの資料を印刷したものでした。

粕屋町の学校教育における ICT 教育、またその環境整備の計画書が必要で、私は前々から情報通信支援員の配置が必要だと考えておりました。文科省の整備計画に沿って、粕屋町としてどのように子どもたちを導くか。先生方とも同時に協働しながら、各小・中学校における ICT 化促進の計画を進めてほしい。その計画あってこそ、初めてこの事業が生きてくるのではないのでしょうか。PDCA サイクルに乗せて着実に事業が進んでいくと思われるんですが、そのような計画がないということが、その後の当初予算審査の説明でも判明いたしました。

町は早急に準備し、教育施策に盛り込むべきです。近隣の同規模自治体では、例えば志免町は情報化に対する情報モラル教育及び ICT 教育の推進、那珂川市が ICT

教育環境の充実として、教育行政施策に盛り込み、目標値を決めて PDCA のサイクルに乗せています。また、平成31年3月、全国の教育における実態調査の結果を公表されており、福岡県における粕屋町の状況が一目で分かるようになっています。60市町村の中でかなり遅れている状況で、これらの文科省の施策は、2017年から公にされ2018年からの5か年計画の発表。2019年6月には、2025年までの工程表を示された記事があります。

そのような流れの中で粕屋町は計画も示されず、教育行政にも盛り込まれず、結果として PDCA のサイクルに乗らない、評価点検もできません。エレベーターに関する障がいを持った子どもたちの整備計画の策定を、それから学校 ICT 化計画を粕屋町教育行政の目標と主要施策に掲げ、点検及び評価をする。こういう流れを是非作って、早急に作っていただきたい。

現状では不十分ということで、この補正予算に反対をさせていただきます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

本田議員が大部分おっしゃった、そのあたりと重なることは省略させていただきます。確かに GIGA スクール構想に関することに関して、対応が全くもって不十分であったというのが、私の思いでございます。

教育長の答弁の中に、実はこれは補正予算の中だったんですが、今から言う話は、次年度の当初予算の中に教育長が答えられた言葉なんですよ。この GIGA スクールに関して。必要だろう、はっきり言って未知数、100%理解した上ではない。こんな答弁が返ってきました。確かに文部省主導でぼんと来ているような形で、実はね、いざというか予算措置がとられて、というふうな流れてきているかと思いますが、本田議員が言われたような形での目標、そういう設定きちんとないと、結局これはどこに行くのでしょうか。これまで学校教員の忙しさ。いろんな形で、法律とか改正されてきましたが、誰にしわ寄せ行くのか。

これを実際運営していくのは、学校の先生、あるいはそれを利用するのは子どもたちの世界でございます。だけど、そのあたりのやっぱり目標きちんと持ってやっていくというふうなことにもっと重点を置いてやっていかなければ、とんでもない

問題が起こるんじゃないかなと思います。同僚議員が、今このコロナウイルスのことが起こってるから、自分の家で。その画面見てっていうか、要するにですね、遠隔でテレワークならぬテレストアディ。そんなこともできるようになったら、一瞬これいいななんて思いました。實際上テレビで2、3日前でしたか、私の田舎の田主丸小学校というのがそれ出ておりました。学校の先生がみんな、朝の朝会をその中でやっている、こういう形も一つの進歩した形態、私たちついて行けんかも知れないなと思いましたが、そういう思いとかいろんなことというのをやっぱりきちんと出してもらわないと、推進する者がきちんと出してもらわないと、次に進まないんじゃないかなというふうなことを思っております。

残念ながらこのことに対してで、補正予算全体に対しての反対討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ただ今から、暫時休憩といたします。

再開を11時25分といたします。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時25分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議案第21号「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第22号「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第23号「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、特別会計3件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

議案第21号は、「令和元年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ2億812万5千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を37億8,851万8千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、繰入金を390万円増額し、県支出金を2億2,217万円、国庫支出金を580万4千円を減額、収支均等を図るため、歳入欠かん補填収入を1,594万9千円を増額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を2億円、総務費を562万5千円、保健事業費を250万円減額するものでございます。

普通交付金や特別交付金についてとか、特定健康診査等の事業費がなぜ減額になったとかの質問がありましたが、付託を受けました当委員会におきまして慎重審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第22号は、「令和元年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ348万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を5億3,563万6千円とするものでございます。歳入は繰越金を、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ348万2千円を減額するものでございます。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第23号は、「令和元年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でござ

います。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

保険事業勘定の補正は、勘定の歳入・歳出予算の総額から歳入・歳出それぞれ1億2,501万4千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を24億4,446万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料を4,441万4千円、国庫支出金を1,234万6千円、支払基金交付金を3,287万5千円、繰入金を1,799万5千円減額し、諸収入を42万6千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものとしていたしましては、総務費を231万7千円、保険給付費を1億1,300万円、地域支援事業費を981万円減額し、諸支出金を11万3千円増額するものでございます。

次に、介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入・歳出それぞれ142万円を減額し、歳入・歳出予算の総額を1,497万8千円とするものでございます。歳入はサービス収入を142万減額し、歳出は総務費を42万円、サービス事業費を100万円減額するものでございます。

福祉センターの耐震診断のこと、またゆうゆうサロン等の質問がありましたが、付託を受けました当委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案3件につきましても、委員長の報告のとおり議員全員による審査でございましたので、質疑を省略し、これより議案第21号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決いたしま

した。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり、可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第24号「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第24号は、「令和元年度粕屋町流域関連公共下水道会計補正予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

主な補正の内容は、一般会計繰入金の各項目での増額、及び設計委託料の減額、また、設計委託料に係る債務負担行為の廃止であります。収益的収支につきましては、収入を7,179万5千円増額し13億3,924万5千円に、支出を1,050万5千円を減額し13億2,460万7千円に、資本的収支につきましては、収入を20万5千円増額し7億9,124万9千円とし、支出は増減なく10億4,328万1千円とするものでございます。

下水道処理水を河川に流す食品企業のこととか、また、図書館駐車場のポンプの修理の件の質問がありましたが、付託を受けました当委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

本案も、委員長の報告のとおり議員全員での審査でございましたので、質疑を省略し、これより、議案第24号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第25号「令和2年度粕屋町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第25号は、「令和2年度粕屋町一般会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

令和2年度の一般会計歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ151億3,100万円とするものでございます。これは、対前年度比3.7%、5億3,400万円の増になり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、隣保館管理運営事業費を5,060万5千円、障害者自立支援給付事業費を1億9,880万9千円、私立・町外保育施設等運営事業費を2億2,566万4千円、地域生活空間整備促進事業費を4,200万円、中学校施設整備事業費を3,585万円、私立幼稚園奨励事業費を7,323万5千円前年度より増額する一方、町有財産管理事務費を3,019万4千円、道路改良新設事業費を3,814万6千円、橋梁維持事業費を8,720万円、街路建設事業に伴う町事業費を3,150万円、学童保育所運営事業費を9,567万8千円、前年度より減額し計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から4億4,200万円繰入れを計上すると共に、ふるさとづくりの寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくりの基金から2,530万円繰入れております。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

本案も委員長の報告のとおり議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎ 5 番（中野敏郎君）

新しいホームページがスタートいたしました。その中で、私が一番興味を持ったものは、町長と議会が両輪で並んでいることです。正確には、町長の部屋というのと粕屋町議会が併記されているのです。一般質問の中で、自分の立ち位置、議会の立ち位置を示しました。現実には、議員みんなが野党ということではありませんが、すべてのレベルアップのためだと信じて反対意見を述べさせていただきます。よりよきノーサイドに向けて、反対意見を述べさせていただきます。

特に今回、防災あるいは減災、あるいは防疫、そういうふうな観点で意識が不足しているということを中心に取り上げてまいりたいと思います。私は、これまで一般質問で地球環境のこと。今では SDGs が出ましたので、このことを何度も使って一般質問してまいりました。残念ながら、情勢は、だんだんだんだん悪くなる危機的な状況となってきています。果たしてこの地球での生活、持続可能なのでしょうか。

しかるに、施政方針では、防災月間を設けるということでありました。様々な啓発活動を行うという言葉、私の一般質問の中でいただきました。現実には予算の中で確認したのは、6月に講師を呼んで講演会が1回設定してある。予算の伴わない、いろんなこともあるかもしれませんが、SDGsという言葉は、この考えは、経営政策課のまち・ひと・しごとの報告の中に、何度も何度も、そして何度も聞きました。ただ、それを具現化する取組みには、まだ全くと言っていいほど浸透していない。これからを待つというふうなことになるかもしれません。

当初予算の各課審査の一番に部長であるか、あるいは課長であるか。私は、今現実に起こっていること、そういうことを踏まえた予算審議をしてもらいたいというふうなことをうたったんですが、あまり良き回答というのはいただけませんでした。これから審査する予算の多くが、ムツ、ゼロとなる恐れも強い状況であるということにもかかわらず、世の中、不要不急という言葉がもてはやされています。

他市町村でも、議会が短縮するとか、短縮する。あるいは、ちょっとやめるとかいうふうなこともありましたが、ただ、不要不急という言葉でいろんなこと、ものを止めたり閉鎖していった時に、そこには最後に何が残るというのでしょうか。何の事業が残るというのでしょうか。そこにそれぞれの存在意義を示す何かがあれば、みんな永遠に不要のものになってしまうのです。

例えば、学校教育では、つい先月、学校経営報告会。講師は、間違えて学校運営報告会と述べられましたが、その報告会の根幹というのは、学力の向上と不登校への対応です。様々なすばらしい取組みを各校報告いただきました。が、今ある現実というのはどうなんでしょうか。学力の向上、あるいは、全児童・全生徒が今不

登校、強制されたか半強制か、そういう状態ですよ。社会教育では、交流を事業目的とするイベントがほとんど中止。図書館、体育館、あるいはサンレイクみんな閉鎖中。このような状況というのを誰が悪いのか。特定できるような簡単なことではないでしょう。

ただ、私たちは経験しております。実感しております。例えば、今あっている新型コロナウイルスが私たちのこれまでの生活スタイルを一変させるかもしれないということ。次に、また何か大きな災害が持たられるんじゃないかということ。世界各地で各国で日増しに入国制限、あるいは渡航制限が出されてきています。例えば、これが植物の制限とかなったらどうでしょうか。たった37%余りの食料自給率しかない私たちのまちが抱える問題、食料はどっから取られるんでしょうか。

それは粕屋町でも一緒です、あるいは私の家でもそうです。それぞれの家庭でも備蓄というものがどんなものかということを考えることを、あるかと思います。その中に出てくるのが、例えば、個人ベースで動いたのは、トイレトペーパーであるとか・・・

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員、すみません。五分経過しておりますので、簡潔にまとめていただきたいと思います。

◎5番（中野敏郎君）

はい、きちんとまとめておりました。いろんな災害保険に入ることでしょうか。あるいは、地震保険、トイレトペーパー、マスク、保存食を買うこと。町はじゃあどうするんだろう、自治体はどうするんでしょうか。

東北大震災から9年たっております。その時の国会っていうのは、原発事故調査委員会なるものを組織し、二度と過ちを繰り返さないように、国会初の委員会を立ち上げています。その調査報告書に書かれている代表的な言葉というのは、「事故は明らかに人災であった。」ということです。この時期、私たち想定外ということで、責任逃れをしているのを見てきました。だからこそ、想定内を考えた施策をしなければいけない、想定内を広げなければいけないと。例えば、南海トラフ。これは、想定内ですよ。北海道での地震で発生したブラックアウト、これも想定内でしょう。MERS、あるいはSARS。お隣で起こったこと、これが今こうやってあって、これが想定内と言えるのでしょうか。中国における・・・

（許可のない発言あり）

◎5番（中野敏郎君）

大いに関係しておりますので、よく聞いていただき、簡潔ということはちょっと難しいかと思います。

(許可のない発言あり)

◎5番(中野敏郎君)

はい、分かりました。その武漢というところからスタートとしたんですが、その武漢というところは、実は中国の大動脈の交差点です。そこでこういうふうなことが起こって、何が災の中で幸いがあったか。空気がすごいきれいになった。何でかって、経済活動がほとんどストップしてしまった、そういうふうなことがあります。私は、WHO がいろんなふうな施策をしているような時に、もう一つ、WHO じゃなくて WMO という世界気象機関というのが発表した、3月11日に実は発表してるんですが、この時に何とあったか。「大惨事を防ぐには一刻の猶予もない。」との声明を出しています。地球温暖化対策は、人間の経済活動に左右してるということを強調したものです。だからこそ、武漢の空気が透き通っていたという報道なんです。さて、粕屋の現実に戻って、私たちは想定内を広げなければいけないのです。想定内を広げるにはどうしたものか。

私は12月議会で、消防ポンプ車のことを取り上げました。町内13箇所、13台必要なのかということを問いました。今回の予算でも、その購入費を2千万円ほどが計上されています。その予算審査で、ある議員が、「うちの分団では、昼間にはほとんど団員がいない。OB が活動してもいいのか。」と、そういった質問も出てきました。消防ポンプ車が出動できないというのは、想定外なんでしょうか、それとも想定内なんでしょうか。曖昧な形で、形だけ整えるということでしょうか。操法大会のためだけにあるのでしょうか。ゼロベースで真剣に考えて出てきた、これが結論なのでしょうか。

まだもう1枚あるんですが、皆さんの精神というのは、このぐらいで落ちつくかもしれませんが、笑いしか出ないので私も笑いは得ませんが、残念ながら私の自分の立ち位置というのは、こういうところにチェックをすることとっておりますので、これからまだ足りなかった分は、町内みんなに配付して訴えていきます。

そういうふうな形から予算書が、予算が十分じゃないということを指摘して、私の反対討論を終わります。

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番(本田芳枝君)

議案第25号「令和2年度粕屋町一般会計予算について」反対の立場で討論します。

その理由、2款1項1目の職員研修事業についての予算、362万円の金額が低すぎ。現状に沿っていないという理由からです。正規の職員、会計年度任用職員合わせて35名、特に正規の職員、昨年度の決算時の人数で予算立てをしておられると思いますので、主に224名の職員研修費に該当するものです。昨年の9月から、一般質問で5万人の町づくりをどのように考えておられるかと問い続けています。その中で、私としては、町民が幸福感を味わうためには、まず職員自身がそれぞれの立場で、その能力を十分に発揮できる環境づくりが必要であると思いますので、今議会でもその手だてはとお尋ねしたところ、町長は、平成18年度からの業務改善提案規程を持ち出されて、重点的に提案を受けられる環境づくりに努めたいとおっしゃいました。10年以上前の規定をなぜ今持ち出されたのかと考えますと、結局現在は特にないということではないでしょうか。

職員の意識改革をまずやりたい、研修も外に飛び出して情報収集することも必要だが、まずは職員の意識改革が必要で、今それを行っている最中と答えておられます。町長はまた、コンプライアンスについての研修を深めて、職員が自由闊達に伸び伸びと仕事できる、環境改善に力を入れると言われましたが、私が想定している研修は、主に企画力を高め、職員の資質・スキルを高める研修です。そして管理職の在り方、これがとても大事と思われるのですが、現在の予算執行状況の有り様ではとても困難と判断しました。わずか362万円の研修費が少ないというだけで反対をするのはおかしいのではないかと思われる向きもあるでしょう。それで、ここ数年間のその予算・決算の過程、そのほかの費目との比較を述べながら討論を進めます。

この研修事業に関しては、なぜか委託費、旅費は毎年大幅に減額されます。ここ数年の状況を見ますと、昨年と同じような当初予算では351万円、一昨年は320万円。ところが決算時には200万円。当初予算から減額、129万円も減額となっています。また今年も3月補正で大幅な減額、80万円がありました。もともと362万円は少ないと思います。近隣、同規模の自治体は100万円多いところがありました。研修内容を見てみると、よい内容があっても一人単位が多いのです。最も研修がなされたのは平成27年度。多分、当初予算どおりだったと思います。345万円が決算でした。その時には、大野城市の福岡研修には98人、研修を受けていましたが、直近の平成30年度には53人とかなり減っています。また、管理職研修として研修はありますが、新任用の対象の方で受講職員は少ない。部長研修は遡って調べてみましたが、見当たりませんでした。部長制の意義なども、もう少し検討されていいと思われますし、その在り方も現状では満足できません。

一方、予算が少ないと言いながら、社会教育課所管の生涯学習センターの業務委託費の一千万円ほどの増額予算。3年間に1度の債務負担行為で、昨年12月の補正で年間800万円増の債務負担行為が計上されていました。主に委託先の人件費を増やすためと説明がありましたが、今でもやはり解せません。それぞれの思い、考え方があるでしょうから、単純には比較できませんが、民間に対する人件費は増やせても、役場の職員に対する研修費は増やせず、人件費の割合も会計年度任用職員、行政サービス包括委託の件があるので、増えているようですが、研修費の金額から見ると、さほど増えているとは思えないのです。

職員の人数が少ないのなら、少ない分研修を充実させる必要があります。実はその前に、この3月議会の一般質問で、今年の予算編成方針を尋ねました。ところがその中身は、昨年10月の消費税に関するものだけは削除で後は全く同じ。しかもこの内容は、前町長時代からの枠予算で決めていた内容です。町長は確か積み上げ方針だったと思います。基本方針4の見直されたものに関してお尋ねすることは、議案19号の鶴寿祝金の廃止について申し上げました。住民にとって最も、とてもありがたい・・・

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員、ちょっとよろしいですか。発言が長きにわたっておりますので、今後簡潔にまとめていただきたいと思います。

◎11番（本田芳枝君）

はい、もう終わります。住民にとってとてもありがたい予算計上もたくさんありますが、私にとっては、まず職員の質の向上であり、住民へのサービスの在り方です。5万人のまちづくりへの企画提案などを望んでいますが、予算を使わずに、意識改革だけをと思われている現状では期待できそうにもありません。

厳しいようですが、私の出した結論は反対ということでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議案第26号「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第27号「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第28号「令和2年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第29号「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、以上特別会計4件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

◎10番（久我純治君）

議案第26号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。令和2年度の本特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ37億5,360万5千円とするものでございます。これは、前年度当初予算比で6.4%の減となっております。

主な原因は、保険給付費の減額、及び県支出金の減額によるものでございます。歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税を7億7,660万5千円、県支出金を24億6,858万9千円、繰入金を2億6,416万2千円計上し、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を24億3,784万4千円、国民健康保険事業納付金を11億5,189万2千円、保健事業費を3,533万円、前年度繰上充用金を8千万円計上するものでございます。療養給付費は県に移行してどんなになったとか、また、健康推進

の県対策のことなど質問がありました。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第27号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

令和2年度の、本特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ5億2,033万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を4億550万円、繰入金を1億1,382万7千円。一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を5億182万7千円計上するものでございます。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第28号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。なお、経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

本特別会計保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,865万5千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、保険料5億5,693万2千円、国庫支出金を5億145万7千円、支払基金交付金6億3,412万円、県支出金3億3,910万2千円、繰入金を4億3,696万円を計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費7,930万9千円、保険給付費22億4,851万円、地域支援事業費1億2,847万9千円を計上するものでございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,700万6千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、サービス収入1,654万3千円を計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、総務費1,426万9千円、サービス事業費273万6千円を計上するものでございます。福祉センターを発着し、イオンモールの福祉バスの運行についてとか質問がありました。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

議案第29号は、「令和2年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について

ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

令和2年度の本特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ117万6千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、諸収入を116万6千円計上し、一方歳出の主なものといたしましては、諸支出金を94万5千円計上するものでございます。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これら議案4件につきましても、委員長の報告のとおり議員全員での審査でしたので質疑を省略し、これより、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第29号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第30号「令和2年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第31号「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上事業会計2件を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

どなたか携帯鳴ってましたですね。原則、議場持込は禁止となっておりますので、注意しておきます。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第30号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみをご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が10億5,426万3千円、支出が9億690万2千円で、資本的収支につきましては、収入が5億2,670万円、支出が9億611万9千円でございます。収入が支出に対して不足しています額につきましては、損益勘定留保資金、及び建設改良積立金等で補填するものです。

給水申込みの件数の増加とか、配水管工事の改良工事とか、配水管更新工事などの質問がありました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第31号は、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道会計予算について」でございます。付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみを報告させていただきます。

収益的収入につきましては、収入が12億5,497万円、支出が13億6,221万5千円で、資本的収支につきましては、収入が7億4,673万9千円、支出が9億8,931万2千円

でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

マンホールの取替え、また木の根のための工事などの質問がありました。

付託を受けました当委員会におきまして慎重審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これら議案2件とも、委員長の報告のとおり議員全員による審査でしたので質疑を省略し、これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これより、議案第31号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第32号「町道路線の廃止、変更及び認定について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第32号は、「町道路線の廃止、変更及び認定について」でございます。付託を受けました建設常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

議案書107ページにあります、整理番号1番から5番は、酒殿駅南土地地区画整理に伴い、路線の廃止及び起点・終点の変更などを行うものです。次に、整理番号6番は、路線の一部が一般交通の用に共さない箇所があるため、終点の変更を行うものです。次に、整理番号7番・8番は、路線の一部が通行不可能な路線内を横断している箇所があるため、分割を行うものです。道路法第10条第3項第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

委員会では、路線図を見ながらの説明を受けましたが、基本的に小字名を路線名のベースにしているため、その小字名を知らないと、地図を見ないでは理解ができません。将来の議会においては、IT技術の導入等によって、それらの問題が解決できることを期待します。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第32号の討論に入ります。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、議案第33号「和解及び損害賠償の額を定めることについて（追認）」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第33号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて（追認）」でございます。まず初めに、開会日当日にて町長からも報告がありましたが、町執行部の認識不足から、公用車の事故に起因するもの8件、施設の瑕疵を起因するもの8件、合計16件もの不適切な事務が発生し、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努めてまいるとの説明がありました。付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を行います。

法の規定、地方自治法第96条第1項議会議決事項、第12号で和解に関すること。第13号で法律上その義務の属する損害賠償の額を定めることについて規定されています。第12号、和解とは、当事者がお互いに譲歩してその間に在する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずると規定があり、成立要件は、次の3

点となります。１、当事者間に争いがあること。２、お互いに譲歩を行っていること。３、法律関係を確定する合意があること。第13号、法律上その義務の属する損害賠償の額を定めること。

付託を受けました当委員会での審査の中で、今後の処理について主な質問として、スピード感をもって対処するには専決処分がよいが、少ない額でも会期ごとの報告を行うことの意見、今後、このような不適切な事故が二度と起こらないよう法令遵守の徹底を図り、再発防止に努めていただくよう注意を促します。

付託を受けました総務常任委員会での審査の結果は、全員賛成にて可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第33号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第34号「和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第34号は、「和解及び損害賠償の額を定めることについて」でございます。付託を受けました建設常任委員会において、審査の経過と結果についてのご報告をいたします。

今、33号で追認されたものの、最寄りの1番最近起こった事象の1件でございます。令和2年1月18日に町道下預田～瓦ヶ田線において発生した道路管理の瑕疵による車両物損事故について、相手方に対し過失割合に応じた損害賠償の額を定め和解しようとするもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求められたものでございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第34号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第35号「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員長。

（国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員長 久我純治君 登壇）

◎10番（久我純治君）

議案第35号は、「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の制定に関する協議について」であります。付託を受けました国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

今回の規約は、国鉄志免炭鉱ボタ山について、開発協議に関することと、維持管理に関することについて明確に区分した上で、維持管理については、粕屋町・志免町・須恵町の3町で法令に基づいた適切な事務を行うための共同管理執行規約を定めた内容となっております。複数の自治体で共同事務を行う場合、地方自治法の規定により議会の議決を求められたものであります。

その中で、今後の当特別委員会の在り方などの質問が出ておりましたが、当委員会におきまして慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（国鉄志免炭鉱ボタ山開発特別委員会委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第35号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、以上人事案件二つの諮問を一括して議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

諮問第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

平成29年7月1日から人権擁護委員をしていただいております、長義則氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求められたものでございます。

長氏は、長年中学校で教べんをとられ、退職後は、粕屋町の人権教育担当、教育相談に携わられ、広く社会の実情に通じ、人格・識見共に優れた方であります。

なお、当委員会での審査の結果は、賛成多数にて適任と決しましたことをご報告いたします。

諮問第2号も、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

平成29年7月1日から人権擁護委員をしていただいております、因裕子氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことに伴いまして、同氏を再度人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求められたものでございます。

因氏は、町立幼稚園で長年幼児教育にあたられ、人権問題への理解も深く、広く社会の事情に通じ、人格・識見共に優れた方であります。

なお、当委員会での審査の結果は、全員賛成にて適任と決しましたことをご報告

いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案等番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これらは人事案件につき、申し合わせにより討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

続きまして、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員長の報告のとおり適任と決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に本日追加提案されました、議案第36号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第36号「令和元年度粕屋町一般会計補正予算について」、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

この追加議案は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に基づき、町としまして緊急的に対応するため、令和元年度の一般会計補正予算を追加で提案されるものでございます。今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ600万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を157億9,332万4千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、14款国庫支出金のうち、民生費国庫補助金を600万円増額するものであります。続きまして、歳出の内容といたしまして、保育所等におけるマスク購入費等の新型コロナウイルス感染症拡大防止策に要する経費として、3款2項1目民生費の児童福祉総務事務費を600万円増額するものであります。

また、年度内の事業完了とならない場合を想定し、総額の繰越明許費を計上されたものであります。

審査の中で保育所の数とか、町で買い入れて商品を渡すのかとか、認可外保育所は県からするもののかとか、新しく建つ保育所にする対応と、また、受付の最初はいつからかっていうことで、そのような意見が出ましたが、当委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

本案は委員長の報告のとおり議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第36号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、閉会中の特定事件（所管事務調査）につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

委員会の閉会中の特定事件（所管事務調査）は継続することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

委員会の閉会中の特定事件（所管事務調査）は継続といたします。

町長から発言の申し出がありますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

去る2月28日に招集いたしました今議会におきまして、補正予算を初め、令和2年度当初予算案など、数多くの議案等の審議を賜り、活発なご議論をちょうだいしながら、一部の議案を除き、残るすべての議案等に可決承認をいただきました。

本当にありがとうございました。

また、新型コロナウイルス感染対策関連で、本日急きょ追加提案させていただきました補正予算につきましても、迅速な対応・審議を賜り、可決承認をいただきました。重ねて感謝いたします。今後も国や県と連携を図りながら、対策・対応に万全を尽くしてまいりたいと思います。

さて、3月10日付けの官報で、「阿恵官衙遺跡」（あえかんがいせき）が正式に国の指定を受けました。今回指定を受けたのは、平成25年度から平成29年度にかけて調査を行った、約4.5haの面積で、今後は指定用地の取得などについて、国との協議を進めてまいります。

今議会冒頭の施政方針や一般質問の場で申し上げましたが、これから10年先20年先の将来に向けて、町民の皆さまが夢や希望を抱き安心・安全の上に幸福感を実感できるまちづくりを目指していきます。そのためにも、町民の代表である議員の皆さんと活発な議論を通じて理解を深め、信頼関係を築くことが車の両輪として、この町が前進していく原動力と確信しております。どうか今後とも、ご理解とご支援

をよろしくお願いいたします。

さて、間もなく令和の時代も2年度となります。新型コロナウイルスの感染問題も今後の見通しが立たない不安な状況ではございますが、町民各位のご理解とご協力を得ながら、感染の拡大防止にあたり、一日も早い感染の終息を念じると共に、これからのこの粕屋町の未来が明るく希望に満ちたものとなるよう祈念申し上げ、3月定例会、閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

動議を提出いたします。

私たちの任期もあと一年であります。私は、16日の議員全員協議会で、今会期中に私たちが町民に約束した議会基本条例等の検証見直しを行うために、特別委員会を設置するように提案いたしました。議長はこれを議会運営委員会で、審議するよう申されました。

しかしながら、議会運営委員会では実質的な審議がなされておらず、まだ方向性も決まっておりません。そこで今会期を終える前に、ここで一旦休憩をとり、再度議員全員協議会を開催し、方向性が示されるように望みます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今案浦議員から、暫時休憩されたいとの動議が提出をされました。

これを議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（鞭馬直澄君）

結構です。所定の賛成者がありますので、動議は成立をいたしました。

よって、暫時休憩されたいとの動議を議題として、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本動議のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、暫時休憩されたいとの動議は可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時46分）

（再開 午後3時15分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から再開いたします。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、令和２年第１回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、令和２年第１回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後３時16分）

会議録調製者 古 賀 博 文 ほか 議会事務局職員

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 久 我 純 治

署名議員 本 田 芳 枝